

桃山学院大学

総合研究所紀要

Vol.51 No.1 2025.7

(共同研究)

論文

- 日本の香港向け農林水産物・食品輸出の展開と課題 大島 一二 (1)
梁 悦寧
- インドネシア・東スンバ島の学校におけるマラブ信仰教育 小池 誠 (17)
- NTT 西日本ルセントの障害者就業の実態
——精神障害者の高定着率を実現するマネジメント—— 信 夫 千佳子 (43)
安 原 佳 子
- PBL 型授業における SA の行動が受講生の
内発的興味に与える影響についての検討 藤 井 暢 人 (69)
櫻 井 結 花
藤 田 智 子
大 田 靖

論文

「皇国臣民」再論

- 心田開発運動との関連から—— 青 野 正 明 (85)

- 2024 年度研究所日誌 (143)



桃山学院大学総合研究所

(共同研究：海外の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究 ―地域ブランドの輸出促進と産学官連携)

日本の香港向け農林水産物・食品輸出の 展開と課題

大 島 一 二
梁 悦 寧

1. はじめに

本共同研究プロジェクト（22連289）は、「海外の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究―地域ブランドの輸出促進と産学官連携―」を課題に、日本の農業・農村・地域社会が直面する厳しい経済・社会環境のなかで、その打開策の一つとして、日本産農林水産物・食品の香港・中国・台湾等への輸出拡大による地域振興を中心的な研究課題として掲げている。具体的には、毎年夏季に、香港で開催される大規模な食品展示会（香港フードエキスポ、Food Expo Hong Kong）を活用したプロモーション活動による農林水産物・食品の輸出振興をテーマに研究を実施してきた。

周知のように、日本の農林水産業は、農業総産出額・販売農家数・耕地面積の減少、農業労働力の減少等により厳しい状況に置かれている。とくに、日本農業の労働力問題に注目すれば、高齢化と後継者不足の深刻化が顕著である。農林水産省の「農業労働力に関する統計」¹⁾によれば、日本全国の基幹的農業従事者は、2015年の175.7万人から2024年には111.4万人に減少し、今後もさらに減少する趨勢にある。また、基幹的農業従事者の平均年齢も、2015年の67.1歳から2024年には69.2歳と平均年齢70歳の大台突入を目前としている。こうした状況は、新規就農者が2015年の6.5万人（49歳以下は2.3万人）から2023年には4.4万人（49歳以下は1.6万人）にいずれも大きく減少していることに象徴されるように、新規就農者の減少がその主要要因の一つである。こうした農業労働力の減少と高齢化は、日本の将来の食料自給問題に直接関わるだけでなく、農村経済の維持・振興、地域社会の維持にも関わる問題であり、まさに現在、根本的な対策が求められているといえよう。

こうしたなかで、日本国政府・農林水産省・都道府県は、「攻めの農林水産業」戦略の下

1) 農林水産省（2024）「農業労働力に関する統計」<https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>
キーワード：農林水産物・食品輸出、香港、日本農業

で、いわゆる「儲かる農業」実現を目的に、日本農業の販売額の増大、新規就農機会を拡大する重要な方途として、日本食および日本産農林水産物・食品の海外市場での販売拡大を強化し、とくに輸出拡大を積極的に支援している。

一方、海外に目を移すと、日本における人口減少・市場縮小とは対照的に、世界各地では人口増加と所得向上に伴い、食料の需要が伸びている。とくにアジア地域では、近年の目覚ましい経済成長を背景に所得水準が飛躍的に向上しており、2020年にはアジア全体の個人消費額は日本の4.5倍に相当する16.14兆ドルに、食市場（食品・外食市場等）の規模も2.42兆ドルに拡大するとの試算もある²⁾。

このように、日本国内における農林水産物・食品の大幅な消費拡大が期待できないなか、海外での日本食に対する需要の高まりを、日本から中国・香港・台湾等の海外への農林水産物・食品輸出にいかにつなげ、国内産の農林水産物・食品の販売強化を促進するかが大きな課題となっている。

そこで、本共同研究では、現在の農林水産物・食品の輸出の現状と課題を分析し、今後香港等への輸出をより順調に発展させ、地域農業・地域経済の発展を可能とするために、どのような戦略を講じるべきなのかを明らかにすることを目的とする。なお、本研究で、香港への農林水産物・食品の輸出を検討する要因としては、後述するように、長期にわたって香港は日本にとっての農林水産物・食品輸出の主要な輸出先であったこと、また、日本の食品産業、とくに外食産業の香港への進出も活発であり、日本の食品産業の海外展開、農林水産物の海外展開の重要な拠点となっているためである。

2. 日本における農産物輸出振興政策の展開と先行研究

今世紀に入って、日本産農林水産物・食品の輸出促進の気運が高まった。これは主に日本政府、都道府県庁およびその他関係機関（地域の農業協同組合、食品企業等）の積極的な働きかけによるところが大きい。この運動の端緒と考えられるのは、2003年5月に鳥取県が中心となり、農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会が発足したことであろう。さらに、同2003年7月には日本貿易振興機構の日本食品等海外市場開拓委員会が発足した。また翌2004年には農林水産省に輸出促進室が設置され、国や各都道府県レベルでの補助金制度の創設が相次ぐなど、国や都道府県での取り組みも本格化した。

そして日本政府および農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模に拡大するとの目標を掲げ、その達成に向けて、2013年8月、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定している。この輸出戦略においては、日本食の主要

2) ローランド・ベルガー（2024）「アジア地域の個人消費は今後10年で7兆ドル増加と予測～個人消費が横ばいの日本市場で、直近2年間に25%以上消費市場が拡大するのは、食料品・飲料、生活雑貨・サービス、健康関連商品・医療サービスの3領域～」2024年11月14日。<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000084.000020895.html>

品目として以下の「重点品目」をあげている。つまり、①加工食品、②水産物、③コメ・コメ加工品、④林産物、⑤花き、⑥青果物、⑦牛肉、⑧茶の8品目である。この①～⑧の重点品目ごとに重点輸出相手国・地域を定め、輸出環境の整備交渉や商流の確立・拡大を図っていくことが推進されている。

このように、日本の農林水産物・食品の輸出が拡大するに伴って、これについての研究も増加してきた。たとえば松井一彦（2014）は、日本からの農林水産物・食品輸出振興策における課題について、いくつかの課題を指摘している。①水産物については、個々の漁協・事業者が個別に輸出に取り組んでいるため、マーケティング・ブランディングが十分でなく、小ロット・季節対応となってしまう売り場が望む供給が難しい。②加工食品については、輸出できる加工食品の種類の拡大と新規市場の開拓といった問題がある。③コメ・コメ加工品については価格差や品質といった問題がある。④青果物については、マーケティング、品揃え、周年供給の確保が不十分である。⑤牛肉については、HACCPやハラール認証34等に対応した食肉処理施設の整備が不十分である、などの問題である。

また、石塚哉史（2015）は、日本産農産物・食品輸出に関する既存研究を大別し、①国内産地流通主体（系統農協や輸出推進協議会、企業等）を対象とした輸出システムの解明、②輸出相手国・地域の輸出関連（植物防疫）制度や社会的慣習を整理し、日本の輸出主体に対する作業負担の現状と課題の検討、③輸出相手国・地域において店頭調査及び消費者アンケート調査から現地の消費者ニーズの解明、の3点に分類できると述べている。

さらに大島一二（2017）は、日本産の食品や農産物の海外輸出が拡大している背景には、輸入国側における客観的な経済状況の変化にも注目する必要があることを指摘している。その変化の1つは、比較的高価である日本の農産物・食品の購買対象となりうる富裕層が形成されつつあることである。また、日本産の食品・農産物の輸出だけでなく、日本の食文化の海外進出には、当然、日系レストランの海外進出が重要な役割を果たしていることはいうまでもない。このことは、まさに日本の外食大手企業の海外進出に典型的である、と述べている。

このほか、栩木誠ら（2010）は、国産農林水産物にとって魅力がある海外市場は、それぞれ強い産物を持つ他国産農林水産物との激しい競争を強いられる市場でもあることを指摘している。新たな輸出目標を達成していくためには、以下のような検討、改善に取り組むべき課題は多いとする。つまり、①農産物輸出は極めて息の長い取り組みだけに、近視眼的ではなく輸出先市場のきめ細かなマーケティングに基づいた長期戦略構築と戦術の展開、国全体の輸出促進体制の確立、②一定の効果をあげている検疫問題や商標問題など輸出環境整備のための外交の一層の強化、③農産物輸出は、食文化を含めた日本の魅力を世界に訴えていくことだけに、日本全体の魅力向上と、国産農水産物売り込みのための「ジャパンブランド」の確立、④高品質で健康的・安心・安全と共に、安定供給のための産地間の連携と国のリーダーシップと自治体との協力強化、⑤内外物流など輸出拡大のための基

盤整備，と述べている。

さらに，石塚哉史（2016）は，輸出相手国・地域において，他国産との差別化を明確にし，消費者へPRする必要性が高いことを指摘している，と述べている。

こうしたなかで，香港への農林水産物・食品の輸出を検討する先行研究もみられる。濱島敦博ら（2018）は，国内市場とは異なり，域内に農業の生産基盤をほとんど持たず，住民の多くが各国・地域の農業体系の本質的な相違を認識する機会の少ない香港においては，食味の違いの説明や単に日本産であることを示す表示のみでは，消費者に商品の差異が正確に認識されず，日本産の差別化が進まないことを指摘している。日本産和牛の最大の輸出先である香港市場において他国産品との競合及びそれに伴う差別化の必要性は，近年，韓国産や台湾産との競合が進む果物の一部の品目など，他の日本産農産物の輸出品目においても観察されると述べている。

こうした状況のなかで，香港，台湾等の東アジア現地においては，日本産食料・食品への関心がとくに高まっている。それは主に以下の2つの要因によると考えられる。

① 2000年代初めに，中国・台湾・東南アジア諸国等で頻発した食品安全問題の影響により，とくにアジアにおける主要食料供給国である中国産食品への多くの消費者の不信が存在し，このため安心・安全を標榜する日本産食料・食品への信頼と需要が高まっていること。

②世界的に，味が良く，見た目が良く，健康的なイメージのある日本食および日本産食品は各国で人気が高まっており，こうした状況に，2013年12月の「日本食のユネスコの世界無形文化遺産登録」が拍車をかけていること。

こうした情勢を背景に，2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては，当時の安倍内閣は，農村振興と，農林水産業生産額，農家所得の増加のため，前述のように，2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする戦略を策定した。この目標は，その後実施された，後述する日本政府および各都道府県による輸出振興策の効果，さらにはアジア地域の大きな需要の存在もあり，新型コロナウイルスの感染拡大下ではあったが1年遅れて達成された。つまり，2021年の農林水産物・食品の輸出額は1兆2,382億円となり，2020年の9,860億円から25.6%の大幅な増加となったのである。

この目標達成を基本に，2020年には，2025年に2兆円，さらに2030年に年間輸出額5兆円を目標とする「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」方針が示された。この目標は非常に高い水準であり，とくに2030年の5兆円達成には抜本的な振興策が必要となろう。農林水産物・食品の輸出を促進するために，今後農林水産省，各都道府県を中心に，日本政府，農業協同組合，食品関連企業，個別の農業経営体等が全体でさらにどのような具体策を実施するのかが注目される³⁾。

3) 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」方針では，①品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化，②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林漁業者の後押し，

一方で海外に目を移すと、世界人口の増加と食習慣の変化により、世界の食料需要総量はさらに増加する見込みであり⁴⁾、同時に、日本食の海外における流行は、来日するインバウンド観光客の増加等により依然として高いレベルにあるため⁵⁾、日本の農林水産業が今後継続的に発展していくためには、こうした海外の日本食品・日本食需要の獲得を実現することが重要な鍵となると考えられる。

このような情勢を踏まえて、海外向けの農林水産物および日本食品の海外市場での販売が進展している。2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大等により、一時日本の農林水産物の輸出は影響を受けたが、2023年には、回復傾向を示し、輸出額がさらに拡大する趨勢にある。前述したように、日本政府は「食料・農業・農村基本計画（2020年3月）」において、2019年に9,121億円であった農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、さらに2030年まで5兆円の政策目標を掲げている。こうした情勢に基づけば、日本の国内市場での販売拡大だけでなく、香港など海外で開催される各種食品展示会への積極的な出展、さまざまな情報ツールを活用した日本の食文化・食品の発信や、訪日外国人の誘致などの取り組みをさらに拡大する必要があるだろう。

3. 日本の農産物・食品輸出の展開

3.1. 主要国の農産物輸出

周知のように、世界の農林水産物市場は持続的に拡大しており、農林水産物の貿易量も増加している。この大きな背景としては、経済発展とならんで、2050年には世界人口が約97億人に達することが予想されるなど、人口が急速に増加し、世界各地で食料需要が拡大しているためである。こうしたことから、国際的にみて、食料安全保障は依然として食料充足問題であり、古くて新しい課題であるといえる。

こうした情勢の中で、10数年前の2012年の世界の国・地域別農林水産物・食品輸出額を見ると（表1参照）、上位5位は、第1位アメリカ、第2位オランダ、第3位ドイツ、第4位ブラジル、第5位フランスの順で、日本は51位であった。

③省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服、などの施策が推進されている。

4) 主要34か国の飲食料市場規模は、国際機関によるGDPと人口の見通しを踏まえると、2015年の890兆円から2030年には1.5倍の1,360兆円へ成長すると予測され、特に、高い経済成長が続くアジア市場の規模は、420兆円から800兆円と約1.9倍に拡大すると予測されている。北米は220兆円から280兆円と1.3倍に、ヨーロッパは210兆円から240兆円と1.1倍に各々増加すると見込まれる。その中で、中国は大幅な経済成長による食生活の変化が見込まれ、加工品を中心に265兆円から499兆円と200兆円以上拡大し、全体の拡大幅の半分以上を占める。インドは、人口増加と経済成長による食生活の変化が見込まれ、生鮮品、加工品の伸びが大きい。インドネシアは、経済成長による食生活の変化が見込まれ、特に生鮮品の伸びが大きい。農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計 平成31年3月」による。https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/190329_01.pdf

5) 農林水産省「海外における日本食レストラン数の調査結果（令和5年）の公表について」では、海外、とくにアジア地域の日本食レストランが増加趨勢にあることがわかる。https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/231013_12.html

表1 2021年農産物・食料品輸出額（上位国別ランキング）10位（単位：百万USドル）

順位	国	2012年輸出額	国	2021年輸出額	伸び率%
1	アメリカ	138,409	アメリカ	170,395	23.1
2	オランダ	96,979	オランダ	117,433	21.1
3	ドイツ	78,678	ブラジル	97,659	24.1
4	ブラジル	77,604	ドイツ	88,019	13.0
5	フランス	70,186	フランス	78,335	11.6
6	中国	56,318	中国	77,107	36.9
7	カナダ	46,355	スペイン	67,668	53.1
8	スペイン	44,207	カナダ	64,848	39.9
9	アルゼンチン	41,721	イタリア	58,827	51.2
10	イタリア	38,893	アルゼンチン	55,627	33.3
51	日本	4,592	40位：日本	9,351	103.6

資料：グローバルノート国際統計・国別統計専門サイトより筆者作成。

次に、10年後の2021年の世界における農林水産物・食品輸出額を国別にみると（前掲表1参照）、第1位アメリカ、第2位オランダ、第3位ブラジル、第4位ドイツ、第5位フランスの順で、上位国の順位に大幅な変化はないが、日本は40位とかなり順位を上げていることがわかる。

つまり、2012年と2021年の比較で、各国の輸出額の伸び率は、第1位アメリカが23.1%増、以下、オランダ21.1%増、ブラジル24.1%増、ドイツ13.0%増、フランス11.6%増、中国36.9%増、スペイン53.1%増、カナダ39.9%増、イタリア51.2%増、アルゼンチン33.3%増であったが、これに対して日本は40位で、輸出額の増加率は実に103.6%増と、他の諸国との比較で高い水準であった。

農産物輸出額上位国の多くは、アメリカ・ブラジル・カナダのように国土面積、人口規模が大きい国であるが、とくに注目されるのは第2位のオランダの輸出額の高さである。国土面積からみると、オランダの国土面積は九州と同程度で狭小であるが、輸出額は日本の実に12.6倍である。日本の農林水産物・食料品輸出額は、近年著しい増加傾向にあるとはいえ、輸出額の規模としては他国との比較でいまだ小規模で、世界の第40位に留まっている。このことを言い換えれば、今後の日本の農林水産物・食品輸出額のさらなる増加の可能性は存在すると考えられる。

3.2. 日本の農産物輸出の展開

つぎに、図1は、2012年から2023年までの日本の農林水産物・食品輸出額の推移を示している。また、表2は、2012年と2023年の10年余の経過の中で、構成比がどのように変化したのかを示したものである。

まず図1および表2からは、この10年余で農林水産物・食品の輸出額が3倍近く増加し

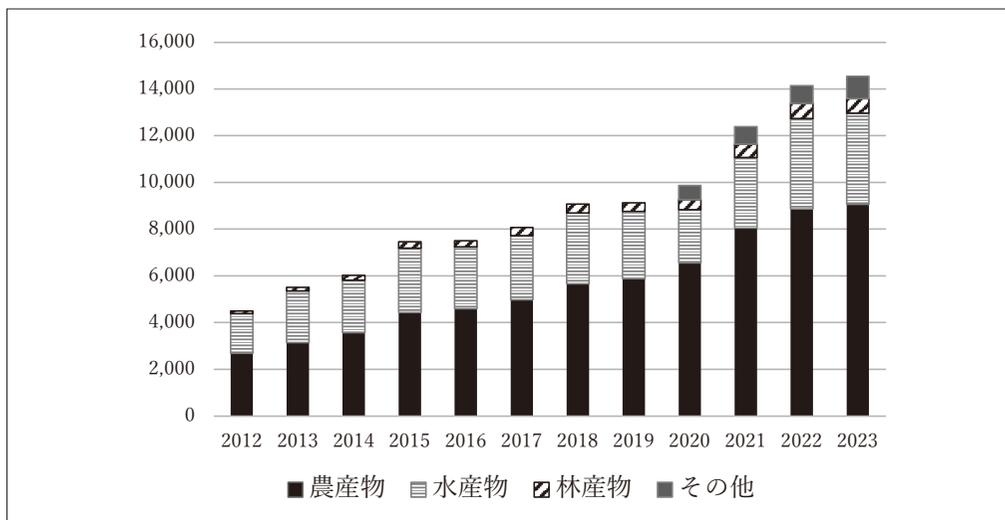


図1 日本の農林水産物・食品輸出額の推移 (億円)

注：「その他」は品目分類できない少額貨物輸出額である。

資料：農林水産省のデータをもとに筆者作成。

表2 農林水産物・食品品目別輸出額の推移 (2023年と2012年)

(単位：億円)

区分	2023年	2020年	対2020年 増加率 (%)	2012年	対2012年 増加率 (%)
農産物	9,059	6,552	38.3	2,680	238.0
林産物	621	429	44.8	118	426.3
水産物	3,901	2,276	71.4	1,698	129.7
合計	13,586	9,256	46.8	4,497	202.1

注：少額貨物輸出額の比較を除く。四捨五入のため比率の合計が100%にならない場合がある。

資料：2023年、2020年農林水産省輸出・国際局のデータと国際部国際政策課2012年農林水産物輸出入概況から筆者作成。

たことがわかる。とくに、前述したように、農林水産物・食品の合計輸出額が、2020年の9,860億円から2021年の1兆2,385億円に増加し、前述した2013年当時の日本政府の目標であった1兆円を達成している。

また、農林水産物・食品の2022年、2023年の輸出額は2021年に比べ、さらに増加していることがわかる。

さらに、以下のような特徴が指摘できる。

まず、表2からは、農産物（食品を含む）の輸出が農林水産物輸出全体の半分以上を占めていることがわかる。つまり、2012年の農産物輸出額は2,680億円だったが、輸出額は年々増加し、新型コロナウイルス感染拡大の影響も比較的軽微で、2020年には輸出額は6,552億円（全輸出額の66.5%）にまで増加している。一方、農産物の輸出額が2012年か

ら2023年まで3倍以上伸びたが、構成比からみると、農産物輸出額は全輸出額に占める割合は2012年の59.6%から2023年の62.3%までの微増にとどまっており、農産物・林産物・水産物の全体構成には大きな変動は起こっていないことがわかる。

また、2023年と2020年の輸出額に示されているように、2012年との比較で、農産物、林産物、水産物のいずれも全体として増加傾向がみられる。この要因としては、農林水産省の見解では、「新型コロナウイルスの蔓延が続く中、消費者ニーズの変化に対応した小売店向けやEC販売等の販売方式の多様化と、海外諸国の経済活動の回復、特に中国や米国等の経済活動の回復傾向が早く、外食需要も回復に向かい、多くの品目で輸出が堅調で、総額も伸びた。」と、されている。

また、前述の輸出額1兆円の目標達成のため、「日本政府が輸出拡大の取り組みに力を入れ、輸出証明書の手続きの円滑な発行、牛肉処理加工施設や水産加工施設等の整備、輸出先国との規制交渉の進展、見本市・商談会の開催、輸出先国でのプロモーションなどを積極的に行い、輸出額が増加できる環境を整えたこと」も、この時期の農林水産物の輸出額増加の一因と考えられる。

4. 香港への農林水産物・食品の輸出状況

4.1. 日本の主な輸出先国・地域向け農林水産物輸出状況

前述のように、日本の2023年の農林水産物・食品輸出総額は、2020年比47.5%増加し、過去最高の1兆4,547億円（少額貨物輸出額961億円を含む）となった。この輸出額を輸出

表3 2023年農林水産物の輸出額上位10か国・地域別

単位：(百万円, %)

順位	国・地域名	2023	2023	2020	対2020 増減率	2017	対2017 増減率
		金額	構成比	金額		金額	
1	中国	237,053	17.5	164,476	44.1	100,715	135.4
2	香港	236,515	17.4	206,625	14.5	187,690	26.0
3	アメリカ	206,237	15.2	119,173	73.1	111,547	84.9
4	台湾	153,239	11.3	98,053	56.3	83,784	82.9
5	ベトナム	69,702	5.1	53,482	30.3	39,516	76.4
6	韓国	76,079	5.6	41,512	83.3	59,669	27.5
7	タイ	51,089	3.8	40,257	26.9	39,057	30.8
8	シンガポール	54,753	4.0	29,643	84.7	26,131	109.5
9	オーストラリア	31,027	2.3	16,526	87.7	14,805	121.8
10	フィリピン	30,587	2.3	15,401	98.6	14,375	59.9
	EU(参考)	72,364	5.3	49,296	46.8	45,249	69.2
	上位10か国地域計	1,146,281	84.5	785,148	46.0	677,289	68.3

注1：百万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

注2：少額貨物輸出額の比較を除く。

資料：農林水産省「令和4年4月8日農林水産物輸出入概況」2017年、2020年、2023年の農林水産物・食品輸出額から筆者作成。

先国・地域別に整理しよう。

2023年の輸出額上位10か国・地域は以下のとおりである（表3参照）。中国、香港、アメリカ、台湾、ベトナム、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、フィリピンであった。この上位10か国・地域への輸出が日本の農林水産物輸出額全体の84.5%を占めている。アメリカとオーストラリアを除く、アジア8か国・地域が全体の農林水産物輸出額の66.9%を占めており、日本の農林水産物輸出の主要な仕向け先はアジア地域であることがわかる。

比較可能な2005年以降、最大の輸出相手国・地域は一貫して香港だったが、2021年には初めて中国が首位になった。香港が2位に留まった要因としては（香港の2017年から2021年の増加率は16.7%の増加にとどまっている）、現地の外食需要の減少により、高級食材の乾燥ナマコ（調製）（14.4%減）や、貝柱調製品（16.6%減）の輸出額が減少したことが挙げられる。

4.2. 香港向け農林水産物・食品輸出額の推移

外務省によると、2023年香港の人口は約740万人で、面積は東京都の半分程度の1,110平方キロメートルである。1人あたりのGDP（名目）は49,795ドルと高い水準にある。総貿易額は輸入6,828億ドル、輸出6,381億ドルで、内、対日輸入が348億ドル（5.1%）、対日輸出が153億ドル（2.4%）である。香港の在留邦人は24,097人と中国の中では高い水準にある⁶⁾。日本貿易振興機構香港事務所の調査データによると、2017年香港における食料品の支出額は全体の15.9%を占め、世帯当たりの食料品支出額は14,419.9米ドルと、日本の約1.7倍の高い水準である⁷⁾。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、香港の観光・小売り等のサービス業は大きな打撃を受けており、2020年のGDP、貿易、小売等いずれもマイナス成長となったが、2021年には持ち直し、前年の落ち込みもあってGDP成長率は6.3%と改善した⁸⁾。

周知のように香港と日本の交流は盛んであり、香港から日本を訪問する観光客が多く、2019年の香港からの訪日客数は2,290,792人（総人口の30.9%）と過去最高となった。2020年以降は新型コロナウイルス感染拡大により大幅に減少しているが、今後訪日客数の回復が予想されている⁹⁾。

また、前述したように、香港への日本外食産業の進出も活発である。日本貿易振興機構香港事務所の調査データによると2021年8月、海外における日本産食材サポーター店舗数

6) 外務省（2023）「海外在留邦人数調査統計」2023年10月資料による。

7) 日本貿易振興機構香港事務所（2021）「香港の日本食品市場の動向と流通」2021年11月、32頁より日系企業拠点数を抜粋。

8) 外務省（2022）「香港基礎データ」2022年7月25日。

9) 日本政府観光局（2023）「(JNTO) 訪日外客数・出国日本人数データ 国籍／月別 訪日外客数」(2003年～2022年)

は7,671店のうち、香港の飲食店は541店（3位）、小売店は761店（2位）と、合計1,302店で世界第2位であるという¹⁰⁾。

2021年の香港向け農林水産物・食品輸出額は2,190億円で、前述のように、中国に次いで第2位の輸出先であり、輸出総額（12,382億円）の17.7%を占めている。2023年の香港向け農林水産物・食品の輸出額は2,365億円で、2021年に比べて8.0%増加した。内訳を見ると、表4のように、農産物輸出額が全体の56.4%を占め、水産物輸出額が43.0%、林産物輸出額は0.6%である。

2022年の香港向け農林水産物・食品輸出額の順位は2位で、2021年に比べ、若干輸出額が減少したが、2023年は大幅に増加した。特に水産物の輸出額の増加が著しい。

表4 2023年香港向け農林水産物・食品輸出額

(単位：億円)

	項目	2023年 金額	合計	2021年 金額	合計	2023年香港 向け全輸出 額に占める 比率(%)	2023年 構成比 (%)
農産物	加工食品	630	1,334	834	1,505	26.6	56.4
	畜産品	232		210		9.8	
	穀物等	138		126		5.8	
	野菜・果実	215		178		9.1	
	その他農産物	119		157		5.0	
林産物	林産物	14	14	18	18	0.6	0.6
水産物	水産物（調整品以外）	629	1,016	356	668	26.6	43.0
	水産物調整品	388		312		16.4	
香港向け農林水産物輸出額合計 (順位)		2,365 (2位)		2,190 (2位)		100	100

注：百万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

資料：2022年6月農林水産省 2021年、2022年、2023年農林水産物・食品の輸出実績（国・地域別）から筆者作成。

表5に示したように、2021年の香港向けの農林水産物の主な品目の輸出状況を見ると、2020年に比べ、アルコール飲料47.9%増、牛肉39.9%増、リンゴ21.0%増、真珠169.3%増などが増加した。これに対して、たばこ5.0%減、菓子（米菓を除く）4.2%などが減少している。

2017年に比べ、アルコール飲料207.8%増、牛肉56.6%増、リンゴ42.5%増、ソース混合調味料41.5%増などの増加が著しい。これに対して、たばこ18.9%減、菓子（米菓を除く）13.9%減、小麦粉27.4%減、播種用の種等67.0%減が減少している。2023年の香港向けの農林水産物・食品の輸出額は2021年に比べ、増加傾向である。

10) 日本貿易振興機構香港事務所（2021）「香港の日本食品市場の動向と流通」2021年11月52頁

表5 2023年と2021年香港向けの農林水産物の主な品目の輸出概況 (単位：百万円)

	品目	2023年 金額	2021年 金額	2021年 品目構成比 (%)注1	2020年 金額	2021年 対2020年 増減率 (%)	2017年 金額	2021年 対2017年 増減率 (%)
農産物	アルコール飲料	9,444	14,758	12.9	9,975	47.9	4,795	207.8
	牛肉	8,442	7,564	14.1	5,405	39.9	4,830	56.6
	たばこ	5,630	7,486	51.4	7,879	▲ 5.0	9,235	▲ 18.9
	清涼飲料水	6,957	5,611	13.8	5,114	9.7	5,122	9.5
	菓子(米菓を除く)	5,885	4,809	19.7	5,019	▲ 4.2	5,585	▲ 13.9
	ソース混合調味料	4,267	3,555	8.2	3,492	1.8	2,513	41.5
	リンゴ	4,699	3,503	21.6	2,895	21.0	2,458	42.5
	小麦粉	2,954	2,576	25.7	2,388	28.6	3,550	▲ 27.4
	ブドウ(生鮮)	1,993	2,114	45.7	2,096	0.9	1,697	24.6
	粉乳	708	1,262	9.1	1,232	2.4	747	68.9
播種用の種等	140	779	6.3	945	▲ 17.6	2,363	▲ 67.0	
林産物	木製家具	7.0	866	15.9	625	38.6	-	-
水産物	真珠	45,596	12,510	73.3	4,645	169.3	26,905	▲ 53.5
	なまこ(調整)	9,041	12,033	77.6	15,402	▲ 21.9	20,332	▲ 40.8
	ホタテ貝	5,084	4,324	6.8	3,091	39.9	3,948	9.5
	練り製品	2,556	2,671	23.7	2,659	0.5	3,186	▲ 16.2
	かつお・まぐろ類	2,302	2,328	11.4	1,596	45.9	1,099	111.8
	ぶり	2,218	1,537	6.2	1,145	34.2	440	249.3
その他	116,830	127,277		129,629	▲ 1.8	87,656	45.2	
香港向け農林水産物輸出額合計		236,515	219,026	18.8	206,625	6.0	187,690	16.7

注1：「2021年品目構成比(%)」は当該品目総輸出額に占める香港の比率を示したものである。

注2：百万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

注3：「ぶり」については、2022年1月から、「生鮮・冷蔵・冷凍」に加え、「活魚」を含めた統計品目番号が新設されたことに伴い、集計対象範囲が「生鮮・冷蔵・冷凍」から「活・生鮮・冷蔵・冷凍」に拡大したことから、参考として使用。

資料：2022年6月農林水産省 2021年、2022年、2023年農林水産物・食品の輸出実績(国・地域別)、農林水産省令和4年4月8日農林水産物輸出入概況2021年(令和3年)から筆者作成。

2021年香港向けの林産物の輸出額は18億円と必ずしも多くないが、主な品目として木製家具の輸出額が約8.7億円(2020年に比べ38.6%増加)を占めていることは大きな特徴となっている。2023年香港向けの林産物の輸出額は14億円で、木製家具の輸出額が7.0億円で約半分占めている。

2021年水産物において、真珠の73.3%、なまこ(調整)の77.6%の輸出が香港向けである。真珠の輸出額は125億円で、香港向け水産物の輸出額全体668億円の18.7%を占め重要品目である。また、なまこ(調整)も120億円と多く、18.0%を占めている。2020年香港向け水産物輸出額に比べ、2021年には真珠169.3%増、ホタテ貝39.9%増、かつお・まぐろ類45.9%増、ぶり34.2%増などと、水産物の香港向け輸出は増加傾向にある。2017年と

の比較でも、かつお・まぐろ類 111.8%増、ぶり 249.3%増などの増加が多い。しかし、真珠 53.5%減、なまこ（調製） 40.8%減などの減少が香港向け輸出の停滞に影響を与えている。2023年香港向け水産物の輸出額は2021年に比べ、なまこ（調製）が減少したが、ホタテ貝、ぶり、真珠が大幅に増えた。2023年の香港向けの農林水産物の主な品目の輸出金額は2021年に比べ、りんご、清涼飲料水などが増加した。特に真珠の増加が著しい（264.5%増加した）。

5. まとめにかえて

人口減少社会、超高齢化社会に突入した日本では、過去10数年にわたって農産物市場、食品市場、外食市場等がいずれも縮小し、こうした動向は今後も継続するものと考えられる。こうした国内市場縮小へのひとつの対応として、海外での販路拡大や農林水産物の輸出の重要性が高まっている。実際に、2002年の日本の総輸出額は52兆1,090億円であったが、この年の農林水産物・食品の輸出額は3,059億円と、全輸出額に占める比率はわずか0.6%にすぎなかった。しかし、2023年の日本の総輸出額全体は83兆914億円に増加したものの、前述のように農林水産物・食品の輸出額も1兆2,382億円に拡大し、全輸出額に占める比率も1.5%に拡大している。

こうした動向は今後もさらに強まるものと予想できよう。なぜなら、国際経済の発展に伴って、今後も多くの国で所得の増大が予想され、また人口増加が予想できるからである。こうしてもたらされた海外市場の拡大によって、市場での評価が高い日本産農林水産物・食品に対しては、ますます需要が拡大するものと予想される。また、経済発展によって消費が多様化し、これまで見られなかった需要の拡大も現実のものとなるだろう。たとえば、前述した香港市場における日本製伝統家具の販売拡大などは、つい数年前までまったく予想もされていなかった事態であり、今後もそうした新しい市場開発の可能性も高いと考えられる。

本論文で検討してきた日本産農林水産物・食品の輸出額の拡大は、実態としては、海外における日本の安全で特色ある食文化の輸出、普及という現象であるともいえる。とくに中国、香港、台湾は日本との交流が盛んで、経済も活発に結びついていることから、これらの国・地域の食文化、生活スタイルなどと融合し、多様な消費スタイルの誕生につながり、新しい輸出可能性が拡大していくものと考えられる。

とはいえ、農林水産物・食品の輸出拡大は一定の努力が伴わなければ、達成することができないことも明らかである。たとえば、高付加価値食品の継続的な開発は重要な輸出拡大の手段のひとつである。また、高付加価値食品が開発できても、海外販売の輸送中の品質の維持とコストの課題も存在する。よって、物流システムの整備も重要性が高いといえよう。最後に、輸出先国の市場をどのように開拓するのかという大きな問題も残されている。これには海外での食品展示会などへの出展などの継続的な努力が必要となると考えら

れる。

今回の統計分析により、香港向けでは、なまこ（調製）、牛肉、リンゴ、ブドウ、真珠、木製家具、アルコール飲料、ほかに贈答用の人気が高い果物はリンゴ、ブドウ（生鮮）、モモ、イチゴ等の需要があることが明らかになった。

前述したように、日本政府は、日本の農林水産物輸出額を2025年度2兆円、2030年度5兆円の目標を掲げている。また政府が訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業を行い、農林水産物・食品の輸出額の拡大を目指すだけでなく、インバウンド需要の増大も目指している。2030年まで訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円の目標を掲げている。それが実現すれば、日本の食・食文化の魅力を訪日外国人に伝え、訪日外国人が帰国後も日本の農林水産物・食品に消費し、引き続き日本の農林水産物・食品に関心を持つという好循環形成の可能性も十分に考えられる。さらなる輸出振興が求められている。

参考文献

- 農林水産省（2016）ワーキンググループ（第10回）「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」首相官邸政策会議 2016年5月12日
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/all_himmoku.pdf
- 農林水産省輸出・国際局（2024）「2023年農林水産物・食品輸出額の全体状況」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/attach/pdf/zisseki-7.pdf
- 日本貿易振興機構（2019）「中華料理には日本産食材を（香港）」
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/223bf17a2df73cb4.html>
- 日本貿易振興機構香港事務所（2023）「香港の日本食品市場の動向と流通」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/industry/foods/past-seminar/pdf/201906_1-2.pdf
- 加藤孝治・前野高章（2021）「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略について」日本大学
https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2020_2ronbun.pdf
- 齋藤真衣子（2022）国立国会図書館 NO.1187「農林水産物・食品の輸出促進—経緯と課題—」調査および立法考査局農林環境課
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12199159_po_1187.pdf?contentNo=1
- 下渡敏治（2015）「日本食（和食）のグローバル化と農産物輸出の展望と課題」『開発学研究』日本国際地域開発学会 25巻3号 1-11頁
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010891440.pdf>
- 村上真理（2018）「日本産農産物の香港市場への輸出に関する一考察」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jafame/20.21/0/20.21_103/_article/-char/ja/
- 大島一二（2007）「農産物貿易にみる東アジアの相互関係」農業経済研究 第79巻第2号
https://www.jstage.jst.go.jp/article/nokei/79/2/79_110/_pdf/-char/ja
- 大島一二（2017）「香港フードエキスポにおける日本産農産物・食品の販売戦略」『桃山学院大学総合研究所紀要』桃山学院大学総合研究所 43巻1号 117-126頁
https://stars.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=8866&item_no=1&page_id=13&block_id=67
- 大島一二（2007）「中国産農産物・食品の安全問題と中国政府の対応（特集 中国における「食の安全」と流通）」『東亜』（482）32-40頁 霞山会

- 大島一二 (2007) 「中国の農林水産物輸出戦略」 社団法人国際農林業協力・交流協会
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h18/pdf/h18_asia_04.pdf
- 大島一二 (2015) 「日本産農林水産物輸出の現状と課題 香港・台湾向け輸出を対象に」『桃山学院大学経済経営論集』第57巻第2号 45-58頁
https://stars.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=693&item_no=1&page_id=13&block_id=67
- 農林水産政策研究所 (2019) 「世界の飲食料市場規模の推計」
https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/190329_01.pdf
- 農林水産省 (2023) 「海外における日本食レストラン数の調査結果 (令和5年) の公表について」
https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/231013_12.html
- 野木宏佑 (2013) 「農林水産物・食品輸出の現状と課題」『国際文化研修』2013冬 vol. 78. 19
<https://www.jiam.jp/journal/pdf/v78/tokushuu03.pdf>
- 松井一彦 (2014) 「農林水産物・食品輸出振興の現状と課題」『立法と調査』2014.1 No.348 (参議院事務局企画調整室編集・発行)
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2014pdf/20140115097.pdf
- 石塚哉史 (2015) 「農産物・食品輸出戦略の現段階と課題に関する一考察」『フードシステム研究』第22巻1号 38-43頁
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsr/22/1/22_38/_pdf
- 福田晋 (2013) 「日本産農産物輸出拡大に向けた展開条件」『農業および園芸』第88巻8号 817頁
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2030853188.pdf>
- 横田洋之 (2006) 「鳥取二十世紀梨輸出の現状」『21世紀政策研究所』2-13頁
<http://www.21ppi.org/storage/pdf/thesis/061211.pdf>
- 大島一二 (2017) 「香港フードエキスポにおける日本産農産物・食品の販売戦略」『桃山学院大学総合研究所』第43巻第1号 122-124頁
https://www.andrew.ac.jp/sokei/assets/wr/sokei230_2.pdf
- 栩木誠, 森高正博, 福田晋 (2010) 「国産農水産物輸出拡大目標の策定と問題点」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』65巻2号 107-119頁
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2030800119.pdf>
- 石塚哉史 (2016) 「農産物・食品輸出の現段階的特質と展望」『農業市場研究』第25巻第3号 (通巻99号) 4-12頁
https://www.jstage.jst.go.jp/article/amsj/25/3/25_4/_pdf
- 下渡敏治 (2013) 「日本産農産物の世界市場への挑戦」『美味技術学会誌』12巻第2号 39-44頁
https://doi.org/10.11274/bimi.12.2_39
- 濱島敦博・金子あき子・大島一二 (2018) 「香港における日系食肉輸入企業の課題と戦略」『農業市場研究』第26巻第4号 (通巻104号) 65-71頁
https://www.jstage.jst.go.jp/article/amsj/26/4/26_65/_pdf/-char/ja

※上記 Web 参照資料の最終閲覧日はすべて 2024 年 3 月 18 日である。

(2025 年 2 月 26 日受理)

Development and Issues of Japan's Agricultural, Forestry, Fishery and Food Products Export to Hong Kong

OSHIMA Kazutsugu
LIANG Yuening

This joint research project (22 Ren 289), entitled “Research on the Revitalization of Regional Industries Utilizing Overseas Food Exhibitions: Export Promotion of Regional Brands and Industry-Academia-Government Collaboration,” is a research project that focuses on regional development through the expansion of exports of Japanese agriculture, rural villages, and local communities to Hong Kong, China, Taiwan, and other countries, as one way to overcome the severe economic and social environment facing Japan. As one of the measures to overcome the severe economic and social environment facing Japan's agricultural, rural, and regional communities, we are focusing on regional development through the expansion of exports of Japanese agricultural, forestry, and fishery products and foods to Hong Kong, China, Taiwan, and other countries as our central research theme. Specifically, research has been conducted on the promotion of exports of agricultural, forestry, marine, and fishery products and foods through promotional activities utilizing the large-scale food exhibition (Food Expo Hong Kong) held in Hong Kong every summer.

As is well known, Japan's agriculture, forestry, and fisheries industries are in a difficult situation due to declining gross agricultural output, the number of farmers selling their products, and the amount of arable land, as well as a decrease in the agricultural labor force.

Under these circumstances, the Japanese government, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, and prefectures are strengthening the sales expansion of Japanese food and Japanese agricultural, forestry, and fishery products and foods in overseas markets, especially exports, as an important means of increasing the sales value of Japanese agriculture and expanding opportunities for new farming under the strategy of “aggressive agriculture, forestry, and fishery industry” for the purpose of achieving so-called “profitable agriculture”. In particular, the expansion of exports is actively supported.

While a significant increase in consumption of agricultural, forestry, and marine products and foods in Japan is not expected, a major issue is how to link the growing demand for Japanese food overseas to exports of agricultural, forestry, and marine products and foods from Japan to China, Hong Kong, Taiwan, and other foreign countries,

and to promote the strengthening of sales of domestically produced agricultural, forestry, and marine products and foods.

Therefore, the purpose of this joint research is to analyze the current status and challenges of exports of agricultural, forestry, fisheries, and fishery products and foodstuffs, and to identify what strategies should be implemented to enable more successful development of exports to Hong Kong and other countries in the future, as well as the development of local agriculture and the local economy. In addition, as will be discussed later in this study, the factors that will be examined in this study include the fact that Hong Kong has been a major destination for Japan's exports of agricultural, forestry, fisheries, and food products to Hong Kong for a long time, and that the Japanese food industry, especially the food service industry, has been actively expanding its operations in Hong Kong, and the overseas expansion of Japan's food industry. This is because Hong Kong has become an important base for the overseas expansion of the agriculture, forestry, and fisheries industries.

(共同研究：インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (IV))

インドネシア・東スンバ島の学校における マラブ信仰教育

小 池 誠

1 はじめに

この論文では東ヌサ・トゥンガラ州東スンバ島で始まったマラブ信仰教育に焦点を当て、どのような経緯でマラブ信仰が公式化・制度化され、学校教育に組み込まれるようになったかを明らかにしたい¹⁾。1980年代から宗教と信仰の問題に関してインドネシア研究で活発に議論されているが、正規の科目となった信仰教育 (pendidikan kepercayaan) の問題はインドネシア人以外の研究者によって論じられることがほとんどない。2024年8月2～8日に東スンバ島ワインガプ (Waingapu) でこの研究テーマに関して調査を実施したが²⁾、本稿で用いている資料の多くはインターネットを通して入手した法令・規則と報告書などである。

本稿は2022年以降にスンバについて発表した論文と同様に、周辺化が進展するスンバ島のマラブ信仰と慣習の問題を取り上げている。1985～88年に筆者が東スンバ県ハハル郡で人類学的調査を行った時に見たマラブ (*marapu*, 祖先・祖霊・カミ)³⁾に対する祭祀 [小池2005] とは2010年代以降、まったく異なった社会的位置付けがマラブに与えられるようになっていく。筆者は一般的に「伝統」とみなされるようなスンバ島の信仰と慣習の変化を一貫して研究テーマに選んでいる。そのような変化を社会的文脈に応じて「再活性化」と

1) 本稿の執筆前に、以下のような研究会と学会で内容の一部について発表している。

- ・2024年6月29日スラウェシ研究会 (オンライン)
「現代インドネシア社会の宗教と信仰——スンバにおけるマラブ信仰の復権からマラブ教育へ」
- ・2024年7月31日 ICAS 13: Crossways of Knowledge (Surabaya, Indonesia)
“Revitalization of Marapu Belief on Sumba, Indonesia: Local, National and Global Movements for Human Rights”
- ・2024年11月17日第6回インドネシア研究懇話会 (KAPAL) (慶應義塾大学)
「マラブ信仰教育の誕生：現代スンバ社会におけるマラブをめぐる動き」
筆者の発表に対して寄せられた質問及びコメントのすべてを本稿の執筆に活かすように努めた。ここで一人一人名前を挙げることはしないが、感謝の意を表したい。

2) ウンブ・レミ (Umbu Remi) とアントン・ジャワマラ (Anton Jawamara) など指導的な人物の他に、当初は学校現場で信仰教育を担当している信仰指導員を対象に聞き取り調査を実施する予定だったが、日程の都合で実現しなかった。

3) 本稿では、スンバ語だけイタリックにしている。なお、マラブについては3章で詳しく説明する。

キーワード：スンバ、学校教育、信仰、宗教、公式化

みなすことも、また本稿のように「公式化」と表現することもできる。「共同研究：インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究（Ⅲ）」の報告書として2021年度に発表した論文[小池 2022]では「伝統の再活性化」を取り上げ、さらに次の年度に発表した論文[小池 2023]では「マラブ信仰の現代的位相」に焦点を当てた。とくに固有のマラブ信仰(kepercayaan marapu)を続けている、今では少数派となったスンバ人が直面する問題に関心を抱き、人権の面でどのような改善の動きが進んでいるのかという課題に取り組んだ。スンバのマラブ信仰者は「二級市民」のような扱いを受け、結婚の登録に際して障害があり、さらに公務員と軍人の任用でも差別を受けていた。「宗教をもたない人」が、憲法に規定されている国民としての権利を侵害されているという問題を解決するために、2016年9月28日に東スンバ島のマラブ信仰者(ハハル郡住民)と、北スマトラのパルマリム(Parmalim)、北スマトラのウガモ・バンサ・バタック(Ugamo Bangsa Batak)、中ジャワ州のサプト・ダルモ(Sapto Darmo)の信仰者、計4人が請求者(Pemohon)⁴⁾となり憲法裁判所(Mahkamah Konstitusi)に訴えた。違憲審査請求のための費用は、オーストラリアのDFAT(外務貿易省)の補助金が、アメリカ合衆国のNPOであるアジア財団(The Asia Foundation)を通してインドネシアのNGOに渡り、最終的にスンバの地方NGOに渡った。2017年11月7日に下された憲法裁判所の判決(Nomor 97/PUU-XIV/2016)は、「宗教」(agama、インドネシア独自の宗教概念については次章で論じる)に帰依する人も「宗教」に帰依しない「信仰者」(penghayat kepercayaan)も等しく憲法に明記されている権利を保障されるべきだという請求者の主張を認めた[小池 2023: 49-51]。この報告書は東スンバ島におけるマラブ教育の開始について取り上げたが[小池 2023: 52-53]、執筆時点ではまだ十分にマラブ教育の制度的な背景も実態も明らかになっていなかった。その後の研究で発見した資料に基づき、本稿はスハルト体制下のクバティナンに関する議論から始めて現状までマラブ教育の全体像に迫るものである。この問題は、インドネシアに限らず「伝統的」とみなされる慣習や信仰がグローバル化する現代社会のなかでどのような位置付けにあり、日常生活のなかで活きているかという大きな研究課題を考える上できわめて重要である。

憲法裁判所への訴えの事例からも明らかのように、中央政府(国家)と地域社会というアクターだけでなく海外のNGOなど国際社会も視野に含めて、この問題に取り組む必要がある。マラブ信仰教育誕生の経緯とそれに関わったアクターを明らかにした上で、現時点でのマラブ信仰教育に関する考えを結論として述べる。

本稿は2022年度に開始した共同研究プロジェクト「インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究(Ⅳ)」(22連290)の成果報告である。このプロジェクトの研究目的として「これまで積み重ねてきたインドネシアの社会と文化に関する研究を継続するとともに、とくにバリと東部インドネシア(スンバと西ティモール)に焦点を当て文化交流の在

4) サプト・ダルモはジャワのクバティナンの宗派で、パルマリムとウガモ・バンサ・バタックは、北スマトラ州に住むバタック人の土着宗教から生まれた信仰組織である。

り方を模索したい。教育や宗教、開発、災害援助、メディアなど多様な分野において、日本と現地社会との間で相互的な交流を進ませるために、コロナ禍そしてポストコロナのなか、何が求められているか考えていきたい」と書いている。インドネシア東部のスンバ島に焦点を当て、一神教を中心とするインドネシア独自の宗教政策の束縛のなかでマラブ信仰がどのように学校で教えられるようになったかを考察することは、インドネシアの社会と文化に対する理解を深める上で大きな意義をもっている。

2 インドネシアにおける宗教と信仰

本章では、インドネシア独特の「宗教」と「信仰」という弁別について、その歴史的・政治的な背景の解明に努める。文化人類学・社会学・宗教学の枠組みでは、このような区別はまったく無意味であり、すべてが宗教概念に包括される。インドネシアの国是となっているパンチャシラ (Pancasila, 5 原則) の最初に書かれている「唯一神への信仰 (Ketuhanan Yang Maha Esa)」⁵⁾ は、インドネシアにおける「宗教」と「信仰」の問題を考える上で揺るぎのない前提となっている。インドネシア国民の 90% 近くがムスリムであるが、イスラームを国教と定めず、「宗教」(agama) の自由 (当初はイスラームとキリスト教という一神教だけが対象) を認める建国の理念が「唯一神への信仰」という言葉に表われている。インドネシア社会において宗教は個々の人間を公的に規定する枠組みとなっていて、携帯が義務づけられる身分証明書 (KTP=Kartu Tanda Penduduk) にも宗教が記載されている。現在は、イスラーム (Islam)、プロテスタント (Kristen)、カトリック (Katolik)、ヒンドゥー教 (Hindu)、仏教 (Budha) の他に、儒教 (Konghucu) も含めて 6 つが国家公認の宗教と定められている。儒教は改革の時代になり 2000 年に当時のアブドゥルラフマン・ワヒド大統領によって宗教の 1 つに認められた⁶⁾。この儒教の例から分かるように、インドネシア社会において、宗教か否かという弁別はきわめて政治的な問題である。

2010 年の国際調査によると宗教別人口比は次のようになっている。イスラーム 87.18%、プロテスタント 6.96%、カトリック 2.91%、ヒンドゥー教 1.69%、仏教 0.72%、儒教 0.05%、その他 (Lainnya) 0.13%、無回答 (Tidak Terjawab) 0.06%、質問なし (Tidak Ditanyakan)⁷⁾ 0.32% である (人口総数 237,641,326 人)。さらに、宗教省 (Kementerian Agama) が公表している 2023 年のデータから算出すると⁸⁾、イスラーム 87.06%、プロテスタント 7.41%、カトリック 3.06%、ヒンドゥー教 1.68%、仏教 0.72%、儒教 0.03%、その他 0.04%

5) 1945 年憲法の第 29 条第 1 項にも「国家は唯一神への信仰に基づく (Negara berdasar atas Ketuhanan Yang Maha Esa)」と明記されている。

6) Ainun [2023] には儒教が公認された経緯が簡潔にまとめられている。

7) 国勢調査は担当者が質問票を使って調査する方法なので、「無回答」と「質問なし」という項目がある。

8) <https://satudata.kemenag.go.id/dataset/detail/jumlah-penduduk-menurut-agama> (最終確認 2025/03/20) なお、このサイトに記載されている州ごとの宗教別人口のなかに「2020 年のベンクル州」のデータが入っていたため、それを除いて筆者が集計し直した結果である。

という割合になる（人口総数 280,725,428 人）。上記の2つの統計のなかの「その他」という少数派（統計上は約 10 万～30 万人）が本稿が取り上げる信仰に帰依する人たちである。州ごとの宗教別人口に関して、宗教省の各地方支部が集計するデータは「その他」が少なくなる傾向があり、自己申告に基づく国勢調査のほうが実態に近い数字だと考えられる。次に紹介するクバティナンの信者のなかには役所にイスラームや仏教と偽って自己の宗教（身分証明書に記載される宗教）を届け出るケースがあることが知られている [福島 2002 : 180]。

インドネシアの政治的文脈で宗教とは区別される信仰について、スハルト体制下の 1983～85 年に中ジャワ州でおもにクバティナン (kebatinan) の調査を実施した福島 [2002] の詳細な論考を中心に掘り下げて考えていこう⁹⁾。その前にクバティナンの事典的な説明を確認しよう。「今日のジャワで、ジャワ的な神秘主義をよぶのに用いられることば。『内』『隠された』などの意味をもつアラビア語からの借用語バティン batin に接辞 ke- と -an がついた語」 [土屋・加藤・深見編 1991 : 147]。実際には、福島によるとインドネシア独立前から存在した多数のクバティナン諸派は「独自の観念や技法を展開しており、その広がり方は典型的な家族的類似¹⁰⁾である」 [福島 2002 : 106-107] と、定義が困難な多様性を表現している。たとえば、4 大教派の 1 つパングストゥー (Pangestu) は「教義体系が複雑でインテリ支持層厚い」であり、一方、同じく 4 大教派の 1 つサプト・ダルモ (Sapta Darma) は「クダグリーニヨガ的な修行を中心とする」と対照的である [福島 2002 : 107, 401]。さらに、アメリカで生まれた神智学の影響を強く受けたスチ・ラハユ (Suci Rahayu, 聖・健康) とブディ・ルフル (Budi Luhur, 高貴なる思慮) というグループも存在し、クバティナンがかならずしもジャワの王宮的な伝統だけに基づくとはいえない [福島 2002 : 103, 110-112, 118]。

クバティナン諸派よりも早く関係者が一体となって運動を開始したのはバリ島のヒンドゥー教である。ヒンドゥー教徒は公認宗教としての認可を政府に求め、執拗に働きかけた。形式上、一神教としての条件（教義や聖典など）¹¹⁾ を満たしていると主張した結果、1958 年に宗教省内にバリ・ヒンドゥー部局が作られヒンドゥー教が宗教としての地位を確立した [福島 2002 : 334-339]。スカルノ体制下はジャワのクバティナンも宗教としての承認を求

9) 『ジャワの宗教と社会——スハルト体制下インドネシアの民族誌的メモワール』 [福島 2002] の「第 2 章 心のテクノロジー——クバティナンの解釈学」と「付論『信仰』の誕生——インドネシアにおけるマイナー宗教の闘争」をおもに参照している。

10) 「家族的類似」とは、部分的な共通性によって括ることができる概念の広がりである。人類学者のタイラーが宗教を「霊的存在の信仰 (the belief in spiritual beings)」という単一の要素で定義したのとは正反対の考え方である。

11) 宗教学的に言えばもちろんヒンドゥー教は多神教に分類されるが、承認を求める闘争のなかで、Sang Hyang Widhi を「多神的なバリの世界を統一する神として強調」 [福島 2002 : 337] した。バリの宗教関係者は至高神の創造に成功したと言える。

め闘争を開始したが¹²⁾、その道ははるかに険しかった。そもそも教義と実践の点できわめて多様な諸宗派の間でクバティナンとは何かという点で共通理解が存在していなかったのである。1965年の9月30日事件後の混乱を経てスハルト体制（新体制）が誕生すると、クバティナンは政府与党のゴルカル（Golkar）に取り込まれることとなった。暴走する諸派を排除し政治的に中立化させる一方で、潜在的な反イスラーム性を利用しようという政府の意図¹³⁾があったと考えられる。1973年の国家政策大綱（Garis-garis Besar Haluan Negara）に「唯一神への信仰（Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa）」という言葉が明記され、クバティナンは「宗教」ではなく「信仰」として正式に認定された〔福島 2002：371-380, 高橋 2021：66-67〕。それに伴い、1978年の大統領決定（Keputusan Presiden No. 27 jo No. 40）により信仰の管轄が宗教省から教育文化省に変わり、省内に担当部局として唯一神信仰者育成局（Direktorat Pembinaan Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan YME）¹⁴⁾が設置された。また、従来の信仰協力事務局（SKK=Sekretariat Kerjasama Kepercayaan）に代わって、1979年にクバティナン諸派を代表する組織として唯一神信仰者協会（HPK=Himpunan Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa, 以下信仰者協会と略称）が形成された〔Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat 2022:17-18〕。このようにして、現在に続く「宗教」と「信仰」というインドネシア独自の政治的なカテゴリーとそれを管轄する公的な体制が確立した。

福島は中ジャワ州パティ県で信仰者協会のメンバーとムスリムの議員が参加した会合を調査した〔福島 2002：167-171〕。ともにゴルカル系なので政治的な対立とは言えないが、両者の間でさまざまな問題について議論が沸騰し、「宗教」と「信仰」の認識上の対立が顕在化した。スハルト体制下における「宗教」側と「信仰」側のずれが興味深くまとめられているので、その要点を以下に引用しよう〔福島 2002:171〕（カギ括弧内は筆者による補足）。

「宗教」〔イスラーム〕側の考えでは、法的にかりに「宗教」と「信仰」に同等の地位が与えられたとしても、片方〔イスラーム〕は神の啓示によるものであり、他方〔クバティナン〕はインドネシアの「文化」に過ぎない以上、その間での対等な関係というのはあり得ないのである〔中略〕

これに対して「信仰の徒」〔クバティナン信仰者〕側は、こうした「宗教」と「信仰」の関係はそれ以上のものであり、自分達は「宗教」と厳密に全く同等の地位と認識が与えられるべきだ、と息巻くのである。

12) Eka [2023] は1955年にスマランで開催されたインドネシア・クバティナン会議委員会（Badan Kongres Kebatinan Indonesia, 略称BKKI）に参加した99のグループの名前を挙げ、その模様を報告している。

13) 当時の政府にとって、「政治勢力としてのイスラーム」〔福島 2002：177〕は政権安定に対する脅威とみなされていた。

14) 福島はPenghayat Kepercayaanの訳を「信仰の徒」〔2002：102〕としているが、筆者はよりシンプルに「信仰者」と訳している。

クバティナンが「インドネシアの『文化』に過ぎない」というのは、宗教省ではなく教育文化省の管轄下に入ったことを指している。福島が取り上げた「宗教」と「信仰」の対立は、その後、根幹部分では変化していないが、2010年代になって学校教育の分野では「信仰」側が大きな成果を上げた（4章参照）。

ジャワ島とバリ島以外の外島部でも、固有の土着宗教（indigenous religion）¹⁵⁾を国家公認の宗教として認められようとする動きがみられた。3章でスンバ島のマラブ信仰を取り上げる前に、カリマンタン島のダヤクとスラウェシ島のトラジャの事例を簡潔に取り上げよう。中カリマンタン州に住むダヤク系民族にとって、1965年の9月30日事件以降、宗教をもっていないことは「共産黨員」として疑われることであった。中央政府と交渉を続け、1980年代にダヤクの宗教体系はカハリンガン（Kaharingan）という名称を使い、バリ島を中心とするヒンドゥー教の一派という形で宗教として認められた [Weinstock 1987, 福島 2002: 343-348]。また、トラジャ人の中でキリスト教化も進んでいるが、アルック・ト・ドロ（Aluk To Doro）と呼ばれる土着の宗教体系に則って王族層では盛大な死者儀礼が実施されている。ダヤクのケースとは異なり、キリスト教政党の影響力を削減しようという中央政府の意向もあって、アルック・ト・ドロもヒンドゥー教の一派として公認宗教の仲間入りをした [福島 2002: 348-351, 山下 1988: 276-277]。

3 スンバ社会におけるマラブ信仰

スンバ島は、インドネシア東部を東西に広がる小スンダ列島の中の一つの島で、バリ島とティモール島のほぼ中間に位置する。スンバ島は行政上、東ヌサ・トゥンガラ州（Provinsi Nusa Tenggara Timur, 以下 NTT と省略）に属し、東スンバ県と、中部スンバ県、西スンバ県、南西スンバ県という4つの県に分かれている。島全体がサバナ気候に属し、インドネシアのなかでも乾燥した地域として知られている。スンバ人¹⁶⁾はインドネシアの多数派であるジャワ人とはまったく異なる文化をもっている。その特徴の一つがマラブ（*marapu*）に対する信仰である。国家公認の宗教であるイスラームやキリスト教に対して、スンバ人はスンバ独自の信仰をインドネシア語で「マラブ教（Agama Marapu）」と呼んでいる。マラブは多義的な言葉であるが、本来は「祖先、祖霊」を意味するスンバ語である。日本の伝統的な靈魂観で、死者の霊が最終的にはカミ（神）になると信じられていることと、スンバのマラブ信仰は類似している。父系氏族（*kabihu*）の始祖がマラブとして儀礼の対象となっている。各氏族は「マラブの家（*uma marapu*）」でそれぞれのマラブに対して鶏と

15) 信仰の対象（広義のカミ）と儀礼の方法など違いはあるが、ここで取り上げるダヤクとトラジャの宗教は、3章で取り上げるスンバ島のマラブ信仰と共通性（いわゆるアニミズムと祖先祭祀の要素）も多く、インドネシアの「土着宗教」として括ることも可能である。ちなみに indigenous religion という英語のインドネシア語訳は *kepercayaan asli* が一般的である。

16) スンバ人（スンバ語で *tau Humba*）は、スンバ島の多数派民族集団である。スンバ島には、スンバ人以外に周辺のサブ島などから渡って来た外来系民族も居住している。

豚の供犠を伴う儀礼を行う。神話においてその行跡が語られる人格的な名前を有した氏族の始祖もマラブであれば、そのほかの祖先も集合的にマラブとみなされている。生者に対して力を及ぼす霊的存在であり、病気などの災厄の原因がマラブに帰せられることもある。

前章で取り上げたように、インドネシアで宗教と認められるためには唯一神（至高神）の存在が不可欠な前提条件である。このため、マラブ信仰における神観念に触れたい。スンバ人の郷土史家カピタ [Kapita 1976 : 9] は、次のような唯一神（インドネシア語で Alkhalik）を指す儀礼言語の名称（対句表現の使用）を挙げる。*Na Mawulu Tau - Na Majii Tau*（人を作り、人を編み出すもの、つまり人類の創造主）、*Ina Pakawürung - Ama Pakawürung*（小声で囁かれる母、父）¹⁷⁾、*Pandanyura Ngara - Pandapeka Tamu*（名前が呼ばれないもの）。「人類の創造主」は明らかだが、その他2つの表現については少し説明が必要である。「小声で囁かれる母、父」も「名前が呼ばれないもの」も言挙げすることがタブーとなっている唯一神の超越性を示している。

1975～76年に東スンバのリンディで調査したフォースは唯一神も含めて神観念について詳細な報告を書いている [Forth 1981 : 83-94]。フォースは次のように説明する。「神はけっして儀礼で呼びかけられることはない。また、神はすぐに世界に姿を現すわけでもない。そして、リンディ人が神についてほとんど何も知らないと主張しているように、直接の質問によって得られるものはほとんどない。そこで、彼らが神を指すために使う定型的な表現のいくつかを考えることから始めるのが有益である」(God is never addressed in rites, nor does He immediately manifest Himself in the world; and as the Rindi claim to know almost nothing about Him, very little can be obtained by direct questioning. It is useful, then, to begin by considering some of the formulaic phrases they use to refer to God.) [Forth 1981 : 83]。この文に続いて、前掲のカピタの本と同様の名称が列挙されている。フォースは「神の匿名性と曖昧性」(the anonymity and obscurity of God)を強調し、「無用で動かない神」(an otiose and immobile God)という側面を示す儀礼言語も紹介する [Forth 1981 : 84]。一方では、神は全知の存在であることを示す儀礼言語もある。「注意深く見て、調べ尽くすもの」(*na mailu paniningu, na mangadu katandakungu*)。さらに、マラブは神 (God) と人間の仲介者であると説明する。「東スンバの宗教の大原則は人間は神と直接的にコミュニケーションをもつことができない。そのため、氏族の祖先 [マラブ] が仲介者の役割を果たす」(The major axiom of eastern Sumbanese religion is that man cannot

17) *Ina Pakawürung - Ama Pakawürung* の解釈については注意を要する。カピタ自身は *Ibu dan Bapak Semesta*（すべての母、父）というインドネシア語の語義しか挙げていない [Kapita 1976 : 9, Kapita 1982 : 114]。一方、リンディを調査したフォースは *kawuru* が「集まり」という意味をもつことから *Ina Pakawürung - Ama Pakawürung* がプレアデス星団を意味し、神話との関係で唯一神を指すと解釈している [Forth 1981 : 85-86]。しかし、オンフリーのカンベラ語（東スンバの言語）辞書 [Onvlee 1984 : 205] にも書かれているように、筆者は「小声で囁かれる母、父」が適切な訳だと考えている。

communicate directly with God. The clan ancestor, therefore, serves as an intermediary) [Forth 1981 : 88]。

フォースの調査から10年後の筆者自身の調査では、中核村ウंगाの村人から各氏族のマラブについて多くのことを聞き取ることができたが、唯一神についてフォースが記述しているようなことはインフォーマントから語られなかった。ただし、断片的にマラブは人間と唯一神をつなぐ仲介者だと語る村人がいた。フォースの民族誌との差異は、筆者の調査能力の問題かもしれないし、また実際に1980年代のウंगाに神について詳しく語ることができる儀礼職能者が存在しなかったとも考えられる。上述の「リンディ人が神についてほとんど何も知らない」と主張しているように、直接の質問によって得られるものはほとんどない」というフォースの言葉が、個人的には筆者が調査した時点のウंगाにそのまま当てはまると考えている。インドネシアの信仰 (kepercayaan) の概念において唯一神の存在が根本的に重要であるので、一般の村人が唯一神についてほとんど知識を持っていなかったという点は押さえておくべき点だと考える。

フォースが調査したリンディ郡リンディ村と筆者が調査したハハル郡ウंगा村は、マラブの信仰者が今でも多くいる地域として知られている。県の統計からはリンディ村の54.4% (2022年)¹⁸⁾ [Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2024b : 53]、ウंगा村の人口の86.1% (2023年) [Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2024c : 53]が、「その他 (Lainya)」つまりマラブ信仰者となっている。とはいえ、スンバ島全体、とくに東スンバ県を考えると、「近代化」の具体的な表われとしてキリスト教、とくにプロテスタントに改宗するスンバ人が年々増加し、それと反比例してマラブ信仰者が減少していることは顕著である。東スンバ県では1986年に人口の37.6%がマラブを信仰していたが、1998年には20.7%に落ち込み、さらに2024年にはわずか6.1%にまで減少している [Kantor Statistik Kab. Sumba Timur 1987 : 68, Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 1998 : 111, Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2025 : 111]。地域の慣習と儀礼に寛容なカトリック教会と違い、東スンバ県で多数派を占めるプロテスタント教会では信者が儀礼に関わること (たとえば儀礼で供犠された豚肉を食べる) を厳しく禁じている。プロテスタントに改宗しながら、以前と同様にマラブ信仰を続けるという選択肢はスンバではありえない。キリスト教徒が多数派になると、マラブ祭祀を続けるスンバ人に対して「迷信」 (aliran sesat) や「無信仰者」 (kafir) という言葉が投げかけられることもある。

スンバにおいては学校教育という「近代化」の装置のなかで、キリスト教に改宗することが当たり前と感ぜられるようになっていく。マラブ信仰は周辺的な存在となり、中学校入学時か、高校へと進学する過程で教師によって洗礼名が付与され、生徒はキリスト教に改宗させられる。また、仮に児童・生徒が改宗していなくても、必修の宗教の時間にはキ

18) 2011年の統計では74.0%だったので、明らかに減少している [Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2012 : 71]。

リスト教の授業を受けるのが当たり前となった。子ども本人にも学校教育のなかでマラブ祭祀と村での生活を遅れたものとみなす価値観が植えつけられ、キリスト教徒になることを当然視するようになった。しかし、「1 はじめに」で取り上げた憲法裁判所の判決や次章で論じる信仰教育の導入によって状況は変化していった。

4 信仰教育の誕生

「教育段階における唯一神への信仰教育に関する 2016 年の教育文化大臣令 27 号」(Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan menerbitkan Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan Nomor 27 Tahun 2016 tentang Layanan Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa pada Satuan Pendidikan) の発布によって、インドネシアの学校教育に信仰教育が導入されるようになった。「この大臣令は公の初等・中等教育 および同等の段階において、信仰者と自ら認める児童生徒に対して唯一神への信仰教育を受ける権利を保証する」(Peraturan Menteri tersebut menjamin peserta didik pada Pendidikan formal jenjang Pendidikan Dasar dan Menengah dan Pendidikan Kesetaraan yang menyatakan diri sebagai Penghayat Kepercayaan, berhak memperoleh layanan Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan YME.) [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat 2022 : 24]。まず確認しておくことは、「1 はじめに」で取り上げた憲法裁判所の判決は 2017 年 11 月 7 日に出たわけであり、それ以前に大臣令が発布されたという経緯である。教育文化大臣令の背景を調べるために、唯一神信仰育成・伝承局(後述)が出した「実行指針」(Pedoman Implementasi) [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi 2017] を読むと、信仰教育の法的根拠として 1945 年憲法の憲法第 29 条「(1) 国家は唯一神への信仰に基づく、(2) 国家は、すべての者がそれぞれの宗教をもち、その宗教および信仰に従って礼拝を行う自由を保障する」¹⁹⁾ ((1) Negara berdasar Ketuhanan Yang Maha Esa, (2) Negara menjamin kemerdekaan tiap-tiap penduduk untuk memeluk agamanya masing-masing dan untuk beribadat menurut agamanya dan kepercayaannya itu) と、人権尊重に関する法令や条約が挙げられている。さらに教育現場で既存の「宗教」(イスラーム) 科目ではなく、生徒自身の信仰に従った教育を求める問題が起きていた [Zakiyah 2018]。たとえば、2016 年には中ジャワ州スマラン県の職業高校 (SMK) で自身の信仰を理由に「宗教 (イスラーム)」の授業(宗教実践)を欠席したため進級できなかった生徒がいて、この問題が『テンポ』(Tempo) という雑誌に掲載された [Rofuiddin 2016]。学校教育における信仰教育を求め、信仰者の親が裁判所に訴えたケースもあった。このような諸点を総合的に考慮して信仰教育を認め

19) 福島 [2002 : 380] はこの条文に焦点を当て、「宗教」と「信仰」は並列の関係にあり、同等の権利をもつというクバティナン信者の主張について批判的に取り上げている。福島が書いているように「宗教と、それに対する信仰」と読むほうが適切だと筆者も考える。

るに至ったと『実行指針』にまとめられている [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi 2017 : 5-11]。なお、実際にインドネシア各地の学校で信仰教育を実施する上では、2017年の憲法裁判所の判決は少数者の権利を守る上で大きな影響力をもったと考えられる。

福島が調査したスハルト体制下でも信仰教育を求める意見はクバティナン諸派の間から出ていた。福島が調査した地域の信仰者協会の会議で中心的な課題になっていたのは、共同の祈禱所 (sanggar) と学校教育の中でどうやって信仰者のためのカリキュラムを組むかという問題であった。雑多な教義をもつクバティナン諸派の寄り合い所帯である信仰者協会にとってクバティナンのものを明示的に打ち出す必要があった。このような議論に対して、福島は否定的な意見を述べている。仮に「一般的なクバティナン教育」を想定すれば「唯一神信仰」だけに基づく抽象的なものになってしまう。また宗派独自の教えをカリキュラムに取り込み、宗派それぞれの専門の宗教教師が教えるという信仰教育は非現実的であると批判する。さらに、「信仰」は定義上「文化」に属していて、その点でも学校教育の宗教の時間に何を教えるかという難点が出てくると適切に指摘する [福島 2002 : 165-167]。福島の指摘は論理的には正当なものであったが、現実には次に説明する、いろいろな要素を集めたキメラのような信仰教育が実現したのである。

2019年の教育文化大臣令45号に基づき教育文化省²⁰⁾の文化総局 (Direktorat Jenderal Kebudayaan) の下に唯一神信仰の育成 (pembinaan) を担う部局として唯一神信仰・慣習社会局 (KMA=Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat) が設置された [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat 2022 : 26]。その前身は唯一神信仰育成・伝承局 (Direktorat Pembinaan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi) であった。唯一神信仰・慣習社会局の管轄は幅広く、局が発行している『ハンドブック2022』(Buku Saku 2022) [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat 2022 : 28-39] には以下のようにまとめられている。A. 唯一神信仰組織の登録 (Pendaftaran Organisasi Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa), B. 唯一神信仰者リーダーの登録 (Pendaftaran Pemuka Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa), C. 唯一神信仰セミナー施設の建設 (Pendirian Sasana Sarasehan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa), D. 唯一神信仰者の婚姻登録 (Pencatatan Perkawinan Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa), E. 唯一神信仰者の身分証明

20) 2019年時点の教育文化省は教育文化研究技術省 (Kementerian Pendidikan, Kebudayaan, Riset, dan Teknologi) という名称の組織を経て、2024年には3つの省に分かれた。唯一神信仰・慣習社会局は、文化省 (Kementerian Kebudayaan) 文化伝承保護総局 (Direktorat Jenderal Pelindungan Kebudayaan dan Tradisi) の下の唯一神信仰育成・慣習社会局 (Direktorat Bina Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat) となった。

<https://kebudayaan.kemdikbud.go.id/tentang-kami/> (2025/03/24 最終確認)

書の登録と変更 (Pendaftaran atau Perubahan Kartu Tanda Penduduk (KTP) Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa), F. 埋葬 (Pemakaman Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa), G. 唯一神信仰者の教育 (Pendidikan Penghayat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa)。7つの職務のなかで信仰教育に関するのは最後の1つだけである。ただし、直接的に信仰教育と関係しないが、スンバも含めてインドネシアの信仰者にとって大きな問題であった婚姻について説明する。信仰者のカップルは信仰者リーダーの前でそれぞれの信仰に従って結婚式を挙げた上で、必要な書類を各州市の住民民事登録局 (Dinas Kependudukan dan Pencatatan Sipil) に申請すれば、婚姻証明書が発行されるという流れになる。このようなプロセスが法律・規則面および手続き面で確立されていなかった時代は、多くの信仰者の夫婦が婚姻証明書をもっていなかったという深刻な問題が起きていたのである [小池 2023 : 46-47]。

本稿にとって重要な「G. 唯一神信仰者の教育」については、在籍する学校で以下のような手続きを踏めば、信仰教育の授業を受けることができると書かれている [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat 2022 : 38-39]。第1に、児童生徒本人が書面で信仰者であることを表明し、Rp.10,000の印紙の上に親が署名する。第2に、唯一神信仰の授業を受けるために学校長に申請する。第3に、学校はMLKI (インドネシア唯一神信仰最高評議会) と協力して、規則を満たしている現地の信仰組織 (Organisasi Kepercayaan) から信仰指導員 (Penyuluh Kepercayaan) (5章で説明) を派遣してもらう。第4に、学習者の信仰組織は政府や地方に登録し、法令と4つの基本原則、つまりパンチャシラ・1945年憲法・単一国家インドネシア共和国 (NKRI) ・多様性の中の統一 (Bhinneka Tunggal Ika) に反してはいけぬ。この手続きに登場するMLKIと信仰組織については当然、説明が必要になる。

インドネシア唯一神信仰最高評議会 (MLKI=Majelis Luhur Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa Indonesia, 以下最高評議会と略称) は、1979年に形成された信仰者協会 (2章参照)²¹⁾ から分立し、2014年に設立された団体である。信仰者協会内部に意見の相違が生じ、ジャワ島のクバティナンという枠を超え、より積極的に組織を拡大しようというグループが最高評議会を設立した。設立の宣言は唯一神信仰育成・伝承局が開催した唯一神信仰者全国セミナー (Sarasehan Nasional Penghayat Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa) の場で読み上げられた [Abdul 2017 : 36-38]。設立以降、最高評議会は教育文化省唯一神信仰・慣習社会局のパートナー (mitra) として信仰教育の発展を進めている。公式サイトに書かれているミッション (Misi)²²⁾ のなかで「民族の精神的な崇

21) 信仰者協会はジャワ島を中心にその後も活動を続けている。また、FacebookとInstagramにアカウントをもって発信している。Facebookは2017年が最後だが、Instagramは2024年10月28日 (2025/03/25現在) の発信が最後である。

22) <https://www.mlki.or.id/visi-misi/> (2025/03/25最終確認)

高な諸価値を守る」(Melestarikan nilai-nilai luhur spiritual bangsa) と謳っているように、中央政府寄りの保守的な団体である。その点で、国際社会と連携するインドネシアの NGO とはまったく別系統である。

新しく始まった信仰教育の内容を知るために、教科書²³⁾ をテキストとして取り上げる。『小学校4年生向け唯一神信仰と道德の教育』(Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Budi Pekerti untuk SD Kelas IV) [Feby 2021] の目次を見ると、信仰を教えるというよりも道德の割合が多い。その1つの項目に「違いは美しい」(Berbeda Itu Indah) があり、差異に対する寛容さを養うという教育内容になっている [Feby 2021 : 134]。また、「唯一神信仰の存在を知る」という項目では、北スマトラ州のバタック人の信仰パルマリムに関係する王シシガマンガラジャ (Sisingamangaraja) 12世と、憲法起草委員会のメンバーであり「信仰の父」と知られるジャワの王宮出身者ウォンソナゴロ (K. R. M. T Wongsongoro) が並列して取り上げられている [Feby 2021 : 169-171]。一方、『高校1年生向け唯一神信仰と道德の教育』はジャワのクバティナン諸派だけでなく、北スマトラのパルマリムやスンバのマラブについても詳しく説明している。この教科書の執筆スタッフは著者がバタック人で、執筆のための調査員 (Penelaah) としてスンバ人も参加していることから、クバティナンだけでなく多様な信仰組織をカバーしようとする執筆方針は明らかである [Marubat 2021]。このように特定の信仰を教えるのではなく、インドネシアの多様な信仰を総花的に取り上げる一般的な信仰教育は、福島 [2002 : 166] が可能性として予見したように、スハルト体制下に科目として存在したパンチャシラ道德教育 (Pendidikan Moral Pancasila) と少し似た内容になってくる。ただし、実際の学校現場で信仰教育が教えられるようになると、授業担当者の裁量で児童生徒の信仰に合わせた教材が使用される可能性がある (次章でマラブ信仰に関する副読本を取り上げる)。

上述のように最高評議会とその傘下にある信仰組織は信仰教育の実施において重要な役割を担っている。「実行指針」によると、「インドネシア唯一神信仰最高評議会は地域に合わせて唯一神信仰教育において監督と、モニター、評価を実施することができる」(Majelis Luhur Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dapat melakukan pengawasan, monitoring, dan evaluasi dalam layanan Pendidikan Kepercayaan terhadap Tuhan yang Maha Esa sesuai dengan wilayah kerjanya) [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi 2017 : 16] となっている。

唯一神信仰・慣習社会局が出している『ハンドブック 2022』には、インドネシア全国の最高評議会に登録されている唯一神信仰組織の表が掲載されている [Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat 2022 : 43-57]。表に

23) 信仰教育の教科書を網羅的に検討したわけではなく、たまたまインターネット上でダウンロードできた教科書を対象にして論じている。なお、唯一神信仰だけでなく「道德」(Budi Pekerti) が題目に入っている理由は不明である。

ある 176 組織のなかで 137 はジャワ島内の信仰組織（クバティナン系と推定される）である。そのなかで中ジャワ州が 53 組織でもっとも多く、次が 42 組織の東ジャワ州となっている。福島 [2002] が取り上げた 4 大教派の 1 つパンゲストゥー（Pangestu）が表に掲載されていないなど、クバティナン諸派のすべてが最高評議会に参加しているわけではない。従来のジャワのクバティナン諸派を中心とした信仰者協会との顕著な違いは、ジャワ島以外の外島部にある、クバティナン系ではない信仰組織も最高評議会の傘下にあることである。表には北スマトラ州の 12 組織の名称が挙がっている。そのなかには、マラブとともに憲法裁判所に訴えたパルマリムとウガモ・バンサ・バタックも入っている。さらに、本稿の中心的テーマであるマラブ信仰（Marapu）も含めて、東ヌサ・トゥンガラ州から 5 組織²⁴⁾が掲載されている。

5 マラブ信仰教育

本稿の中心的テーマであるスンバの学校におけるマラブ信仰教育が誰によって、どのように始まったか、検討したい。最高評議会の傘下に入りスンバで中心的な役割を果たしてきたのが、マラブ執行機関（BPM=Badan Pengurus Marapu）である。マラブ執行機関の概要を公式サイト²⁵⁾からまとめると以下ようになる。

理念（Visi）：マラブ信仰者の体制をとともに実現することは憲法上の諸権利に合ったスンバ文化の価値を活かすことである。

使命（Misi）：1. マラブ信仰者のための教育サービスの推進，2. 女性と若者の可能性と子どもの保護の向上，3. データと調査に基づくアドボカシーの実行，4. マラブ信仰者のための社会的、文化的、儀礼的サービスの推進，5. 社会プログラムを支持するため他の組織とのネットワーク構築，6. 職員と組織のマネジメントとデータ収集，プロモーション・出版・アドボカシー・教育の能力の向上

理念と使命の下にマラブ執行機関の体制が写真付で紹介されている²⁶⁾。会長（Ketua）はウンブ・マランバ・メハ（Umbu Maramba Meha）というリンディのマラブ信仰者のリーダーである。副会長はウンブ・レミ（Umbu Remi）で、東スンバ県プレリウ（Prailiu）の亡くなった王の息子である（兄弟姉妹で唯一マラブ信仰者）。事務局長（Sekretaris）のティンバ・ウォ

24) その 1 つ Jingitui はサブ島の土着宗教の名称である [Duggan & Hägerdal 2018 : 2-3, 8]。サブ人、とくに島外に移住したサブ人の間でオランダ植民地時代からキリスト教化が進んでいるが、サブ島では独自の伝承に基づく儀礼が現在も行われている。

25) <https://marapusumba.com/profil/>（最終確認 2025/03/26）

26) 『唯一神への信仰エンサイクロペディア』[Tim Direktorat Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi 2016 : 245-246]によると、マラブ信仰組織（Organisasi Kepercayaan Marapu）は東スンバ県ウイングブで 2015 年に設立された。会長と事務局長は現在と同じだが、副会長には別の名前が記載されている。

ハガーラ (Timba Wohangara) はマラブ儀礼の執行者 (wunangu) である²⁷⁾。3名のなかで大学卒はウンブ・レミだけで、他の2名はあまり事務作業になれていないため、実質的にはウンブ・レミが1人で組織を切り回している。東スンバ県都ワインガプの東隣に位置するプレリウ (Prailiu)²⁸⁾にある自宅を事務所として使い、資金がないため自前のパソコンで書類を作成している。4章で取り上げたようなマラブ信仰者のカップルが婚姻届を提出するのに必要な書類を作成するのが職務の1つとなっている。

ウンブ・レミから聞き取りした内容を紹介する²⁹⁾。最高評議会が関係する全国的な会議(2024年の唯一神信仰者全国セミナーについては6章で取り上げる)などに積極的に出席し、マラブ信仰の認知を得るために尽力している。マラブ信仰教育推進のために彼自身も信仰教育の研修を受けている。このような活動の背景にマラブ信仰者としての使命感がある。もともと父親のタム・ウンブ・ジャカ (Tamu Umbu Njaka, 1950年生まれ) は、独立前の東スンバで大きな勢力を誇ったレウ・カンベラの王の末裔であり、マラブ儀礼を実践するプレリウの王 (Raja Prailiu) として有名であった [田口 2002: 194]。父親は亡くなる前に家族とともにプロテスタントに改宗した。ウンブ・レミによると、大学を出る頃は進学するためにキリスト教徒であることが条件だったので、内心では嫌々ながらキリスト教徒のままだった。ジャワの大学でコンピューター学士 (S.KOM) を取得し、スンバに戻りすぐにマラブに改宗した。改宗に関してキリスト教徒である母親と兄弟姉妹は何も言わなかったという。マラブになったのは、自分の意志であり、個人の問題だと彼は語った。このように、ウンブ・レミにとってマラブ信仰者であることは、自ら選んだ改宗の結果だった (このようなマラブへの改宗はスンバではあまり聞いたことがないケースである)。ウンブ・レミは2024年8月にスラバヤで開催された唯一神信仰者全国セミナーにスンバ島のマラブを代表して出席し、サブト・ダルモの会長などと壇上でのディスカッションに参加した [Rudy 2024]。このセミナーには全国の153の信仰組織の代表が出席し、教育文化研究技術省文化総局長が参加し、祝辞を述べた。

マラブ執行機関、とくに副会長のウンブ・レミは東スンバのマラブ信仰者のスポークスマンとして活動し、スンバ内外で旗振りの役割を担ってきた。しかし、実質的に信仰教育の中身を作り上げ、実現に向けてさまざまなセミナーを企画したのはスンバの2つのNGOである。スンバ統合開発 (SID=Sumba Integrated Development) は、オランダ外務省から資金提供を受けた国際的NGOであるVOICEから「伝統的なマラブ文化財の再活性化」

27) 文化人類学など学術論文では匿名が原則であるが、顔写真と名前がインターネット上で公開されているので、本稿では匿名を使わないことにした。なお、ウンブ・レミという名前は正確に言えば通称であり、慣習上の祖名 (*tamu*) ではない。

28) プレリウは「王の村プレリウ」(Kampung Raja Prailiu) というキャッチフレーズを使い、観光地としてアピールしている。手織りの布 (インドネシア語で *ikat* と呼ばれる) が観光客向けの重要な土産物になっている。

29) 2024年8月8日にウンブ・レミの自宅で話を聞いた。

(Revitalising traditional Marapu cultural assets) という題目で資金援助を受けた³⁰⁾(援助額 24,891 ユーロ；援助期間 2019 年 11 月 1 日～2020 年 10 月 31 日)。スンバ統合開発はマルンガ財団 (Marungga Foundation)³¹⁾ という NGO と協力して、スンバの伝統的な音楽文化の記録と継承をおもな目的としてマラプ伝承プロジェクト (Lii Marapu Project)³²⁾ という名称で活動を進めた。それに続いて、同じく VOICE の資金でマラプ・ウェイ (The Anda Li Marapu)³³⁾ というプロジェクトを展開した (援助額 171,003 ユーロ；援助期間 2021 年 9 月 1 日～2024 年 6 月 30 日)³⁴⁾。目的はマラプ信仰者の子どもたちの教育サービスへのアクセス向上である。アントン・ジャワマラ (Anton Jawamara) がプロジェクトのリーダーとなり、マラプ執行機関をサポートし、県政府や最高評議会と交渉を進めるなどして信仰教育の実現を目指した。

スンバ統合開発による 2 つのプロジェクトの成果は顕著である。マラプ執行機関の公式サイトに、スンバの記録写真や 2 つのプロジェクトで作成した映像資料 (マラプ祭祀など) と録音資料 (リンディの死者儀礼の儀礼歌など)、スンバ文化に関する書籍や論文の PDF がアップされている³⁵⁾。スンバのマラプ信仰に関するデジタル・アーカイブが誰にでもアクセスできるように整備されている。さらにマラプ信仰教育にとってきわめて重要な成果は、プロジェクトに関わったスタッフが中心になって高校生を対象とした副読本を作成したことである³⁶⁾。高等学校 3 学年のテキストがあるが、ここでは高校 1 年生向けの副読本を対象として、どのようなマラプの概念が教科書に組み入れられているのか検討しよう。

2022 年出版の『マラプ信仰教育の副読本 高校 1 年生向け』(Buku Teks Pendamping: Pendidikan Kepercayaan Marapu untuk SMA/SMK Kelas X di Kabupaten Sumba Timur)³⁷⁾ [Setiawati & Lamont 2022] の執筆者はマラプ伝承プロジェクトに参加したりカ・

30) <https://voice.global/grantees/revitalising-traditional-marapu-cultural-assets/#project> (最終確認 2025/03/26)

31) 正式名称は Yayasan Masyarakat Tangguh Sejahtera (福祉強靱社会協会) である。東スンバ県だけでなく東ヌサ・トゥンガラ州の他の県でも活動している。

32) 東スンバのカンベラ語で *lii* は祖先から代々伝えられてきた「神話、伝承、儀礼、祈りの言葉」を意味する。このプロジェクト名は祖先から代々伝えられてきたスンバの文化・伝承の再活性化が意図されている。

33) 東スンバのカンベラ語で *anda* は「道」を意味する。

34) <https://voice.global/grantees/the-anda-li-marapu-the-marapu-way/#organisation> (最終確認 2025/03/26)

35) <https://drive.google.com/drive/folders/1OtT1NfCNtUBqQqUMIzrq7KbwwIPyRpBG> (最終確認 2025/03/26)

36) マラプ執行機関の公式サイトには、マラプ信仰を扱った小学校と中学校レベルの副読本はアップロードされていない。ダウンロードできるのは、唯一神信仰・伝承局が刊行した小学校から高等学校レベルまでの信仰教育の教科書である。

37) 2023 年 5 月 26 日に唯一神信仰・慣習社会局が副読本の広報 (sosialisasi) に関する会議をワインガプで開催し、出版を高く評価している。

<https://kebudayaan.kemdikbud.go.id/buku-teks-pendamping-pendidikan-kepercayaan-marapu-waingapu-sumba-timur/> (最終確認 2025/03/28)

スティアワティ (Rika Setiawati)³⁸⁾ とジョセフ・ラモン (Joseph Lamont)³⁹⁾ である。資料収集にあたった7名の調査員 (Penelaah) のなかにマラブ執行機関のウンブ・レミなどスンバ人の他に、スンバ島外の教育文化省唯一神信仰・慣習社会局と最高評議会のスタッフ計4名が入っている。さらに、協力者 (Kontributor) としてスンバ人のマラブ信仰者も加わっている。

この副読本の使用ガイド (Panduan Penggunaan Buku) には、教育文化研究技術省が発行する信仰教育の教科書は一般的な内容 (bersifat umum) なので、この副読本はスンバの文脈に沿った内容で (bersifat kontekstual) 生徒に教えるマラブ信仰をより豊かにより深めることができると、意図が書かれている [Setiawati & Lamont 2022 : vii-viii]。唯一神信仰教育の教科書とマラブ信仰の副読本のセットで教えるという教授法が計画されている。たとえば1学期は「唯一神信仰教育」の教科書で、2学期は「マラブ信仰」の副読本を教えるというカリキュラムが示されている。この副読本は次のような5部構成になっている。「マラブの歴史」(Sejarah Marapu), 「マラブにおける神概念」(Konsep Ketuhanan dalam Marapu), 「道徳」(Budi Pekerti), 「禁忌と義務」(Larangan dan Kewajiban), 「マラブの文化芸術」(Seni Budaya Marapu)。「マラブの歴史」では、オーストラリア人のラモンが著者に加わっているため、スンバ人の郷土史家カピタの本だけでなく、リンディを調査した人類学者のフォースの民族誌 [Forth 1981] とランシングによる最近の共同研究の成果 [Lansing et al. 2011] も参照文献に挙がっていて、幅広い視野からまとめられている⁴⁰⁾。

本稿の中心的テーマであるマラブ信仰を論じるために「第2章 マラブ信仰における唯一神概念」に焦点を当てよう。この章の最初に書かれている学習目標の第一は、「学習者はマラブ信仰の教義の本質、そしてマラブ信仰が唯一神と人間、自然との関係をどのように位置付けているか、知ることである」(Peserta didik mengetahui inti sari ajaran Kepercayaan Marapu dan bagaimana Kepercayaan Marapu menempatkan hubungan antara Tuhan, manusia, dan alam) [Setiawati & Lamont 2022 : 16]。そして提示されるのが以下の図である。

強調されるのは、1) 人間と人間の関係、2) 人間とマラブの関係、3) 人間と自然、4) マラブと唯一神、自然の関係、5) 唯一神とマラブ、自然、これら5つの関係の調和である⁴¹⁾。さらに、この図の要点は、唯一神は人間と自然に影響を与えるが、それはあくまで

38) バンドゥンのバジャジャラン大学で心理学の修士号を修得し、コミュニティ開発分野の専門家である。2020年からマルンガ財団で活動している。

<https://orcid.org/0000-0002-8512-9326> (最終確認 2025/03/27)

39) オーストラリア人の民族音楽の研究者で、スンバの民族音楽のデジタル・アーカイブ作成の中心人物である。

40) ただし、スンバ人の移動ルートに関する神話伝承と、ランシングらによる分子人類学・先史考古学・言語学の研究成果が並列で紹介されているだけで、両者の違いが明確に説明されていない点は問題点として指摘できる [小池 2024]。

41) スンバの場合、三角形の中心にマラブが入っているので複雑になっているが、唯一神・人間・自然

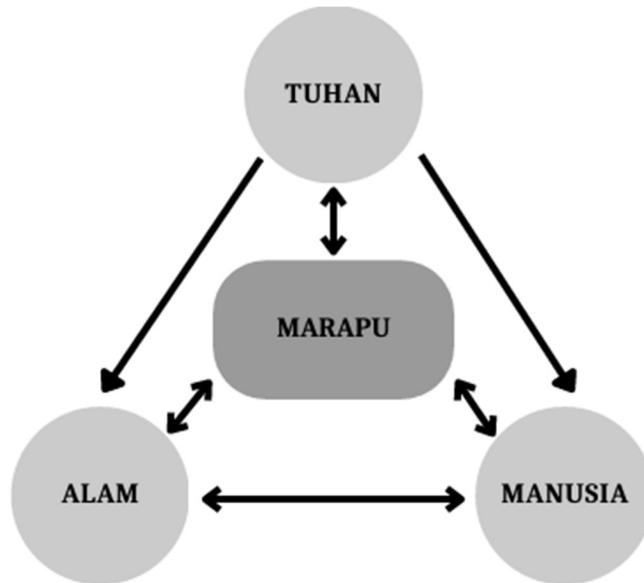


図1 神 (Tuhan)・マラプ・人間 (Manusia)・自然 (Alam) の関係

一方向的なものである。つまり、この図で仲介者としてのマラプの役割が前提となっていて、人間の願いはかならずマラプを通して唯一神に伝えられ、そして唯一神の決定はマラプを通して人間と自然に届くという。これは第3章で紹介したフォースが記述した神観念[Forth 1981: 88]と内容的にはほぼ合致する。しかし、筆者の知る限り各地域社会で唯一神の存在はほとんど知られてなく、マラプと唯一神の関係は儀礼実践の中で村人に意識されていなかった。もともと東スンバにおける唯一神は明確に語られることがない、曖昧性に包まれた存在であり、一部の儀礼職能者だけが儀礼言語を使って語る秘儀的な知識に基づくものである。マラプ信仰が「唯一神への信仰」として承認されるためには、教育文化省の枠組みに収めることが絶対条件であり、図1のように分かりやすいモデル化と公式化は仕方ないものだろう。その必要性は確かに認めるが、各地で実践されるマラプ祭祀との違いは検討すべき重要な点である。

高等学校レベルのマラプ信仰に関する副読本出版と同様に、スンバ統合開発とマルンガ財団がスンバにおける信仰教育の実現に大きな役割を果たしたのは、信仰指導員 (penyuluh kepercayaan) の養成である。各学校で実際に教えている教員はマラプ信仰者ではなく、マラプ信仰を教えることは不可能である。そのため、正規の教員に代わって、教員としての

という三角形は、世界遺産に選ばれたバリ島の棚田の背景にある哲学として海外向けに主張されたバリ・ヒンドゥー教のトリ・ヒタ・カラナ (唯一神と人間, 人間と人間, 人間と自然の調和) ときわめて近い考え方である。

<https://bali.com/bali/travel-guide/culture/tri-hita-karana/> (最終確認 2025/03/27)

資格を取得していなくてもマラプ信仰教育を担当するのが信仰指導員である。唯一神信仰・慣習社会局が定めた条件を満たす信仰者を養成する研修が何回かスンバで開催された。その1つが2022年6月27日から7月2日にかけてワインガブのホテルで20名の指導員候補（全員マラプ信仰者）が参加して「東スンバ県の信仰指導員の能力向上と技能能力試験」（Peningkatan Kompetensi dan Uji Kompetensi Tingkat Terampil bagi Penyuluh Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa di Kabupaten Sumba Timur）というプログラムが実施された。試験の合格者が証明書を得て学校でマラプ信仰を教えることが可能になる。主催者はマルンガ財団とスンバ統合開発、最高評議会、教育文化研究技術省の唯一神信仰・慣習社会局である。スンバ県知事の代理も出席し挨拶した [anon. 2022]。このように、官民一体となって信仰指導員を養成する研修が実施された。

ここで小結として、マラプ信仰教育に関わった主要なアクターをまとめよう。スンバ島外（首都ジャカルタおよびジャワ島）では、教育文化研究技術省の唯一神信仰・慣習社会局（2024年の組織替えで文化省文化伝承保護総局唯一神信仰育成・慣習社会局となった）が信仰教育の法的枠組みを定め行政上の基盤作りを推進した。インドネシア信仰最高評議会の役割は、インドネシア全国の多様な信仰組織の要望を受け入れつつ、唯一神信仰・慣習社会局と調整を諮り、各地域の信仰教育を実現させることである。最高評議会はもともとジャワのクバティナン諸派の統括団体を母体として生まれたが、ジャワ以外のマラプやバタック系の信仰組織も傘下に加わり、全国的なレベルで信仰教育の実現に取り組んだ。

スンバ島内でマラプ信仰教育を実現させるために最高評議会と連携し、マラプ信仰者のスポークスマンとなったのがマラプ執行機関副会長のウンブ・レミである。彼は旗振り役として重要な役割を果たしたが、実際にマラプ信仰教育の中身を作り上げる資金力はなかった。マラプ信仰者など周辺化された人びとの人権擁護に積極的な国際的 NGO の経済的支援を受けた東スンバの2つの NGO、スンバ統合開発とマルンガ財団がマラプ信仰者の子どもたちの教育サービスへのアクセスを向上させるという目標を掲げ、もともとスンバ文化（音楽など）の保存・記録化を進めるプロジェクトを実施していたが、最終的にはマラプ信仰教育に不可欠な副読本の出版に力を注ぎ、さらに信仰指導員養成プログラムの実施にも尽力した。プロジェクトのメンバーにオーストラリア人研究者が加わっていたことが、書類作成などで国際的 NGO から援助を受けるのに貢献し、スンバ文化に関する多くの英語文献を副読本作成に活かせるようになったことは明らかである。

以上簡潔にまとめたように、これらの相異なる背景と目的をもち、かならずしも同じ方向を向いているとは言えない複数のアクターによる多様な活動の接点に形成されたのが東スンバ県のマラプ信仰教育である。次章では、多くの問題を抱えつつ始まった東スンバ県の学校におけるマラプ教育について現状と課題を整理したい。

6 東スンバ島における信仰教育の現状と課題

マラプ執行機関にアップロードされている2023年の資料 [anon. 2023] から東スンバ島におけるマラプ信仰者と登録されている園児・児童・生徒の人数を紹介する。幼稚園レベルは32校に126人、小学校レベルは100校に1,003人、中学校レベルは19校に151人、高等学校レベルは5校に145人となっている。東スンバ島のなかにはマラプ信仰者が1人もいない学校も多い。ほとんどが公立学校 (negeri) だが、キリスト教系の私立学校にもマラプ信仰者が在籍している。上記の数字を合計すると156校に1,425人が在籍している。小学校を取り上げると、多くの学校に平均してマラプ信仰者がいるわけではなく、特定の郡に偏る傾向がある。全体として10人未満在籍している小学校が多いが、一方では70人以上のマラプ信仰者が在籍している小学校がリンディ郡に2校、ウマルル郡に1校ある。小学校と同様に、高等学校でもリンディ郡とウマルル郡にある学校にマラプ信仰者が多い。なお、東スンバ島の統計局によると [Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur 2024a : 110], 2023年のマラプ信仰者は県全体で合計16,314人で、ウマルル郡が最多で3,362人、次がリンディ郡の2,961人となっている。

前章でまとめたように、信仰教育全体のカリキュラムだけでなく、高等学校レベルのマラプ信仰に関する副読本の発行と、さらに教育現場でマラプ信仰教育を教える指導員養成プログラムはある程度まで整備されている。肝心の各段階の学校において、はたして政府が定めた理念通りにマラプ信仰教育が実施されているのかという問題が浮かび上がってくる。とくに実際にマラプ信仰について学んでいる児童・生徒は何人なのかは重要である。これらの点について、バンバン・ムルヤルト (Bambang Muryanto) というジャーナリストが書いた「東スンバにおけるマラプの生徒は信仰教育を受けるのが困難」(Siswa Marapu di Sumba Timur Sulit Mendapat Pendidikan Kepercayaan.) [Bambang 2024] と題するレポートとその他の資料 [Melany 2023, Nenohai 2024] に基づいて、東スンバ島におけるマラプ信仰教育の経緯と現状をまとめよう⁴²⁾。マラプ信仰教育は2022年8月に始まり、さらに2023年9月に当時の県知事クリストフェル・プライン (Khristofel Praing)⁴³⁾ は「東スンバ島におけるマラプ信仰者教育に関する県知事令」(Peraturan Bupati tentang Layanan Pendidikan Bagi Penghayat Marapu di Kabupaten Sumba Timur) を出し、県レベルにおける信仰教育実施する上での法的根拠とした。また、県知事は発布に関する会合で「地方政府はマラプ信仰者に対して社会と教育の分野で積極的に関わっていく」(pemerintah daerah sangat berkomitmen untuk memberikan layanan bagi penghayat Marapu baik di

42) 「はじめに」で述べたように、筆者は2024年8月のスンバ調査で信仰教育の現場で調査する機会がなかったので、インターネット上の資料を活用している。

43) クリストフェル・プラインは東スンバ県住民民事登録局長在任中にマラプ信仰者の権利回復に尽力した人物である [小池 2017, 小池 2023 : 45-49]。その後、2021～2025年まで県知事を務めたが、2024年に実施された県知事選挙で敗れた。

bidang sosial maupun layanan pendidikan) と述べた [Melany 2023]。

この県知事の言葉とは裏腹に、県の教育局と各学校の校長の多くはマラブ信仰教育の推進にあまり積極的でないのが実情である。バンバンのレポートによると、2024年時点で実際にマラブ信仰教育が実施されているのはわずか1校（カハウング・エティ郡）の小学校と4校の高等学校（リンディ郡とウマルル郡、ハハル郡、カハウング・エティ郡）だけで、計5人の指導員が教壇に立っている。高等学校はマラブ信仰者の生徒がいる5校中4校でマラブ信仰教育の授業があるが、小学校は100校中1校のみである。このような現状の背景として、県政府の役人も学校教師もそのほとんどがキリスト教徒であり、マラブ信仰に対して偏見を抱いている人が多く、その結果、マラブ信仰教育に対して消極的な対応を示すことが考えられる。マラブ信仰教育が教えられている高等学校で指導員は「継子」(anak tiri) 扱いされ、居心地が良くないという。このような偏見は教員の側だけでなく高校生にもあり、マラブ信仰者の生徒に対する差別的な発言もみられる。さらに、指導員の待遇の悪さも指摘されている。正規の教員ではない指導員は、一般的に月に300,000（手取りは285,000）⁴⁴⁾ ルピアの奨励金 (insentif) を受け取るだけであり、通勤に使うバイクのガソリン代は自前で、それを引くと赤字になることもある。そのため一種のボランティアのような仕事であり、1年で辞める指導員も出てくることになる。指導員を続けている人は、マラブ信仰に強い思いを抱くスンバ人だけである [Bambang 2024]。

マラブ信仰教育はまだまだ始まったばかりであり、上述のように多くの困難に直面している。とはいえ、マラブを教えることの意義は明らかである。リンディ第1高等学校長は、信仰教育が実現し、マラブ信仰の生徒たちが長く直面していた問題から脱することができるようになった (menemukan jalan keluar dari permasalahan yang sudah berlangsung lama ini) と肯定的な意見を述べた⁴⁵⁾。また、リンディ・ウマルル第1高等学校でマラブ指導員を務めるランブ・カヒ (Rambu Kahi)⁴⁶⁾ という女性は、信仰教育によってマラブの子供もたちが、他の友だちと同等の宗教の地位を得たので、より自信をもてるようになった (PKM menjadikan anak-anak Marapu lebih percaya diri karena mereka sudah memiliki status agama yang setara dengan teman-teman lain di sekolah) と、信仰教育の意義を語っている [Nenohai 2024]。また、マラブ信仰に関するシンポジウムの中で、ランブ・カヒは「これまでマラブ教育は理論段階だけでは不十分であると感じていた。実践に基づく教育が必要である」 (sejauh ini ia merasa pendidikan Marapu tidak cukup diajarkan pada tataran teori saja. Melainkan membutuhkan porsi pendidikan berbasis praktik) [Gembong 2023] と提言している。マラブの儀礼職能者を授業に呼べば、まさにより具体的にマラブ信仰を

44) 285,000 ルピアは2024年の平均レートで換算すると、2,708円になる。

45) <https://www.cnnindonesia.com/nasional/20221213064011-293-886598/kemendikbudristek-advokasi-penghayat-kepercayaan-fokus-ke-pendidikan> 2022年12月13日発信 (最終確認 2025/03/27)

46) ランブ・カヒは現在とは違う養成プログラムを経て、2018年にスンバで最初の信仰指導員になった。

生徒たちに教えることができる。この点について、マラブ・ウェイ・プロジェクトのリーダーだったアントン・ジャワマラに尋ねたら⁴⁷⁾、その必要性を認め、マラブ儀礼の執行者 (*wunangu*) を授業のために呼んだ例はあるという。しかし、教育文化省の規則に従ってややこしい報告書を書かなくてはいけないなど手続きが煩雑なので、なかなか実施は難しいと語っていた。

東スンバ県における信仰教育の発展のために解決すべき最大の課題は、指導員の待遇の悪さであり、その結果、指導員の数が絶対的に不足していることである。高等学校を最初のターゲットに選んだため、小学校と中学校への対応がまったく進んでいないのが現状である。小学校と中学校に在籍するマラブ信仰者の人数と学校数を考えたら、県の教育局がより多くの予算を出し、NGOと協力してもっと積極的に指導員の養成とその待遇改善に努めなければならない。指導員は高卒以上を対象にして、教育文化省が定めた研修と認定試験を経て任命される正規の教員ではないポストである。マラブ信仰教育の改善策の1つとして、大学で正規の信仰教員を養成しようという計画が進んでいる。

中ジャワ州にある私立のスマラン 1945 年 8 月 17 日大学 (Universitas 17 Agustus 1945 Semarang) が 2021 年 9 月に教育文化研究技術省の許可を得て、言語文化学部 (Fakultas Bahasa dan Budaya) に唯一神信仰教育研究プログラム (Program Studi Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa) を設立した (唯一神信仰を教えるインドネシアで最初の研究プログラム)。これによって信仰教育を教える正規の教師 (*guru*) を養成できることになった。初年度は 32 名 (全員政府の奨学金を授与される) が入学予定である⁴⁸⁾。2024 年 8 月 8 日にウンブ・レミから聞いた話では、現在 5 名のスンバ人学生が政府の奨学金を得て唯一神信仰教育研究プログラムで学び、来年度はさらに多くが入学する予定という。この研究プログラムの詳細は不明だが、クバティナンを中心に信仰一般を学ぶことが考えられる。そのような学習内容とマラブ信仰をどのように結びつけるかは個々の裁量に任されている点であろう。最終的に教員の資格を取得してスンバの学校で教壇に立てば、指導員とはまったく違い、他の教員と同等の立場でマラブ信仰を教えることができるようになる。マラブ信仰教育の発展につながることは確かである。

7 おわりに

インドネシアの宗教体制の中でマラブを唯一神信仰として位置付けようとした結果、多様なアクターによる活動が交錯するなかで、祈願 (スンバ語で *hamayangu*) が中心となる儀礼実践ではない、外向けに公式化された「マラブ信仰」が創造された。このようなマ

47) 聞取りは、2024 年 8 月 7 日にワインガブで行った。

48) "Untag Buka Prodi Baru dan Pertama Di Indonesia"

<https://www.untagsmg.ac.id/index.php/8-kegiatan-akademik/135-untag-buka-prodi-baru-dan-pertama-di-indonesia> (最終確認 2025/03/29)

ラプ信仰は、インドネシア唯一神信仰最高評議会という民間団体と連携した教育文化研究技術省の唯一神信仰・慣習社会局から出た政策と、国際的 NGO と連携したスンバの地方 NGO が始めたスンバ発の活動との接点に形成されたと解釈できる。さらに、マラプ信仰がジャワのクバティナンを中心とする「信仰」一般と接続されて、学校教育のカリキュラムの根底に据えられ、東スンバ県の高等学校で実際に授業で教えられるようになっていく。副読本を読む限り高等学校で教えられるマラプ信仰は 1980 年代に筆者が実際にハハル郡で出会ったマラプ儀礼とは明らかに異なっている。このようなマラプ信仰教育をどのように評価するかは人類学を研究する筆者にとってきわめて難しい課題である。スンバ社会ではマラプ信仰の周辺化が進み、信仰者は年々減少している。このような厳しい現実のなかで、自らマラプ信仰を選んだウンブ・レミにとってマラプ信仰が学校教育の公式な科目になることは、自身のアイデンティティを賭けた闘いの貴重な成果であった。マラプ信仰教育の中身よりも、マラプ信仰が社会的に認知されたほうが、彼にとって重要であった。筆者としてはそれを認めつつ、公式化された「マラプ信仰」という授業内容が地域社会のなかで実践される儀礼とどのような関わりをもち、さらにマラプ信仰全体の再活性化に寄与することが可能なかどうか、今後その点を追っていく必要があると考えている。具体的に言えば、マラプ信仰教育を受けた若者が、地域社会における儀礼の担い手になっていくのか、その点がもっとも気になる点である。

参考文献

- Abdul Latif Bustami, 2017, *Modul III Pendidikan dan Latihan Jabatan Penyuluh Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa: Sejarah Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa di Indonesia*, Jakarta: Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan.
- Ainun Yati Octavia, 2023, *Sejarah Konghucu Jadi Agama di Indonesia*.
<https://klikhukum.id/sejarah-konghucu-jadi-agama-di-indonesia/> (最終確認 2025/03/27)
- anon., 2022, *Proyek Lii Marapu di Sumba Timur Didukung Direktorat KMA Kemendikbudristek RI dan MLKI*.
<https://marapusumba.com/elementor-1912/> (最終確認 2025/03/27)
- anon., 2023, *Data-Peserta-Didik-Penghayat-Marapu-KB_TK_SD_SMP_SMA-Sumba-Timur*.
https://marapusumba.com/wp-content/uploads/2023/03/Data-Peserta-Didik-Penghayat-Marapu-KB_TK_SD_SMP_SMA-Sumba-Timur.pdf (最終確認 2025/03/28)
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 1998, *Sumba Timur dalam Angka 1998*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2012, *Kecamatan Rindi dalam Angka 2012*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2024a, *Sumba Timur dalam Angka 2024*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2024b, *Kecamatan Rindi dalam Angka 2024*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2024c, *Kecamatan Haharu dalam Angka 2024*,

- Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur, 2025, *Kabupaten Sumba Timur dalam Angka 2025*, Waingapu: Badan Pusat Statistik Kabupaten Sumba Timur.
- Bambang Muryanto, 2024, Siswa Marapu di Sumba Timur Sulit Mendapat Pendidikan Kepercayaan. <https://projectmultatuli.org/siswa-marapu-di-sumba-timur-sulit-mendapat-pendidikan-kepercayaan/> (最終確認 2025/03/28)
- Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi, 2017, *Pedoman Implementasi: Layanan Pendidikan Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa pada Satuan Pendidikan*, Jakarta: Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi, Direktorat Jenderal Kebudayaan, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan.
- Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat, 2022, *Buku Saku: Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa 2022*, Jakarta: Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Masyarakat Adat.
- Duggan, G. & H. Hägerdal, 2018, *Savu: History and Oral Tradition on an Island of Indonesia*, Singapore: NUS Press.
- Eka Ningtyas, 2023, Paving the Way to Struggle: First Kebatinnan Congress (1955) and the Politics of Religious Discourse in Indonesia, *Archipel* 105: 61-90.
- Feby Lestari Supriyono, 2021, *Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Budi Pekerti untuk SD Kelas IV*, Jakarta: Pusat Kurikulum dan Perbukuan, Badan Penelitian dan Pengembangan dan Perbukuan, Kementerian Pendidikan, Kebudayaan, Riset, dan Teknologi.
- Forth, G. L., 1981, *Rindi: An Ethnographic Study of a Traditional Domain in Eastern Sumba*, The Hague: Martinus Nijhoff.
- 福島真人, 2002, 『ジャワの宗教と社会——スハルト体制下インドネシアの民族誌的メモワール』 ひつじ書房。
- Gembong Hanung, 2023, Pentingnya Pendidikan yang Inklusi bagi Penghayat Marapu. <https://estungkara.id/pentingnya-pendidikan-yang-inklusi-bagi-penghayat-marapu/> (最終確認 2025/03/29)
- Kantor Statistik Kab. Sumba Timur, 1987, *Sumba Timur dalam Angka 1986*, Waingapu: Kantor Statistik Kab. Sumba Timur.
- Kapita, Oe. H., 1976, *Masyarakat Sumba dan Adat Istiadatnya*, Waingapu: Panitia Penerbit Naskah-naskah Kebudayaan Daerah Sumba, Dewan Penata Layanan Gereja Kristen Sumba.
- , 1982, *Kamus Sumba/Kambera - Indonesia*, Waingapu: Panitia Penerbit Naskah-naskah Kebudayaan Daerah Sumba, Dewan Penata Layanan Gereja Kristen Sumba.
- 小池誠, 2005, 『東インドネシアの家社会——スンバの親族と儀礼』 晃洋書房。
- , 2017, 「インドネシア・東スンバ県における宗教と人権——マラブ信仰をめぐる動き」『インドネシア・ニューズレター』 95 : 31-37。
- , 2022, 「YouTubeを通して発信するスンバ——インドネシア東部における伝統の再活性化」『桃山学院大学総合研究所紀要』 48-1 : 19-42。
- , 2023, 「インドネシア・スンバ社会におけるマラブ信仰の現代的位相——慣習の復権と人権をめぐる動き」『桃山学院大学総合研究所紀要』 49-1 : 39-57。
- , 2024, 「インドネシア東部・スンバ島の エスノヒストリー事始め——口頭伝承と人類学の研究成果」『人間文化研究』 20 : 45-79。
- Lansing, J. S. et al., 2011, An Ongoing Austronesian Expansion in Island Southeast Asia, *Journal of Anthropological Archaeology*, 30 : 262-272.

- Marubat Sitorus, 2021, *Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa Dan Budi Pekerti Untuk SMA/SMK Kelas X*, Jakarta: Pusat Kurikulum dan Perbukuan, Badan Penelitian dan Pengembangan dan Perbukuan, Kementerian Pendidikan, Kebudayaan, Riset, dan Teknologi.
- Melany, Mutiara Christin, 2023, Pemkab Sumba Timur Hadirkan Perbup Layanan Pendidikan Bagi Penghayat Marapu. *Pos Kupang* (2023年9月3日付記事)
<https://kupang.tribunnews.com/2023/09/03/pemkab-sumba-timur-hadirkan-perbup-layanan-pendidikan-bagi-penghayat-marapu> (最終確認 2025/03/29)
- Nenohai, Jear Niklas Doming Karniatu, 2024, Menuju Dekolonisasi Pendidikan Kepercayaan Marapu di Sumba Timur.
<https://crcs.ugm.ac.id/menuju-dekolonisasi-pendidikan-kepercayaan-marapu-di-sumba-timur/> (最終確認 2025/03/29)
- Onvlee, L., 1984, *Kambaraas (Oost-Soembaas) -Nederlands Woordenboek*, Dordrecht: Foris Publications Holland.
- Rofiuddin, 2016, Tolak Ikut Pelajaran Agama, Siswi SMK Ini Tak Naik Kelas, *Tempo*, 26 Juli 2016
<https://nasional.tempco.co/read/790634/tolak-ikut-pelajaran-agama-siswi-smk-ini-tak-naik-kelas> (最終確認 2024/10/11)
- Rudy Hartono, 2024, Dirjen Kebudayaan Yakin Nilai Luhur Para Penghayat Atasi Krisis Global.
<https://www.superradio.id/dirjen-kebudayaan-yakin-nilai-luhur-para-penghayat-atasi-krisis-global/> (最終確認 2025/03/30)
- Setiawati, R. & J. Lamont., 2022, *Buku Teks Pendamping: Pendidikan Kepercayaan Marapu untuk SMA/SMK Kelas X di Kabupaten Sumba Timur*, n.p.
- 田口理恵, 2002, 『ものづくりの人類学——インドネシア・スンバ島の布織る村の生活誌』風響社。
- 高橋宗生, 2021, 「スハルト政権下の伝統精神文化振興政策——1980年代の「信仰」関連出版物の考察」『東南アジア——歴史と文化』50: 64-84。
- Tim Direktorat Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi, 2016, *Ensiklopedia Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa*, Jakarta: Direktorat Kepercayaan Terhadap Tuhan Yang Maha Esa dan Tradisi, Direktorat Jenderal Kebudayaan, Kementerian Pendidikan dan Kebudayaan.
- 土屋健治・加藤剛・深見純生(編), 1991, 『インドネシアの事典』同胞舎出版。
- Weinstock, J. A., 1987, Kaharingan: Life and Death in Southern Borneo, in Kipp, R.S. and S. Rogers (eds), 1987, *Indonesian Religions in Transition*, Tucson: The University of Arizona Press.
- 山下晋司, 1988, 『儀礼の政治学——インドネシア・トラジャの動態的民族誌』弘文堂。
- Zakiah, 2018, Pendidikan Kepercayaan Terhadap Tuhan yang Maha Esa: Pemenuhan Hak Siswa Penghayat di Sekolah, *Jurnal Penelitian Agama Dan Masyarakat*, 31-2: 397-418.

(2025年3月31日受理)

Marapu Belief Education in Schools of the East Sumba Regency, Indonesia

KOIKE Makoto

Focusing on the Belief education that began in the East Sumba Regency, this paper aims to explore how local belief has been officialized and institutionalized, and incorporated into the curriculum of formal schools in East Sumba. This is the report on the research project titled “Interdisciplinary Study of Mutual Cultural Exchange between Japan and Indonesia (IV),” which was funded by Research Institute of St. Andrew’s University. The context of this study is Indonesia’s unique religious policy, which officially recognizes only six religions (agama in Indonesian). Adherents of nonrecognized religions have encountered legal and social discrimination, leading to their marginalization as second-class citizens. When I conducted anthropological research in Haharu, East Sumba from 1985 to 1988, the villagers abided by the custom (adat) and performed calendrical rituals to offer sacrifices to *marapu* (ancestral spirits). However, the marginalization of *marapu* belief prevailed, resulting in a drastic decrease in the number of adherents. Moreover, the children of “believers” (penghayat kepercayaan) were compelled to attend religious education classes regarding a specific religion (e.g., Christianity) to which they do not adhere. A significant advancement in the realm of Belief education was marked by the Minister of Education and Culture Regulation issued in 2016, which ensures that pupils and students who declare themselves to be “believers” are entitled to receive educational services related to “Belief in One Almighty God.” Moreover, the Directorate of Belief in One Almighty God and Indigenous Peoples (KMA), established within the Ministry, has collaborated with the Indonesia Noble Assembly of Belief in One Almighty God (MLKI) to implement Belief education in the national curriculum. MLKI is a nongovernmental organization that coordinates local Belief organizations throughout Indonesia, including the Marapu Executive Board (BPM) in East Sumba. In addition to the BPM, two local NGOs, funded by an international organization, are endeavoring to implement Marapu Belief education in schools in East Sumba. The NGOs contributed to the publication of the *Supplementary Reader in Marapu Belief Education* for high school students. The educational content of the publication was aligned with the principle of “Belief in One Almighty God (Ketuhanan yang Maha Esa),” one of the five state foundational pillars (Pancasila). Consequently, the Marapu Belief was officialized to diverge from its original ritual-centered practices. In addition, they organized seminars to train Belief instructors (penyuluh kepercayaan). The introduction of Marapu Belief education in East Sumba in 2022 has confronted two

significant challenges: the substandard treatment of Belief instructors and the paucity of personnel. It is imperative to follow up on how the officialized Marapu Belief education relates to rituals practiced in local communities and to assess its potential contribution to the revitalization of Marapu rituals in their entirety. A central inquiry pertains to whether young people who have received the new education will assume the role of ritual bearers within their respective communities.

(共同研究：障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援Ⅱ)

NTT 西日本ルセントの障害者就業の実態

——精神障害者の高定着率を実現するマネジメント——

信 夫 千佳子
安 原 佳 子

1. はじめに

本研究は「障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援Ⅱ」¹⁾というテーマの桃山学院大学における共同研究【23 共 292】の中で、「障害者就業の実態と大学（学校）との連携」についてNTT 西日本グループの特例子会社である株式会社NTT 西日本ルセントの障害者就業の実態を調査したものである。ただし、同社では大学を含む学校とは連携しておらず、ハローワーク（公共職業安定所）や支援機関と連携しているので、障害者就業の実態を中心とした調査となった。

本事例は、2022年8月5日に西日本電信電話株式会社 総務人事部 ESG推進室 ダイバーシティ推進担当 担当課長の甲斐由記氏、株式会社NTT 西日本ルセント 経営企画部 企画総務担当 担当部長の中川俊明氏へのヒアリング調査および文献調査に基づいている²⁾。

株式会社NTT 西日本ルセントでは、精神障害者の就業率は7割を超えていて、かつ定着率（入社1年後の継続雇用割合）は9割以上である。精神障害者の職場定着率は、全国平均では半分程度といわれているので、注目に値する成果である。

本稿では、近年の精神障害者の就業状況や学術研究の動向を見ながら、株式会社NTT 西日本ルセントが精神障害のある従業員の高定着率を実現したマネジメントについて検討する。

2. 近年の精神障害者の就業状況と課題

(1) 精神障害者の就業状況

日本の障害者雇用は1976年の義務化を受けて、主に大企業において採用する企業が出始め、1980年代の特例子会社の設立とともに法定雇用率を達成する企業が増えていったもの

1) 「障がい」という表記の論文も見受けられるが、本稿では法律の文言に合わせて「障害」としている。

2) 桃山学院大学・共同研究（地域連携）【20 連 278】「障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援」にて調査を実施した。

キーワード：精神障害者、定着率、業務のモジュール化、マネジメント、NTT 西日本ルセント

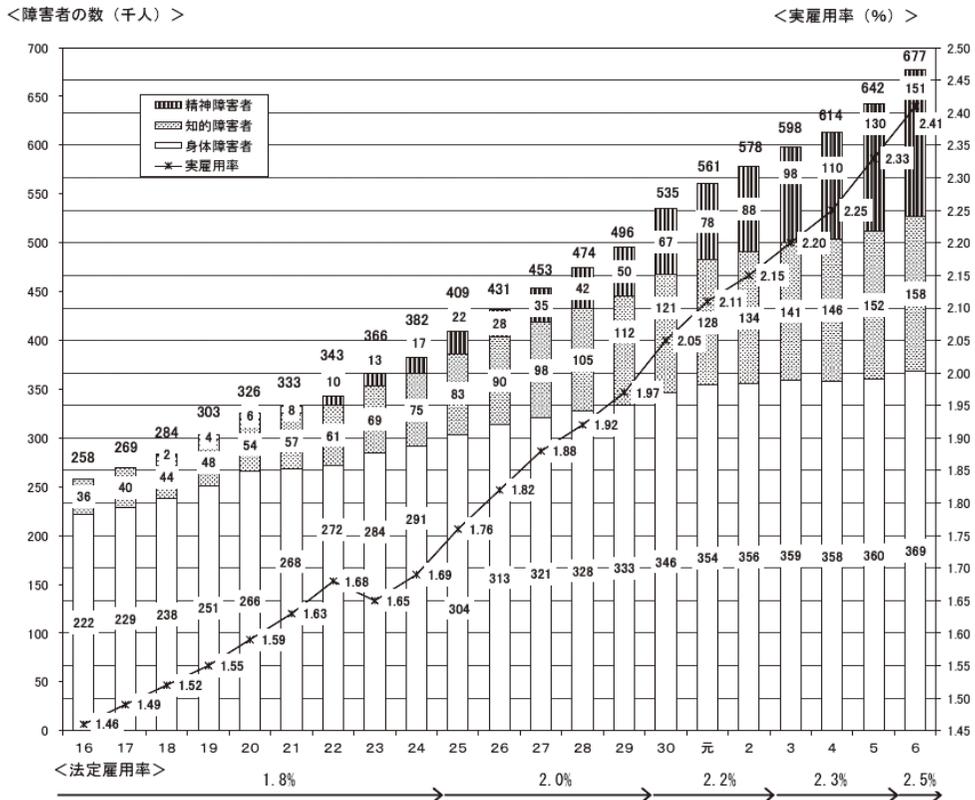


図1 民間企業における障害者の雇用状況

出所) 厚生労働省「令和6年障害者雇用状況の集計結果」令和6年12月20日, 6ページ
<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001357856.pdf> (閲覧日 2025年2月23日)。

の、身体障害者の雇用が中心であった³⁾。身体障害者に遅れること20年, 1997年に知的障害者の雇用義務化によって、知的障害者の雇用も少しずつ進んでいくことになる⁴⁾。さらに遅れること10年, 2000年代に入ってから精神障害者が雇用され始めるが, 2006年(平成18年)時点では精神障害者は民間企業に約2,000人しか雇用されていなかった⁵⁾。2024年(令和6年)には、約15万人と大幅に増加している(図1)⁶⁾。これは、2018年(平成30年)4月1日から障害者雇用義務の対象に精神障害者が付加されたことで促進されたと思われる。しかしながら、20歳以上の在宅精神障害者が約526万人(「令和5年版障害者白書」)、手帳

3) 1970年代の企業事例としては、住友銀行、日産、富士通、日本IBMなど。(手塚直樹『日本の障害者雇用—その歴史・現状・課題—』光生館、2000年、23～65ページ。)

4) 同上書、123～128ページ。

5) 厚生労働省「平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況(詳細表)」2ページ <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0306-11c-2.pdf> (閲覧日 2025年2月22日)。

6) 厚生労働省「令和6年障害者雇用状況の集計結果」令和6年12月20日 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47084.html (閲覧日 2025年2月22日)。

取得者が約 120 万人（「2022 年生活しづらさ調査」）という人数から見れば十分に雇用されているとはいえ、今後は精神障害者として手帳を取得して就職する障害者を増やす取り組みが必要であろう⁷⁾。

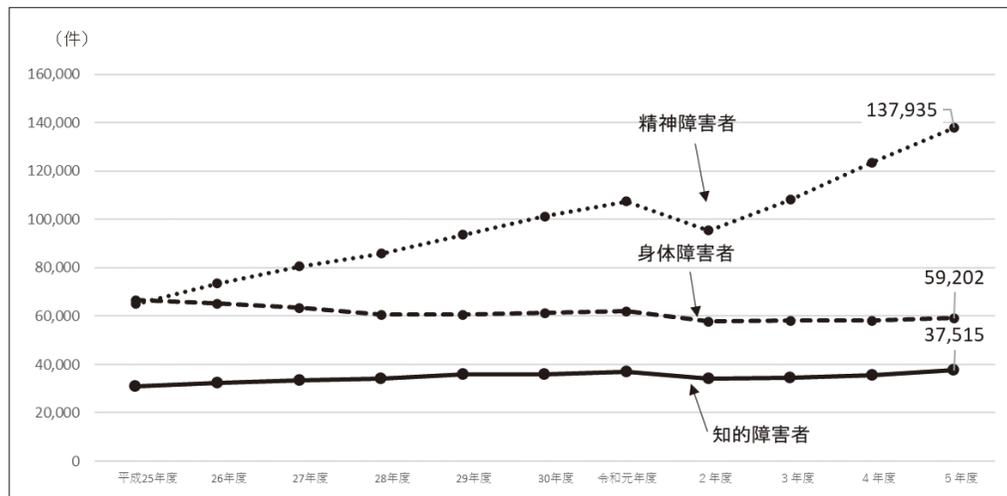


図2 新規求職申込件数の推移（障害種別による比較）

出所) 厚生労働省「令和5年度ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などの取りまとめを公表します」令和6年6月28日、6ページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001236931.pdf>（閲覧日2024年12月14日）。

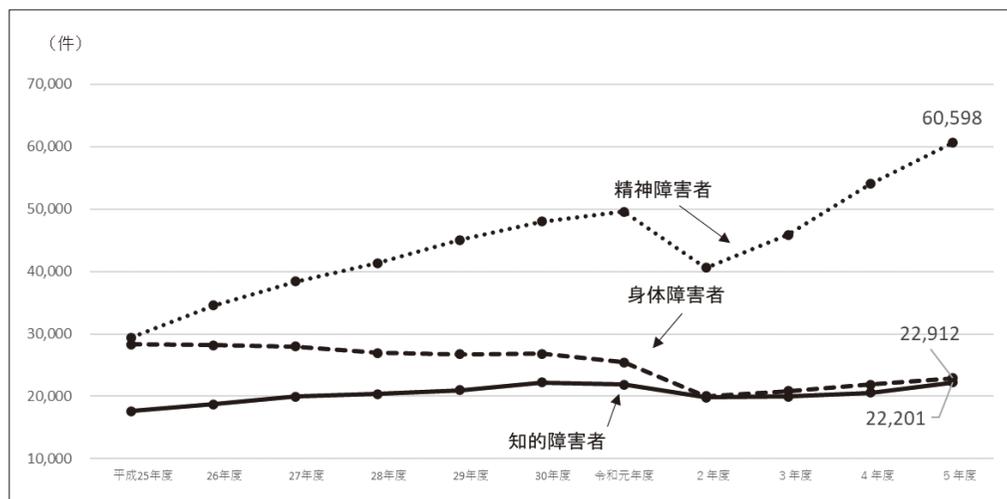


図3 就職件数の推移（障害種別による比較）

出所) 厚生労働省「令和5年度ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などの取りまとめを公表します」令和6年6月28日、6ページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001236931.pdf>（閲覧日2024年12月14日）。

7) 内閣府「令和5年版障害者白書」220ページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index-pdf.html>（閲覧日2025年2月23日）。厚生労働省「令和4年生活のしづ

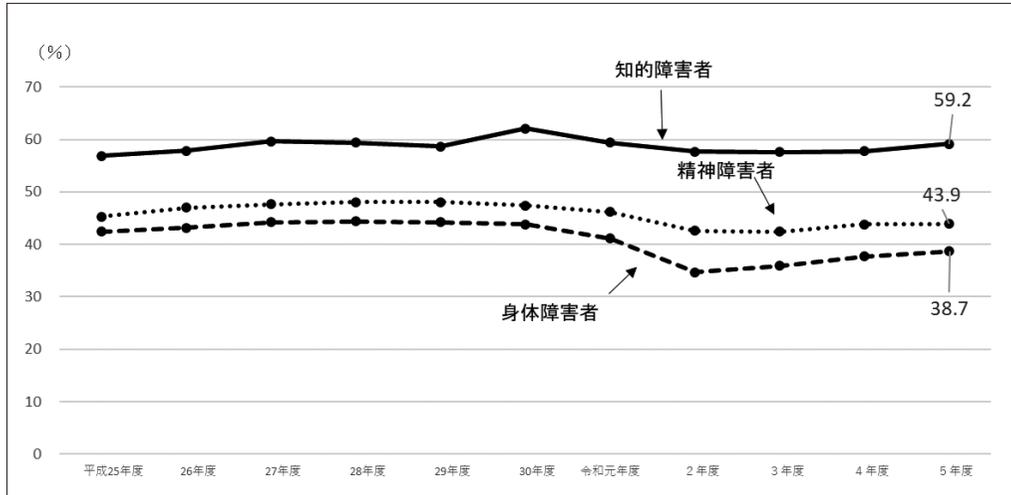


図4 就職率の推移（障害種別による比較）

出所) 厚生労働省「令和5年度ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況などの取りまとめを公表します」
令和6年6月28日, 6ページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001236931.pdf> (閲覧日
2024年12月14日)。

厚生労働省調査の2013年度（平成25年度）から2023年度（令和5年度）までの障害者の新規求職申込件数（図2）および就職件数（図3）（両図とも障害種別による比較）を見てみると、身体障害者や知的障害者が横ばいである一方で、精神障害者は、コロナ禍の時期を除いて年々増加している。

一方で、就職率（障害種別による比較）（図4）に関しては、3障害とも横ばいであり、令和5年度には、知的障害者が59.2%、精神障害者が43.9%、身体障害者が38.7%であり、精神障害者は増加していない。また、障害者雇用実態調査結果報告書（2020）によれば、平成30年の平均勤続年数は、身体障害者が10年2ヵ月、知的障害者7年5ヵ月であるのに対して、精神障害者は3年2ヵ月であり、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年のどの年も精神障害者が短い⁸⁾。令和5年度障害者雇用実態調査結果報告書（2023）でも身体障害者が12年2ヵ月、知的障害者が9年1ヵ月、精神障害者は5年3ヵ月、発達障害者は5年1ヵ月となっている⁹⁾。

日本においては民間企業における障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられてきたが、令和6年4月にはこれまでの2.3%から2.5%になり、さらに令和8年7月には2.7%の引き

らさなどに関する調査」令和6年5月31日 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40511.html (閲覧日2025年2月22日)。国立社会保障・人口問題研究所・社会保障応用分析研究部でも同様の指摘がなされている。恩田直人「障害者雇用の量的変遷と統計資料」『社会保障研究』vol.9, no.2, 2024, 253ページ。

8) 厚生労働省「障害者の平均勤続年数の推移」[障害者の促進について関係資料]2020年2月14日, 32ページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000657531.pdf> (閲覧日2025年2月22日)。

9) 厚生労働省「令和5年度障害者雇用実態調査結果報告書」令和5年6月調査 <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001233721.pdf> (閲覧日2025年2月22日)。

上げが予定されている。また、令和7年4月以降、除外率が設定されていた業種は10ポイント引き下げられる。一方で、令和6年4月以降、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになった¹⁰⁾。

このような法定雇用率の段階的な引き上げの中で民間企業が法定雇用率を達成するにはかなりの努力が必要であると思われる中、身体障害者、知的障害者よりも精神障害者の伸びしろのほうが大きいと推測される。しかしながら、精神障害者の人数が多く、企業にも採用意欲を持たせる制度が導入されてはいるものの、定着率の低さが大きな課題である。次節ではこのような精神障害者就業の課題について見ていくこととする。

(2) 精神障害者就業の課題－先行研究および厚生労働省調査より－

地域精神保健福祉サービスを受けている地域に住む精神障害者の調査(1997)によれば、多くが就職を希望しているものの、厳しい現状が述べられていた¹¹⁾。精神障害者社会復帰施設利用者の退所後の思いに関する調査(2007)においても、まずは「自分に合った職業を探し、その職業の訓練を受けたいと思っている」という希望が提示されている¹²⁾。

川口優子・松田宣子・奥田博子(2001)による調査では、地域精神保健福祉サービスを受けて地域で生活している精神障害者13名(作業所2名、訪問看護7名、保健所デイケア4名)への面接調査によれば、今の生活に満足しつつも、6名は就職を希望しているが、人間関係構築が苦手で、会話に気がつかない、障害への理解を求めている¹³⁾。

1990年以降の50論文から障害者の就労上の課題を抽出した倉本(2004)は、①自己理解と就業に関する理解の不足、②作業能力に関する課題、③対人関係に関する課題、④症状への対処・服薬に関する課題、⑤その他の課題を挙げ、精神障害者の就労上の課題に対する支援の概要および支援方法の集約と再構成について述べている。

大坂・村下・青木(2009)による精神障害者16名へのインタビュー調査では、社会復帰施設退所後は、就職を希望しているものの、人間関係の構築が苦手で、コミュニケーション能力不足を自覚していることが窺える¹⁴⁾。

10) 厚生労働省「事業主の方へ：障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html (2024年12月12日閲覧)。

11) 1997年10月から1999年2月において、兵庫県および大阪府で生活し、地域精神保健福祉サービスを受けている精神障害者13名(男性8名、女性5名)へ実施された面接調査。

12) 2007年8月27日～30日に精神障害者福祉ホームB型入居者18名に実施された個別面接調査。大坂直文・村下麻衣・青木実枝「精神障がい者社会復帰施設利用者の退所後の生活への思い」『山形保健医療研究』第12号、2009年、28ページ。

13) 川口優子・松田宣子・奥田博子「地域に住む精神障害者の生活と意見」神戸大学医学部保健学科紀要、17号、2001年、25～32ページ。

14) 大坂直文・村下麻衣・青木実枝「精神障がい者社会復帰施設利用者の退所後の生活への思い」『山形保健医療研究』第12号、2009年、25～32ページ。

厚生労働省「平成25年度 障害者雇用実態調査結果」(2013)によれば、精神障害者552人から回答を得た前職の離職理由は、個人的理由が56.5%と一番多く、その理由として、「職場の雰囲気・人間関係」(33.8%)、「賃金・労働条件に不満」(29.7%)、「疲れやすく体力、意欲が続かなかった」(28.4%)、「仕事内容が合わない(自分に向かない)」(28.4%)、「作業、能率面で適応できなかつた」(25.7%)、「症状が悪化(再発)した」(25.7%)、「家庭の事情(ただし、出産・育児・介護・看護を除く)」(8.1%)、「出産・育児・介護・看護」(1.4%)であった¹⁵⁾。

同じく厚生労働省「平成25年度 障害者雇用実態調査結果」(2013)では、8,673事業所からも回答を得ており、精神障害者の雇用上の課題について、77.3%が「ある」としていて、多い順に「会社内に適当な仕事があるか」(77.2%)、「従業員が障害特性について理解することができるか」(47.4%)、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」(43.2%)を挙げている。精神障害者の雇用上の配慮について、66.0%が「配慮している」としていて、「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」が48.0%と最も多くなっている。精神障害者を雇用する上で関係機関に期待する取り組みとしては、多い順に「具体的な労働条件、職務内容等について相談できる窓口の設置」(32.8%)、「障害者雇用に関する広報・啓発」(27.9%)、「雇用管理に役立つマニュアル、研修等の提供」(27.5%)となっている。精神障害者の今後の雇用方針について、「積極的に雇用したい」が4.2%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が13.8%、「雇用したくない」が25.3%、「わからない」が52.7%であった¹⁶⁾。

さらに、「令和5年度障害者雇用実態調査結果報告書」(2023)によれば、6,406事業所から回答を得た精神障害者の雇用上の課題について、66.2%が「ある」としていて、多い順に「会社内に適当な仕事があるか」(74.2%)、「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」(49.6%)、「採用時に適性、能力を十分把握できるか」(42.2%)を挙げている。精神障害者の雇用上の配慮について、63.3%が「配慮している」としていて、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が54.3%と最も多く、次いで「休暇を取得しやすくする、勤務中の休憩を認める等休養への配慮」が50.9%、「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」が49.2%となっている。精神障害者を雇用する上で関係機関に期待する取り組みとしては、多い順に「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」(29.8%)、「障害者雇用に関する広報・啓発」(24.9%)、「関係機関の職員等による定期的な職場訪問など職場適応・職場定着指導」(23.3%)となっている。精神障害者の今後の雇用方針について、「積極的に雇用したい」が6.5%、「一定の行政支援があった場合雇用したい」が16.7%、「雇用したくない」が23.1%、「わからない」が53.6%であった¹⁷⁾。

15) 厚生労働省「平成25年度 障害者雇用実態調査結果」2013年、39ページ <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureishougaiikoyoutaisakubushougaisakoyoutaisakuka/gaiyou.pdf> (閲覧日 2024年12月19日)。

16) 同上資料、19、21、26、27ページ。

17) 厚生労働省「令和5年度障害者雇用実態調査結果報告書」令和5年6月調査、26、28、34、36ページ

以上の先行研究および厚生労働省調査に見られる精神障害者の課題は、就職前は自己理解や適性のある職業探し、就業後は対人関係、労働条件、仕事内容、業務遂行能力、体力・体調管理、事業所のノウハウなどの課題が挙げられる。

次節以降では、就職後の定着率の高い株式会社西日本ルセントではどのように精神障害者の就業の課題に対応しているかを見てみることにする。

3. 株式会社 NTT 西日本ルセントの障害者就業

(1) 会社概要

NTT 西日本グループの障害者雇用は、ダイバーシティ推進の一環として取り組んでいる。同社のダイバーシティの推進ビジョンとは、「ちがいが」を価値として一人ひとりが“自分らしくチャレンジ”する会社づくりとし、そのために女性、障害者、LGBT などを含んだ「多様な人材の活躍」、在宅勤務などの制度を活用した「多様な働き方の実現」、誰でもいつでもチャレンジできる「組織風土作り」を3本柱として掲げている。

NTT 西日本グループの従業員数は、36,400 人（2022 年 3 月末）、グループ全体で雇用している障害者は約 1,000 名、雇用率 2.76%（2022 年 6 月 1 日）であるので、障害者法定雇用率 2.3%の基準を超えている¹⁸⁾。

株式会社 NTT 西日本ルセント（以下ルセントと略す）は、NTT 西日本グループの特例子会社として、2009 年 7 月 1 日に設立された。事業所は、大阪府、名古屋市、広島市、福岡市などの全 10 拠点である。NTT 西日本グループの雇用障害者数約 1,000 名のうち、約 3 割の 334 名（支援従業員を含む全従業員は 401 名）（2022 年 6 月 1 日）が特例子会社の障害者従業員である¹⁹⁾。

ルセント（Lucent）とは、「ひとり、ひとりが、光かがやく」という意味である。同社の理念は「共生と貢献」であり、ビジョンは「みなさまへの感謝の気持ち、更には働くことの意義・喜びを忘れず、『Lucent（光輝く）』会社となるように、『精神』『身体』『知的』の様々な障害のある社員が光り輝いて働ける場を創出・拡大し、地域社会への貢献に向け取り組む」としている。

(2) 障害者従業員数の推移と定着率－精神障害者の高雇用率と高定着率－

ルセントでは、2009 年から障害者雇用を始め、2012 年に 12 名で京橋第一センターから業務を開始している。同社の障害のある従業員数の推移（毎年 6 月 1 日時点：法定雇用率算定基準日）を見ていくと、2013 年 4 月の平野元町センターと京橋第二センターの開設に

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001233721.pdf>（閲覧日 2024 年 12 月 19 日）。

18) 障害者雇用率 2.86%（2024 年 6 月）NTT 西日本ルセントホームページ <https://nttwest-lucent.co.jp/>（閲覧日 2025 年 2 月 17 日）。

19) 障害者従業員数 344 名（2024 年 6 月）、同上資料。

に伴い、2013年33名、2014年46名、2015年52名と増え、2016年4月の寝屋川センターの開設によって2016年74名になり、2017年1月のハルカスセンター（現、中之島センター）の開設と同年5月の平野第一・第二センターの開設により2017年には141名に増加した。2017年7月の東海支店開設と同年10月の中国支店開設により2018年には272名となった。2018年7月の九州支店開設により2019年には302名となり、その後も増員し続け、2022年には334名となる。

さらに、身体、精神、知的の各障害別に見てみると、2012年から2016年までは身体が一番多く、精神、知的の順であったが、2017年以降は精神が増えていき、2022年には精神が245名で73%、身体が72名で22%、知的が17名で5%の人数と比率となった。全国の障害者雇用の種別を見てみると、精神障害者の雇用比率は約16%であるので、群を抜いて高い比率となっている。このように精神障害者の雇用比率が約7割と高いにもかかわらず、定着率も高いのが特徴である。

ルセントの入社1年後の継続雇用割合は、2019年93%、2020年94%、2021年95%（退職者は16名）であり、精神障害のある従業員だけを見ても、9割以上が定着している²⁰⁾。障害のある従業員（A型を除く一般企業における）の就職後3ヵ月時点の定着率は76.5%、就職後1年時点の定着率の全国平均は約58.4%であり、精神障害のある従業員に限って見てみると、就職後3ヵ月時点の定着率は69.9%、就職後1年時点の定着率は49.3%

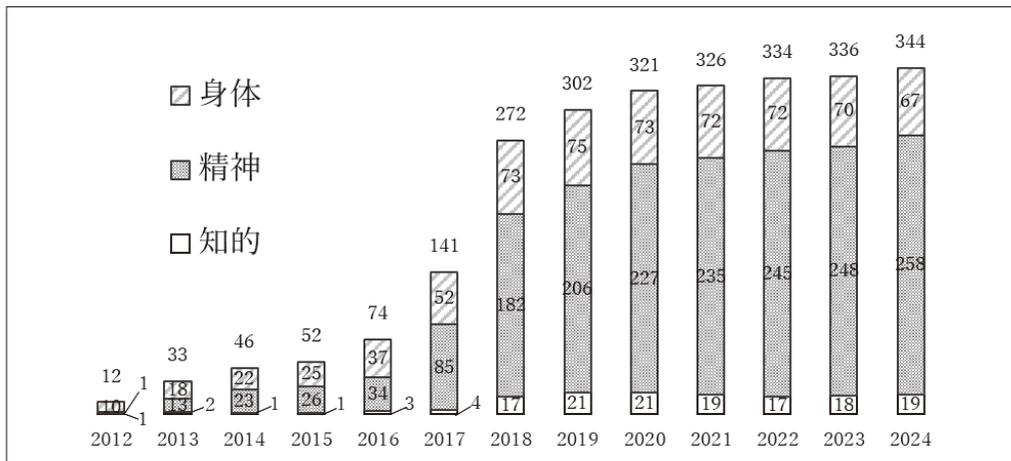


図5 NTT西日本ルセント障害者従業員数推移

注) 精神障害者の従業員数には、発達障害者も含む。

出所) 西日本電信電話株式会社・株式会社NTT西日本ルセント「NTT西日本グループにおける障がい者雇用について—一人ひとりの個性を活かす—」社内資料、2022年8月、P.11図、およびNTT西日本ルセントホームページ2024年版 <https://nttwest-lucent.co.jp/campany/info/>（閲覧日2025年2月23日）から作成。

20) 障害者従業員定着率95.2%（2023年度入社1年後の継続雇用割合）。2023年度入社1年後の継続雇用割合 = $\frac{2024年4月1日時点の在籍者}{2023年4月2日～2024年3月31日までの入社人数}$ （NTT西日本ルセントホームページ、前掲資料およびルセントへのヒアリングより）

と報告されているので²¹⁾、同社の定着率は非常に高いと思われる。

一方で、障害のない従業員と合計した定着状況を見てみると、NTT 西日本グループ全体の離職率（新卒）2019 年度 3.3%、2020 年度 2.4%、2021 年度 3.6%と比較するとルセントは低めの定着率であるが、厚生労働省「雇用動向調査結果の概況」調査による常用労働者（無作為選出）離職率は、2019 年 15.6%、2020 年 14.2%、2021 年 13.9%であるので、それよりは高い定着率といえるだろう²²⁾。

(3) 業務内容

ルセントでは、福祉系業務はなく、NTT 西日本グループの本業である通信業務に従事するのが特徴である。NTT 西日本グループ各社より、営業に関わる業務、設備に関わる業務、共通系に関わる業務、システム開発に関わる業務の 4 分野から、約 300 業務を受託し、主な業務は次のとおりである。

A. 営業に関わる業務

- ① DM (Direct Mail)・テレマ：営業リスト作成，DM 作成・送付，テレマーケティングなど。
- ②電話応対内容分析（モニタリング）：応答内容文字起こし，応対品質評価など。
- ③データベース作成・整備：大規模ビジネスユーザーのサービス利用状況調査など。

B. 設備に関わる業務

- ①電気通信設備に関わる各種業務（データ整備・投入，集計など）：集合住宅設置光アクセス装置の電気料金支払い，電柱敷設地権者情報の登録・整備，通信設備の設計支援，エリア別電力使用量集計，光サービス工事情報の顧客周知など。
- ② Web 公開情報収集（在宅勤務社員が従事）：市販品価格調査，総務省報告に利用する情報の収集など。

C. 共通系に関わる業務

- ①総務・人事・経理：各種支払処理，雇用保険関連データ整備，各種周知・とりまとめ

21) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構・障害者職業総合センター『障害者の就業状況に関する調査研究』（2015 年 7 月 1 日から 8 月 31 日の間の就職者）2017 年 4 月，2～3 ページ <https://www.nivr.jeed.go.jp/research/report/houkoku/p8ocur000000nub-att/houkoku137.pdf>（閲覧日 2024 年 10 月 6 日）。

22) 西日本電信電話株式会社「人材関連の基本情報」 https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/pdf/sdata_2022.pdf（閲覧日 2024 年 10 月 6 日）。

西日本電信電話株式会社「社員の状況」 <https://www.ntt-west.co.jp/info/databook/07/>（閲覧日 2024 年 10 月 6 日）。

厚生労働省「雇用動向調査結果の概況」

令和元年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/20-2/dl/gaikyou.pdf>

令和 2 年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/21-2/dl/gaikyou.pdf>

令和 3 年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/22-2/dl/gaikyou.pdf>

（閲覧日 2024 年 10 月 6 日）。

代行、ホームページ更新・診断など。

②印刷・発送：顧客への請求書発行・発送，グループ会社内各所への健診，グッズ仕分け・送付など。

③文書電子化：紙文書の電子化

D. システム開発に関わる業務

①DB (database) 構築：文書管理DB, 技術者DB

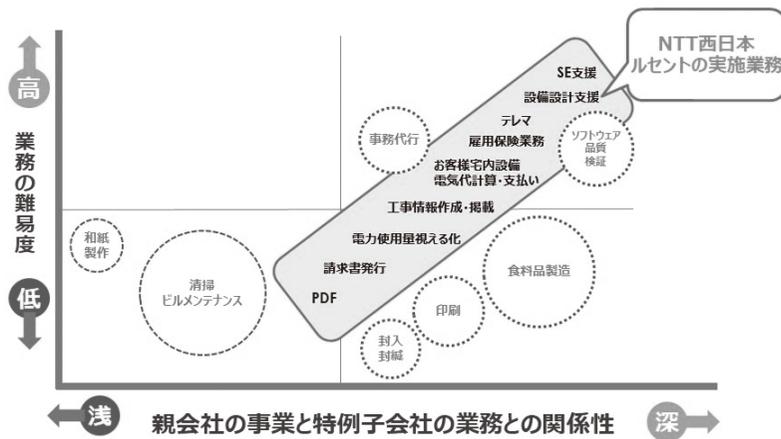
②WebAP (application)：イベント申込・受付・ステータス管理システム，社内ポータルサイトなど。

③マクロ・VBA (Visual Basic for Applications)・RPA (Robotic Process Automation)：各種分析・突合ツール作成，システム投入作業自動化など。

このような多種類の業務を設定できるのは，NTT西日本グループの事業と関係性の深い業務を幅広く請け負い，既存業務のエリア拡大と工程拡大により受託業務を拡大してきた結果である（図6）。

実施業務のポジショニング（特例子会社比較）

NTT西日本グループの事業と関係性の深い業務を幅広く実施



NTT WEST CONFIDENTIAL PROPRIETARY

図6 NTT西日本ルセントの業務拡大

出所) 西日本電信電話株式会社・株式会社NTT西日本ルセント，「NTT西日本グループにおける障がい者雇用についてー一人ひとりの個性を活かすー」社内資料，2022年8月，14ページ。

(4) 採用方法と勤務条件

①採用－事前の職場体験－

採用は，一般求人あるいは各種支援機関からハローワークを通して紹介してもらい，

面接で希望や特性を把握した上で職場体験を実施し、最終面接を行ってから採用を決定している。職場の雰囲気を知り、実際の業務を体験することで、就労後の姿をイメージしやすいと考えられている。体験期間は2～3日程度が多く、1週間程度の場合もある。各センターが受託している業務を実習用デモ環境で業務を体験し、必要スキルや難易度、サポートを行っている従業員とのコミュニケーションや職場の雰囲気なども含め、相互で職場へ適合できるかの確認を行っている。

②待遇

まずは、時給制契約社員として採用後、最短1年後に月給制契約社員を経て、さらに最短1年後に正社員に更新できる制度を2017年7月から導入している。また、2019年4月1日に昇進昇給制度の見直しを行い、リーダー型と職人型の2方向のキャリアパスを設定し、賃金水準を見直した。

③採用条件

障害者の求人・採用・転職紹介しているクローバーナビに提示された同社の求人情報（2024年9月28日現在）²³⁾を見ると、一般事務とシステム開発の募集があり、応募資格は学歴不問だが、障害者手帳の交付を受けていることを条件としている。一般事務職では、PCスキル（Excel）（寝屋川センター）、Excel、Word、PowerPointのPCスキル（京橋第一センター）と提示している。システム開発職では、Excel、VBA、PHP、JavaScript、Python等のプログラミングまたはLinux等のOS、サーバーに関する知識、またはネットワークを含めた情報セキュリティに関する高度な知識を応募資格としている。それぞれ月給18万円～（試用期間中も給与に変更なし）、サポート手当、時間外手当、交通費全額支給（上限なし）、昇給年1回、賞与年2回、勤務時間は9:00～17:30（休憩60分）、完全週休2日制（土曜・日曜）、祝日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日、特別連続休暇2日、年次有給休暇6ヵ月後10日などとなっている。福利厚生としては、エヌ・ティ・ティ健康保険組合、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入でき、各種研修、通信教育支援金制度、資格取得奨励金制度有り、と提示されている。

4. 定着に向けてのマネジメント

(1) 業務設計－業務のモジュール化－

障害のある従業員は、明確に区分された業務のほうが取り組みやすい傾向があると考えられ、業務の分業を進めてモジュール化し、適材適所で人員を配置している。障害のない従業員の職場では、各従業員が全工程を習熟し、自己完結で業務を行っているが、そのような方法は、障害のある従業員の職場では、習熟に時間がかかるという生産性の課題、お

23) クローバーナビのサイト「中途採用求人情報」 <https://www.clover-navi.com/detail/employment/v/2/id/82235>（閲覧日2024年9月28日）。

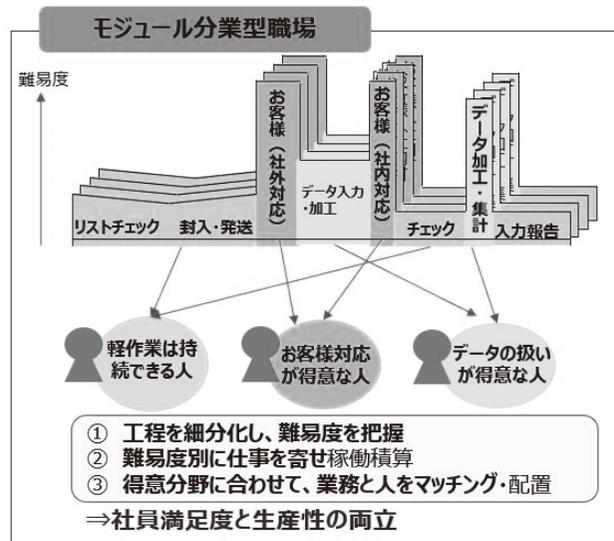


図7 業務のモジュール化

出所) 西日本電信電話株式会社・株式会社・NTT 西日本ルセント, 「NTT 西日本グループにおける障がい者雇用について—一人ひとりの個性を活かす—」社内資料, 2022年8月, 20ページ。

よびスキルが低い従業員に疎外感が生じるというモチベーションの課題が想定されるためである。そのため、生産性と従業員満足度の両立を図るため、業務の工程を細分化し、難易度別に仕事を稼働積算した上で、各自の得意分野に合わせて業務と従業員をマッチングさせている。業務開始時に工程の細分化が難しい場合は、全工程の少量生産から始め、その後にモジュール化している。

業務のモジュール化の副次効果として、従来は事務所に出勤して社内専用端末を利用して業務を実施していたが、自宅でも業務が可能なモジュール化の導入によるテレワーク化とRPA ツールを活用した自動化を進めたことで、業務の効率化を実現した。

(2) 体調管理

①見守り

障害のある従業員が安心して長く働けるように同社の支援スタッフが声掛け、面談、覗き込みを通して「心配なこと」「不安なこと」「困ったこと」が生じていないかを把握し、信頼関係を築きながら育成している。具体的には、入社時、朝終礼時、昼食時、従業員間のやりとり、業務報告会の発言、服薬や睡眠の状況などから日々の状況や変化を確認する。変化があれば「心配事はない?」「睡眠はとれている?」「体調はどう?」とすぐに声をかける。

面談は、入社後、2週間後、1ヵ月後に行い、その後は本人の体調に合わせて継続す

るかどうかを判断する。時間（15～20分程度）を明確にして実施することになっている。「今、不安に感じていること」「つらいこと」「しんどいこと」「嫌だと思っていること」を本人の言葉で話してもらい、聴く姿勢としては、本人が感じることは否定せず、頷きは「そうなんですね」「それは大変ですよ」「それはしんどかったですね」と返す。問題に対してはこうしなさいというより、「〇〇さんはどうしたらいいと思いますか？」と本人がどうしたいのかを考えてもらい、一緒に考えていくスタンスを採っている。その場で解決できる問題は少なく、「しんどさ」はすぐには解消しないことが多いので、少しでも気持ちが楽になるようになればまずはよしとしている。

多くの社員が精一杯の状態出勤しているはずなので、毎日勤務できていることを評価する姿勢が大事で、「業務はしっかり出来ているよ」「ムリしないで」「頑張りすぎないで」などの言葉をかけて、できて当たり前な業務であってもあえて認めてあげることで安心感をもち、定着につながると考えられている。また、医療機関や支援機関とも連携しながら情報共有している。

②見える化と対応記録

体調管理は、点数やグラフなどで「見える化」している。睡眠時間や服薬のタイミングの問題がある場合は主治医への相談を促す。また、対応状況を記録することで、より適切な対処につなげる。一貫した対応をとりやすいように、面談、メール、電話を行った際に業務状況や配慮などを記録している。さらに、支援機関、医療機関、同僚、家族との情報共有から正しい判断につなげるため、助言や連携対応（内緒事も含む）を記録している。

このように支援スタッフの対処を記録することにより、適切な対処につながるだけでなく、支援スタッフもノウハウを蓄積し、正しい方針決定とスピート対処、ストレス最小化、不安除去につながっている。

(3) 成長への支援－得意を生かした成長支援－

支援スタッフは成長をサポートするための指導・助言・研修などを行っている。業務を通じ、自律した社会人として成長し続けるように支援するためである。勤怠、取り組み、成果を評価し、特に優れた取り組みに対しては、社長賞を授与する制度もある。

支援スタッフのサポートを受けながら従業員は業務の遂行を通して成長することを求められる。品質や納期などの要望に応えながらスキルを向上させ、ノウハウをまとめたマニュアルを作成し、生産性向上に向けて改善を行う。さらに、リーダー・業務指導者・高生産性社員はチームを牽引し、高度な業務や新規分野へチャレンジすることを期待されている。いずれの従業員も各人の得意を活かすことのできる成長を目指せるように支援されている。

(4) 業務改善－ツールやシステム開発－

①従業員の声を活かしたツール作成

障害のある従業員は、体力面に制約があり、心配性で間違いを避けたがり、曖昧を嫌がり「明確な基準」を求める人が多い。ルセントでは、より効率的な作業を目指すためにツール活用が必要であり、ツール作成のための基準整理が必要となると考えられた。そこで、小さな疑問から工夫・検討できる環境を提供し、業務改善による効率化につなげている。改善、工夫、チャレンジを奨励するためのシンキングタイム、疑問をぶつける場、発表会などを設けている。また、支援スタッフも既存の枠組みにとらわれず、能力を活かすために従業員の声に耳を傾けるよう心がけている。そして、可能な場合は、効率化ツールを自社で作成し活用している。

②成長支援システム－アスドライブ（商標登録済）－

障害のある従業員が自分の日々の業務実施状況や体調を記録し、支援スタッフが内容を確認・コメントするというサイクルを回す。障害のある従業員は時系列で自身の成長を確認でき、支援スタッフは個々に応じた支援を実施することができる。これは対面でのやりとりが苦手な従業員とのコミュニケーションの充実にも寄与している。システム開発担当従業員により、システム構築から運営・保守までが一元的に実施されている。

③業務推進と心の安定を支援するツール活用

朝礼、終礼、社内の打ち合わせ時に用いる Microsoft Teams、定時連絡や業務内容の

リモートワークにおけるITツールの活用例

■業務の推進と心の安定をサポートするツールを複数活用

	ELGANA (NTT チャット)	Microsoft Teams	イベントツール 行動表	NeWork (docomo)	Webex
	常時起動状態でタイムリーに対応			利用時のみ起動	
朝礼・終礼		●			
定時連絡(朝、昼、終業時)	●				
報連相	●	●		○	
業務内容の質問	●	●		○	
リストの追加依頼	●	●			
社内の打合せ		●		○	●
業務委託元との打合せ					●
在席表示			●		
周知・とりまとめ			●		
Web研修					●

NTT WEST CONFIDENTIAL PROPRIETARY

図8 リモートワークにおけるITツールの活用例

出所) 西日本電信電話株式会社・株式会社・NTT 西日本ルセント, 「NTT 西日本グループにおける障がい者雇用について－一人ひとりの個性を活かす－」社内資料, 2022年8月, 32ページ。

イベントツール・行動表

行動表で当日のステータス (自席/リモート/帰宅) を表示

社内周知でも活用 (既読状況も報告可)

NTT WEST CONFIDENTIAL PROPRIETARY

図9 イベントツール・行動表

出所) 西日本電信電話株式会社・株式会社NTT西日本ルセント, 「NTT西日本グループにおける障がい者雇用についてー一人ひとりの個性を活かすー」社内資料, 2022年8月, 34ページ。

質問などに活用する ELGANA (NTT チャット), および在席表示と周知・とりまとめに活用するイベントツール行動表は, 常時起動状態でタイムリーに対応している。

(5) テレワーク・コミュニケーション活性化のためのツール独自開発 - NTT西日本ベストアワード2020 KAIZEN 表彰 -

ルセントでは, テレワーク実施にあたっての「コミュニケーション不足」に関する課題をツールの開発で解決し, 「不安・抵抗あり」が55%だったのを5%へ大幅削減したことにより, NTT西日本ベストアワード2020 KAIZEN 表彰を受けた。

- ① イベント・ツール (独自開発): 周知事項や担当内全体の報告物の進捗管理ツールである。管理者は全社員のイベント実施状況を一目で把握でき, 従業員は簡単な操作でイベントの終了報告が可能となった。
- ② 行動表 (独自開発): 業務開始時に出勤かテレワークかが一目で分かるように勤務場所の可視化をするものである。テレワーク開始時における簡単な体調コメントも入力できる。
- ③ Mattermost (追加機能の開発): 各業務, グループごとのコミュニケーション手段や業務の進捗管理, 質疑応答に関してチャット機能を利用し, 遠隔で課題解決が可能となった。また, 各業務の登録申請を Web 化・簡素化し, 記入ミスや申告漏れを削減し

た。

- ④成長支援システム（独自開発）：テレワークでも出社でも、障害のある従業員が日々の業務実施状況や体調を記録するシステムである。スタッフが内容を確認し、障害のある従業員にコメントでフォローしている。

5. NTT 西日本ルセント 関西支店 京橋第二センター

(1) 概要

京橋第二センターは西日本電信電話株式会社・本社と同じ敷地内で、2014年竣工のバリアフリーに対応したビルであるNTT西日本研究センターの4階（大阪市都島区東野田町4-15-82）にあり、JR京橋駅から5分に立地している。同センターの障害のある従業員数は、32名（うち正社員24名）（平均年齢38.3歳）であり、障害区分別（種別）に見てみると、精神18名、身体12名、知的2名であり、男性26名、女性6名、主任1名、リーダー4名、完全在宅社員5名である（2022年6月1日現在）。主な業務は、電柱敷地管理業務（通知書の仕分け／承諾書のシステムへのインプット）、電力使用量集計業務（NTTビル電力見える化）、高度な業務として所内設備設計業務（ビジネススイーサの実施設計）であり、バリアフリー設備最適化診断業務にもチャレンジ中である。

同センターの行動指針は、①チーム全員の力を活かした業務改善、②少しずつ出来ることを増やし、挑戦を続ける、③報連相を徹底し、伝える力、聴き取る力を養おうである。

同センターの特色としては、①作業の生産性向上のためにKAIZEN活動を推進、②一人の従業員が複数業務を担当するマルチタスク化、③ルセント用の手順書を用いた各種業務への柔軟な対応、④障害特性への配慮とテレワーク拡大のための業務のモジュール化、⑤地域貢献のためのインターンシップの受け入れ（次項で詳述）である。

②のマルチタスク化のレベルは様々で、分業化した各作業項目について複数スキルを習熟している従業員もいれば、まったく別の業務のスキルを習熟している従業員もいる。マルチタスクを担当できる従業員には、組織の中核人材として各業務の繁忙状況に合わせて柔軟にシフト勤務で担当している。ルセント方針の分業化から逆行するようなマルチタスク化を可能としている要因としては、ルセント専用の作業マニュアル、習熟期間と並行して運用期間を設けるなど、本格運用開始前の準備の手厚さ、障害特性に合わせた業務のモジュール化やシステム化が挙げられる。また、会社への貢献や成長意欲の高い障害のある従業員が多く在籍していて、センター長やスタッフ、先輩従業員がそのような従業員の挑戦を後押しして、マルチタスク化を含め従業員の貢献度を評価する制度があることも挙げられる。

④の具体例として、新契約書電子化業務のモジュール化を行っている。テレワークの推進のために属性登録作業を事務所作業（スキャンチェック）とテレワーク作業（データ登録）に分業するとともに品質低下を防ぐ施策を実施している。事務所での作業では、スキャ



図10 業務のモジュール化と連携

出所) 株式会社NTT 西日本ルセント, 京橋第二センター, 社内資料。

ニング→チェック/データ登録→クロスチェックの流れで業務を遂行する。一方で、テレワークでも業務を可能にするため、事務所内でスキャンングとスキャンチェックをした後、在宅でデータ登録（属性登録）、さらに事務所内でクロスチェックという流れで業務を実施している。分業に伴う品質低下を防ぐために、チャット活用、進捗の見える化、ツール化に注力している。

地域貢献では、⑤以外にもバリアフリー設備診断チャレンジを行っており、車椅子ユーザー目線でのビジネスの検討、現地調査及び提案を進めることでNTTグループおよび地域社会に貢献しようとするものである。

(2) インターンシップの受け入れと取り組み

昨今は、支援機関からの応募者が減少する一方で、支援機関などからインターンシップでの職場体験依頼が増加している。そこで、支援機関、障害者の就労施設、支援学校、職業能力開発校などの職場体験を通じた連携を強化し、当社には優秀人材の早期確保、応募者には就職活動に向けた不安解消・気づきを促し、ひいては地域社会における障害者雇用促進に貢献することを目的に積極的な受け入れを行っている。

職場体験の流れとしては、支援機関から依頼を受けると、職場見学と本人へのヒアリングにより、体験生の目的を明確にし、それに合わせた職場体験を実施する。例えば、Excelを経験したい体験生にはExcelを使用する業務を体験してもらうなどである。そして、フィードバックのための面談を実施し、今後の就職活動に向けたアドバイスをを行い、体験生は自信を持って就職活動を行えるよう支援している。

フィードバック評価項目としては、「全体の印象」と「就職活動で印象がより良くなるために」を総括した上で、初期対応として次の5項目を評価し、フィードバックする。①(相手の目をみて)挨拶、返事がしっかりできる。②話を聞くことができる(最後まで傾聴できる)。③質問することができる。④自分の配慮事項を伝えることができる。⑤パソコンへのログイン・パスワード入力の問題なくできる。業務全般としては、次の8項目を評価し、フィードバックする。⑥作業を継続して行うことができる。⑦挨拶、言葉遣いが適切である。時間を厳守できる。⑧前向きに積極的に仕事ができる。⑨作業時に必要な意思伝達ができる。⑩用語が理解できる、十分なスキルがある。⑪手順書を理解できる、作業スピードが適切である。⑫担当した社員への接し方が適切である。⑬正確に作業ができる。

体験生と支援者からの声は、次のような感想が挙がっている。

Aさん：「私がこんなに出来るとは思わなかった。特例子会社で働くイメージが出来た。」

Bさん：「Excelは自信がなく不安を持っていましたが、体験を通して必要なスキルだと感じたので新たに資格の取得を目指したい。」

支援機関のCさん：「ここまで丁寧に細かく伝えていただきありがとうございます。本人も体験をして良かったと思っています。」

(3) 社員に必要な業務スキル

同センターでのPCスキルとして、表計算ソフト(Excel)、インターネット(Edge, Chrome)、プレゼンテーションソフト(PowerPoint)、VBAなどのプログラミングなどである。コミュニケーションスキルとしては、挨拶、報連相(報告、連絡、相談)、チームワークで作業ができる、作業改善検討、作業手順の共有である。働く姿勢としては、ルールを守る(法令・規則・コンプライアンス・職場の規則の遵守)、嘘はつかない、他責にしない、悪口を言わない、成長意欲がある、障害をコントロールでき、配慮してほしいことははっきり言える、社会人/組織人としての言動を求めている。

〈1日の行動〉

9:00	始業(朝礼)
11:50~12:50	昼休憩
15:50	終礼
17:00	日報投入/振り返り
17:30	終業

〈主なイベントなど〉

- ・毎週火曜日 担当ミーティング
- ・毎週金曜日終業前 5S活動
- ・4月/10月業績面談
- ・ルセントニュース発刊(毎月)
- ・ルセント即賞 四半期単位
- ・KAIZEN推進大会 年1回

(4) 入社後の定着支援

職場体験で事前に業務およびメンバーとの相性を確認し、入社後は先輩社員からマンツーマンで業務が習熟できるよう支援する。ルセントの手順書による作業の理解をしてもらう。また、1ヵ月以内に定着できるようスタッフや精神保健福祉士と面談を実施し、支援者とも

情報連携を行う。

以上の取り組みにより、毎年高水準の定着率を維持している。

6. 結び —精神障害者の職場定着に向けて—

精神障害者の職場定着率を高める要因として次のようなものが指摘されている。

三木良子（2022）は、定着従業員58名の精神障害者の定量調査から、「働きがいのある」労働環境の課題として、「職場の一員として資する存在であることが感じられる労働環境」を挙げている²⁴⁾。二本柳 覚・田邊 純・山下朋美・梅田愛稔・田中智人（2023）によれば、業務支援や対人関係調整などのナチュラルサポートの必要性を提言している²⁵⁾。眞保智子（2023）は、基幹的な仕事を担えるように低難度の仕事から高難度の仕事へと経験を積めるキャリア形成、そのためには一定の継続的勤務が必要であることを従業員と支援者に理解してもらうことも重要であると指摘している²⁶⁾。

ルセントでは、採用前職場体験、業務設計、定着支援のそれぞれのフェーズにおいて、きめ細かいマネジメントが行われている。2の（2）で示した厚生労働省の「障害者雇用実態調査結果」の平成25年度調査（2013）では、「賃金・労働条件に不満」（29.7%）が離職理由の第二であったが、同社では、障害のない常用雇用労働者と比べてみても遜色のない条件であった。さらに、障害者の健康管理に資する支援が準備されていた。平成25年調査（2013）の離職理由の第一位「職場の雰囲気・人間関係」（33.8%）、および第三位「仕事内容が合わない（自分に向かない）」（28.4%）という精神障害者側の課題、および「会社内に適当な仕事があるか」平成25年調査（77.2%）、令和5年調査（74.2%）という事業所側の課題を解消する次の3点の同社のマネジメントが定着には特に効果的であると考えられる。

①業務のモジュール化

多くの日本企業の正社員には、業務遂行に関して、複数業務を柔軟に任せてマニュアルがなく口頭伝承されることが多い。一方で、ルセントでは、障害のある従業員には主に定型的業務を担当してもらい、基本的にマニュアル化して、モジュール化するのが有効であると考えられている。

企業の障害者雇用に20年関わってきた田村（2024）は、精神障害者は、営業所での「一人お留守番」で退職に至ったケースなどもあり、マルチタスクが苦手という人が多いので、

24) 三木良子「精神障害者の就労継続に関する研究－『働きがいがある』労働環境を探るための予備調査－」帝京科学大学紀要, Vol.18, 2022年, 47～54ページ。

25) 二本柳 覚・田邊 純・山下朋美・梅田愛稔・田中智人「就労体験が障害当事者と企業側に及ぼす影響－企業の実習・障害者雇用受入れ体制に関する調査研究－」地域協働研究ジャーナル, 第2集, 2023年, 41～42ページ。

26) 眞保智子「精神障害者就労の現状と課題－求められる能力開発による活躍推進－」法政大学現代福祉学部, 2023年, 175～183ページ。

ある程度マイペースを保てるシングルタスクで取り組めるような業務の担当方法を勧めている²⁷⁾。

また、新卒採用に関しては、多くの日本企業では障害のない従業員には潜在能力や人柄重視で会社が部署を決める「就社」といわれるような採用形式であるが、障害のある従業員には、具体的な業務に応募してもらう文字どおり「就職」というのがマッチするようである。ルセントでは、入社前体験と面接で適性を確認し、入社後はモジュール化された業務の中から適性やレベルに合わせた配属を行っているのは有効であると考えられる。

②業務内容の多様化と高度化

社会の要請と障害者のニーズにより、ルセントの障害者の業務内容は、業務範囲の拡大とレベルの向上が見られるが、このことは業務のモジュール化と合わせて精神障害のある従業員の定着率を高めていると思われる。

眞保智子（2023）によれば、精神障害のある人は、大学・大学院卒の高学歴の人、専門的な資格を取得している人、業務経験が豊富な人も少なくないので、より基幹的な業務に携わる人材採用を始める企業が出始めていると述べている²⁸⁾。

NTT西日本グループやトヨタ自動車株式会社²⁹⁾では、特例子会社で障害者を雇用する一方で、本社では障害のない従業員と業務を区別することなく障害者を雇用している。

株式会社フレスタホールディングズ（2018）では、障害を持つ従業員だけを集めた職場や部署を設けず、障害を持つ従業員の職場や仕事内容を考える際に区別せずに雇用している³⁰⁾。

このように基幹的な業務を担当させる企業がある一方で、そうではない職場も見受けられる。

ソーシャルワーカーとして20年以上のキャリアを持つ齋藤敏靖（2010）は、障害者社会復帰施設などにおける福祉的就労は低賃金かつ無内容なものであり、就労に値せず、マズローが述べる「破局的挫折状態」に陥らせていると批判している³¹⁾。

27) 田村倫世『今どき会社がうまくいく精神障害者雇用』みらいパブリッシング、2024年、30、38、93ページ。

28) 眞保智子「精神障害者就労の現状と課題－求められる能力開発による活躍推進－」『産業精神保健』31(4)、2023年、180ページ。

29) 信夫千佳子・安原佳子「トヨタとトヨタグループの障害者就業の実態と大学（学校）との連携－同一労働同一賃金、製品開発職を含む職域拡大－」桃山学院大学総合研究所紀要、2023年。

30) 山口創生『精神障害者雇用のABC』星和書店、2018年、6ページ。「株式会社フレスタホールディングズは、…（中略）…創業130年、62店舗のスーパーマーケットを運営する会社であり、約10年前から障害者雇用に力を入れ、現在92名（2018年1月末）の障害者を雇用しています」（同上書、2ページ）。

31) 齋藤敏靖「精神障害者の『就労』モデルの構築－社会福祉ニーズとの関連を巡って－」エム・シー・ミュージズ、2010年、168ページ。A. H. Maslow, *Motivation and Personality*, Prabhat Books, A Division of Prabhat Prakashan, 2015 (1954 1st ed.), p.143. (A. H. マズロー著、小口忠彦訳『(改訂新版) 人間性の心理学』産業能率大学出版部、(初版1987) 2021年、212ページ)。

国会審議では、中央省庁による「障害者雇用の水増し問題」³²⁾が発覚した2018年以降に採用された障害者2,518人のうち131人がすでに退職していることが明らかになった。5月に国土交通省の出先機関に採用され退職した40歳代の女性は、「数日間にわたって指示を与えられず、用無しだと感じてしまった」とのことで、同省のホームページを見ながら過ごした。この女性は、元薬品製造会社にて他の社員と同じ経理の仕事を任されていたという。この中央省庁の緊急雇用で民間企業から多数の障害者が転職したことから、トヨタグループ株式会社の有村秀一社長は、「本人の希望なので応援しているが、戦力となる経験者を失うのは会社としては痛い。せめて省庁には、転職者が民間で培った能力を発揮して長く働けるようにしてほしい」と述べている³³⁾。

③人とシステムによる手厚いサポート

障害のない従業員には上司とは報・連・相がベースであり、問題対応も従業員が主体的に行い、上司の介入は少なめでよいが、精神障害のある従業員は、報・連・相をベースとするものの、上司からも積極的な声掛け、介入をすることが必要で、問題を早期に解消することができる。ルセントでの育成に関しては、ミスと捉えると精神的に落ち込んでしまうので、出来たことを褒め、出来なかったことは成長のきっかけとして共に考えるという姿勢でサポートしている。また、リモートワークにおける多様なITツールの活用、障害のある従業員のためのツールやシステムを独自開発することで多様な働き方を実現している。

これらのサポートによりルセントで働く精神障害のある従業員は、精神的に落ち着いて仕事を継続できるという成果を上げていると考えられる。精神科医で心理学者のS.フロイトは、「健全な人間がよくなるべきことは何か」という問いに対して、「愛することと働くこと」と答えているが³⁴⁾、精神障害者も同様のことがいえるだろう。精神障害者に対して日本の施策として、古くは入院治療が中心であったのが、病院から地域居住へと転換が図られ、さらに近年はハローワークや支援機関による就業支援が増えていった³⁵⁾。2024年（令和6年）には、就業者は約15万人と大幅に増加している。しかしながら、20歳以上の在宅精神障害者が約526万人、手帳取得者が約120万人という数字を見てみれば、一部の精神障害

32) 2018年、中央省庁が障害者手帳を持たない職員らを不適切に計上していたことより、法定雇用率、2.5%を達成していなかったことが発覚した問題。計3875人の不足がわかり、2518人が緊急雇用された。

33) 「障害者緊急雇用131人退職－中央省庁－仕事任せぬ例も－」読賣新聞、2019年6月8日、第37面。

34) 杉山崇『人は迷いをどう解きほぐせるか－フロイトかユングかアドラーか－』さくら舎、2023年、39ページ。横田裕子「フロイトの言葉から」独立行政法人労働政策研究・研修機構 <https://www.jil.go.jp/column/bn/column086.html>（閲覧日2007年10月12日）。

35) 手塚直樹（2000）、前掲書。倉知延章「精神障害者の雇用・就業をめぐる現状と展望」日本労働研究雑誌、2014年。

者しか就業できていないのは歴然であり、精神障害のある就業者の離職率が高い。一方で、日本の少子化による生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少は年々深刻になりつつあり、「一億総活躍社会」が期待されている。また、大学、短大、高等専門学校での精神障害のある学生も増えている³⁶⁾。このような経営環境の中では、精神障害のある労働者を増やすためには、従業員の「働きやすさ」や「生き甲斐」を目指して、個々人に相応しい仕事と条件で働くことのできるマネジメントを構築すべきである。また、現代日本においては労働者や企業の生産性だけでなく、社会全体の生産性が問われていると考える。

本稿では、日本の障害者、特に精神障害者のデータとルセントの事例と比較検討できたが、ルセントの管理職へのヒアリング調査を基にした論考であり、ルセントの従業員への調査は行えていない。また、ルセントにおける高定着率を実現するマネジメントが、精神障害者を含む他の職場でも有効であるかどうかについての検討は今後の課題である。

参考文献

- 朝日雅也・笹川俊雄・高橋賢司『障害者雇用における合理的配慮』中央経済社、2017年。
- 小谷津孝明・小松隆二・富安芳和共編『(講座 人間と福祉 障害者とともに) 教育・就労・医療の最前線』慶応義塾大学出版会、1998年。
- 鈴木文子「精神障害者における就労の意義－パニック発作とうつ症状を呈する精神障害者の就労事例を通じた検討－」桜美林大学研究紀要 総合人間科学研究、第4号、2024年、213～224ページ。
- 原田武彦・村村卓「精神障害者の就労継続阻害要因としての『障害の開示・非開示による不安』の検討」岡山県立大学保健福祉学部紀要、第28巻1号、2021年、79～86ページ。
- 山村りつ『精神障害者のための効果的的就労支援モデルと制度－モデルに基づく制度のあり方－』ミネルヴァ書房、2011年。

謝辞

西日本電信電話株式会社 総務人事部 ESG推進室 ダイバーシティ推進担当 担当課長の甲斐由記氏、株式会社NTT西日本ルセント 経営企画部 企画総務担当 担当部長の中川俊明氏にはヒアリング調査させていただいた上に、貴重な資料を賜り、心より御礼申し上げます。西日本電信電話株式会社 兵庫支店 ビジネス営業部 社会基盤営業部 本部長の貝野宏至氏には、障害者就業に関わる方をご紹介いただき、日頃の本学への教育支援と合わせて、重ねて深謝申し上げます。

36) 令和5年5月1日調査によれば、障害学生数(58141人)中、障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の18,943人、前年度(15,787人)より3,156人の増、障害学生の32.6%であり、「病弱・虚弱」の15,181人、前年度(13,529人)より1,652人の増、障害学生の26.1%であり、「発達障害」の11,706人、前年度(10,288人)より1,418人の増、障害学生の20.1%であった。また、学校で支援を受けている学生数(32,002人)中、障害種別で見ると、多い順に「精神障害」の12,554人で、前年度(10,222人)より2,332人の増、支援障害学生の39.2%であり、「発達障害」の8,227人で、前年度(7,164人)より1,063人の増、支援障害学生の25.7%であり、「病弱・虚弱」の4,778人で、前年度(4,191人)より587人の増、支援障害学生の14.9%であった。(独立行政法人日本学生支援機構「令和5年度(2023年度)大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」2024年8月、10、20ページ https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2024/11/11/2023_houkoku_3.pdf (閲覧日2025年3月19日))。

付記)

筆者の一人（信夫）は、「ポスト・リーン生産システム」や「セル生産システム」を研究テーマとしており、従来研究では、企業の生産性や適応性を考察してきた。本共同研究に参加することによって、生産性や適応性とは何かということを社会全体の視点から考える機会となった。本稿は、2024年度桃山学院大学の特別研修による研究成果の1つである。紙面を借りて謝辞を申し上げたい。

(2025年4月17日受理)

Employment of People with Disabilities at
NTT WEST LUCENT:
Management to Achieve a High Retention Rate of Persons
with Mental Disabilities

SHINOBU Chikako
YASUHARA Yoshiko

This paper examines the notably high employment rate (over 70%) and retention rate (over 90%) of employees with mental disabilities at NTT WEST LUCENT (hereafter, Lucent), a special subsidiary of the NTT WEST Group. The study investigates and analyzes the organizational and managerial practices that support this achievement. The purpose of this study is to examine factors contributing to Lucent's significantly higher retention rate compared to the national average, while also considering recent employment trends and issues of persons with mental disabilities. This case study is based on interviews conducted with managers from NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION and Lucent in the summer of 2022, as well as an extensive review of pertinent literature.

According to previous studies and surveys conducted by the Ministry of Health, Labour and Welfare, employment issues faced by people with mental disabilities include difficulties with self-awareness and job matching prior to employment, as well as post-employment issues such as interpersonal relationships after employment, working conditions, job description, work performance, mental health support, and lack of know-how within companies.

How did Lucent manage these issues? We examined the company's operational design, hiring practices, workplace conditions, and various retention-oriented initiatives. Key contributing factors to Lucent's high employee retention rate include the modularization of operations, rich mental health supports and career development courses, and operational KAIZEN performed by the employees.

In conclusion, we consider that tasks suited to their individual aptitudes, rewarding work

environments, and continuous supports are important for the retention of employees with mental disabilities in the workplace.

Keywords: persons with mental disabilities, retention rate,
the modularization of operations, management, NTT WEST LUCENT

(共同研究：学生アシスタントと教職員の連携による教育効果)

PBL 型授業における SA の行動が受講生の 内発的興味に与える影響についての検討

藤 井 暢 人
櫻 井 結 花
藤 田 智 子
大 田 靖

第 1 章 はじめに

経営学部の必修科目「プレップセミナー B」を PBL (Problem-Based Learning) 型授業として開講した背景には、長年にわたる学生満足度最下位という学部の事情があった。状況を打開するために教授会で何度か話し合ったが、画期的な解決策を講じることはできていなかった。そこで、2021 年の学部改革の一環として PBL 型授業を導入し、今までにない 10 クラス同時開講の統一プログラムとして「プレップセミナー B」を開講することになったのである。急なクラス増設に集まった教員達の大半は、PBL 型授業だけでなく同時開講の統一プログラムの経験もあまりなかった。いま振り返ると、このような不利な状況を克服し、この授業の実施にあたり最も頼りになったのが、学生アシスタント (Student Assistant) (以下、SA) の存在であったように思える。

このようにして始まった「プレップセミナー B」の初年度の学生アンケートの結果は、満足度 96% という驚異的な数字となった。その理由の 1 つとして、この授業が新型コロナウイルス感染拡大のもとオンライン授業しか実施されていなかった中で、初めての対面授業であったことが影響していたと推測できた。しかし、急速に対面授業が復活した翌 2022 年も同アンケートの結果は高い満足度を維持し続けていたことから、新型コロナウイルスの影響だけではないという見方が成り立った。さらに、PBL 型授業は従来の授業形式とは異なり、学生が主体的に課題解決に取り組む学習方法であり、その教育効果が広く認識されている。その中でも、特に訓練された SA の活躍が受講生の内発的興味を促すのに役立つ、ひいては授業に対する満足度を高めたのではないかという仮説を想定した。しかし、PBL 型授業における SA の役割や影響については十分な研究がなされていない。

そこで、本研究では経営学部の「プレップセミナー B」の PBL 型授業において、SA のどのような行動が受講生の内発的興味を促すのか、アンケート調査およびインタビュー調

キーワード：学生アシスタント (SA)、PBL 型授業、内発的興味

査を通じてその実態をより明らかにすることを目的としている。

第2章 先行研究のレビュー

2.1 PBL型授業の定義と発展

PBL (Problem-Based Learning) 型授業とは、学生が主体的に問題解決に取り組む学習形態であり、知識の獲得と応用を促す教育手法である。この手法は1960年代に医療教育の分野で誕生し、その後、工学、経営学、教育学など多様な分野へと発展した (Barrows & Tamblyn, 1980)。PBL型授業の特徴は、学生が実際の問題を基に学習し、協働的に解決策を導き出す点にある。このアプローチは、批判的思考力や問題解決能力の向上に寄与するとされている (Hmelo-Silver, 2004)。

2.2 PBL型授業の教育効果

PBL型授業に関するメタ分析では、伝統的な授業と比較して、学業成績が高いことを明らかにしている (Chen & Yang, 2019)。例えば、台湾の専門高校を対象とした調査では、PBL型授業と伝統的な授業による教育効果を比較している (Chiang & Lee, 2016)。その結果、PBL型授業では生徒の学習意欲のみならず、課題解決力の向上に寄与することが示された。同様の比較では、PBL型授業が大学生の教師効力感や学業成績に寄与することが示されている (Mahasneh & Alwan, 2018)。なお、ここでの教師効力感とは、教育場面において子どもの学習や発達に望ましい変化をもたらす教育行為をとることができるという信念となる。さらに、英語教育におけるPBL型授業では、学生のモチベーションを向上させることや、PBL型授業が高い満足度を生むことが示されている (Shin, 2018)。

国内の研究においても、PBL型授業の教育効果が示されている。たとえば、PBL型の研修がチーム志向性を向上させることが示されている (安田ほか, 2020)。なお、ここでのチーム志向性とは、チームワークの基本となるメンバー間の相互依存性や共通ゴールの認識を指している (O'Brien, 1995)。また、アントレプレナーシップ教育におけるPBL型授業は、座学型の授業に比べ、スキル (計画性・有限資源管理・チームワーク) やマインド (自信) の面で、有意な伸長が見受けられた (松永ほか, 2020)。さらに、高等専門学校で行われたPBL型授業では、社会人汎用能力と社会人総合力、GRIT (やり抜く力)、PROG コンピテンシーテストにおいて、伸長の可能性が示唆された (大塚ほか, 2021)。これらの先行研究を踏まえれば、PBL型授業の教育効果は高いといえる。

2.3 PBL型授業におけるSAの役割

高い教育効果が期待されるPBL型授業において、伝統的な授業と大きく異なるのは、SA (Student Assistant) の存在となる。SAとは、PBL型授業において学生をサポートする役割を担う。通常は授業を受けた経験を持ち、後輩の学習支援を行う学生となる。SAは、授

業の進行をサポートするだけでなく、学生同士の議論を促進したり、プロジェクト学習における知識・技術を提供したりすることも求められる。また、SA の役割は、学生が主体的に学び、問題解決能力を高めるために重要であるとされている。

TA (Teaching Assistant) も授業支援を行う役割を担うが、SA との違いはその立場や業務範囲にある。TA は通常、大学院生が教育スタッフとしての役割を担い、学術的なサポートを提供することが多い。一方、PBL 型授業における SA は、LA (Learning Assistant) と呼ばれることもあり、学習に関する支援に焦点を当て、学生の学習態度や問題解決スキルを向上させることを目的としている。受講生は LA の適切なサポートを受けることによって、授業内容の理解や関心が高まることが示唆された (千葉, 2021)。また、受講生の意欲が高い場合、対面形式にせよオンライン形式にせよ、TA は作業の方向性を受講生のグループに示すことで、ポジティブな影響を与えることが示された (佐藤・高橋, 2021)。大学によっては、SA に類似した役割を持つアシスタントに異なる名称を用いる場合がある。例えば、國學院大學では FA (Facilitator Advisor)、関西大学や関西学院大学では LA (Learning Assistant)、立教大学では SA や CA (Course Assistant) と呼ばれている。本学の経営学部でも SA 以外にエルダーと呼ばれる学生アシスタントがいる。本論文では、学生としての立場を活かして学生同士の支援を行う、学部生による学生アシスタントを SA として定義する。

SA に求められる役割として、議論の支援、プロジェクト学習の知識・技術の提供、タイミングの見極め、学生という立場の活用、過去の受講生としての知識提供などが挙げられる (時任, 2017; 佐藤・高橋, 2021)。時任 (2017) は、アクティブラーニング型授業において、SA に希求される行動や特性について、インタビュー調査によって明らかにしている。具体的には、希求される行動としてグループ内のコミュニケーションを促す議論の支援、受講生の授業における疑問を解決するためのプロジェクト学習に関する知識・技術の提供、適切な状況にて受講生に介入するタイミングを見極めた関わりなどである。また、希求される特性として、受講生と SA とのコミュニケーションを促すための学生という立場や、SA 自身も同様の授業を受講しているが故に受講生の躓きに気づくことができる過去の受講生としての経験などである。

2.4 先行研究の限界

これまでの議論を踏まえれば、PBL 型授業は伝統的な授業に比べ高い学業成績や高い満足度が期待できる。さらに、そのような成果を引き出す上で、SA によるサポートが肝要となることが示される。その一方で、SA の行動と成果を定量的に検討した研究は限定的である。また、成果は SA の行動によってのみ決定されるわけではなく、教員の行動にも影響を受けるだろう。そこで、本研究では SA と教員の支援方法が受講生の学習動機にどのように作用するかについて検討する。具体的には、本学経営学部の「プレップセミナー B」の

PBL型授業において、SAと教員のどのような行動が受講生の内発的興味を促すのかについて定量的および定性的分析を実施する。

第3章 研究方法

3.1 プレップセミナーBの背景と概要

本論文の研究対象としたPBL型授業であるプレップセミナーBについて記載する。プレップセミナーBは、本学経営学部2年次生向けの必修科目である。2年次生全員が、25名程度の指定クラスに自動的に履修登録される。本科目は、「専門演習へのゼミ紹介とキャリア形成」「産学連携によるPBL型教育による実践的な学びの推進」を目的とした2部構成で実施されている。授業内容の標準化を目的とし、2021年度には試験的に共通資料とSAを導入し、同日・同時限にハイブリッド形式にて一斉開講した。2022年度からは、共通資料の活用を徹底するとともに、授業運営をするコア教員チームを構築し、授業運営のサポート役としてSAを各クラスに配置した。これにより、授業運営の円滑化と平準化を進めてきた。本論文では、このプレップセミナーBの「産学連携によるPBL型教育による実践的な学びの推進」におけるSAの役割について検討する。

3.2 プレップセミナーBにおけるSAの採用方法と方針

SAは全員プレップセミナーBの科目の履修経験者である。SAの採用は、①最終授業での履修生への呼びかけによる自主的な応募、②入学前教育や1年次向けの「大学生活入門セミナー」の授業をサポートしているエルダー（本学経営学部独自の学生アシスタント）経験者への積極的声かけ、③SAを希望する学生から推薦された学生を候補生として選抜の3段階方式を実施している。

採用にあたっては、成績および取得単位数を考慮しつつ、次の点を重視した。①後輩を支援したいという意欲、②活動を通じて自身の成長を促したいという意欲、③後輩を支援した経験である。この方針により、意欲が高く、可能な限り経験豊富な学生を採用し、授業運営を効果的にサポートできる体制を構築した。2022年度から2024年度におけるプレップセミナーBのSAの採用実績は以下の通りである。本研究では、この科目におけるSAの行動が受講生の内発的興味に与える影響を検討する。

表1. SAの採用実績（2022年度～2024年度）

年度	4年生 (男)	4年生 (女)	4年生 合計	3年生 (男)	3年生 (女)	3年生 合計	総合計
2022	3	3	6	5	5	10	16
2023	4	1	5	4	3	7	12
2024	3	3	6	2	11	13	19

3.3 調査対象および手続き

アンケート調査は、桃山学院大学経営学部「プレップセミナー B」を受講する履修生全員を対象に、2022 年度および 2023 年度の最終授業日に実施した。2022 年度調査では、受講者 312 名のうち 229 名から回答を得た（回答率 73.4%）。2023 年度調査では、受講者 295 名のうち 184 名から回答を得た（回答率 62.4%）。

3.4 分析に用いる変数および分析方法

測定尺度の内容および信頼性係数を以下に記述する。まず、全ての尺度は 5 段階のリッカートスケールにより測定された（「全く当てはまらない」から「よく当てはまる」まで）。また、本調査で用いられた測定変数は、回答者が高い得点をつけるほど、設問に対して肯定的であることを意味する。

内発的興味は田中・山内（2000）の 5 項目を用いて作成した。探索的因子分析の結果（最尤法，プロマックス回転），2022 年度調査および 2023 年度調査ともに，1 つの因子のまとまりとして抽出された。2022 年度調査のクロンバック α は .87，2023 年度調査のクロンバック α は .90 であった。質問項目はそれぞれ，「プレップセミナーのグループワークはおもしろかった」「プレップセミナーはおもしろかった」「プレップセミナーのグループワークが好きだった」「プレップセミナーのグループワークは退屈だった（逆転項目）」「プレップセミナーのグループワークは楽しかった」である。

SA の行動は，時任（2017）を参考に，5 点のオリジナル尺度を作成した。具体的には，議論の支援，プロジェクト学習の知識・技術，タイミングの見極め，学生という立場，過去の受講生である。索的因子分析の結果（最尤法，プロマックス回転），2022 年度調査および 2023 年度調査ともに，1 つの因子のまとまりとして抽出された。以下，SA の行動に関する変数について詳述する。

第 1 に，議論の支援は 5 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .90，2023 年度調査のクロンバック α は .93 であった。質問項目はそれぞれ，「SA は，質問してくれた」「SA は，声かけてくれた」「SA は，論点を整理してくれた」「SA は，課題を提示してくれた」「SA は，グループワークをサポートしてくれた」である。

第 2 に，プロジェクト学習の知識・技術は 5 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .90，2023 年度調査のクロンバック α は .93 であった。質問項目はそれぞれ，「SA は，プレップセミナーの目的を説明してくれた」「SA は，スケジュールを説明してくれた」「SA は，グループワークの進め方を説明してくれた」「SA は，パワーポイントの使い方を教えてくれた」「SA は，課題の提出方法を教えてくれた」である。

第 3 に，タイミングの見極めは 5 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .91，2023 年度調査のクロンバック α は .92 であった。質問項目はそれぞれ，「SA は，提案が思いつかない時に声をかけてくれた」「SA は，グループワークが上手くいっている

時には、見守ってくれた」「SAは、わたしが相談したい時に声をかけてくれた」「SAは、チームの雰囲気が悪い時には、声をかけてくれた」「SAは、議論が盛り上がっている時には、見守ってくれた」である。

第4に、学生という立場は4項目を用いて作成した。2022年度調査のクロンバック α は.90、2023年度調査のクロンバック α は.93であった。質問項目はそれぞれ、「SAは、学生の目線からアドバイスをくれた」「SAは、親身にアドバイスをくれた」「SAは、教員とは違った視点でアドバイスをくれた」「SAは、自分に寄り添ってくれた」である。

第5に、過去の受講生は5項目を用いて作成した。2022年度調査のクロンバック α は.90、2023年度調査のクロンバック α は.92であった。質問項目はそれぞれ、「SAは、経験者としてアドバイスをくれた」「SAは、過去の自分の成功について教えてくれた」「SAは、過去の失敗について教えてくれた」「SAは、過去の優れた報告について教えてくれた」「SAは、自分のグループワークの経験を教えてくれた」である。

教員の行動は、時任（2017）を参考に、3点のオリジナル尺度を作成した。具体的には、議論の支援、プロジェクト学習の知識・技術、タイミングの見極めである。索的因子分析の結果（最尤法、プロマックス回転）、2022年度調査および2023年度調査ともに、1つの因子のまとまりとして抽出された。以下、教員の行動に関する変数について詳述する。

第1に、議論の支援は5項目を用いて作成した。2022年度調査のクロンバック α は.89、2023年度調査のクロンバック α は.95であった。質問項目はそれぞれ、「教員は、質問してくれた」「教員は、声かけしてくれた」「教員は、論点を整理してくれた」「教員は、課題を提示してくれた」「教員は、グループワークをサポートしてくれた」である。

第2に、プロジェクト学習の知識・技術は5項目を用いて作成した。2022年度調査のクロンバック α は.88、2023年度調査のクロンバック α は.94であった。質問項目はそれぞれ、「教員は、プレップセミナーの目的を説明してくれた」「教員は、スケジュールを説明してくれた」「教員は、グループワークの進め方を説明してくれた」「教員は、パワーポイントの使い方を教えてくれた」「教員は、課題の提出方法を教えてくれた」である。

第3に、タイミングの見極めは5項目を用いて作成した。2022年度調査のクロンバック α は.92、2023年度調査のクロンバック α は.94であった。質問項目はそれぞれ、「教員は、提案が思いつかない時に声をかけてくれた」「教員は、グループワークが上手くいっている時、見守ってくれた」「教員は、わたしが相談したい時に声をかけてくれた」「教員は、チームの雰囲気が悪い時には、声をかけてくれた」「教員は、議論が盛り上がっている時には、見守ってくれた」である。

受講生の個人特性は、4点の尺度を作成した。具体的には、内的調整、同一化的調整、価値づけ方略、成績重視方略である。索的因子分析の結果（最尤法、プロマックス回転）、2022年度調査および2023年度調査ともに、1つの因子のまとまりとして抽出された。以下、受講生の個人特性について詳述する。

第 1 に、内的調整は西村ほか (2011) の 5 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .89, 2023 年度調査のクロンバック α は .89 であった。質問項目はそれぞれ、「課題に取り組むことがおもしろいから」「むずかしいことに挑戦することが楽しいから」「勉強すること自体がおもしろいから」「新しい考え方や視点を見つけることがおもしろいから」「自分が勉強したいと思うから」である。

第 2 に、同一化的調整は西村ほか (2011) の 5 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .84, 2023 年度調査のクロンバック α は .83 であった。質問項目はそれぞれ、「将来の成功につながるから」「自分の夢を実現したいから」「自分の希望する就職先に内定をもらいたいから」「自分のためになるから」「勉強するということは大切なことだから」である。

第 3 に、価値づけ方略は梅本・稲垣 (2019) の 5 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .74, 2023 年度調査のクロンバック α は .76 であった。質問項目は、2022 年度調査では、「頑張っている人を見る」「講義の内容が将来の役に立つと考える」「他のチームに負けたくないと考える」であり、2023 年度調査では、「頑張っている人を見る」「講義の内容が将来の役に立つと考える」「成績を良くするためだと考える」「早く課題を終わらせてしまった方が楽だと考える」「他のチームに負けたくないと考える」である。

第 4 に、成績重視方略は 4 項目を用いて作成した。2022 年度調査のクロンバック α は .73, 2023 年度調査のクロンバック α は .76 であった。質問項目はそれぞれ、「単位を取るためだと考える」「勉強をしないと単位が取れないと考える」である。

以上の変数の記述統計量は表 2 と表 3 のとおりである。相関分析の結果、内発的興味と SA の行動、教員の行動、学生の個人特性との間に、全て有意な正の相関が確認された。また、以上の変数間の関係について、統計ソフトの IBM SPSS Statistics 29 を使用した。

表 2. 2022 年度調査の記述統計・相関分析

	平均値	標準偏差	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
内発的興味	4.06	.81	-											
SA の行動：議論の支援	4.44	.69	.41***	-										
SA の行動：プロジェクト学習の知識・技術	4.32	.76	.34***	.76***	-									
SA の行動：タイミングの見極め	4.38	.72	.34***	.83***	.77***	-								
SA の行動：学生という立場	4.46	.71	.40***	.85***	.75***	.85***	-							
SA の行動：過去の受講生	4.16	.83	.30***	.62***	.67***	.72***	.71***	-						
教員の行動：議論の支援	4.26	.81	.47***	.43***	.48***	.46***	.47***	.40***	-					
教員の行動：プロジェクト学習の知識・技術	4.38	.71	.50***	.44***	.47***	.47***	.46***	.34***	.81***	-				
教員の行動：タイミングの見極め	4.16	.85	.47***	.38***	.48***	.47***	.46***	.42***	.84***	.77***	-			
内的調整	3.55	.86	.40***	.19*	.27***	.23***	.25***	.26***	.40***	.38***	.44***	-		
同一化的調整	4.15	.69	.45***	.38***	.41***	.37***	.43***	.36***	.51***	.54***	.52***	.61***	-	
価値づけ方略	3.69	.91	.34***	.26***	.32***	.30***	.31***	.24***	.35***	.33***	.41***	.58***	.61***	-
成績重視方略	4.29	.78	.37***	.33***	.31***	.30***	.31***	.27***	.31***	.40***	.24***	.17*	.42***	.26***

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

表3. 2023年度調査の記述統計・相関分析

	平均値	標準偏差	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
内発的興味	3.86	.95	-											
SAの行動：議論の支援	4.23	.82	.53***	-										
SAの行動：プロジェクト学習の知識・技術	4.05	.88	.50***	.85***	-									
SAの行動：タイミングの見極め	4.13	.86	.57***	.87***	.88***	-								
SAの行動：学生という立場	4.15	.87	.58***	.85***	.82***	.89***	-							
SAの行動：過去の受講生	3.83	.90	.46***	.70***	.80***	.78***	.73***	-						
教員の行動：議論の支援	4.12	.94	.57***	.56***	.52***	.62***	.59***	.54***	-					
教員の行動：プロジェクト学習の知識・技術	4.16	.91	.54***	.54***	.51***	.60***	.58***	.48***	.90***	-				
教員の行動：タイミングの見極め	4.03	.97	.56***	.55***	.52***	.64***	.57***	.56***	.92***	.86***	-			
内的調整	3.48	.91	.30***	.29***	.29***	.29***	.25***	.34***	.39***	.37***	.38***	-		
同一化的調整	4.03	.72	.37***	.36***	.38***	.38***	.37***	.34***	.39***	.41***	.39***	.63***	-	
価値づけ方略	3.84	.77	.45***	.40***	.43***	.45***	.45***	.39***	.44***	.45***	.43***	.66***	.70***	-
成績重視方略	1.71	.30	.29***	.29***	.28***	.35***	.37***	.26***	.35***	.38***	.36***	.17*	.43***	.39***

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

第4章 分析結果

4.1 調査1：アンケート調査（2022年度調査）

はじめに、2022年度の調査結果を示す。目的変数を内発的興味とし、説明変数を5点のSAの行動、3点の教員の行動、4点の受講生の特性とした重回帰分析の結果を表4に示す。内発的興味に対するSAや教員の行動、受講生の特性を考慮した結果、以下の4点の関連が示された。SAの行動としては議論の支援と有意な正の関連（ $\beta = .20, p < .01$ ）があり、教員の行動としてはプロジェクト学習の知識・技術と有意な正の関連（ $\beta = .26, p < .001$ ）があり、受講生の特性としては内的調整（ $\beta = .24, p < .001$ ）と成績重視方略（ $\beta = .16, p < .05$ ）が有意な正の関連が見られた（ $R^2 = .36, p < .001$ ）。

表4. 2022年度調査の重回帰分析の結果

	β	95%下限	95%上限	VIF
教員の行動：プロジェクト学習の知識・技術	.26***	0.15	0.44	1.52
内的調整	.24***	0.11	0.33	1.17
SAの行動：議論の支援	.20**	0.09	0.37	1.29
成績重視方略	.16*	0.05	0.29	1.23
R^2	.36***			

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

4.2 調査2：アンケート調査（2023年度調査）

次に、2023年度の調査結果を示す。目的変数を内発的興味とし、説明変数を5点のSAの行動、3点の教員の行動、4点の受講生の特性とした重回帰分析の結果を表5に示す。内発的興味に対するSAや教員の行動、受講生の特性を考慮した結果、以下の3点の関連が

示された。SA の行動としては学生という立場と有意な正の関連 ($\beta = .32, p < .001$) があり、教員の行動としては議論の支援と有意な正の関連 ($\beta = .31, p < .001$) があり、受講生の特性としては価値づけ方略と有意な正の関連 ($\beta = .17, p < .05$) が見られた ($R^2 = .43, p < .001$)。

表 5. 2023 年度調査の重回帰分析の結果

	β	95%下限	95%上限	VIF
SA の行動：学生という立場	.32***	0.20	0.50	1.62
教員の行動：議論の支援	.31***	0.17	0.45	1.60
価値づけ方略	.17*	0.05	0.37	1.34
R^2	.43***			

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

4.3 アンケート調査のまとめ

PBL 型授業において、受講生の内発的興味に影響を与える SA のサポートは、「議論の支援」と「学生という立場」であった。他の要因との関係を踏まえると、調査 1 (2022 年度調査) からは「内的調整」と「成績重視方略」の傾向が見受けられる受講生に対して、教員の「プロジェクト学習の知識・技術」に関するサポートと、SA の「議論の支援」に関するサポートが、「内発的興味」に影響を与えることが示された。調査 2 (2023 年度調査) からは「価値づけ方略」の傾向が見受けられる受講生に対して、教員の「議論の支援」に関するサポートと、SA の「学生という立場」に関するサポートが、「内発的興味」に影響を与えることが示された。

これまでの定量研究の結果を踏まえれば、SA は「議論の支援」と「学生という立場」と、教員の「プロジェクト学習の知識・技術」と「議論の支援」というサポートが、受講生の内発的興味に影響を与えることになった。以上を踏まえ本研究では、受講生の内発的興味に影響を与えた SA のサポートに焦点を絞り、更に定性的分析を実施する。これは、「議論の支援」や「学生という立場」に基づくサポートを、より具体的に捉えるためである。先行研究のレビューで示した通り、SA の行動と成果を定量的に検討した研究は限定的であるため、インタビュー調査を通じ、より詳細に SA の行動を理解する。

4.4 調査 3：インタビュー調査

2023 年度および 2024 年度の 2 年間継続して SA を担当した 4 回生 5 名にインタビュー調査を実施した。対象となった SA は、2023 年度では担当クラスの履修生の支援、2024 年度は 3 回生の SA の支援や SA の統括を主な業務としていた。インタビューの実施期間は 2025 年 2 月 17 日～26 日である。インタビューは Zoom を用いたオンライン形式で実施し、約 30 分間実施した。なお、アンケート調査で「議論の支援」と「学生という立場」の両方

が、受講生の内発的興味に影響を与えることが示されたので、この2点を中心に、SAの具体的行動について聞き取りを行った。

4.5 インタビュー調査3のまとめ

SAは全員、担当クラスのすべてのグループ（各クラス6グループ）に毎週のグループワークの時間に声掛けをするよう意識していたと回答した。SAが履修生に様々な「問いかけ」をすることで、「議論の支援」をしていた。この場合の支援とは、主に、進捗状況の確認や整理とつまずきや困りごとの把握である。多用されていた「問いかけ」は、今何をしているのか、今どういう状況なのか、今どうしたいのかといったものであった。

・進捗状況の確認や整理やつまずきや困りごとの把握のための問いかけ

S氏（4回生）2回生（受講生）から話しかけるのはなかなか難しいと思うんで、自分から2回生の方に声かけを、意識的にはしてました……（中略）『今、どんな感じで進んでる？』とか。進捗状況を確認めながら。遅かったら、先生と一緒に、ここ遅れてんでっていうのは、サポートはしてました。（進捗状況の確認や整理のための問いかけ）

S氏（4回生）エクセル触っている子は、話しかけに行きやすかったりする。基本的にみんなもう（手が）止まってたんで。『何したいの？』っていうのは言いやすかったな。（つまずきや困りごとの把握のための問いかけ）

H氏（4回生）『困っている（ように見える）ところには、『何してるん？』っていうのは、一回は聞きに行くようにしてました。今現在何してるのって。最終的には、『今どういう状況？』とか、『何してるの？』とかって。（中略）とりあえずは何してるのかっていうのを聞かないと、おのおのが違うことをしてたりするんで。』（進捗状況の確認や整理および、つまずきや困りごとの把握のための問いかけ）

O氏（4回生）『今どの段階で困ってる？』『どの段階でつまずいてる？』（進捗状況の確認、つまずきや困りごとの把握）

O氏（4回生）『私的にはこれこれこうもいいと思うんやけど（SAとしてはこういった案もいいと思うが）、みんなの案はどんな感じ？』（議論の円滑化）

T氏（4回生）一番話し掛けてくれそうな子に話振って。それから広がった話の内容で、静かな学生にも話振って。『今、どんな感じで話進んでる？ 順調ですか？』っていうふうに進めてました。（議論の円滑化、進捗状況確認）

・「学生という立場」としてのグループワークへの介入

「学生という立場」については、SAは教員と学生の間立場にいるからこそできる行動をとっていることがわかった。教員はクラス全体を俯瞰的に見て、グループを公平に扱うことが期待されているのに対して、SAは個々のグループへの細やかな気配りや介入をして

いた。介入の手法は個々の SA によって若干異なる回答が得られた。具体的には、履修生に対して、ちょっと経験のある同期やグループの一員のような親しみやすさを意識していたという回答がある一方で、履修生のロールモデルとなる先輩としての振る舞いを意識していたという回答もあった。

S 氏 (4 回生) 上の先輩とか、教員側に、めっちゃ静かにしなさいみたいと言われるのが、(僕自身) あんまり好きじゃないんで。どっちかというと、僕は同期ぐらいの目線の感じで話かけてました。今、いける?みたいな(親しみのある同期)

H 氏 (4 回生) どちらかっていうなら、同期やから気軽に話しかけてみたいな気分で行ってたんで。(中略)先輩じゃなくて。話しかけやすい相手やから、気軽にお願ひしますみたいな感じでいきかかったんで。(中略)基本的に、話の中では同期だよって言って、何か振られたら、先輩の経験上っていうのはこういう感じやったよって、そこだけ先輩感出すっていう。(ちょっと経験のある同期)

C 氏 (4 回生) 私は 2 回生の先輩であるっていうところは意識して行動してて。こういう先輩がいてくれると嬉しいよねとか、これって先輩なんだなっていうのを意識してもらえるように、行動はしてて。(中略)割としっかりした先輩でいたいと思ひながらいてました。(頼れる先輩)

SA の個々のグループへの細やかな気配りについては、グループワークにおける留学生へのフォロー、作業の負担感、不公平感からくるグループ内の摩擦の緩和、チームの雰囲気づくりをするための行動が見受けられた。

C 氏 (4 回生) さっき挙げた、留学生との関わりだったりとか。あとは、授業時間外の活動の中で、私だけ真面目にやってて、他の受講生ちゃんとやってくれないよねとか。そう先生たちは多分見てない部分での、学生個人のお困りごととか。それをちょっとでも改善できることがあれば、(改善点を)あげてました、先生方に。

S 氏 (4 回生) 仲良さそうな場所(チーム)やったら、もう僕が干渉しない方がいいと思ってたんで、あんまり話が進んでないところに声かけしました。(中略)どうしても喋らん子とか、絶対出てくるんで、そういう人が集まってるグループとかに声かけて。

O 氏 (4 回生) SA の学生視点っていうのはすごく自分もいいなと思ったので、そういう学生ならではの視点と、自分が取ってきた授業とかのそういうのを活かして、アドバイスできるようにしてました。

O 氏 (4 回生) 先生たちからは、『それ、家族向けでもいいかもね。』みたいな案もあつたりとか。SA たちからの『学生向けで、学生がゲームして遊ぶ感覚で、ポテトとかの注文率が上がるのもいいよね。』みたいな、両方の意見が取り入れられたんでよかったですっていうのを後から聞いたので、よかったなっていうふうに自分でも思ってます。

T 氏 (4 回生) 先生は、その授業で唯一、統率を取る人っていう認識でいるんです。もち

ろん私たち SA よりも的確なアドバイスをくれるってのはあるんですけど、それ以上に踏み込めないところもあると思うんです。例えば資料作り、他の班と比較したようなアドバイスとかって、先生からって言いにくいところでもあると思ったので。私は、『この班こんなパワポ作ったから、こっちの班もこういう意識して作ってみたいのが見やすいかも』って、他の班と比較したことを言いました。

T氏(4回生) 私は、はっきり具体的に、『ここ、文字小さいから書き換えたほうがいいし、全然作り込めてないから、もっとここの部分こうしたほうがいいよ』っていうのははっきり言えてたことがあったので。先生との違いとしては、踏み込み過ぎというんですか。先生は柔らかく言ってくれてるのに対して、私が具体的に、はっきりこうしたほうがいいよって言えてたところですかね。立場上、学生なので、一応何でも言えるみたいなのところはあると思ってました。

第5章 考察

本研究では、PBL型授業におけるSAの行動が受講生の内発的興味に与える影響について、アンケート調査およびインタビュー調査を通じて検討した。その結果、「議論の支援」と「学生という立場」という二つの側面が、受講生の内発的興味の向上に寄与することが示された。本章では、これらの結果を踏まえ、SAの行動の教育的意義、先行研究との関連、および今後の課題について考察する。

本研究の結果から、「議論の支援」を行うSAの行動は受講生の内発的興味を促すことが示された。具体的には、SAが適切なタイミングで声をかけ、議論の進行をサポートすることが、受講生の学習意欲を高める要因となった。特に、インタビュー調査では、「今何をしているのか」「今どういう状況なのか」「今どうしたいのか」といった問いかけが、受講生の思考を整理し、主体的な学びを促す役割を果たしていたことが確認された。

この結果は、PBL型授業におけるファシリテーションの重要性を示唆している。先行研究(時任, 2017; 佐藤・高橋, 2021)でも、PBL型授業においては適切なサポートが受講生の学習動機を高めることが指摘されており、本研究の結果はこれを実証的に裏付けるものである。さらに、Chen & Yang (2019)の研究では、PBL型授業における教員の適切な指導が学習成果に影響を与えることが示されていたが、本研究では、SAによる支援がその一部の役割を担っている可能性が示唆された。

加えて、堀尾・中原(2024)の研究では、マネジャーの「励まし」や「問いかけ」がチームメンバーによる困難の抱え込みや進捗の停滞・脱線を防ぎ、メンバー活動の成果向上に寄与することが明らかにされている。本研究においても、SAが組織におけるマネジャーのような役割を担っていたことが確認された。

「学生という立場」からのサポートが内発的興味に寄与するという結果も得られた。SAは受講生と年齢が近く、同じ立場の経験を持つため、教員とは異なる視点から助言を行う

ことができる。この特徴は、受講生にとって親しみやすく、安心感を与える要因となったと考えられる。特に、受講生が困難を抱えた際に、SA が自身の経験を踏まえて具体的なアドバイスを行うことで、受講生が前向きに学習に取り組む契機になったと考えられる。この結果は、先行研究（千葉，2021）が示した LA（Learning Assistant）の支援が受講生の学習態度や問題解決スキルを向上させるという知見と一致している。また、Mahasneh & Alwan（2018）の研究では、PBL 型授業における協働学習が学習者のモチベーションを向上させることが示されているが、本研究では、SA の存在がその一翼を担っていることが示唆された。以上、本研究の結果から、PBL 型授業において SA の果たす役割は非常に重要であることが明らかになった。特に、SA による「議論の支援」と「学生という立場」からのサポートが、受講生の学習意欲を高めることが確認された。

なお、アンケート調査の分析において、目的変数に影響を与えている変数が 2022 年度と 2023 年度で異なっており、共通因子がみられなかった。これは、産学連携先が異なっていたこと、および教員構成が異なっていたことなどが影響していると考えられる。

第 6 章 結論

本研究では、PBL 型授業における SA の行動が受講生の内発的興味に与える影響を検討した。その結果、「議論の支援」と「学生という立場」が受講生の学習意欲向上に寄与することが示された。これらの知見をもとに、今後の PBL 型授業の設計や SA の育成に活かすことで、より効果的な教育環境を構築することができると考えられる。本研究にはいくつかの限界がある。第一に、本研究の調査対象が特定の大学の経営学部の PBL 型授業に限定されているため、他の分野や異なる教育機関における一般化には注意が必要である。今後は、異なる分野の PBL 型授業における SA の影響を検証することが求められる。第二に、本研究ではアンケート調査とインタビュー調査を用いたが、受講生の学習成果の変化を客観的に測定するためには、より詳細な観察調査や長期的な追跡調査が必要である。特に、SA の支援がどの程度持続的な学習動機の向上に寄与するのかを明らかにするためには、受講生の学習成果や態度の長期的な変化を測定することが重要である。第三に、SA の個人特性（例えば、性格や指導スタイル）が受講生の内発的興味に与える影響についての詳細な分析は行われていない。今後の研究では、SA の特性とその指導方法が学習者に与える影響をより詳細に検討することで、より効果的な SA の選抜・育成方法を明らかにすることが求められる。

*本研究は、桃山学院大学共同研究プロジェクト 22 共 287 「学生アシスタントと教職員の連携による教育効果」の成果報告の一部である。

引用文献

- Barrows, H. S., & Tamblyn, R. M. (1980). *Problem-based learning: An approach to medical education*. Springer.
- Chen, C. H., & Yang, Y. C. (2019). Revisiting the effects of project-based learning on students' academic achievement: A meta-analysis investigating moderators. *Educational Research Review*, 26, 71-81.
- Chiang, C. L., & Lee, H. (2016). The effect of project-based learning on learning motivation and problem-solving ability of vocational high school students. *International Journal of Information and Education Technology*, 6(9), 709-712.
- 千葉美保子. (2021). 初年次教育における学生アシスタントの支援効果と課題に関する一考察—甲南大学共通教育科目の受講生アンケート調査結果から—. 甲南大学教育学習支援センター紀要, 6, 71-79.
- 堀尾志保, 中原淳 (2024). *リーダーシップ・シフト* 日本能率協会マネジメントセンター.
- Hmelo-Silver, C. E. (2004). Problem-based learning: What and how do students learn? *Educational Psychology Review*, 16(3), 235-266.
- Mahasneh, A. M., & Alwan, A. F. (2018). The effect of project-based learning on student teacher self-efficacy and achievement. *International Journal of Instruction*, 11(3), 511-524.
- 松永正樹, 芦澤美智子, & 渡邊万里子. (2020). アントレプレナーシップ教育における Project-Based Learning (PBL) の効果と可能性: 九州大学ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・センターにおける実践事例から. *日本ベンチャー学会誌*, 36, 91-105.
- 西村多久磨, 河村茂雄, & 櫻井茂男. (2011). 自律的な学習動機づけとメタ認知的方略が学業成績を予測するプロセス—内発的な学習動機づけは学業成績を予測することができるのか?—. *教育心理学研究*, 59(1), 77-87.
- O'Brien, M. (1995). *Who's Got the Ball? (and Other Nagging Questions About Team Life): A Player's Guide for Work Teams*. Jossey-Bass.
- 大塚友彦, 多羅尾進, 永井翠, & 佐藤知正. (2021). 必修科目とした社会実装型 PBL の初年度の実践とその教育的効果. *工学教育*, 69(4), 52-58.
- 佐藤洋介, 高橋真吾. (2021). グループ学習型アクティブラーニングにおけるティーチング・アシスタントの受講者への影響の分析. *第24回社会システム部会研究会資料*, 94-101.
- Shin, M. H. (2018). Effects of project-based learning on students' motivation and self-efficacy. *English Teaching*, 73(1), 95-114.
- 田中あゆみ, & 山内弘継. (2000). 教室における達成動機, 目標志向, 内発的興味, 学業成績の因果モデルの検討. *心理学研究*, 71(4), 317-324.
- 時任隼平. (2017). アクティブラーニング型授業において受講生がスチューデント・アシスタントに求める能力に関する研究. *日本教育工学会論文誌*, 40 (Suppl.), 169-172.
- 梅本貴豊, & 稲垣勉. (2019). 授業中の動機づけ調整方略と動機づけの変動性の関連. *心理学研究*, 90(2), 207-213.
- 安田節之, 梅崎修, 椋田亜砂美, & 三好真人. (2020). チームワーク形成を目的とした PBL 型教育の効果測定: 研修評価アプローチによる検討. *生涯学習とキャリアデザイン*, 18(1), 11-29.

(2025年4月23日受理)

Impact of Student Assistants' Behavior on Learners' Intrinsic Motivation in PBL-Based Classes

FUJII Masato
SAKURAI Yuka
FUJITA Tomoko
OTA Yasushi

Abstract

This study investigated the influence of student assistants' (SAs) behavior on students' intrinsic motivation in a problem-based learning (PBL) seminar, *Prep Seminar B*, offered by the Faculty of Business Administration at Momoyama Gakuin University. Compared with traditional lecture-based instruction, PBL courses promote higher academic achievement and greater student satisfaction. Among the factors contributing to these outcomes, support from SAs is particularly important. However, few studies have quantitatively explored the relationship between SA behavior and student learning outcomes, and even fewer have examined how such behavior specifically affects students' intrinsic motivation.

To address this gap, the present study adopted a mixed-methods approach, incorporating quantitative and qualitative data. Questionnaire surveys were administered to students enrolled in the course during the 2022 (n=229) and 2023 (n=184) academic years. The surveys assessed students' perceptions of SA support—such as discussion facilitation and timely feedback—and measured their intrinsic motivation in the course. The findings revealed that two specific types of SA behavior were particularly influential in enhancing students' intrinsic motivation: (1) support for group discussions, and (2) support rooted in the SAs' peer status as fellow students.

To supplement the quantitative findings, semi-structured interviews were conducted with five senior students who had served as SAs for two consecutive years. The qualitative analysis illuminated the unique role of SAs in bridging the gap between instructors and students. Because of their shared status as peers, SAs were able to foster psychological closeness and build trust with students, thereby creating a supportive environment conducive to active engagement. The interviews also highlighted that SAs frequently initiated interactions by posing reflective and exploratory questions—such as “What are you working on now?,” “How is your progress?,” and “What would you like to

do next?”—which served as a form of discussion facilitation. These interactions helped students clarify their thinking, monitor progress, and overcome challenges during group work.

Overall, the findings underscore the critical role of SAs in enhancing students' intrinsic motivation in PBL settings. The dual support mechanisms—facilitation of academic discussions and the empathetic engagement stemming from peer status—appear to be central to this process. This study contributes to the growing body of research on PBL by offering empirical evidence on the importance of SA behaviors in fostering student motivation. Furthermore, the insights gained here can inform the design of future PBL curricula and the development of effective training programs for SAs, ultimately supporting the creation of more engaging and effective educational environments in higher education.

「皇国臣民」再論

——心田開発運動との関連から——

青 野 正 明

【目次】

はじめに

1. 定説と先行研究
 - (1) 高校の歴史教科書の記述
 - (2) 宮田節子氏の「皇民化政策」の定義
 2. 「皇国臣民の誓詞」（1937年10月）
 - (1) 「皇国臣民の誓詞」の登場
 - (2) 李覚鍾による文案
 - (3) 李覚鍾と大塚常三郎・金大羽との関係
 3. 心田開発運動：1936年から本格始動
 - (1) 心田開発運動の概略
 - (2) 帝国の拡大と「帝国臣民」：多民族ナショナリズム
 - (3) アマテラス型一神教：神社参拝の強要
 4. 心田開発運動と皇民化運動（台湾）の共通点
 - (1) 台湾の皇民化運動：「皇民化」の初出は1936年
 - (2) 両者の共通点：国体論と「帝国臣民」の組み合わせ
 - (3) 「内鮮一体」の継承
 5. 「思想転向者」の組織化
 - (1) 実力養成運動論者の時期の李覚鍾
 - (2) 李覚鍾と大東民友会：「思想転向者」の組織化
 - (3) 大東民友会の評価
 6. 「転向」の論理としての「皇国臣民」
 - (1) 「転向問題ノ検討」の論理
 - (2) 「大国家主義」と「皇国臣民」
 - (3) 「皇国臣民」定義の新案
- おわりに
- (1) 教育勅語と「皇国臣民の誓詞」との違い等
 - (2) 本稿の成果
 - (3) 定説・教科書記述に対する見解

はじめに

国民国家論にもとづく研究は、近代日本を対象とする諸分野の研究で大きな成果を上げてきたことは、ここであえて書くまでもない。だが、往々にして、単一民族の「国民」を創り出そうとする国民国家形成は戦前から戦後まで一貫している、と考えている研究者が多いようである。

しかしながら、近代日本は単線的に国民国家を形成していったわけではない。後発帝国主義国であった日本は、国民国家の形成過程で帝国主義の時期が重なってくる。さらに、西洋列強がもっていたキリスト教のような教化の手段を、つまり異民族に対して普遍性のある教化の手段を、近代日本はもっていなかった。これらの点により、日本の近代国民国家形成におけるナショナリズムは特異なものになったと私は考えている。なお、本稿で用いているナショナリズムという用語は、民族主義ではなくて国民主義を指している。

もう少し具体的に説明すると、1932年に「五族協和」を唱える「満洲国」（以下、「 』を取る）が成立したことにより、帝国日本は多民族を抱え込むことになる。満洲国自体が多民族を抱え込んだ国家として「国民」を創り出す必要が生じた。そのうえ、帝国全体としても、帝国内に多民族が存在する以上、単一民族国家を維持することは現実的ではなくなった。それは、1930年代に「東亜」で諸民族の協同体を求める方向に議論が進んでいくことで確認できる（1938年の「東亜新秩序」の標語に帰結）。

よって、台湾や朝鮮でも、帝国日本が擬似的な多民族国家になることを想定して、そのような国家の「国民」という意味で「帝国臣民」像を模索することになる。そして、朝鮮ではこの「帝国臣民」像が「皇国臣民」になったということを本稿で実証する。さらに問題として提起できるのは、朝鮮では「帝国臣民」となることが、日本人との関係において〈序列〉か〈対等〉か、という二通りの論理を生んだ点であり、これについても第6節で「転向」の論理に関連して考察を加えるつもりである。

ここで、ナショナリズムの変遷を簡単に説明すると、近代日本において国民国家の形成過程で、単一民族ナショナリズムとともに、1930年代半ばに至る時期に、多民族へと対象を広げた多民族帝国主義ナショナリズムが創り出された。したがって、この時期からはこれら二種のナショナリズムが重層的に存在することになり、帝国日本の中でそれらを浸透させるための手段、つまり擬似的な普遍性をもつ教化の手段として登場したのが「帝国神道」なのである¹⁾。

このような国民国家の形成過程や、その形成過程に沿った帝国内での国民統合（国民意

1) 拙稿「帝国日本における神社・宗教関連の法令—帝国内で体系化される宗教的制度」（『桃山学院大学総合研究所紀要』第50巻第1号、2024年7月）、「はじめに」の「(2) 重層的に存在した二種のナショナリズム」を参考にして補足説明を加えた。「2. 宗教的制度の概略」の(3)(4)(5)も、多民族帝国主義ナショナリズムとともにアマテラス崇拝が変容したことを整理しているので参照されたい。

識を創り出す政策) についての知識を前提にして、本稿では「皇国臣民」や「皇民化」政策の再解釈を試みる。たとえば、私が研究してきた朝鮮での心田開発運動という政策や帝國神道論についても、1930年代半ばに至る時期に二種のナショナリズムが重層的に存在したと深く関わっている。したがって、本稿でも近代日本におけるナショナリズムの変遷に沿った議論になるため、その変遷になるべく言及して説明を加えていくようにする。

さて、本稿で取り組む課題は次の三つとなる。

1. 「皇民化」政策と、前の時期の政策である心田開発運動との連続性を確認する。
2. その連続性と、日中戦争勃発という時局で新たに加わった要素について分析する。そして、「皇国臣民」および「内鮮一体」「皇民化」という用語について、定説の修正を試みる。
3. 宮田節子氏が提示した「内鮮一体」がもつ二つの論理、つまり支配する側の「同化の論理」と、支配される側の「差別からの脱出」の論理について、私の現時点での見解を述べる。

近年になり、韓国で朝鮮総督府関連の史料が多く発掘・公開されてきた。さらに、私が取り組んできた心田開発運動に関する研究が一定の成果を得たことも、この政策と「皇民化」政策との関連を検討するためには好条件となる。そこで、本稿では前掲した課題について、現時点での可能なものとなるが、答えの方向性を見だし、結果的に「皇国臣民」の定義について新案を提起したい。

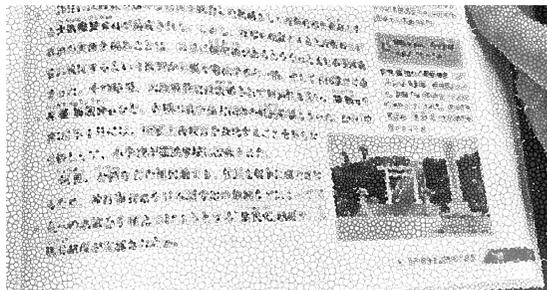
1. 定説と先行研究

(1) 高校の歴史教科書の記述

2022年より高校の必修科目になった「歴史総合」は、主に近現代の日本史と世界史を扱っている。この「歴史総合」で使用されている教科書(山川出版社)に、「皇民化」政策はどのように記述されているのだろうか。



朝鮮神宮の入口



教科書の「皇民化」政策

朝鮮，台湾などの植民地でも，住民を戦争に協力させるため，神社参拝や日本語常用の強制などによって天皇への忠誠心を植えつけようとする「皇民化」政策や，志願兵制度が実施された²⁾。

Q 朝鮮神宮は，なぜ創建されたのだろうか。

京城郊外の朝鮮神宮

1925（大正14）年創建。戦後廃止された。朝鮮では1945年までに約80の神社がつくられた。台湾や南洋諸島，満洲国でも同様の動きがおこった。

太字は原文のまま，下線は引用者による。また，「神社参拝」の語には注が付けられていて，本文右側の欄に，朝鮮神宮入口の写真および質問とともに，「京城郊外の朝鮮神宮」についての説明文が載せられている。教科書本文の記述についての考察は次の（2）でおこなう。

（2）宮田節子氏の「皇民化政策」の定義

①「皇民化政策」の定義

次は「皇民化政策」の定説となっている宮田節子氏の文章を紹介しよう。下線は引用者による。

日本の植民地統治の下で朝鮮人を戦時動員体制に組み込むためにとられた一連の政策。日本の朝鮮支配の基本方針は同化政策と呼ばれ，朝鮮人の民族性を抹殺し，〈亜日本人〉化することにあつた。満州事変から日中戦争へと侵略戦争の拡大とともに，この政策はより強化徹底され，特に日中戦争以後はその極限化として，朝鮮人を完全なる〈皇国臣民〉たらしめんとする〈内鮮一体〉が提唱されるに至つた。そのために展開されたのが皇民化政策である³⁾。

では，「皇民化」政策に関わる教科書の記述と宮田説の記述を対比してみる。左は教科書の記述で，右が宮田説での定義である。

【対象】 「植民地」の「住民」を ←→ 「朝鮮人」を

2) 『歴史総合—近代から現代へ』山川出版社，2022年，145頁。本文の引用箇所は「皇民化」政策」を解説した部分の抜粋である（145頁の下，4行分）。

3) 『改訂新版 世界大百科事典』（平凡社，2007年）の「皇民化政策（こうみんかせいさく）」（執筆者：宮田節子）より抜粋。

【目的】 「戦争に協力させるため」 ←→ 「戦時動員体制に組み込むために」

【内容】 「天皇への忠誠心を植えつけようとする」政策

←→ 「完全なる〈皇国臣民〉たらしめんとする」ために「展開された」政策。

【対象】 では、宮田説は朝鮮での「皇民化」政策のみを扱ったが、教科書は他の植民地各地域の研究成果も取り入れて、「皇民化」政策の対象を植民地に拡大している。

【内容】 では、宮田説の「皇国臣民」や「内鮮一体」という用語が難しいためか、教科書がより具体的に、「天皇陛下ニ忠誠ヲ尽シマス」（「皇国臣民の誓詞」の「其の一」の二項目）を用いて記述したと分析できる。

②天皇への忠誠心に関わる記述の背景

「皇国臣民の誓詞」に、「天皇陛下ニ忠義ヲ尽クシマス」（「其の一」）、「忠誠以テ君国ニ報ゼン」（「其の二」）という文言がある。その背景は何であろうか。

宮田氏は、著書や辞書で「皇国臣民の誓詞」の天皇への忠誠心に関わる記述について言及していないが、論文では徴兵制にこの忠誠心に関連付けて「皇国臣民」像を次のように提示している。下線は引用者による。

皇民化政策の具体的な達成の一つは、徴兵制の施行にあった。その達成ということの意味は、単に具体的・実的な政策というよりは（むろんそれもあるが）、むしろ象徴としての徴兵制であった。戦場で絶対に銃口を日本に向けることのない朝鮮人、何の私心もなく天皇のために死んでいける朝鮮人、それこそが窮極の皇民化された朝鮮人とされた⁴⁾。

この引用文の記述では、「皇民化」政策の達成の一つが徴兵制の施行であるとしている。辞書での定義では、「皇民化」政策が朝鮮人を総動員体制に組み込むための一連の政策であったとしているから、朝鮮人を総動員体制に組み込んだ先には、朝鮮に徴兵制を施行することが想定されている。それは間違いとはいえないが、日中戦争勃発の直後、これから総動員体制を築こうという段階で、いきなり徴兵制の施行を念頭に置いた「皇国臣民」像を、引用文のように「窮極の皇民化された朝鮮人」として、総督府当局が描いたとは思えない。

この引用文のような「皇国臣民」像を提示した宮田氏は、「皇民化」政策の目的を説明するうえで、南次郎総督の統治目標二つに大きく依拠している。それがわかる著書での記述を紹介しよう。

南が朝鮮総督に就任して（1936年8月）、まっ先に決意した二つの統治目標が、「第一に

4) 宮田節子「皇民化政策の構造」、『朝鮮史研究会論文集』（No. 29, 1991年10月）、54頁。

朝鮮に陛下の行幸を仰ぐことで、第二は朝鮮に徴兵制度を施くこと」であったと、宮田氏は御手洗辰雄・編『南次郎伝』（南次郎伝記刊行会、1957年）からの引用を示した。そして、この統治目標には「支配者のイメージの中にある「皇民化された朝鮮」（宮田氏の用語=引用者）の姿が、具体的に描かれている」と解釈している。つまり、二つの統治目標から「皇民化された朝鮮」の姿を次のように分析した。

即ち支配者にとって、「皇民化された朝鮮」とは、天皇の「行幸を仰げるような半島」、「徴兵の実施出来るような人心」（四五三頁）ということにあった⁵⁾。

この統治目標に依拠して、宮田氏は天皇への忠誠心に関わる文言が使われた背景を説明していることがわかる。この統治目標にある天皇の「行幸」に関連して、実は前の宇垣一成総督期に昭和天皇の朝鮮への巡幸計画が進んでいたが、1936年の二・二六事件によりそれが頓挫したという⁶⁾。南の「行幸」に関する統治目標は、この巡幸計画と関係があるかもしれない。つまり、この計画を宇垣は南に引き継ぎ、南はそれを実現すべく統治目標に掲げたと見ることも可能である。

2. 「皇国臣民の誓詞」（1937年10月）

(1) 「皇国臣民の誓詞」の登場



「皇国臣民の誓詞」の新聞記事

5) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』（未來社、1985年）の第3節「徴兵制度の展開—太平洋戦争段階における皇民化政策」より抜粋（94頁）。
 6) 李炯植「쇼와 천화과 조선 통치—섭정시대부터 우가키 총독 시기까지」（「昭和天皇と朝鮮統治—摂政時代から宇垣総督の時期まで」）、『日本歴史研究』（第65輯、2024年12月）を参照。

掲載した写真は「皇国臣民の誓詞」の制定を報じた新聞記事である⁷⁾。『京城日報』は朝鮮総督府の日本語による機関紙で、この記事には次のようなことが書かれている。下線と句点は引用者による。

南総督の半島施政五大政策の最大項目として、本府が最も意を注いで来た教学刷新(1930年代から文部省で検討され始めた思想問題対策、および国体明徴を受けた教育政策の方針：引用者注)は、着々と進捗実現を見てゐるが、この政策の根本をなすとさへ云はれる、皇国臣民造成による内鮮同胞団結の現はれとして、今回『皇国臣民の誓詞』を制定し全鮮各学校、少年団、青年団、その他各種団体に於て、苟くも集会の場合にはこれを朗唱せしめ、脳裡に刻み込ますことゝなり、去る二日、全鮮各方面に通牒を發し、即日よりこれを実施せしめることゝなつた。尚、その一は初等学校、少年団にこれを用ひ、その二はそれ以上の学校団体に用ひることとなつた。

ここでまず注目されるのは、「皇国臣民」になること・させることに関して、当初は「皇民化」ではなく、「皇国臣民造成」（「皇国臣民の造成」）という用語が使われていたことである。

また、「脳裡に刻み込ますことゝなり」とあるのは、いわば「洗脳」という方法である。これについては、第6節で「転向」の論理に関連して考察しよう。

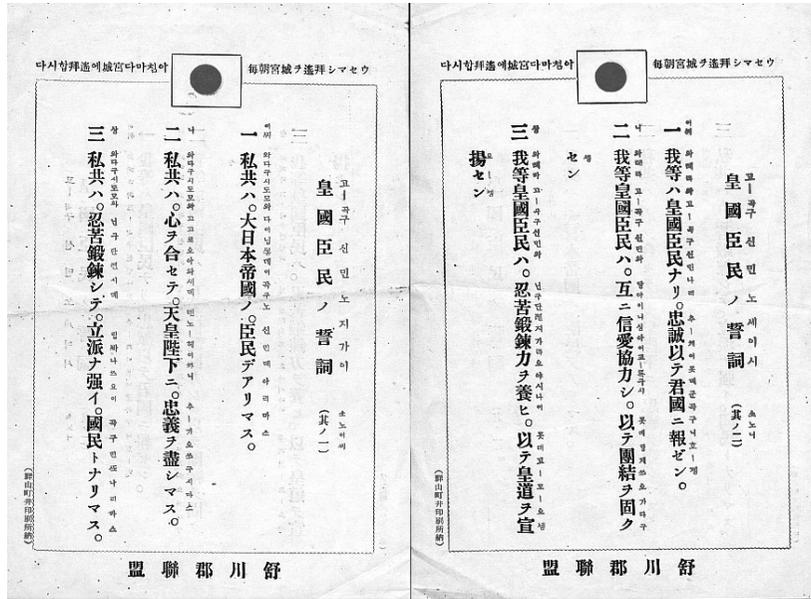
それから、「皇国臣民の誓詞」の「その一」は「初等学校、少年団」で、「その二」は「それ以上の学校団体」、つまり中等学校以上および各団体に用いられていたことがわかる。なお、ウィキペディアの「皇国臣民の誓詞」では、簡単にそれぞれ「児童用」「大人用」と書かれていて不正確である。

この記事には「皇国臣民の誓詞」も載せられているので次に示そう。なお、文言は新聞記事ではなく、朗唱の際に間を入れる○が付けられた朝鮮人用(次の画像)より引用した(○をスペースにした)⁸⁾。

7) 『皇国臣民の誓詞』／総督府が新たに制定／各学校や団体に朗誦させる」（『京城日報』1937年10月5日付、夕刊、2面）。

8) WEBサイト동행(同行)「한국사 길라잡이」(韓国史の案内係)の「제 69 회 한국사능력검정시험 심화 / 일제는 「황국신민서사」와 함께 「황국 신민 체조」(1937. 10. 8)를 만들어서 강요하였다.」(第69回韓国史能力検定試験の深化／日帝は「皇国臣民の誓詞」とともに「皇国臣民体操」(1937. 10. 8)を作って強要した。2024年5月22日付)に掲載された画像。「충청남도 국민정신총동원 서천군연맹에서 발행된 황국신민서사 전단」(忠清南道 国民精神総動員 舒川郡連盟で発行された皇国臣民の誓詞のチラシ)という説明が付けられている。2025年3月27日閲覧。

<https://blog.naver.com/63yhs/223454672488>



朝鮮人用の「皇国臣民の誓詞」のカード

「皇国臣民ノ誓詞 (其の一)」

私共ハ 大日本帝国ノ 臣民デアリマス

私共ハ 心ヲ合セテ 天皇陛下ニ 忠義ヲ尽シマス

私共ハ 忍苦鍛錬シテ 立派ナ強イ 国民トナリマス

「皇国臣民ノ誓詞 (其ノ二)」

我等ハ皇国臣民ナリ 忠誠以テ君国ニ報ゼン

我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン

我等皇国臣民ハ 忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン

この画像の文言にはハングルのルビが付けられていて、「誓詞」のルビが「其の一」では「지가이」(ちかい)、「其の二」では「세이시」(せいし)となっている。よって、「其の一」では「誓詞」を「ちかい」と、「其の二」では「せいし」と読ませていたことがわかる。

(2) 李覚鍾による文案

①「皇国臣民の誓詞」の構造

南総督の腹心であった塩原時三郎は、1937年7月3日付で学務局長心得に、同年12月1日付で正式に学務局長に就任し、主管部署の長として「皇民化」政策を推進していく。10日に制定された「皇国臣民の誓詞」は、一般的に考えて、作成された文案が学務局社会教

育課で調整され、塩原学務局長心得の決裁を経て、最終的に南総督が決裁するという事務手順を踏んだはずである。それゆえ、「皇国臣民の誓詞」は後に塩原の業績のように語られがちであるが⁹⁾、「皇国臣民の誓詞」自体を分析するためには、その文面の内容と、文案作成者の経歴・思想を分析することが重要であろう。

韓国の親日派研究に、文案作成者に関する記述があるので次に引用しよう。下線は引用者による。

この「皇国臣民の誓詞」を巷間では金大羽が作成したと伝えられているが、事實は李覚鍾の文案によるものである。

(中略)

一種の政治ブローカーだった李覚鍾は、「内鮮一体」、「皇民化」、「思想^マ先^マ導」などのスローガンを売り、多くの利権を手に入れたと伝えられている¹⁰⁾。

引用文中にある「スローガンを売り」とは、スローガンの発案・提供ではなく、講演等でこれらのスローガンを広めたという意味だろう。引用文を訂正すると、「思想^マ先^マ導」は「思想善導」の誤りで、1923年から本国政府が思想統制政策で用い始めた用語である。「内鮮一体」もすでに心田開発運動の中で用いられていて、1936年1月が初出のようである(後述)。

それから、前掲の新聞記事内に「これこそは正に／教育体制の根本／塩原学務局長語る」という小見出しがある。その後の本文を引用しよう。下線と句点は引用者による。

今回新たに『皇国臣民の誓詞』を制定、全鮮各学校少年団、青年団その他各種団体に於て、苟くも集会のある場合には一斉に朗唱することになり、土曜日(10月2日：引用者注)総督の決裁を仰ぎ直ちに各方面に通牒を發した。今日、南総督の教育体制の根本思想は皇国臣民の造成の一言に尽されるものであつて、我々はこの趣旨徹底に各方面に努力してゐるもので、その現れとして今回この『皇国臣民の誓詞』が出来た。極く簡単な言葉が三つあり、第一は皇国臣民の信念、第二内鮮一体同胞團結の思想強調、第三勤勞、忍苦鍛鍊により国家として積極的活動を強調されてゐる。我々の教育方針はこれより外にないと云つて差支へない。これを繰返し繰返して頭の中に印象づけるもので、学校では朝会には必ず朗唱せしめること、し学務局では小さいカードにして

9) 前掲「皇民化政策の構造」を参照。「はじめに」で、塩原時三郎が1941年に厚生省職業局長に就任するために朝鮮を離れた後に、「内地」で出版された岡崎茂樹『時代を作る男塩原時三郎』(1942年、大澤築地書店)が出版された。この書籍を参考にして、宮田氏は「皇国臣民」なる語が塩原の「新造語」だと「いわれている」あるいは「目される」と推定し、それを前提にして論を展開している。しかし、「時代を作る男」というタイトルからして、参考にした書籍は「皇国臣民」の文案まで塩原の業績にしかねない資料だと思われる。

10) 林鍾国(著)／反民族問題研究所(編)／コリア研究所(訳)『親日派—李朝末から今日に至る売国売族者たちの正体』(御茶の水書房、1992年)、171～172頁。

配布することになつてゐる。

まず、「これを繰返し繰返して頭の中に印象づける」という記述は、前述した「脳裡に……」の別表現で、「洗脳」という方法が再確認できる。

それから、この記事では「皇国臣民の誓詞」に「簡単な言葉が三つ」あるとして、それらが短く説明されている。その説明は「其の二」に関するものであるうえ、それを手がかりにして、「皇国臣民の誓詞」の「其の一」と「其の二」を比較すると、最初に「其の二」の文案を作り、それを元に児童にわかるように「其の一」の文案を作ったことが確認できる。「其の二」が「其の一」にどのように反映したのかを知るために、二つの対応関係を次に示そう。

1. 「其の二」の一項前半 ⇒ 「其の一」の一項
我等ハ皇国臣民ナリ ⇒ 私共ハ 大日本帝国ノ臣民デアリマス
2. 「其の二」の一項後半 ⇒ 「其の一」の二項後半
忠誠以テ君国ニ報ゼン ⇒ 天皇陛下ニ忠義ヲ尽クシマス
3. 「其の二」の二項 ⇒ 「其の一」の二項前半
我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン ⇒ 私共ハ 心ヲ合セテ
4. 「其の二」の三項 ⇒ 「其の一」の三項
我等皇国臣民ハ 忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン
⇒ 私共ハ 忍苦鍛錬シテ 立派ナ強イ国民トナリマス

ここで注目点を三つあげておこう。まず2.を取りあげる。

2. 「其の二」の一項後半 ⇒ 「其の一」の二項後半
忠誠以テ君国ニ報ゼン ⇒ 天皇陛下ニ忠義ヲ尽クシマス

この対応関係において、「其の一」では「天皇陛下」の名称を出して、天皇への忠誠心を明記している。それは、植民地では天皇自体の存在が不明確であったうえ、忠誠心の表現により反発も懸念されたため、一般大衆に対しては「君国ニ報ゼン」に留めて、具体的に天皇への忠誠心を明示しなかったものと考えられる。一方、まだ知識のない児童には具体的に明記するのが効果的と捉えて、天皇への忠誠心を植え付けようとしたのではないだろうか。

次は3.を取りあげよう。

3. 「其の二」の二項 ⇒ 「其の一」の二項前半

我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン ⇒ 私共ハ 心ヲ合セテ

ここで対応する文言は両方とも、「内鮮一体」の「一体」について、言い換えれば日本人と朝鮮人の「一体」化について、「一体」化するための行為が簡潔に明記されていると考えられる。それは、総動員体制で両民族が協力し合う行為である。「其の一」の「心ヲ合セテ」が、「天皇陛下ニ忠義ヲ尽クシマス」につながる行為であることを理解すると、両民族の児童に期待された「一体」化がイメージできる。

残りの注目点は、「其の一」で「大日本帝国ノ臣民」（一項）のことを「国民」（三項）と言い換えている点である。この時期の朝鮮において、国民統合で創出される「国民」が「帝国民」を意味していたことを確認できる。

②李覚鍾の経歴

「皇国臣民の誓詞」の文案を作った李覚鍾の経歴については、末尾に掲載した表1「李覚鍾の解放までの主な経歴」を参照されたい。表1の〔 〕内に太字で書かれた文章は、私が補足説明のために書いたものである。

(3) 李覚鍾と大塚常三郎・金大羽との関係

①大塚常三郎の略歴

大塚常三郎の略歴は次のとおりである。1880年に栃木県で誕生した。1919年に朝鮮総督府中枢院書記官長（先代：関屋貞三郎）、1919年に朝鮮総督府内務局長、1925年に内大臣秘書官長を歴任し、1926年に死去した。

李覚鍾『時局読本』（新民社、1937年8月22日発行）の巻頭に、李覚鍾は10年くらい前に死去している大塚の追悼文をあえて掲載した。そこには、「此ノ小冊子ヲ／楽真院殿常誉居士大塚常三郎之霊前ニ捧グ」と書かれている。この追悼文の次頁では、李覚鍾により大塚との出会いが語られ、「編者識ス」で締め括られている（1937年8月15日付）。

その出会いを語った文章から次のようなことがわかる。1919年、3・1独立運動の最中の5月29日にパゴダ公園で、関屋貞三郎の紹介で「会談」し、「内鮮両族」がこのような「闘争」と「犠牲」を繰り返さないようにと「念願」し、そのために「余生ヲ犠牲ニ」しようと「固イ約束」をした。その後（大病を患うが）、「不治ト云ハレタ病カラ蘇生」して、「生命」は「約束履行」のために「捧ゲテヨイモノデアツタ」と書かれていて、この時局に際して統治に協力する意欲を意識的に強調している。

李覚鍾が大病を煩い、その後「蘇生」した時期の経歴は次のとおりである。彼は1920年に大病のため金浦郡守を辞任したが、奇跡的に快復し、1921年に内務局第2課の嘱託に就任する。同年7月に第2課は社会課となり、李覚鍾は1930年までこの内務局社会課の嘱託

を務めた。嘱託就任は内務局長であった大塚との縁故によるものであろう。『朝鮮総督府及所属官署職員録』（以下『職員録』）による。

②金大羽の略歴

百科事典の金大羽の項目には、「日帝強占期 学務局社会教育課長、参与官、全羅北道知事などを歴任した官僚、親日反民族行為者¹¹⁾」（日本語訳は引用者）とある。

前掲『親日派』と『職員録』によると、金大羽の経歴は次のようになる。林野調査委員会書記、平安北道博川郡守、平安北道と慶尚南道の産業課長、朝鮮総督府内務局地方課属などを経て、1934年に学務局社会課の事務官となり、1936年に同局社会課長に就任した。そして、同年10月に学務局に新設された社会教育課の課長となる。

では、李覚鍾との関係を見よう。1931年（推定）に内務局社会課嘱託を辞任した李覚鍾は、1935年8月頃から「思想転向者ノ救援輔導」に関心を持ち、その「具体的調査研究」を始め、1936年に左派知識人の転向者を会員とする団体・大東民友会を組織した。監視をしていた警察当局、そして報告を受けた総督府当局は、その利用価値を認め始めたようである（表1「李覚鍾の解放までの主な経歴」を参照）。

そして、時期は推定だが、1937年7月7日に日中戦争が勃発した前後に、金大羽が課長を務める学務局社会教育課の嘱託に任用され、その後は金大羽とともに「皇民化」政策を推進する役割を担っていく。李覚鍾にとって金大羽は、「皇民化」政策を主管する総督府学務局社会教育課の窓口的な存在であったと推測できる。

なお、かつて社会教育を担当していた内務局社会課は、1932年2月に学務局に移管され、学務局社会課となり、心田開発運動（次節で説明）の主管部署となった。だが、南が総督に就任した後、1936年10月に学務局に社会教育課が新設され、それまで社会課が担っていた社会教育に関する事項を特化して担当する課となり、「皇民化」政策の主管部署となる。一方で、社会教育の担当から外れた社会課は内務局に移管されている。

それから、李覚鍾は社会教育課嘱託の時期に、鉱山の利権も漁っていたようである（『朝鮮総督府官報』〔以下『官報』〕に「鉱業権設定」等の記載が目立つ）。金大羽の経歴を見ると、京城工業専門学校の鉱山科を卒業し、九州帝国大学工学部応用地質学科に留学した経験がある。また、時期は遡るが1926年と翌年にかけて、金大羽は内務局地方課属で、李覚鍾は内務局社会課嘱託であった。

このように李覚鍾と金大羽には接点があったように思われるが、両者の具体的な関係は不明である。

11) WEBサイト「韓国民族文化大百科事典」（韓国学中央研究院）の「金大羽」の項目による。

3. 心田開発運動：1936年から本格始動

(1) 心田開発運動の概略

①心田開発運動の定義

まず、1930年代前半の国際情勢と統治政策を概観し、次に心田開発運動の定義を確認しよう¹²⁾。

1930年代前半には、満洲事変(1931年)、満洲国成立(1932年)と国際情勢が大きく変化し、宇垣総督は「内鮮融和」をスローガンに掲げ、朝鮮では総動員体制づくりが目指され始めた。まず、疲弊した農村を「内地」式の「自立更生」で振興させる農村振興運動が1933年に開始される。だが、それが行き詰まったため、打開策として朝鮮人の「心田」を「開発」するために計画された政策が心田開発運動であった。この政策は1935年に準備され、1936年より本格始動した。

特に国際情勢への対応では、帝国が「東亜」に拡大して多民族を支配していくために、朝鮮だけでなく台湾でも、それに適合した新たな国民統合を、つまり新たな国民意識を創り出す政策を準備することが喫緊の課題となる。それゆえ、「東亜」に拡大する帝国日本を範囲とする国民統合は、一対一の関係による日本人への「同化」から、一対多(多民族の中の台湾人や朝鮮人)という関係の中で、朝鮮人や台湾人を「帝国臣民」にさせる国民統合に移行するのであった。ここでの「帝国臣民」とは、帝国日本という擬似的な多民族国家の、その「国民」という意味である。

次は、かつて統治政策の中で心田開発運動を位置づけたことがあるので、少し修正を加えたうえで、それを定義として紹介してみよう。引用文の下線は引用者による。

1933年に始まる農村振興運動の展開過程で、1935年に国体明徴声明を受けて、朝鮮総督府は多民族帝国主義ナショナリズムにもとづいた国民統合のために、朝鮮民衆の「信仰心」の編成替えを構想し、これを心田開発運動と呼んで翌年より実質的に始動した。その構想は二つの要素(二重性)から成り立っていて、「敬神崇祖」にもとづき神社への大衆動員を図る一方で(「神社制度の確立」)、公認宗教や利用可能な諸「信仰」・教化団体の協力を引き出そうとした(「宗教復興」)。さらに、この二重性の裏では、支配の妨げとなる「類似宗教」や「迷信」等を排除しようとした政策であったといえる¹³⁾。

12) 本稿の心田開発運動に関わる記述は、拙著『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』(岩波書店、2015年)の第1部第3章「『敬神崇祖』と国家神道の論理の確立—皇祖神に「帰一」する土着神」を参考にしてまとめた。

13) 前掲『帝国神道の形成』の第1部第3章を参照(146～147頁)。本稿に合わせて、少し修正を加えている。

この心田開発運動の定義は難しいと思われるので、もう少し簡単に説明し直そう。まず下線部の「国民統合」について補足説明する。

朝鮮での「日本人対朝鮮人」という関係において、内地延長主義により本格的な同化政策が始まる1920年代以降の国民統合の経緯を、次の表2のように簡単に概念化してみた。「一対一」が従来「同化政策」という用語で前提とされてきた関係になり、単一民族としての日本人への「同化」である。この「同化」は、1920年代に推進された内地延長主義にもとづいている。一方、「一対多」は、1930年代前半の「内鮮融和」という移行期を経て、朝鮮人を「帝国臣民」にさせる国民統合となり、その原動力として用いられたのが国体論であったと理解できる。

心田開発運動は、1935年に準備が始まり1936年1月より本格的に始動した。満洲国成立後において、「東亜」に拡大する帝国内では、1920年代以来の同化政策、つまり国民国家を目指した単一民族による国民統合では対処できなくなる。そこで、多民族を抱え込む帝国主義に対応して、多民族で日本中心の帝国主義的なナショナリズム、つまり多民族帝国主義ナショナリズムにもとづいた国民統合が模索され始めた。そして、国体明徴声明後には、実際に台湾と朝鮮にそのような国民統合が要請されたようである。朝鮮の場合は、各分野における「内鮮満」（日本、朝鮮、満洲国）の関係強化という課題も科せられたうえでの国民統合であった。

この国民統合のために、朝鮮総督府は心田開発運動として、朝鮮民衆の「信仰心」の編成替えを試みる政策を実施した。その中心施策は、アマテラスを祀る神社・神祠（神社の下級施設）の増設と、それへの参拝強要であった。こうして、多民族ナショナリズムにもとづく国民統合の手段として登場したのが、帝国内の諸民族にアマテラス崇拝を植え付けることに特化した神社神道、つまり帝国神道である。

帝国神道では、諸民族を崇敬者にするために、神社に擬似的な普遍性をもたせる必要があった。そこで、アマテラスを諸民族にも連なる皇祖神となるように、つまりアマテラスを一神教の神のように変容させた。それゆえ、帝国神道はいわばアマテラス型一神教（青野の造語）として展開するのであった。なお、アマテラス型一神教のもつ論理、つまり「敬神崇祖」の論理は次の第2項で説明する。

なお、昭和天皇が朝鮮・台湾の統治政策に与えた影響を調べることは、今までの政策史研究にはない視点であるため、重要なテーマになっていくだろう。たとえば第1節の終わりで述べたように、宇垣総督期（1931年6月～1936年8月）に、昭和天皇の朝鮮への巡幸

表2 国民統合の経緯

1920年代	1930年代前半（「内鮮融和」期）	1935年（国体明徴声明）以降
一対一 （日本人対朝鮮人）	一対多 （多：多民族の中の朝鮮人）	国体論＋一対多 （多：「帝国臣民」となる朝鮮人）

計画（二・二六事件で頓挫）が進んでいた。この計画と、宇垣が推進した心田開発運動との間に、何らかの関連性があったのかどうかを検証する必要がある。

②神社参拝強要の開始は心田開発運動から

念のために心田開発運動を俯瞰しながら、神社参拝の強要を整理してみよう。

1933年に開始された農村振興運動が行き詰まり、その打開策として、総督府当局は朝鮮人の「宗教復興」（当初は神社神道も含まれた）を企図する。これを総督府当局は心田開発運動と呼んだ。その後、1935年に「内地」で出された国体明徴声明を受けて、総督府当局は「宗教復興」から神社神道を突出させ、1936年8月に、アマテラスを祀る神社・神祠を増設して朝鮮人も参拝させるための制度を整える。

なお、この制度整備に先駆けて、真っ先に学務行政が神社に関連した動きを開始していた。学務局学務課では1935年11月中旬に平壤のキリスト教系学校に対して神社で「国民儀礼」としての参拝を強要し、さらに学務行政は、拒否する場合は「校長更迭・廃校処分」という強硬な態度でキリスト教系学校に参拝強要を迫っていく。そして、翌年の1936年4月には学務局長通牒を発して、すべての教育機関（学校教職員・学生・生徒・児童）に対して神社参拝の事実上の義務化を確定した。

ところで、帝国内で要請される国民統合は神社の祭神に反映されている。国幣小社（国家が関与する官社の社格の一つ）の祭神で、朝鮮人を「帝国臣民」にさせるために、皇祖であるアマテラスへの崇拝を、祖先の違う朝鮮人（帝国内の諸民族に应用可能）にも可能にさせる論理を創り出した（次の第2項で説明する）。それを受けて神社参拝の強要が朝鮮で始まる。その後はアマテラス型一神教が猛威を振るうわけである。こうして、朝鮮が発点となり、他の植民地でも、そして「内地」でもアマテラスを祀った神社への参拝が強要されていく。

神社参拝の強要の目的は、満洲国成立後における国際情勢の変化に対応するために、「帝国臣民」という、言い換えれば帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」という、新たな国民意識を創り出すことであった。

(2) 帝国の拡大と「帝国臣民」：多民族ナショナリズム

①「内鮮一体」の登場

満洲国成立後において、多民族を抱え込んだ帝国日本は、さらに帝国内での「内鮮満」の関係強化も課題となった。それに対応するために、神社参拝の強要の目的で説明したように、従来の日本人への「同化」という単一民族化ではなく、多民族の帝国内で新たに国民意識を創り出そうとしていく。ここでは植民地朝鮮におけるその実態を概観する。

まず、多民族帝国主義ナショナリズムについて簡単に補足説明をしておく。「五族協和」で知られるように、多民族を抱え込んで「国民」を形成する満洲国では、明治以降に日本

が執ってきた国民国家としての「国民」作りの政策、つまり単一民族ナショナリズムによる国民統合は適合しない。それゆえ、領土拡大により多民族を日本人中心に統合し、帝国主義的に「国民」を創り出すという意味で、多民族帝国主義ナショナリズムが模索されたといえる。

このような状況は台湾や朝鮮でも同様であった。1930年代は帝国日本の領土が「東亜」に拡大され、国際連盟脱退により国際的にも孤立したため、「日満」経済ブロックを形成し、さらに1935年には「日満支」経済ブロックへの拡張が企画された。これは、日本を中心に満洲国、中国華北を含めたブロック経済圏の形成を目指す企画であった。

また、1937年の日中戦争勃発直後に登場する「東亜新秩序」(第二次近衛声明、「日満支相携」が構想された)や東亜協同体論も、この帝国内での国民統合が急務となっていた状況を裏付けている。

こうした国際情勢の中で、1930年代の半ばまでに、台湾や朝鮮では現地人の「帝国国民」化が模索されたといえる。なお、従来は日本との関係において、単一民族への「同化」である一対一の関係であった。この「同化」は、1918年の原敬内閣に始まり1932年の犬養毅首相暗殺で終わる、いわゆる政党政治の時期に、植民地で展開した内地延長主義にもとづいている。

しかし、国際情勢の変化にともない、朝鮮、台湾、そして満洲国の各植民地の人々は、「東亜」の帝国で国民統合を進めるために、一対多(多民族)という関係の中で日本人との「一体」化が求められていく。そして、1935年に国体明徴声明が出された頃に(第1次は8月、第2次は10月)、朝鮮では「内鮮一体」(後述)、満洲国では「日満一体¹⁴⁾」というスローガンが登場した。「内鮮一体」の初出が、「皇民化」政策の時期よりも早いことに留意しなければならない。

では、「内鮮一体」と「日満一体」の論理的な枠組みを確認しよう。両者とも、「帝国国民」となるように模索してきた一対多の關係に、1935年に国体論が加わることになる。言い換えれば、これらは国体論の言説を原動力にして、「帝国国民」を創出するスローガンであった。改めて確認しておくが、ここでの「帝国国民」は帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」を意味する。

14)「日満一体」の概念を主対象にした研究は、管見の限りないようである。この用語は1935年、第1回訪日の直後に皇帝・溥儀が発した「回鑾訓民詔書」(5月2日)と関係がある。そこにある「友邦ト一徳一心」(「友邦」は日本)という語が、〈日満の一徳一心〉という論調を生み、国体明徴声明の影響もあって「日満一体」の用語に至ったと見られる。これが朝鮮に伝わり、心田開発運動で「内鮮一体」の用語が作られたと私は推測している。

溥儀には天皇の権威と一体化することで、自らの権威を高めることを目論む意図があったようであるが、むしろその一体化は関東軍・満洲国側に利用される。つまり、一体化の実態は溥儀が天皇に服従する関係であった。

また、満洲国では、建国の理念である「五族協和」がすぐに破綻したため、多民族国家の「満洲国民」を創り出す課題が残ったままであった。だが、「日満一体」に移行したことにより、「帝国国民」を創り出すという、従来とは矛盾する新たな課題を背負わされたといえる。

要するに、1930年代半ば以降の帝国日本での国民統合は、一対多という関係により、「東亜」の諸民族が「帝国臣民」として日本人と「一体」化するという構造をもつことになる。その「一体」化を生み出すために用いられた原動力が国体論の言説であったわけである。

このような「一体」化を叫ぶスローガンとして、朝鮮では「内鮮一体」が使用され始めた。満洲国では「日満一体」となる。そして、台湾でも1936年に「皇民化」の用語が登場する（後述）。台湾の「皇民化」も同様に、国体論の言説と「帝国臣民」の組み合わせという論理的な枠組みをもっていた。

②「帝国臣民としての地位」の二通りの解釈

朝鮮では1936年に「帝国臣民としての地位」を模索し始める。これは心田開発運動で使われた用語である。「帝国臣民としての地位」とは、日本人に「一体」化した「帝国臣民」像を意味するが、総督府当局は意図的に二通りの解釈を生み出し、それを「内鮮一体」に応用していったと考えられる。それは「内鮮一体」がもつ二つの論理である（後述）。

二つの解釈について補足説明すると、日本人と「帝国臣民」の関係で、朝鮮人の「地位」に関して、総督府当局は〈序列〉と〈対等〉という二通りの解釈を意図的に生み出したようである。〈序列〉の解釈は、日本人を頂点とする序列を前提に朝鮮人を日本に従属させる、という総督府当局による解釈である。一方の〈対等〉の解釈は、血族の保証とともに、日本人と平等・対等になるという願望にもとづく、朝鮮人の「親日派」や転向者などが信じた解釈であった。

では、「帝国臣民としての地位」が記された史料を紹介する。心田開発運動の手引き書でもいうべき『心田開発運動の要旨』（1936年1月）に、「帝国臣民としての地位」という用語が登場する。次の引用は心田開発運動の目標である。

- 一 国体観念を明徴にすること
- 二 敬神崇祖の思想及信仰心を涵養すること
- 三 報恩、感謝、自立の精神を養成すること

第1目標の下に六項目の具体的な説明があり、その中の三つ目と四つ目の項目の要点は次のとおりである。

日本の「国家の構成」は、「血族の情」によって「結合されたる氏族制度」を中心としたものである。そして、「天皇」は「皇室の家長」であるとともに、「血統的に国民総ての氏族家族の宗家」である。そのため、日本の「国家社会」には「君民同祖」が事実として存在する。

だが、「君民同祖の血族的結合」といっても、これは「単一民族の同系血統の結合」を意味しない。「時代の進歩国運の発展に伴ひ、種々の民族種族が相混淆しながらも、是等が常

に中枢氏族を巡りて、よく融和結合して来たこと」である。

以上の要点から、急務となっている国民統合は、「単一民族」ではなく、いわゆる混合民族論により実施すべきだという論旨であることがわかる¹⁵⁾。しかしながら、対等な関係の中での「融和結合」を意味してはいない。「中枢氏族」である日本人は歴史的に不変であることが前提にあり、その日本人との「融和結合」を主張している。

つまり、内地延長主義の時期の同祖論にもとづく単一民族ナショナリズム、つまり国民国家を形成する日本人という単一民族に、朝鮮人を「同化」させて「国民」にしようとした国民統合ではない。むしろ、多民族ナショナリズム、つまり多民族が「国民」を形成することを反映した国民意識で、しかも帝国主義による領土拡大の結果であるため、多民族帝国主義ナショナリズムといえる。このナショナリズムによる「国民」化は民族の区別、言い換えれば血族の保証を前提としたもので、朝鮮では「帝国臣民としての地位」と表現された。そして、総督府当局は心田開発運動の中で、国体論を原動力に日本人と「一体化」して「帝国臣民」になる、という朝鮮人の「地位」を模索し始めた。

③国民統合の観点からの「同化」の整理

以上のようなナショナリズムや「同化」（日本人化）の説明は複雑であるため、ここで国民統合の観点から「同化」について整理をしてみる。範囲は「東亜」に拡大した帝国日本の各植民地で、時期区分として1920年代と1930年代という二つの時期に分けられる。なお、1940年代は「大東亜共栄圏」へと帝国が膨張して複雑になるため、本稿では「東亜」を範囲とする1930年代までを対象にして考察する。

(1920年代)

朝鮮：1920年代は内地延長主義にもとづく言語ナショナリズムでの「同化」であった¹⁶⁾。

同祖論を用いて、単一民族としての日本人に「同化」させるという内容である。

15) 小熊英二『単一民族神話の起源—日本人の自画像の系譜』(新曜社、1995年)の「第6章 日韓併合」によると、併合当時、「内地」の多くの新聞・雑誌に出された大日本帝国における民族論は次のようだったという。すなわち、日本と朝鮮の歴史や人種論に言及して併合を賛美したもののうち、ほとんどすべてが日鮮同祖論ないし混合民族論の範疇に入るものであり、純血論を説いたものは主要新聞・雑誌には存在しなかった。なお、混合民族論については、同書「第13章 皇民化優生学」の「皇民化政策を支える混合民族論」を参照されたい。

16) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年)によると、近代日本が植民地で用いたナショナリズムにおいても、帝国主義的膨張に適合的な観念と、それに非適合的な観念との使い分けがあったという。前者は植民地で同一化を進める原理として機能した「言語ナショナリズム」であり、後者は異民族を排除する原理となった「血族ナショナリズム」である。

同書には、「言語ナショナリズム」は「日本語は日本人の精神的血液」であるという上田万年のマニフェストに、「血族ナショナリズム」は「君民同祖」の「血統団体」として「日本民族」を定義する穂積八束の議論に、核心となる内容が示されている」と説明されている(357頁)。

日本の一地方となるように、言語、制度や法令などの同一化が進められた。

台湾：1936年8月まで文官総督であったため、それまでは前記の朝鮮と同様であるが、法令は朝鮮以上に同一化が進められていた。

ただし、朝鮮とは異なり同祖論を用いない。

(1930年代)

朝鮮：1930年代に同祖論から民族混淆論に移行する。そのため、言語ナショナリズムでの「同化」は継続・強化される一方で、血族ナショナリズムには動きが見られた。「内地」では、たとえば神道界が「東亜」諸民族の「一体」化を目指す議論を始めて、構想が練られていく。総督府当局はその構想を心田開発運動に取り込み、いち早く日本人中心の「東亜民族」という新たな国民意識の創出を試みた。それは神社中心の「東亜民族」論で、総督府当局が1936年にその構想を打ち出している。「東亜民族」論では、血族の保証を前提に、神社を求心力にして「東亜」の諸民族を「東亜民族」に結合させる、という国民統合が構想されていた。これにもとづき、神社参拝の強要が始まる。

台湾：1936年に武官総督に戻り、「皇民化」という用語が登場し、言語ナショナリズムでの「同化」は継続・強化され、並行して多民族帝国主義ナショナリズムにも移行していった（後述）。

ここで、「同化」を理解するうえでの注意点を列挙しておこう。

- * 血族ナショナリズムでは、日本人は朝鮮人および台湾人と戸籍で峻別されていた。朝鮮では朝鮮戸籍令（朝鮮総督府府令第154号、1922年12月18日制定）により、朝鮮人の戸籍が日本人とは別に設けられた。台湾では戸籍の「種族」欄に、「内（日本人）」「福（台湾人）」「広（客家人）」「中（中華民国人）」などと記載されて、出自が区別されたようである。
- * 混淆民族論の多民族帝国主義ナショナリズムに移行しても、戸籍での峻別は厳守された。
- * 明治国家では家を登録する戸籍によって、日本人の家制度を強固なものとして確立させた。家制度において家とは、観念的には祖先と子孫が一体化した結合体であったため、天皇家を宗家とする家族国家観において、アマテラスが祖先崇拜の対象になるのが日本人であった。
- * 戸籍での区別があったということは、観念的には、朝鮮人と台湾人に対して、アマテラスを祖先崇拜の対象にさせることを想定していなかったことを意味する。
- * よって、日本の同化主義では、朝鮮人・台湾人が日本国籍となっても、血族という点では、彼らをアマテラスに直結する日本人に「同化」させる意図がなかったことになる。

*しかし、観念的な部分で、朝鮮では心田開発運動の時期に血族を区別する境界線に動きが生じ、朝鮮人の血族を保証したままで日本人との「一体」化を可能にした¹⁷⁾。そのことは、1936年8月以降、朝鮮の国幣小社の祭神を、「天照大神」と「国魂大神」の合祀にするという「敬神崇祖」の実態から、異民族が日本人と「一体」化する論理を確認することができる（後述）。

④「敬神崇祖」の論理

前述した『心田開発運動の要旨』の記述は、帝国内で日本人は「中枢氏族」であり、心田開発運動で朝鮮人に「帝国臣民としての地位」を与える、と読み解くことができた。つまり、日本人に「一体」化した「帝国臣民」という「地位」を、心田開発運動で模索し始めたということである。しかし、血族の保証を前提とした日本人との「一体」化は、観念的で定義が曖昧であるため、二通りの解釈を生んだ。それは「帝国臣民」が後に「皇国臣民」となってからも継続し、さらに二通りの解釈は「内鮮一体」の二つの論理に反映されたと考えられる（第6節で考察）。

では次に、「帝国臣民としての地位」を「敬神崇祖」の論理から分析してみよう。「敬神崇祖」は「敬神」と「崇祖」からなり、この場合の「敬神崇祖」はアマテラス崇拝と祖先崇拝を合体させる論理といえ、心田開発運動の第2目標に掲げられていた概念でもある。あらかじめ解説をしておくが、この論理は後述する「東亜民族」論という、この時期に作られた神社神道のいわば一種の神学にもとづいている。

ではなぜこのような神学が、1930年代後半に盛んに議論される東亜協同体論よりも早く、1930年代前半に現れたのだろうか。それは、京城の南山西麓に建立され、1925年に鎮座した朝鮮神宮と関係がある。

朝鮮神宮の祭神は「天照大神」と「明治天皇」に決定されていたが、1925年10月に鎮座祭を迎える直前に、「内地」の民間の神道界から、朝鮮人の祖先神である檀君も朝鮮神宮に合祀すべきだという議論が起こった。しかし、檀君が総督府により否定された後、神道界の議論は檀君のような固有神を避けて、普遍的に土地の神を意味する国魂神の奉斎論に変わる。そして、1932年の満洲国成立後に、その国魂神奉斎の議論をもとにして、「東亜」の諸民族の祖先崇拝を神社に結び付けようとする「東亜民族」論が、改めて神道界から提起された。その後、この「東亜民族」論は心田開発運動の中で、その神道神学を朝鮮総督府が神社行政に取り込んだという経緯がある。そして、神社行政は朝鮮人の祖先神として「国魂大神」という神を創出したのであった。

図1からわかるように、総督府当局は血族ナショナリズムで日本人と朝鮮人を区別して

17) アマテラス型一神教と血族ナショナリズムについては、拙稿「植民地朝鮮のアマテラス型一神教—血族ナショナリズムの観点から」（磯前順一・他（監修）、佐々田悠・他（編）『差別と宗教の日本史—救済の「可能性」を問う』（【シリーズ宗教と差別2】）法蔵館、2022年）を参照。

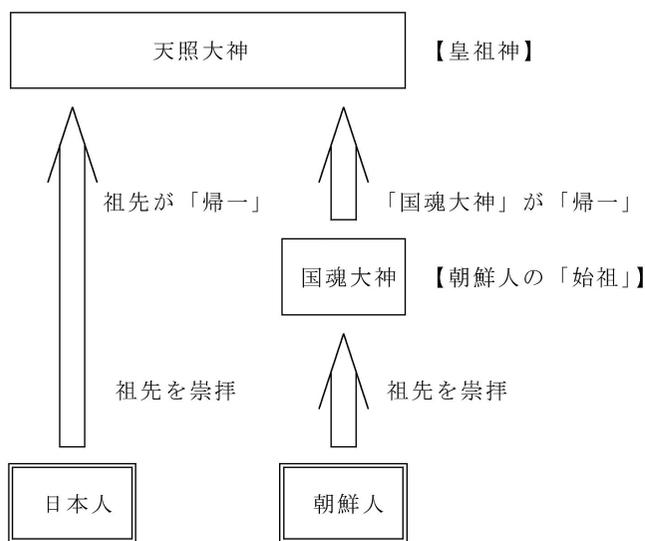


図1 血族が異なる日本人と朝鮮人の「一体」化¹⁸⁾

〈法的秩序の内側〉 = 包摂	〈法的秩序の外側〉 = 排除	
	← 包摂	
<u>公認宗教</u> (教派神道、仏教、キリスト教)	<u>「類似宗教」</u>	<u>秘密結社</u>
<u>公認神社・公認神祠</u>	<u>非公認の神社施設 = 無願神祠</u> ・「公衆」の「参拝」対象となる無許可の神社施設 (「個人祭祀」とされる神社施設は、取締りの対象外)	
	祭神が記紀神話	祭神が記紀神話でない神社施設
【朝鮮の神】 「国魂大神」	【朝鮮の神】 「洞祭」の神々	【朝鮮の神】 始祖 = 檀君 (否定) 儒教的な祖先神や人格神 (黙認) 巫俗などの神々 (「迷信」)

図2 宗教・神社・朝鮮の神の法的秩序¹⁹⁾

18) 前掲『帝国神道の形成』第1部第3章に掲載の「天照大神への「帰一」」図より引用 (165頁)。

19) 拙稿「植民地朝鮮の神社に祀られなかった神々—宗教的な法的秩序の内と外」, 磯前順一・川村覚文編著『他者論的転回—宗教と公共空間』(ナカニシヤ出版, 2016年)に掲載の図より引用 (52頁)。

いた。この区別は制度的には戸籍によるもので、戸籍による区別は不動のままであった。

血族ナショナリズムを観念的に捉えると、アマテラスとの関係での区別となる。そして、ここで朝鮮人のアマテラス崇拝が日本人と同様に可能となったため、朝鮮人は血族の保証を前提にして、日本人と「一体」化できるという論理であるが、観念的な「一体」化であるため定義が曖昧である。そのことをもう少し説明しよう。

日本人は祖先を通じてアマテラスに直結するため、「中枢氏族」となり、アマテラスと直接的に「一体」化できる。だが、他の民族は祖先が異なるため、アマテラスを祖先崇拝の対象にできなかった。そこで、他の民族に関して、その祖先神を介してアマテラスに「一体」化できるように考案したのが、この図が示すいわば「敬神崇祖」の論理である。

総督府当局は、朝鮮人の祖先神として「国魂大神」を創出した。これは檀君のような固有神ではなく、その土地の民族の祖先神となり、「東亜」で普遍性をもつ神であった。朝鮮の神で総督府から公認されたのは「国魂大神」のみで、その位置づけは図2を参照されたい。

「国魂大神」は朝鮮で創られ、主立った道庁所在地の国幣小社にアマテラス（「天照大神」）とともに合祀された²⁰⁾。ここからわかるのは、「敬神崇祖」の論理が、血族で区別される異民族は間接的に自分たちの祖先神崇拝を通じて、アマテラス崇拝という「敬神」に至る、という論理であったことである。

このように、異民族もアマテラスを祖先神として崇拝できるとなると、日本人との関係が明確でなくて曖昧であるため、〈序列〉か〈対等〉かという、二通りの解釈が生じたわけである。朝鮮人側の解釈としては、血族が保証される点ではむしろ受け入れ可能であり、アマテラスを祀った神社への参拝を、朝鮮人の祖先神を崇拝する行為に読み替えることもまた可能となる。よって、参拝という行為は、結果的に日本人と〈対等〉の関係になれるという期待を込めた解釈を生んだようである。対日協力者が率先して神社参拝をしたのには、当然ながら信仰の側面からではなく、日本人と〈対等〉の関係になれると期待した側面が強かったと考えられる²¹⁾。

以上が心田開発運動の第2目標に掲げられた「敬神崇祖」における論理である。従来、単一民族に対応していた神社神道＝国家神道は、この「敬神崇祖」の論理を取り入れることで多民族に対応する神社神道＝帝国神道となった、というのが私の提唱した帝国神道論である。さらに帝国神道は、支配する多民族に対して擬似普遍性をもたせるために、西洋列強におけるキリスト教のように、神社神道をアマテラス崇拝に特化したものに再編して、アマテラス型一神教を創出したわけである。

20) 国幣小社に関しては、道庁所在地にある民間の主要神社を、「天照大神」と「国魂大神」を合祀するやり方で、国幣小社に列格するという施策が取られた。日本の敗戦までの間、1936年8月から1944年5月にかけて、京城神社、龍頭山神社、大邱神社、平壤神社、光州神社、江原神社、全州神社、咸興神社という8社が国幣小社に昇格した。

21) 1940年に、皇帝・溥儀の発案で満洲国帝宮内に創建された建国神廟（祭神は「天照大神」）もまた、〈序列〉と〈対等〉という二通りの解釈を生んでいた可能性が指摘できるだろう。

ここで、キリスト教の〈唯一神〉と〈キリスト〉という関係が、アマテラス型一神教では〈アマテラス〉と〈天皇〉という関係に読み替えられたことを指摘できる。これは、寛克彦の「天皇帰一」論を総督府の神社行政が導入し、朝鮮に適用させた結果だと考えられる²²⁾。

それから、前述した〈序列〉と〈対等〉という二通りの解釈についてももう少し考察を加えてみよう。宮田説における「内鮮一体」の「同化の論理」は、この解釈の〈序列〉に起因していて、「差別からの脱出」の論理は〈対等〉に起因していると理解できるのではないだろうか。

これを〈対等〉と解釈した朝鮮人の中には、後に「内鮮の無差別平等」(南総督)を信じて、アマテラスとの「一体」化を表明するために、アマテラスを祀った神社に参拝した者たちもいたと推測できる。

(3) アマテラス型一神教：神社参拝の強要

次はアマテラス型一神教が誕生した経緯について説明しておこう。心田開発運動で構想された東アジアの諸民族を対象とする国民統合は、神社神道中心の「東亜民族」論にもとづいていた。

「東亜民族」論は、国体論と「帝国臣民」を組み合わせた論理である。1930年代前半に「内地」の神道界(神社神道側)で「東亜民族」論が議論されていたが、それを朝鮮総督府が導入して統治政策に適合させ、1934年にいわば朝鮮総督府版の「東亜民族」論にして出版する²³⁾。それゆえ、1935年に国体明徴声明が出された直後の朝鮮では、朝鮮総督府の神社行政が、この総督府版「東亜民族」論を用いて素早く対応することができた。

こうして、心田開発運動が1936年1月に実質的に始動してからは、学校教育や朝鮮社会で皇祖神崇拝に特化した国体論が猛威を振るうとともに、神社神道がアマテラス奉斎を極度に強調し始め、皇祖神崇拝を軸とする神社参拝強要に展開していった。このような神社神道が帝国神道の姿であり、言い換えればアマテラス型一神教である。

また、前述したように、他の民族もアマテラスを祖先神として崇拝できたため、朝鮮人側ではアマテラス崇拝で日本人と〈対等〉になれる、という解釈を生んでいた。よって、強制を避けられないのは当然であったが、多くの者は日本人と〈対等〉の関係になるために、言い換えれば日本人との〈対等〉の関係を期待する側面があったために、アマテラスを祀った神社への参拝強要に従ったという可能性がある。

22) 前掲『帝国神道の形成』第1部第3章で、寛克彦の「天皇帰一」論や寛と総督府官僚たちとの関係について解説している。

23) 小上文雄『神社と朝鮮』(朝鮮仏教社、1934年)。小山は内務局地方課属として神社行政を担当していた。小山は「東亜」の「宗教」に着目し、「宗教」が「神社」に帰一する関係を土台にして、「諸民族」が「国体神道」(神社神道を指す)に「精神的結合」する関係において「東亜民族」を想定していた。また、小山は同じくその著書で、「外地」の神社の中で「天照皇大神」と併祀される神は「国土経営の神々」が多いという分析結果も出している(146～147頁)。総督府の神社行政が「国魂大神」という神を創り出す論拠を提供している。

なお、補足として一面一神社・神祠設置方針（正確には一府邑面一神社・神祠設置方針）について解説しておこう²⁴⁾。この方針には縮小志向と拡大志向という二つのタイプがあった。縮小志向は、神社行政が漁村などの日本人移住者の村落を対象に、「内地」の神社整理（日露戦争後、一町村一社を目標に神社の数を減らした政策）に合わせて、縮小志向の一面一神社・神祠設置方針を取り、村落内に乱立していた神社施設を管理・統制したことを指す。一方の拡大志向は、心田開発運動で1936年に神社制度が改編された後、アマテラス型一神教を朝鮮人にいわば「布教」するため、つまり朝鮮人に神社参拝を義務づけるため、朝鮮人の村落を対象に、一面一神社・神祠設置を目標に神社施設が増設されたことを指す。

心田開発運動の影響としては、神社参拝の強要の他に、いわゆる「帝国キリスト教」「帝国仏教」の形成、「類似宗教」団体（非公認の宗教団体）への弾圧などが思い付くが、ここでは列挙に留めておく。

4. 心田開発運動と皇民化運動（台湾）の共通点

(1) 台湾の皇民化運動：「皇民化」の初出は1936年

蔡錦堂氏の研究に、植民地台湾での「皇民化」の用語に関する記述がある。それによると、「皇民化」という用語がいつ創り出されたのかは不明である。だが、文献資料の中で「皇民化」が最初に登場するのは、1936年9月に発行された『小林新台湾総督に与ふるの書』（南方国策叢書第14輯，南方経済調査会編・発行）であったことを確認できたという。

次に蔡錦堂氏の研究から当該部分を引用する。傍点は蔡錦堂氏、下線は引用者による。

同書の三二頁から三五頁まで「皇民化」という言葉が四回出ている。特に三五頁の、「真の皇道精神は民族の征服ではなく、民族の融合であり一視同仁の聖旨は慈悲広大な大御心である。従って本島人の教育には飽迄皇民化を以て第一義となし、人格徳性の涵養に一層の努力を傾倒すべきである。之には固より社会的教養の必要なるのは勿論である。されば正規の教育を離れて別に社会的に皇民化運動を起して内台人の融和渾一に資するも一法であらう」（傍点筆者）という文章の中に、「皇民化運動」という名詞がすでに掲載されている。のちに小林躋造総督が「皇民化」を治台三原則の一つとして取りあげ、「皇民化運動」を押し進めたのは、この『小林新台湾総督に与ふるの書』の意見を受けとったのであろう²⁵⁾。

まず、新総督の小林躋造^{せいぞう}の略歴を記そう。最終階級は海軍大将である。連合艦隊司令長官や軍事参議官（軍事に関する天皇の諮問機関である軍事参議院のメンバー）を歴任した後、二・二六事件後に1936年3月に予備役に編入される。だが、半年後の9月に台湾総督に就

24) 前掲『帝国神道の形成』第2部第4章を参照（203～205頁，216～241頁）。

25) 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』（同成社，1994年）第3章の注17（126頁）。

任した（～1940年11月）。ここにおいて文官総督の時期が終わり（1919年～1936年）、再び武官総督の時期を迎える。小林は台湾総督の在任期間に、台湾の南進基地化と皇民化運動を推進した。

私は台湾史に詳しくないが、この略歴を見る限り、総督就任の時期の小林に、台湾に関する知識があったとは思えない。

小林総督への意見書には、「真の皇道精神は民族の征服ではなく、民族の融合であり一視同仁の聖旨は慈悲広大な大御心である。」と書かれていた。これを解釈すると、内地延長主義の同化政策を終わらせ、「皇道精神」、つまり国体論による新たな枠組みでの「民族の融合」を主張している。そして、台湾人を「皇民化」する「皇民化運動」の必要性を説くのであった。

ここで、軍部の戦略面における台湾と朝鮮の位置を知るために、海軍の南進論と陸軍の北進論を確認しておこう。なお、両者は対峙していたという。

まず北進論であるが、日清・日露戦争以降、日本の国策の基本は朝鮮・満洲・中国大陸など東北アジアへの進出を図る北進論となった。つづいて、満洲国成立後に日本が国際的に孤立する中で、南進論が有力な選択肢としてだんだんと浮上してくる。

1937年の日中戦争勃発以前は、日本にとって南方の位置はそれほど高いものではなかった。むしろ、海軍が陸軍の北進論に対抗するために国策として南進論を主張しはじめたのが、ひとつの転換点となる。海軍が南進論を強く主張し、1936年8月、広田弘毅内閣の〈国策の基準〉では、北進とともに漸進的・平和的南方進出を挿入させた。その後、日中戦争の華南方面への拡大とともに武力南進論が促進されていったという²⁶⁾。

この海軍の南進論を背景に、小林総督は台湾の南進基地化と皇民化運動を推進したといえよう。前掲の意見書も、南進論を促進する考えから、台湾で「皇民化運動」が必要だと主張したものと理解できる。

では、台湾で小林総督の就任後間もなく展開する皇民化運動の概略を知るために、先行研究から引用しよう。

新聞の漢文欄の廃止、日本語の使用の推進、寺や廟の偶像の撤廃、神社参拝の強制、台湾の慣習による儀式の禁止などが、やつぎばやに実施されて行った。（中略）一九四〇年二月十一日の「皇紀二六〇〇年記念日」には、台湾人の日本名使用を進める「改正名運動」も開始された²⁷⁾。

1939年5月に、小林総督は「皇民化、工業化、南進基地化」の三大政策を布告し、皇民

26) 前掲『改訂新版 世界大百科事典』の「南進論」（執筆者：芳井研一）を参照。

27) 伊藤潔『台湾一四百年の歴史と展望』（中公新書、1993年）第7章「日本戦時体制下の台湾」の「皇民化運動」の項目（126頁）。

化運動は強化されていった。

(2) 両者の共通点：国体論と「帝国臣民」の組み合わせ

まず、朝鮮と台湾での国民統合の変化を整理する。その前提として、1920年代以降の内地延長主義にもとづいた単一民族としての日本人への同化政策からの移行であった点が、両者に共通していることを確認しておく。移行の内容を簡単に概念化すると、1936年に、朝鮮では北進論にもとづく「帝国臣民」論＝「帝国臣民としての地位」となり、台湾では南進論にもとづく「帝国臣民」論＝「皇民化」になったといえる。

では、両者の「帝国臣民」論の共通点を考察しよう。これも簡単に概念化すると、国体論（「皇道精神」など）と「帝国臣民」（帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」）の組み合わせとなる。言い換えれば、植民地での国民統合が、単一民族ナショナリズム（内地延長主義の同化政策）から、国体論を原動力にして「帝国臣民」を創り出す多民族帝国主義ナショナリズムへ移行したと理解できる。

この移行は1936年の時期に、「帝国臣民」となるために日本人との「一体」化を叫ぶスローガンで確認できる。そのスローガンを、満洲国を加えた三地域で整理すると、朝鮮の心田開発運動では「内鮮一体」で、「内鮮一体」は後の「皇民化」政策に継承される。満洲国では「日満一体」で、台湾では「皇民化」であった。

次は、台湾でも朝鮮でも使われた「皇民化」という用語を検討する。

台湾での「皇民化」という用語を考察するうえで、関連する「皇国」という用語から「皇民化」への移行具合を調べてみた。なお、一般的に「皇国」といえば、東郷平八郎元帥の「皇国の興廃此の一戦に在り」という言葉が思い付くように（1905年、日露戦争の日本海海戦で）、この時から30年ほど前にはすでに使用されていた用語である。「皇国」は、単一民族への国民統合が反映した用語として使用されてきたと理解できる。

台湾では、1934年に始まる国民教化運動で「皇国」の用語が使われている。その大綱である「台湾社会教化要綱」（1934年）の中で「皇国精神」の用語が用いられ、「皇国ノ歴史」のように日本を「皇国」と言い換えていた²⁸⁾。その後、1936年9月に小林総督が就任時に台湾人の「皇民化」を表明する。そして、1937年7月の日中戦争勃発後に「皇民化運動」が推進された。

一方、朝鮮での「皇国」から「皇民化」への移行具合は次のように整理できる。

1. 筧克彦の「天皇帰一」論の影響を受けて、山崎延吉の「皇国農民」論が作られ、朝鮮に農村振興運動のイデオロギーとして導入された²⁹⁾。
2. 農村振興運動で「皇国農民」という用語の使用が継続する。一方、1936年1月に本

28) 前掲『日本帝国主義下台湾の宗教政策』第3章第2節に掲載の「台湾社会教化要綱」から（94頁）。

29) 前掲『帝国神道の形成』第1部第1章を参照。

格始動した心田開発運動で、国体論を原動力に「帝国臣民」となるという（両者の組み合わせによる）、「帝国臣民としての地位」が模索された。

3. 日中戦争勃発後、1937年10月に「皇国臣民の誓詞」が制定される。当初は「皇国臣民」になること・させることに関して、「皇国臣民造成」（「皇国臣民の造成」）という用語が使われた。その後、「皇国臣民造成」の代わりに、「皇国臣民」化という意味で「皇民化」が使われている。

以上からわかるのは、台湾と朝鮮では経緯が異なるが、国体論を原動力にして異民族を「帝国臣民」にさせる（国体論+「帝国臣民」）、という意味で「皇民化」が用いられたということである。そして、朝鮮の場合は、神社参拝の強要や日本語教育の徹底などの「皇民化」を推進した政策として、今日では「皇民化」政策と呼ばれている。台湾の場合は、「皇民化」を推進した諸策に対して、当時の用語として「皇民化運動」が使用されている。本稿の第1節に掲載した『歴史総合』での記述では、植民地各地域に拡大された「皇民化」を推進する政策を総じて、朝鮮での用語を用いて「皇民化」政策としたことが確認できる。

(3) 「内鮮一体」の継承

① 「内鮮一体」の初出の確認

前述した『心田開発運動の要旨』の冒頭部分を引用しよう。下線は引用者による。

昭和七年以来本府が提唱してきた農村振興事業は、疲弊窮迫せる多数の農山漁村の生活を安定せしめ、更に進んで民力の充実と民度の向上を図り、以て半島の民衆をして速かに内地のそれに接近せしめ、所謂内鮮一体真に帝国臣民としての地位を確保享受せしむる様にすることがその根本方針であることは既に一般の知る所であつて、之が目的の達成には、（「経済の更生」と「健全なる信仰心」に関する記述を省略：引用者）、或は自暴自棄に赴かむとする民衆の心田に潤ひを与へ、（中略）、敬虔なる精神生活に生くる如くに導くを要することは云ふ迄もないことである。

（中略）

故に、心田開発は信仰を通じて行はむとする国民精神の作興にして、又新時代が要求する所の民衆道徳の運動である。

この1936年1月発行の史料が「内鮮一体」という用語の初出であるかもしれない。引用部分は、「内鮮一体」が「帝国臣民としての地位」を朝鮮人に与える「根本方針」であり、「新時代」に適合した統治政策が心田開発運動である、と解釈できる。「新時代」とは、満洲国成立後に帝国が「東亜」に拡大して、朝鮮では「内鮮一体」が課題となる時期になった、ということだろう。

②心田開発運動・「内鮮一体」の継承

1937年7月7日の盧溝橋事件により日中戦争が全面化する。これに対応して、朝鮮総督府に朝鮮中央情報委員会が設置され、「教化総動員」が開始されたようである³⁰⁾。この政策は学務局社会教育課が主管し、囑託の李覚鍾もこの「教化総動員」に起用された。

教化総動員

総督府学務局が中心トナリ愛国熱ヲ鼓吹シ 内鮮一体ノ指導精神ヲ徹底サス為メ 一般教化団体 宗教団体, 言論機関, ラヂオ, 思想団体其他一切ノ機関ヲ動員サセテ 専ラ講演 出版等ニヨリ宣伝ヲ為スコト、ナツタ

組織的な推進体としては、「一般教化団体 宗教団体」が中心であった心田開発運動に、「言論機関……講演……出版」等を加えて拡大した「教化総動員」に展開し、それが翌年の1938年に始まる国民精神総動員運動の母体となったと見てよい。朝鮮中央情報委員会での審議で「教化総動員」の実施が決定され、その一環で李覚鍾は「講演」と「出版」を担当したものと考えられる。

李覚鍾の講演活動は、大東民友会主催の「北支事変大演説会」（7月19日午後7時半から鍾路のキリスト教青年会館で開催）に始まり³¹⁾、出版活動は、『時局読本』の出版（8月22日に発行）から再開された。他の活動については、表1「李覚鍾の解放までの主な経歴」を参照されたい。

なお、朝鮮中央情報委員会は、「情報及啓発宣伝ニ関スル重要事項」を「調査審議」することを目的とし、委員長は政務総監で、委員は総督府内の高等官および「学識経験アル者」から選ばれた。その規程は『官報』（第3155号、1937年7月22日付）に掲載されている。

それから、国民精神総動員運動に解消されて終息した心田開発運動は、意外なことに一時的に復活している。これについて説明するために拙著から引用しよう。下線は引用者による。

日中戦争が全面化した後において、朝鮮でも国民精神総動員運動（一九三八年一、国民精神総動員朝鮮連盟が主体）が開始され、心田開発運動はこの運動の中に解消されていく。しかし、この総動員運動はその展開の過程で、一時的ではあるが心田開発運動の要素を取り込むことを目論んだようである。そのために出版されたのが、梁村奇智城編『国民精神総動員運動と心田開発』（朝鮮研究社、一九三九年四月）であっ

30) 李覚鍾『時局読本』（新民社、1937年8月）、71頁下欄に「教化総動員」の説明が掲載されている。

31) 「大東民友会でも時局講演会」、『京城日報』（1937年7月18日付、夕刊、1面）による。

た³²⁾。

引用文に掲載した『国民精神総動員運動と心田開発』の「自序」には、「曩に朝鮮に於ては宇垣総督によりて心田開発が提唱され人心の趨向に多大の良績示したか今次の総動員運動と相関連して、今後に処するは効果の更に大なるを予想さるるのである」と書かれている。また、この書物は総督の南次郎と元朝鮮軍司令官の川島義之（国民精神総動員朝鮮連盟総裁）の題字を掲げ（それぞれ「敬神崇祖」と「日本精神」）、学務局長の塩原時三郎（同理事長）と矢鍋永三郎（同理事）の序文を掲載している。南総督が題字に、心田開発運動の第2目標にある「敬神崇祖」という言葉を選んだことにも注目される。

編者の梁村奇智城は朝鮮研究社の社長で、矢鍋の序文では「夙に教化事業に関心を有し、全鮮各地を巡歴して細さに其の実情を窮め、民心の趨向を察して示唆を与ふる所多く」と紹介されている³³⁾。

国民精神総動員運動は心田開発運動が母体となっていたため、総督府当局は心田開発運動を一時的に復活させ、学校・職場等で神社参拝を徹底化し、公認・非公認を問わず宗教団体にも神社への参拝を徹底させたものと考えられる。

5. 「思想転向者」の組織化

(1) 実力養成運動論者の時期の李覚鍾

韓国で出版された『親日派 99 人 (2)』の「李覚鍾」項目には、次のような小見出しが設けられている。日本語訳は引用者で、用語は原文のままを使用した。

「『皇国臣民の誓詞』文案を作る」

「皇道主義の教本『時局読本』を書く」

「改良的実力養成運動論者から皇民化運動の旗手となる」

「解放の‘衝撃’で精神異常者になる³⁴⁾」

ここで注目されるのが、「改良的実力養成運動論者」から「皇民化運動の旗手」になった点である。これは、李覚鍾の体制内における一種の「転向」ではないだろうか。つまり、かつて総督府の職員経験者であり、この時期にまた雇用される李覚鍾が、ある種の思想の転換を経験しているということだ。

李覚鍾は、1920年代から1930年代半ばまで、内務局社会課の嘱託（1930年まで）も務

32) 前掲『帝国神道の形成』第1部第3章第3節から引用（153頁）。

33) 前掲『帝国神道の形成』第1部第3章、注61を参照（184頁）。

34) 반미족문제연구소 / 편『친일파 99인 (2)』돌베개, 1993년 (反民族問題研究所・編『親日派 99人 (2)』トルベゲ, 1993年)の「이각중」(「李覚鍾」)から引用（44～50頁）。

めながらの文筆活動において、民族改良を唱える実力養成論者であった。代表的な論説を以下にあげる。

- 「朝鮮に於ける救済制度の沿革」(連載), 『朝鮮』第81号・第82号, 1921年11月・12月
- 『朝鮮に於ける小作制度』朝鮮総督府, 1922年
- 「朝鮮民政資料 契に関する調査」, 『朝鮮』第100号, 1923年7月
- 「朝鮮の特殊部落」, 『朝鮮』第104号, 1923年12月
- 「朝鮮の迷信と鷄龍山」, 『朝鮮』第112号, 1924年8月
- 「新興民族의 初發心」(「新興民族の初發心」), 『新民』第1号, 1925年5月
- 「生活改善論」, 『新民』第50号, 1929年6月
- 「儀礼の話」(連載, (1)(2)(完)), 『朝鮮』第236号・237号・240号, 1935年1月・2月・5月)

たとえば、「新興民族의 初發心」で、李覚鍾は実力養成論の立場から、朝鮮人の「能力」の「改造」や「生活」の「改善」を主張している。なお、掲載誌を少し解説すると、『朝鮮』は朝鮮総督府の日本語による機関誌である。『新民』は、『毎日申報』と「兄弟的親分」(兄弟的親交)がある「御用機関紙」(御用機関誌の誤り)で、「総督府後援」の「恩沢下」にあったという³⁵⁾。また、韓国の百科事典では、「新民」の定義が「1925年、新民社で李覚鍾が社会教化を目的として創刊した月刊雑誌」(日本語訳は引用者による)と書かれている³⁶⁾。そして、『毎日申報』は朝鮮総督府の朝鮮語による機関紙で、1937年より『毎日新報』に名称変更した。

(2) 李覚鍾と大東民友会：「思想転向者」の組織化

1930年代半ばまで、李覚鍾が文筆活動で生活改善論を展開していたことは前述した。さらに表1「李覚鍾の解放までの主な経歴」を見ると、そのような活動は国体明徴声明(第1次)が出された頃までということを確認できる。以降、この表1を手がかりにして大東民友会の組織化を跡付けてみる。

1935年8月頃から「思想転向者」の「救援輔導」に関心をもち、李覚鍾はその「具体的調査研究」を始めた。この関心事の変化については、国体明徴声明を知った李覚鍾が、国体論の朝鮮での活かし方の検討を始めた結果、徐々に「思想転向」に関心が移っていったものと考えられる。彼が「思想転向者」に呼びかけて組織した大東民友会(創立当初は白岳会)は、彼らの知識と経験にもとづいて「大国家主義」を掲げた(後述)。

その一方で、「弁護士特要辛泰嶽, 特要李芳コト李允植, 韓慎教, 金仁昌, 朴錦」等にこの「抱

35) XY生「現下新聞雜誌에 對한 批判」(『開闢』第63号, 1925年11月)。

36) 前掲「韓民族文化大百科事典」の「新民」の項目による。

負」を述べ、「賛成」を求めて、「思想転向者ノ救援並思想転向誘導ヲ目的トスル機関ノ設置」について「討議」した。その結果、1935年11月24日に、朝鮮神宮（祭神がアマテラスと明治天皇）に参拝した後、座談会を開いて（創立発起会の意味で）、前記5名と李覚鍾の計6名が集まった。この時点で李覚鍾はすでに17名の「同志」を得ていたようである。「当分間主管一名」のみ設置して、李覚鍾が選出された³⁷⁾。

なお、引用文中の「特要」を簡単に説明しておく。思想犯罪の対象として、「特要」（特別要視察人の略）は要視察人の中の種別の一つで、社会主義者・共産主義者等として監視される者である。他の種別に「政要・労要・普要」があり、「政要」と「労要」がそれぞれ民族主義者あるいは労働運動関係者として監視される者で、「普要」は一般人で監視される者と思われる³⁸⁾。

では、「特要」の辛泰嶽と李允植の経歴を簡単に記そう。前掲『親日派99人』に書かれた辛泰嶽の略歴は次のとおりである。日本語訳は引用者による。

1902年3月4日、咸鏡北道富寧出生。法曹人として出世志向の親日反逆行為者。1931年、日本の早稲田大学卒業、日本の高等文官試験司法科合格。1932年に弁護士開業³⁹⁾。

本文内の小見出しは、「積極的親日行作（行為）通じて立身出世企て」「日本の衆議院議員出馬と買収の醜態」「解放後、社会政治会の最頂上で眩しい活躍」である。ただし、辛泰嶽が思想転向者で「特要」であったという記述はない。

次は、李允植の略歴である。3・1独立運動で逮捕され、出獄後に要視察人の「甲ノ六」とされた⁴⁰⁾。その後、1928年に第3次共産党（ML党）が大量検挙された際に逃亡したが、その後1931年に自首している⁴¹⁾。

(3) 大東民友会の評価

①車載貞：「転向問題ノ検討」の共同執筆者

李覚鍾は大東民友会の組織宣伝部長を務める車載貞（後に理事）と共著で、「転向問題ノ検討⁴²⁾」（1936年12月7日付）という論文を書いて、朝鮮総督府法務局および警務局の各課

37) 京畿道警察部長による警務局長・京城地方法院検事正・各道警察部長・（各道の）管下各警察署長宛の報告通報（達）「思想善導団体「白岳会」創立ニ関スル件」（京高特秘第339号、1936年2月19日付）による。

38) 『治安状況』（江原道、1938年）の「八、要視察人及要注意人」に掲載された「要視察人及要注意人署別一覧表」（1938年11月末現在）等の表による。

39) 前掲『親日派99人（2）』の「신태악」（「辛泰嶽」）から引用（267頁）。

40) 内務省警保局「要視察朝鮮人種別姓別表」（1920年6月末日現在）による。この冊子は、填原外務次官宛の小橋内務次官による送付書（内務省秘第1259号、1920年7月8日付）に添付されている。

41) 「ML党事件／李允植自首」（『東亜日報』1931年3月25日付）による。

42) 京畿道警察部長による警務局長・京城地方法院検事正・各道警察部長・（各道の）管下各警察署長宛の報告通報（達）「転向問題ノ検討ト題スル印刷物発送ニ関スル件」（京高特秘第15号、1937年1

長など、7箇所を送付した。この論文には、「皇国臣民」の元になる考え・表現が書かれていると思われ、「皇国臣民」を論じるには欠かせない重要な史料である。

まず、車載貞（1903年～？）の経歴であるが、彼は社会主義からの転向者であった。彼の知識と経験にもとづいて、「転向問題ノ検討」が書かれたと考えられる。以下に掲載する百科事典からの引用文は、日本語訳と下線が引用者による。

社会主義運動家。社会主義団体である京城青年会と前進会などに加担し活動した。1929年の光州学生運動を主導した嫌疑で逮捕された。出獄後は親日団体のために働き、内鮮一体と東亜協力体（東亜協同体の誤り：引用者注）の建設を主張した⁴³⁾。

引用に続いて同資料から経歴の要点を記す。

車載貞は1903年に忠清南道の論山で生まれ、江景普通学校（江景中央初等学校の前身）を卒業して銀行で働いたが、日本に留学し、1921年に東京の正則英語学校を卒業した。

1923年に朝鮮に戻って教師になり、1925年に社会主義の青年団体である京城青年会に加入して社会主義運動を展開した。

1925年10月に前進会の執行委員に選任され、1926年4月には朝鮮社会団体中央協議会の創立準備委員に、1927年に朝鮮青年総同盟の中央常務執行委員に選任された。

1929年12月、光州学生運動を学生たちに宣伝し、檄文を作成・配布する等の共産主義運動に手を付けたという嫌疑で逮捕され、懲役2年を宣告された。

続いて百科事典から再び引用する。日本語訳と下線は引用者による。

出獄後の1937年、内鮮一体と皇国臣民化などを目的に組織された親日文化団体である大東民友会の理事になり、日本の新国家主義を宣伝する時局講演をおこなった。1938年12月14日には、府民館で開かれた時局有志円卓会議（李覚鍾も参加：引用者注）で、尹亨植・趙斗元⁴⁴⁾などとともに内鮮一体を具現して東亜協力体（東亜協同体の誤り：引用者注）を建設しようと講演した（円卓会議ゆえ「語った」の誤り：引用者注）。

車載貞は、1940年2月27日付で「特典」により「復権」している⁴⁵⁾。「復権」は「恩赦」の一つで、刑の執行が終わった者に対し、刑事裁判において有罪の言渡しを受けたため喪失、

月9日付)に全文が転記されている。

43) WEBサイト「ドゥサン百科 doopedia」(「두산백과 두피디아」)の「車載貞」の項目から引用。

44) 「時局 有志円卓会議」(『三千里』第11巻第1号、1939年1月)では、尹亨植と趙斗元の肩書きがそれぞれ「前共産党员」と「共産大学出身」となっている。「共産大学」は、東方勤労者共産大学のことである。WEBサイト「百科事典マイペディア」(平凡社)の「クートベ」(同校の略称)によると、「1921年スターリンの発意によって、アジア諸国の労働者・被抑圧民族解放のための共産主義運動の指導者を養成する目的で、モスクワに設立され、1932年まで存続。日本人も数十名が学んだ」という。

45) 『朝鮮総督府官報』(第3985号、1940年5月7日付)、「彙報」欄の「司法、警察及監獄」による。

または停止されている資格を回復させるという効力がある。

②改良的な民族主義者たちの「転向」

改良的な民族主義者たちが一斉に逮捕されたのが、「修養同友会事件」（1937年6月～1938年3月）である。修養同友会は、1926年に安昌浩が京城で組織した興士団系列の改良的な民族運動団体である。李光洙や朱耀翰などの文学者も会員であった⁴⁶⁾。

修養同友会事件は、「1937年6月から38年3月にかけて日帝が修養同友会に関連した180余名の知識人たちを検挙した事件」である。この事件で李光洙と朱耀翰も検挙され、その後に「転向」している⁴⁷⁾。

総督府当局は1937年になって、李覚鍾と車載貞の「転向問題ノ検討」に利用価値があると判断するが、その直後に修養同友会事件が起こったことと、何らかの関係がありそうではあるが不明である。念のため、修養同友会の元会員たちの「転向」を確認しておこう。引用文の下線と句点は引用者による。

曾て同友会員たりし葛弘基氏以下十八名は思想転向者の精鋭を以て組織され、社会教化に懸命の精進を続けつゝある大東民友会に加入し爾来自己の信念に対し沈思再検討を加へつゝあつた処、遂に“朝鮮民衆の久遠なる幸福は内鮮両族を打つて一丸とする大日本臣民を錬成し、之を核心とする新東亜の建設に邁進するに在り”との確信に到達し、六月二十九日連名を以て朝鮮内は勿論在満、支那、米国等の同志並知友に対し声明書約三千部を発送し其の態度を開明したが、本声明書は従来小乘的の民族觀念の桎梏より脱却し得ざる人士に大なる衝○（判読不明：引用者）を与ふるものとして一般の注目を惹いてゐる⁴⁸⁾。

かつての李覚鍾と修養同友会の元会員たちとは、統治体制の内と外という違いに加え、独立志向の有無も異なるだろうが、民族改良主義による実力養成を目指す思考が共通していた。それゆえ、李覚鍾は共通する思考からの一種の「転向」を経験した者として、元会員たちを「転向」へと導くことが可能であったと考えられる。それゆえ、18名が大東民友会に加入したのではないだろうか。

大東民友会には加わらなかったが、李光洙もこの事件後に二度目の「転向」をしている。彼は最初の「転向」で改良的民族運動家になり、1922年に「民族改造論」という論説を発表し、朝鮮人の精神的な「改造」を説いた。だが、修養同友会事件で逮捕された後、再び「転向」

46) 前掲「韓国民族文化大百科事典」の「修養同友会」の項目による。

47) 韓国史事典編纂会『韓国近現代史事典』（カラム企画、2005年）の「修養同友会事件」の項目による。

48) 『「皇国臣民」へ／葛弘基氏ら十八名揃つて／転向声明書を発表』、『京城日報』（1938年7月2日付、夕刊、2面）

して親日文学者となり、対日協力に邁進した。

③先行研究による大東民友会の評価

次は、洪宗郁氏の転向者研究における大東民有会の評価を紹介しよう⁴⁹⁾。

……転向後、当局の政策を支持する活動を積極的に行った人々もいた。(中略)しかし、こうした積極的転向の動きは(大東民友会を指す：引用者注)、多くの転向者の呼応を得ることに失敗した。大東民友会の創立当時の状況については、「同志達より猛烈な反対があった。大衆も支持するというよりも不満を表明した⁵⁰⁾」という証言が残っている。実際、大東民友会は発足当時に約一万名の過去の左翼分子に参加を呼びかけたが、結局約五〇〇名の賛同を得るにとどまり、そのうち正会員になった人は一二〇名に過ぎなかった⁵¹⁾。

ここからは、大東民友会による転向者の組織化は「失敗」に終わったということがわかる。だが、総督府当局との協力関係を軽視することができないため、引き続き大東民友会について考察を続けていく。

6. 「転向」の論理としての「皇国臣民」

(1) 「転向問題ノ検討」の論理

① 「転向問題ノ検討」という論文

前述したように、李覚鍾と車載貞は共著で「転向問題ノ検討」という論文を書き、「思想転向」を6類型に分類して提示した。執筆時、李覚鍾は大東民友会の終身顧問、車載貞は同会の組織宣伝部長(後に理事)という肩書きであった。両者はこの論文を、京城覆審法院の検事長、京城高等法院の検事、朝鮮総督府法務局の行刑課長・法務課長、同警務局の保安課長・図書課長、朝鮮憲兵隊司令部、という7箇所を送付した。

この論文をよく読むと、社会主義および「転向」に詳しくないと書けない内容であるため、社会主義からの転向者である車載貞の知識と経験にもとづいて、両名の連名で「転向問題ノ検討」が書かれたと判断できる。次に掲載する目次の、Bを車載貞が、AとCを李覚鍾が執筆したという推測も可能である。

治安対象として回付されてきたこの論文に対して、京城警察部長は、「其ノ内容ニ於テ、

49) 洪宗郁『戦時期朝鮮の転向者たち—帝国／植民地の統合と亀裂』(有志舎、2011年)の第1章を参照(53～54頁)。

50) 原文では注で引用元が書かれていて、李斗峰「朝鮮新人論(其三)一車載貞論」(『朝鮮及満洲』366号、1938年5月)65頁、とのことである。

51) 原文では注で参照元が書かれていて、「大東民友会の結成並其の活動概況」(『思想彙報』13号、1937年、12月)38頁、とのことである。

大東民友会こそ真ノ転向ナリト記述セルカ如キハ、所謂我田引水的ノ嫌アルモ、又一応首肯セラルル点ナシトセサルニ付、参考迄」（読点は引用者）と判断内容を述べている。つまり、「首肯」できる点があることを警務局長等に報告したのである⁵²⁾。「転向問題ノ検討」の目次は次のとおりである。

A 転向の極意

B 転向者ノ類型

1. 潜行運動者
2. 中間派的日和見型
3. 市民型
4. 擬装市民型
5. 清算派的合法主義型
6. 新社会改革体系トシテノ積極型

C 結言

まず、「A 転向の極意」を分析しよう。以下、「転向問題ノ検討」からの引用部分の句読点と下線は引用者による。

故ニ、今日一般ニ認識セラレテイル所謂『転向』ノ指示スル内容ニハ、厳密ニ云ツテ真ノ意味ノ転向トハ云ヘヌモノカ多イ。特ニ共産主義者ノ転向ニ至ツテハ、ソノ限界頗ル曖昧テ、朝鮮ニ於ケル共産主義者ノ転向ノ実情ニ徴スルニ、愈々ソノ真相ヲ把握シ難イモノカアル。

(中略)

然シ、実践的体験ヲ豊富ニ持テ、真ニ具体的社会改革ノ努力ヲ続ケテ来タ者ノ中ニハ、真ノ意味ノ思想的轉換カ可能トサレテ居ルト云フ訳ハ……

(中略)

コノ型ノ転向者ニハ、内地ニ於テ佐野学ヲ中心トスル一派カアリ、朝鮮ニ大東民友会カアル。

ここで、「真ノ意味ノ転向」は、「実践的体験ヲ豊富ニ持テ、真ニ具体的社会改革ノ努力ヲ続ケテ来タ者」たちの型で、朝鮮でこの型の「転向者」は大東民友会であると、前もって主張している。

52) 前掲「転向問題ノ検討ト題スル印刷物発送ニ関スル件」による。

②「市民型」の分類

次は「B 転向者ノ類型」を分析する。まず「3. 市民型」の分類を取りあげる。

3. 市民型

コノ型ノ転向者ハ、概ネ智識層ニ属シナイ実践者カ多く、朝鮮特有ノ型トモ云フヘキモノテ……

(中略)

……唯、平凡ナル一市民ニ立チ還リ、個人生活ノ為ニ營々トシテ余生ヲ図ルト云フ類ノ型テ、サリトテ共産主義ノ思想ニ代ルヘキ、何等カノ新目標ニ向ツテ進ムト云フ意気ヤ気概ヲモ持タナイ、転向者ト云フヨリハ寧ロ自然脱落者テアル。

「転向者」を対象としてはいるが、この分類は「市民型」であるため、かつて3・1独立運動を経験して、その後は平穏を保っている朝鮮の一般民衆と状況が重なっている。まだ推測であるが、この型の提示により、総督府当局は一般民衆にも「何等カノ新目標」を注ぎ込むことが必要、という発想を生んだのではないだろうか。この「市民型」への対策案が、後に「皇国臣民の誓詞」の朗唱に結び付いた可能性がある。第1節に掲載した新聞記事には、「皇国臣民の誓詞」を朗唱させて「脳裡に刻み込ます」、および「これを繰返し繰返して頭の中に印象づける」という記述があった。いわば「洗脳」させるという発想は、この「市民型」と関係しているのではないかというのが私の推測である。

③「積極型」の分類

次は「6. 新社会改革体系トシテノ積極型」(略称は「積極型」)の分類を見てみよう。

6. 新社会改革体系トシテノ積極型

(大東民友会の「宣言綱領」は)……日本ノ社会実情ト国民ノ伝統、其他ノ日本ノ特殊性ニ立脚シタ社会改革案タルニ於テ、爾余一切ノ転向型トハ、ソノ範疇ヲ異ニシテ居ルノデアル。

(中略)

斯ル故ニ、コノ思想体系(大東民友会の「大国家主義思想」:引用者注)ニハ、共産主義ト民族自決主義トヲ併セ清算スルコトヲ条件トスル。即チ、ソノ宣言約法ニ於テ明示セル如ク、大国家主義ハ一面大民族主義テアリ、大文化主義テアル。換言セハ、榎桑一家ノ理想ハ、内鮮両族渾然一体トナリテ、ヤカテハ大民族ヲ結成シ、大文化ヲ創造発揚シテ、世界人類ノ福祉ノ為ニ貢献スルト云フコトカ、窮極ノ目的ナノデアル。

ここには、大東民友会の型がこの「積極型」の代表と書かれている。前述したように、

心田開発運動から継承されている「内鮮一体」は、国体論と「帝国臣民」との組み合わせの枠組みによる、日本人と朝鮮人の「一体」化であった。大東民友会の「大国家主義」は、正にこの組み合わせの枠組みを用いて、「内鮮両族渾然一体」により「大民族」を「結成」することを提唱している。

④「転向」誘導策との関係

最後に「C 結言」を分析する。

…就中、積極型即チ大東民友会型ノ如キ転向ハ、共産主義者ニ対スル理論的、実践的批判ト、自己反省ノ過程ヲ経験シタ新シイ目標ノ建立テアツテ、科学的思想ヨリ（ノが入る：引用者注）転換過程トシテ、最モ正常的ナ経路テアル。

（中略）

只恐ル、思想保護観察法（朝鮮思想犯保護観察令：引用者注）ノ実施カ、若シ一步運用ヲ誤ルニ於テハ、如上ノ弊害（「真ノ意味ノ転向」をしていない「転向者」が及ぼす「弊害」：引用者注）ヲ伴ハシムルナキヲ。

ここで注目されるのは、執筆者兩名が論文の最後で、朝鮮思想犯保護観察法の「運用」を誤らないようにと、警察当局に対して遠回しに注意喚起しながら、「転向」誘導策での大東民友会の起用を暗に提案していることである。なお、朝鮮思想犯保護観察令（制令第16号、1936年12月12日制定、12月21日施行）は『官報』（第2975号、1936年12月12日付）に掲載されている。

そもそも「内地」で、先に1936年5月に思想犯保護観察法（法律第29号）が制定されていた⁵³⁾。朝鮮思想犯保護観察令は、「内地」の同法の規定中、朝鮮に適用できない一部を除き、ほぼすべてを同法から依用して制定された。

李覚鍾は1937年から1939年まで、朝鮮総督府学務局社会教育課嘱託との兼任で、朝鮮総督府京城保護観察所で嘱託保護司を務めていた。よって、「転向問題ノ検討」の利用価値が認められ、李覚鍾は治安維持法違反の思想犯たちの「転向」誘導にも携わったと判断できる。

ところで、大東民友会の「東亜」認識は、後に第2次近衛声明（1938年11月）で表明される「東亜新秩序」や、その頃に議論が活発になる東亜協同体論と、「東亜」で多民族の共存共栄を求める点が共通している。ここで「東亜新秩序」の解説を示そう。下線と脚注は

53) 思想犯保護観察法は、思想犯を公権力の下に監視しておくための法令で、適用の対象は、治安維持法違反で逮捕されたが執行猶予がついた者、起訴猶予になった者、仮釈放者、満期出獄者であった（第1条）。つまり、思想犯の再教育・監視制度であり、この法令が「転向」誘導策の法的基礎となっていたようである。なお、朝鮮では朝鮮思想犯保護観察令の規定に則り、朝鮮総督府保護観察所が設けられた。

引用者による。

日中戦争下における日本の中国侵略を合理化するためのイデオロギーとスローガン。
 (中略) 37年7月7日に勃発した日中戦争は、日本の予想に反して長期戦となり、38年1月16日近衛文麿首相は、〈爾後国民政府を対手とせず〉、日本は〈新興支那政権の成立発展を期待する〉との声明(第1次近衛声明)を發し、国民政府との和平交渉の道のみずから閉ざした。ついで同年11月3日、近衛首相は日本の戦争目的が〈日滿支三国〉の提携による東亜新秩序建設にあると声明(第2次近衛声明)した⁵⁴⁾。さらに陸軍の謀略により国民政府反蔣介石派の汪兆銘が重慶からハノイへ脱出した直後の12月22日には、日本と〈更生新支那〉との提携の原則⁵⁵⁾は〈善隣友好, 共同防共, 經濟提携〉にあるという近衛3原則(第3次近衛声明)を發表した。

東亜新秩序とは、欧米帝国主義と共産主義を東アジアから駆逐し、中国の抗日民族統一戦線を崩壊させ、〈日滿支ブロック〉構想にもとづき日本が中国を排他的に独占支配することを合理化するためのイデオロギーであり、大東亜共栄圏構想の先駆をなすものであった⁵⁶⁾。

大東民友会が「転向問題ノ検討」で示した「転向」の論理や「東亜」認識に対して(詳細は次項で分析)、総督府当局がその利用価値を認めたならば、その後に社会主義者たちを「転向」へと誘導するうえで、認めたこの時が総督府の治安当局にとっての出発点となったかもしれない。なぜなら、「東亜新秩序」に期待して「転向」した朝鮮人の社会主義者たちが多かったからである。

⑤「協和的内鮮一体論」との共通点

まず、社会主義者たちの「転向」の傾向を大枠から理解するために、前述した洪宗郁氏の書籍の「内容紹介」を次に示そう。なお、下線は引用者による。

かつて日本の植民地支配を激しく攻撃していた多くの朝鮮人左派知識人は、戦時期になると「東亜新秩序」の可能性に賭け、また解放後は民族国家の建設に参加するという、矛盾に満ちた思想的軌跡をたどった⁵⁷⁾。

次は洪宗郁氏の転向者研究での成果を紹介する。下線は引用者による。なお、引用文中

54) 「東亜新秩序」建設に同意する限りは国民政府を承認するという内容である。

55) 国民政府と和平するための原則。

56) 前掲『改訂新版 世界大百科事典』の「東亜新秩序」(執筆: 木坂順一郎)から引用。

57) 前掲『戦時期朝鮮の転向者たち』の「BOOK データベース」の「内容紹介」から引用。

の「東亜協同体の理論」とは、日中戦争初期の日本で、東アジア地域において民族・国家を超克する協同体の建設を主張した政治理論・思想のことである。この東亜協同体論は、近衛文麿首相の私的な政策研究団体である昭和研究会を中心に構想され、近衛の「東亜新秩序」声明と前後して論壇に盛んに登場していた。

以上で検討したように、転向した社会主義者は「内鮮一体」を「観念」ではない「現実」の問題として把握していた。その内容においても、民族と民族の協同を意味する東亜協同体の理論を朝鮮にも適用して、朝鮮民族の保全を図ろうとした。これは完全な同化を意味するのではないという点で、玄永燮の表現を借りれば、「協和的内鮮一体論」と規定することができよう。これは国家ブロックの形成という世界的な趨勢のもと、多民族国家体制を現実的な代案と受けとめたものであった。つまり「協和的内鮮一体論」は、朝鮮民族を「東亜新秩序」の一主体とするために必要な理論的装置だったのである。多民族国家体制のなかで朝鮮民族の「独自性」を守ろうとした転向社会主義者の論理は、一種の「自治論」に近いものであったと考えられる⁵⁸⁾。

ここで注目されるのが「協和的内鮮一体論」という認識である。この「協和的内鮮一体論」という認識に立ち、転向者たちは多民族国家体制を現実的な代案と受けとめた。そして、この認識が、転向者たちにとって、朝鮮民族を「東亜新秩序」の一主体とするために必要な理論的装置となったという。

ここで改めて次のようなことを確認できる。すなわち、大東民友会が、たとえ「転向」した社会主義者たちの組織化に「失敗」したとはいえ、大東民友会が主張する「大国家主義」は、「東亜」で多民族国家体制を求めるという点で、転向者たちの「協和的内鮮一体論」という認識と共通していた、ということである。

(2) 「大国家主義」と「皇国臣民」

前掲「転向問題ノ検討」の6番目の「積極型」の説明の中で、大東民友会の「大国家主義」は「大民族主義」と述べられていた。改めて確認するが、これは前述した「東亜」で多民族国家体制を求めることを意味している。そのような国家体制の中で、日本人と朝鮮人の関係について、この論文では「内鮮両族渾然一体トナリテ、ヤカテハ大民族ヲ結成シ」と説明されている。さらに、大東民友会の「宣言綱領」は「日本ノ特殊性ニ立脚シタ社会改革案」と自認する記述があった。

これは、国体論を原動力にして、「帝国臣民」となるために、朝鮮人が日本人と「一体化」することを意味している。よって、この「大国家主義」は、第4節第2項で説明した、

58) 前掲『戦時期朝鮮の転向者たち』第1章から引用(84頁)。

心田開発運動から継承されている枠組み（国体論と「帝国臣民」の組み合わせ）をもっていることがわかる。この点について、李覚鍾の著書から、より詳しい内容を見出してみよう。

①李覚鍾『時局読本』に見る「大国家主義」

李覚鍾が書いた『時局読本（新民社、1937年8月）』の目次は次のとおりである。

- ・緒言 ・北支事変ノ発端ト経過 ・第二十九軍ノ不法事
- ・支那抗日運動ノ総勘定 ・支那軍ノ現勢 ・支那存亡ノ危機
- ・事変ニ対スル列国ノ態度 ・東亜ニ於ケル日本ノ地位
- ・時局ト朝鮮人ノ覚悟 ・北支事変ト経済関係
- ・皇軍ノ本義ト国家総動員 ・愈々持久戦ニ入ル ・時局ノ再認識

「愈々持久戦ニ入ル」の章には「思想戦」の項がある。この「思想戦」の項は、李覚鍾が「挙国一致、内鮮一体ノ実ヲ挙グルノ心得」として、六つの事項をあげて持論を紹介したものである。六つの事項は次のとおりである。

- 第一、国体觀念ノ再認識 第二、国家全体意識ノ強化 第三、銃後ノ務メ
第四、各自業務ノ勉勵 第五、大国民的襟度 第六、経済強化

「第二、国家全体意識ノ強化」の事項には、さらに次のように三つの項目が設けられている。

1. 対立差別の撤廃
2. 階級分裂ノ防止
3. 官民一致協力ノ徹底

「第一、国体觀念ノ再認識」および「第二、国家全体意識ノ強化」の「1. 対立差別の撤廃」を中心に読み解いていこう（94～95頁）。なお、引用文の句読点と下線は引用者による。

第一、国体觀念ノ再認識

……万世一系ノ天皇ヲ戴イタ国体ノ特色ガ、ヨク判明サレル。従ツテ、吾ガ半島同胞ノ今後ノ問題モ、一二繋ツテ、是ノ觀念ヲ徹底セシメ、内地人ト共ニ、同一ノ精神圈内ニ這入ルト云フコトガ根本デアル。

ここでは、国体論を「再認識」する必要が説かれていて、朝鮮人が「内地人」と「同一

ノ精神圏内」に入ることが「根本」だと主張されている。

第二、国家全体意識ノ強化

国家ノ消長ガ個人ノ利害休戚ヲ、直接緊密ナラシムルコトハ、今更説明ヲ要シナイト共ニ、今ヤ一民族一国家ノ旧奪ハ、墨守スル必要ハナイ。従ツテ、種族、血統、言語、風習ガ異ツテモ、齊シク国民トシテノ意識ガアレバ、決シテ同一国民タルニ妨ゲナイ。而カモ、人間ノ四肢百体ハ、各々ソノ形態ト機能ヲ異ニシテモ、同一ノ生命体タル意識感覚ハ、一ツデアルト同様ダ。故ニ、茲ニ實際問題トシテハ、

1 対立差別ノ撤廃

内鮮人ハ、モウ完全ニ親類デアル。（中略）

又、団体、社会的催シ其他公生活ニ於テモ、内鮮人ガ一丸トナツテ、ヨイモノヲ殊更ニ対立ノ意味デ、之ヲ区別スル様ナコトハ、互ニ慎シムベキコトデアル。

第二の事項は多民族国家の理想が語られている。もはや民族を奪う「一民族一国家」を頑なに維持する必要はなく、民族（と理解できる）が異なっても、「国民」意識があれば「同一国民」である、という多民族国家の「国民」認識、つまり「帝国臣民」認識が示されている。

さらに第1項の小見出しが「対立差別ノ撤廃」となっている。そこでは、「内鮮人」は「完全ニ親類」だから「区別」をすべきではないと、「内鮮一体」の〈対等〉の論理に立っていて（〈序列〉の論理ではなく）、〈対等〉を願う李覚鍾の強い信念が伝わってくる。

李覚鍾は、「転向問題ノ検討」で日本人と朝鮮人の関係を、「内鮮両族渾然一体」となって「大民族ヲ結成シ」と説明し、「東亜」での多民族国家体制を期待していた。したがって、前述した李覚鍾の信念は、裏を返せば、血族が保証された多民族国家体制の構築を期待していた李覚鍾に、学務局社会教育課が〈対等〉の論理を信じ込ませた。そして、その論理が反映した「皇国臣民の誓詞」の文案を作成させ、講演活動などで「内鮮一体」を宣伝させたということを意味している。

つづいて、「東亜ニ於ケル日本ノ地位」の章では、李覚鍾が考える「帝国臣民」の具体的内容が示されているので紹介しよう（56頁）。

……日本ガ日露戦争以来、東亜諸民族ニ呼び掛ケテ居タコロノ、東亜人ノ東亜ノ理想ハ、着々ト実現ノ歩ヲ進メテ居ル。（中略）（満洲国成立後の：引用者注）新日本建設ノ機運ハ、澎湃トシテ全国ニ漲リ、内政ノ上ニモ躍進的改革ト拡充トガ行ハレ、一面、内鮮満一体の経綸（総合的経済計画等）ハ、急転歩ヲ以テ具現サレテ、茲ニ東亜諸民族ノ共同ノ提携ト共存共栄ノ基礎ハ、ソノ確立ヲ見ルニ至ツタノデアル。

ここでは、「東亜諸民族ノ共同ノ提携ト共存共栄」という「東亜」の将来像が語られている。

つまり、血族が保証される前提で、帝国日本が「東亜」で多民族国家体制を築くという将来像であり、李覚鍾が考える「帝国臣民」は、そのような多民族国家の「国民」という意味と理解できる。それゆえ、「帝国臣民」=帝国日本の「国民」の言い換えとして、単一民族の日本人ではなく、「東亜人」や「東亜諸民族」という表現を用いているのである。

②「皇国臣民」に直結する発想

日中戦争が勃発した1937年7月の時期に、学務局社会教育課は嘱託である李覚鍾に、心田開発運動から引き継いだ「内鮮一体」を朝鮮人に浸透させる、という方策のための文案を依頼した可能性が高い。そこで、李覚鍾が文案を作ったのが「皇国臣民の誓詞」であったと判断してもいいだろう。

私は、その依頼が、前掲「転向問題ノ検討」(1936年12月)で分類された「市民型」の提示が契機だったのではないかと推測している。なぜなら、一般民衆にも「何等カノ新目標」(「市民型」の説明文)を注ぎ込むことが必要、という発想を総督府当局がもったとするなら、そのための方法が、「皇国臣民の誓詞」の朗唱(「これを繰返し繰返して頭の中に印象づけるもの」、第2節第2項に掲載の新聞記事)に直結するからと考えるためである。加えて、総督府当局は、教育勅語を朝鮮人に対して「奉読」(読み聞かせ)することに限界を感じてははずで(「おわりに」で考察)、教育勅語の代わりという発想もあったかもしれない。

日中戦争勃発後に、総督府当局にとって「内鮮一体」の実施策の立案が急務となっていた。前述した私の推測が正しいなら、一般民衆に「新目標」を注ぎ込む方策の提案を、学務局社会教育課が嘱託の李覚鍾に依頼したと理解できる。そして、李覚鍾は「内鮮一体」が具現化した朝鮮人像(日本人像でもある)を文案にまとめ、学務局社会教育課で調整され、塩原局長心得および南総督が決裁して、「皇国臣民の誓詞」の朗唱に結び付いたといえるだろう。

しかしながら、総督府当局は、大東民友会という団体にはあまり期待していなかったと判断できる。前述したように、李覚鍾と大東民有会は、学務局の意向を代弁していたことでの反発もあり、転向者の組織化には「失敗」したようである。

だが、朝鮮で多くの「転向」社会主義者たちが期待した「東亜新秩序」や、彼らが朝鮮への適用を狙った東亜協同体論は、「東亜」での多民族の共存共栄を求める点で、大東民友会の「大国家主義」と共通している。その共通している点に注目して、大東民友会の果たした役割を改めて検討し直してみよう。

③「内鮮一体」と「皇国臣民」

ここで、共通する表現を整理しながら結論をまとめておく。心田開発運動で模索された「帝国臣民としての地位」は、血族の保証を前提とする、日本人に「一体」化した「帝国臣民」像であった。日中戦争勃発後、「内鮮一体」の実施が急務となった時期は、これを「内鮮一

体」が具現化した朝鮮人像として捉えることができる。そして、このような朝鮮人像が「皇国臣民」であったため、「皇国臣民」の正体は、血族が保証された朝鮮人が、日本人に「一体化した「帝国臣民」像であるといえる。また、「内鮮一体」であるゆえ、この「帝国臣民」像は、単一民族として国民統合されてきた日本人に対しても、異民族と「一体化」化させるために適用すべきものであった。

朝鮮人の「帝国臣民としての地位」、つまり日本人に「一体化」化した「帝国臣民」像について、まだ推測段階ではあるが、心田開発運動時に、学務局が意図的に〈序列〉と〈対等〉の二通りの解釈を作り使い分けられた可能性が高いといえる。「親日派」や転向者が神社参拝を率先して実行したことは、血族が保証されたうえ、この〈対等〉の解釈で利用された結果ではないかと私は推測している。また、「皇国臣民」が登場した後の「内鮮一体」も、〈序列〉と〈対等〉という二つの論理をもっていた。仮に学務局が意図的に二通りの解釈を作ったとすれば、「内鮮一体」の二つの論理もまた、学務局の使い分けという意図が継続していたことを示す材料になる。

以上の推測は、社会教育課長・金大羽から囑託・李覚鍾に対して、血族の保証とともに〈対等〉という解釈の方が伝えられ、それを李覚鍾が信じ込んで「内鮮一体」に協力したという過程が、間接的に後押ししてくれるだろう。

では、前掲の洪宗郁氏の研究とは別に、大東民友会に対する私の評価を述べておこう。この評価は同時に李覚鍾への評価にもなる。私は「皇民化」政策の開始段階で、大東民友会と李覚鍾が二つの点で重要な役割を果たしたと考えている。それらは次のとおりである。

1. は両者に共通する評価であり、2. は李覚鍾のみに該当する評価である。

1. 日中戦争勃発時に総督府当局に対して、「転向」誘導策で参考になる「大国家主義」を提供して、協力関係を結んだ点。
2. 「大国家主義」を元に「皇国臣民」像を作り、それを児童・学生や一般民衆に植え付けるという政策に協力した点。

1. の補足説明として、「東亜」の諸民族を帝国日本に包摂するためのイデオロギーの提唱は、「内地」の「東亜新秩序」や東亜協同体論よりも、朝鮮総督府の方が先であった。このイデオロギーを用いた「大国家主義」を、総督府当局は大東民友会の論文「転向問題ノ検討」を通じて提供され、それを「転向」誘導策に利用したと考えられる。

2. の補足説明として、李覚鍾は、「内鮮一体」が具現化した朝鮮人像を「皇国臣民」像として描き、その中身を〈天皇への忠誠心をもつ、「帝国臣民」の一員〉として構想した。そして、そのような朝鮮人像を「造成」するために、「皇国臣民の誓詞」の朗唱が徹底されたといえる。

ここで、「親日派」や転向者が抱えていた深刻な問題として提起したいのは、「内鮮一体」における二つの論理という落とし穴と、それがもたらした悲劇のことである。李覚鍾と大

東民友会は、学務局社会教育課との協力関係の中で、「内鮮一体」の〈対等〉の論理を確信するに至り、これを広く宣伝した。これは他の社会主義者たちの「転向」理由に共通していて、「協和的内鮮一体」という用語に代表される認識に立って「内鮮一体」を受け入れた結果である。

一方の「内鮮一体」の〈序列〉の論理については、どのように理解したらいいだろうか。現時点での私の考えは次のとおりである。総督府当局が総動員体制を築き、朝鮮人を動員させていく中で、〈対等〉の論理が見せかけだけになり、〈序列〉の論理が際立って日本への服従のみが強調された。そして、朝鮮人に対して体制への動員とともに、言語をはじめとする文化面での「同化」（言語ナショナリズムでの「同化」）が強力に推進されていったと考えられる。

総督府当局が「内鮮一体」に二つの論理をもたせたように、「皇国臣民」にも同様の二つの論理をもたせたはずである。つまり、総督府当局によるいわばアメとムチとの使い分けである。しかしながら、知識人に響いた「協和的内鮮一体」とは異なり、「皇国臣民」は児童・学生や一般民衆に擦り込ませて、いわば「洗脳」させるスローガンとなったうえ、「皇民化」の度合いが総動員の目安にも使われた。そのため、「皇国臣民」や「皇民化」は〈序列〉の論理のみが適用されるようになり、総動員体制への協力という名で日本への服従が押しつけられ、敗戦まで「皇民化」が叫ばれたと考えられる。

(3) 「皇国臣民」定義の新案

では最後に、「皇国臣民」の定義について新案を提起し、「皇国臣民」と「内鮮一体」のその後の展開を簡単に追って締め括ろう。

新案を提起するにあたり、「皇国臣民」を概念化して表3のように整理してみた。

次は用語を整理する。「皇国臣民」化の略称が、おそらく台湾の「皇民化運動」に合わせて「皇民化」となったと推測する。そのため、この「皇民化」という用語は、植民地において普遍性をもち、台湾と朝鮮以外の植民地各地域にも拡散されて使用されていったと考えられる。なお、アイヌや琉球民族の日本人化の場合は、国民国家形成の初期段階で、単一民族としての「国民」への「同化」であったため、「皇民化」とはいわない。

「内鮮一体」が叫ばれたのは1940年までで、中国大陸での戦闘が東南アジア・太平洋地域に拡大した後は、スローガンが「皇国臣民」一辺倒になっていったようである。それは「内鮮一体」が、その〈対等〉の論理において「東亜新秩序」や東亜協同体論に連動していたため、アジア対策の構想が「大東亜共栄圏」へと拡大したことにとともに、「東亜新秩序」とともに「内鮮一体」のスローガンも終焉を迎えた。

表3 「皇国臣民」の新案

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・心田開発運動ですでに「内鮮一体」が登場し、そこで模索された朝鮮人の「帝国臣民としての地位」は、国体論の影響の下で、血族の保証を前提にして、日本人に「一体」化した「帝国臣民」像として構想された。 ・その像は日中戦争勃発後に、李覚鍾の文案により「転向」の論理をまといながら、「内鮮一体」が具現化した朝鮮人像として提示される。それが「皇国臣民」であった。 ・「内鮮一体」の「一体」は、日本人と朝鮮人の「一体」化であり、両民族ともに「帝国臣民」になることを意味する。 ・「一体」化するための行為は、総動員体制で両民族が協力し合う行為を意味する。それは、「皇国臣民の誓詞」の「私共ハ 心ヲ合セテ 天皇陛下ニ 忠義ヲ尽シマス」(「其の一」)、および「我等皇国臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン」(「其の二」)という文言に、簡潔に明記された。 ・総動員体制への協力において、総督府当局は二つの論理を使い分けた。総督府当局は朝鮮人に対して、〈対等〉の論理により、平等・対等な地位を期待させて協力を引き出した。だが、実際には〈序列〉の論理が適用され、日本への服従が強いられたのである。
枠組み	国体論+「帝国臣民」 * 「帝国臣民」は、帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」という意味である。
論理	「内鮮一体」と同様に二つの論理をもつ。〈序列〉の論理と〈対等〉の論理である。

おわりに

(1) 教育勅語と「皇国臣民の誓詞」との違い等

本稿で得られた成果をまとめる前に、「内地」の教育勅語と朝鮮の「皇国臣民の誓詞」との根本的な違いを説明しておこう。端的にいうと、国民統合の観点では、教育勅語は国民国家における単一民族の「国民」を創り出す役割を果たした⁵⁹⁾。それに対して「皇国臣民の誓詞」は、1930年代に「東亜」で領土を拡大した帝国日本が、植民地で擬似的な多民族国家の「国民」=「帝国臣民」を創り出す必要に迫られた際に、その役割を朝鮮で担ったといえる。

もう少し補足すると、教育勅語の「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という言葉は、「天壤無窮の神勅」と呼ばれて国体論の重要要素であった。この神勅は天皇が永久に統治権を総攬するという論の根拠になったため、近代日本でアマテラスが、このような天皇統治の正統性を根拠づける政治的装置としての役割を担った。この役割は、アマテラスが日本人の祖先神ということを前提にしたため、単一民族の「国民」を創り出すことになった。

それゆえ、同じ民族(血族)を前提にした文言も教育勅語では使われていて、たとえば「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」という文言がそれである。この文言が、祖先が異なる(=異なる血族の)植民地の異民族に適用できない点でも、前述した神勅とともに植民地での適用の矛盾を確認することができる。

59) 詳細は、前掲「植民地朝鮮のアマテラス型一神教」、第1節「聖なるもの」としてのアマテラスを参照。

したがって、教育勅語は血族意識の強い朝鮮人には反発の対象になったはずで、朝鮮人教職員と日本人校長という対立構図の中で、朝鮮の公立普通学校において、教職員が教育勅語謄本を盗んで焼却するという「不敬事件」が、1930年と1932年に報道されている⁶⁰⁾。

それに対して、「皇国臣民の誓詞」の時期は、すでに心田開発運動により、朝鮮人に対して祖先神を通じたアマテラス崇拝を可能にしていた。そのため、多民族を前提にした「国民」を創り出すうえで、教育勅語ではなく、新たに制定された「皇国臣民の誓詞」がその役割を担うことになったわけである。

なお、教育勅語と同様に「皇国臣民の誓詞」も朝鮮人と日本人が対象にされ、日本人向けのカードも配られた（ルビがハングルと片仮名の両タイプがある）。日本人もまた「内鮮一体」の具現化のために、「私共ハ 心ヲ合セテ 天皇陛下ニ 忠義ヲ尽シマス」（「其の一」）、「互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン」（「其の二」）という、両民族の「一体」化を意味する文言のある「皇国臣民の誓詞」を朗唱させられた。つまり、日本人にも単一民族ではなく、「帝国臣民」の一員という国民意識が植え付けられたわけである。

ここで話題を換えよう。本稿で提示した「帝国臣民」論、つまり帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」を創り出すという、帝国主義的な国民統合の議論を、これから「皇民化」政策研究を深めていくうえで、少しでも役立ててもらえるなら幸甚である。僭越ながら、その場合に後続の研究に託したいことを二つ述べる。

まず、国民統合やナショナリズムを見る観点から、植民地朝鮮での同化政策を、統治期を通して俯瞰する研究が必要である。なぜなら、統治期間に同化政策が一貫していたわけではなく、しかも「朝鮮人の民族性を抹殺」（宮田氏）というように、観念的な残忍性で同化政策の強化を説明するのは実証的でないからである。

次に、1930年代の「内地」や植民地各地域に関する研究の多くが、単一民族ナショナリズムを前提になされてきたかもしれないため、誤認があればそれを修正し、議論を深めていく必要がある。自分に引き寄せると、たとえば、神社は1930年半ば以降に「外地」で変容して、それが「内地」へ戻って来た可能性があるため、それを議論して検証する必要がある。よって、近代の神社神道研究は、トランスナショナルな視点をもつべきであるのに、多くの研究者が、単一民族に対応した「国家神道」の議論を続けているようで、私は研究の進展に限界を感じている。植民地朝鮮の場合も、「皇民化」政策期の諸研究は、単一民族としての日本人への同化政策を自明のことにして、それを前提にしているものが多いと見受けられる。

60) 教育史学会・編『教育勅語の何が問題か』（岩波ブックレット974、岩波書店、2017年）の樋浦郷子「第三章 教育勅語と植民地支配」53頁を参照。それによると、植民地の学校でも「不敬事件」は起こったが、その公表は極めて厳しく統制されていたようだという。

(2) 本稿の成果

以上、前置きが長くなったが、ここからは本稿で得た成果をまとめていこう。

まず、「皇民化」に関わる政策の正確な表記を確認すると、台湾は「皇民化運動」で、朝鮮は「皇民化」政策にすべきであろう。「 」内は当時の用語である。

次は少し長くなるが、「はじめに」で述べた三つの課題に対して、得られた成果を整理する。

1. 「皇民化」政策と、前の時期の政策である心田開発運動との連続性を確認する。

- ・1936年1月に本格始動した心田開発運動は、1937年7月の日中戦争勃発により、動員体制を維持したまま拡大されて「教化総動員」に展開する。そして、翌年の1938年に始まる国民精神総動員運動の中で解消するが、その動員体制は母体となって継承されたと考えられる。
- ・「内鮮一体」の用語は心田開発運動が初出とみられ、血族の保証を前提に、国体論と「帝国臣民」（帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」）を組み合わせた枠組みをもっていた。
- ・心田開発運動におけるアマテラス型一神教では、異民族のアマテラス崇拝について二通りの解釈が生じていた。それは日本人との関係において、〈序列〉か〈対等〉か、という二通りの解釈である。
- ・宮田説における「内鮮一体」の二つの論理に関して、「同化の論理」はこの解釈の〈序列〉に起因し、「差別からの脱出」の論理は〈対等〉に起因していると理解できる。そして、総督府当局は両者を使い分けていた。

2. その連続性と、日中戦争勃発という時局で新たに加わった要素について分析する。そして、「皇国臣民」および「内鮮一体」「皇民化」という用語について、定説の修正を試みる。
--

- ・心田開発運動で、神社神道がアマテラス奉斎を極度に強調し始め、皇祖神崇拝を軸とする神社参拝の強要に展開していった。このような神社神道が帝国神道の姿であり、言い換えればアマテラス型一神教である。そして、アマテラス型一神教は「皇民化」政策にも継承され、他の植民地各地域や「内地」にも拡散されていった。
- ・血族の保証を前提に、国体論を原動力にした「帝国臣民」というイデオロギーが、心田開発運動で模索されていた。これと同内容のイデオロギーに「転向」の論理を加味した「大国家主義」は、日中戦争勃発を前後して、李覚鍾を通じて朝鮮総督府学務局社会教育課に伝わり、社会教育課ではこれを「内鮮一体」の実施策に应用したと考えられる。
- ・社会教育課では手始めに、李覚鍾たちの「大国家主義」を採用し、時局を一般民衆に説

明するために、囑託にした李覚鍾に講演活動と出版活動を依頼した。

- ・また、李覚鍾は「内鮮一体」が具現化した朝鮮人像を、国体論+「帝国臣民」という枠組みで、〈天皇への忠誠心をもつ、「帝国臣民」の一員〉として構想した。その朝鮮人像を「皇国臣民」と命名したのが、李覚鍾と社会教育課のどちらであるかは不明である。社会教育課は「皇国臣民」を「造成」するための方策として、学校・団体等で「皇国臣民の誓詞」の朗唱を徹底させるのであった。
- ・「皇国臣民」については、表3「皇国臣民」の新案」で整理したので参照されたい。
- ・朝鮮では、日中戦争勃発後に「皇国臣民」という用語が登場し（1937年10月、「皇国臣民の誓詞」の中で）、「皇国臣民」化ではなくて、当初は「皇国臣民造成」（「皇国臣民の造成」）と表現されていた。その後、「皇国臣民造成」に代わり、台湾でいち早く日中戦争勃発の前年に登場した「皇民化」に合わせて、朝鮮では「皇国臣民」化の略語として「皇民化」が使われたと推測される。
- ・台湾と朝鮮では経緯が異なるが、血族の保証を前提とし、国体論を原動力にして異民族を「帝国臣民」にさせる（国体論+「帝国臣民」）、という意味で「皇民化」が用いられた。

3. 宮田節子氏が提示した「内鮮一体」がもつ二つの論理、つまり支配する側の「同化の論理」と、支配される側の「差別からの脱出」の論理について、私の現時点での見解を述べる。

- ・心田開発運動で生まれた「帝国臣民としての地位」に関する、〈序列〉と〈対等〉という二通りの解釈は、「内鮮一体」に継承され、「内鮮一体」にも二つの論理が見出せた。〈序列〉の論理と〈対等〉の論理である。したがって、「皇国臣民」にも同様の二つの論理が生じていた。
- ・「皇国臣民」がもつ〈序列〉の論理と〈対等〉の論理もまた、宮田説における「内鮮一体」の二つの論理と対応することになる。宮田氏の「同化の論理」は、「皇国臣民」の〈序列〉の論理に対応し、「差別からの脱出」の論理は、同じく〈対等〉の論理に対応している。
- ・「内鮮一体」と「皇国臣民」における〈対等〉の論理についてまとめる。李覚鍾と大東民友会は、学務局社会教育課との協力関係の中で、血族の保証とともに、「内鮮一体」の〈対等〉の論理を信じ込み、この〈対等〉の論理を広く宣伝した。

その手始めに、李覚鍾は新しい思想をいわば「洗脳」させるという「転向」の論理を応用して、「皇国臣民の誓詞」の文案を作った。それゆえ、「皇国臣民」は総督府当局により、李覚鍾に信じ込ませた〈対等〉の論理と、総督府当局が運用の際に適用する〈序列〉の論理という、二つの論理の使い分けがなされた。その使い分けで、朝鮮人に〈対等〉の論理を受け入れさせ、総動員体制への協力を引き出すことが目論まれていたと考えられる。総督府当局による使い分けに関しては、表3も参照されたい。

- ・この〈対等〉の論理は、「東亜新秩序」や「内鮮の無差別平等」（南総督）を信じて「転向」した社会主義者たちと共通している。「内鮮一体」の〈対等〉の論理は、転向者たちによる「協和的内鮮一体」という認識で説明することができる。
- ・「内鮮一体」と「皇国臣民」における〈序列〉の論理は、その後、総督府当局が総動員体制を築き、朝鮮人を動員させていく中で、〈対等〉の論理が見せかけだけになり、〈序列〉の論理が際立ち、日本への服従のみが強調されたと見られる。そして、朝鮮人に対して体制への動員とともに、言語をはじめとする文化面での「同化」（言語ナショナリズムでの「同化」）が強力に推進されたと考えられる。
- ・「内鮮一体」が叫ばれたのは1940年までで、中国大陸での戦闘が東南アジア・太平洋地域に拡大した後は、スローガンが「皇国臣民」一辺倒になっていったようである。それは「内鮮一体」が、その〈対等〉の論理において「東亜新秩序」や東亜協同体論に連動していたため、アジア対策の構想が「大東亜共栄圏」へと拡大したことにともない、「東亜新秩序」とともに「内鮮一体」のスローガンも終焉を迎えた。
- ・一方の「皇国臣民」は児童・学生や一般民衆に擦り込まれて、いわば「洗脳」させるスローガンとなったうえ、「皇民化」の度合いが総動員の目安にも使われた。そのため、「皇国臣民」や「皇民化」は次第に〈序列〉の論理のみが適用されるようになり、敗戦まで「皇民化」が叫ばれたと考えられる。

(3) 定説・教科書記述に対する見解

最後に、今後も議論が継続することを願って、本稿の第1節第2項「宮田節子氏の「皇民化政策」の定義」で紹介した、「皇民化」政策の定説に対して、本稿で得た成果をもとに私の見解を述べてみる。【参考資料】に掲載した宮田氏「皇民化政策」の全文の中で、下線を引いた①～⑧に対する見解である。また、教科書記述についても修正案を示そう。

①朝鮮人を戦時動員体制に組み込むためにとられた一連の政策。

- ・植民地朝鮮のみを対象にした場合でも、これだけでは政策の目的を十分に説明できない。
- ・満洲国が成立し、「東亜」に帝国の領土が拡大していくために、台湾と朝鮮では新たな国民意識を創り出す必要があった点にも留意すべきである。

②日本の朝鮮支配の基本方針は同化政策と呼ばれ、

- ・帝国日本を範囲とする国民統合は、1935年の国体明徴声明を境に変化があった。変化前は、1920年代以降の一对一の関係による単一民族としての日本人への「同化」である。変化後は、一对多（多民族の中の台湾人や朝鮮人）という関係の中で、国体論を原動力にして「帝国臣民」という、擬似的な多民族国家の「国民」を創り出す国民統合に移行している。
- ・朝鮮人を「帝国臣民」にすることにに関して、血族の保証を前提に、日本人との関係で、〈序列〉

(日本人が頂点で服従させる) および〈対等〉(日本人と平等・対等) という二通りの解釈を、総督府当局は意図的に生み出したと考えられる。

- ・この二通りの解釈は日中戦争勃発後に、「内鮮一体」の二つの論理、つまり〈序列〉の論理(「同化の論理」)と〈対等〉の論理(「差別からの脱出」の論理)に継承される。総督府当局はこの二つの論理を使い分けながら、朝鮮人を戦時の総動員体制に組み込むために「皇民化」政策を推進した。

③朝鮮人の民族性を抹殺し、〈亜日本人〉化することにあつた。

- ・統治政策では、この表記のような施策はそもそも不可能であるし、実証的でない主観的な表現である。また、同化政策が、単一民族としての日本人への「同化」で一貫していたという誤認に起因する表現でもある。しかし、「皇民化」政策を経験した人たちが、このように受けとめたであろうという点では重要な指摘である。

④満州事変から日中戦争へと侵略戦争の拡大とともに、この政策はより強化徹底され、

- ・前述のように、同化政策は一貫していなかったため、「強化徹底」という評価だけでは説明が不十分である。むしろ、日中戦争勃発前の1936年に本格始動した心田開発運動からの継続性を視野に入れ、心田開発運動で同化政策が、単一民族ナショナリズムから多民族帝国主義ナショナリズムに移行したことを理解しなければならない。

⑤特に日中戦争以後はその極限化として、朝鮮人を完全なる〈皇国臣民〉たらしめんとする〈内鮮一体〉が提唱されるに至つた。そのために展開されたのが皇民化政策である。

- ・「内鮮一体」の初出は心田開発運動で、血族の保証を前提にして、「帝国臣民としての地位」を、つまり日本人に「一体」化した「帝国臣民」という「地位」を、朝鮮人に設定することが模索された。
- ・同化政策の「極限化」という説明は、前述の「強化徹底」と同様に不十分であり、また本質を見誤るおそれがある。
- ・この「極限化」の内容について、宮田氏は別の論文で、「皇民化政策は、徴兵制の実現(それは又窮極の皇民化された朝鮮人の象徴)をめざして、このような有機的関連をもって展開されたのである。」と説明している。つまり、「皇民化」政策をより明確に、「徴兵制の実現」を目指した諸政策と定義づけている。それゆえ、「皇国臣民」における「人間像」も徴兵制に関連させて、「皇国臣民」の内実は、又同時に「天皇親率の神兵」たるにふさわしい「皇軍兵士」ということであつた。」と、持論を打ち出していた⁶¹⁾。
- ・しかし、「皇民化」政策や「皇国臣民」像について、南総督の統治目標二つに依拠するこ

61) 前掲「皇民化政策の構造」, 55頁と44頁。

とに問題がある。目標の徴兵制が「象徴としての徴兵制」であったとしても、「何の私心もなく天皇のために死んでいける朝鮮人」を「窮極の皇民化された朝鮮人」と規定するのは（宮田氏による、本稿の第1節を参照）、無理があるうえ、他の重要な要素や側面を見逃してしまうことになる。

- ・見逃された事項として、前の政策からの継続性および「転向」の論理という要素と、帝国内の国民統合という側面を、本稿では拾い上げて論じた。
- ・同化政策に関しては、朝鮮の場合は心田開発運動が準備されていた時期の、1935年頃が時期区分の目安となり、その頃に「内地」で出された国体明徴声明の前後で、国民統合に変化が生じていた。つまり、前述したように多民族帝国主義ナショナリズムに移行している。
- ・移行後に登場した「皇国臣民」は、血族が保証された、帝国日本という擬似的な多民族国家の「国民」で、言い換えれば国体論を原動力に日本人と「一体」化した「帝国臣民」である。
- ・この「一体」化は、「内鮮一体」というスローガンにおける「一体」の実施であり、言い換えれば日本人と朝鮮人の「一体」化でもあった。
- ・「一体」化するための行為は、「皇国臣民の誓詞」の協力し合う内容の文言に簡潔に明記された。第6節第3項に掲載した表3も参照されたい。
- ・「皇国臣民」化の略称が、おそらく台湾の「皇民化運動」に合わせて「皇民化」となったと推測する。そのため、この「皇民化」という用語は、植民地において普遍性をもち、台湾と朝鮮以外の植民地各地域にも拡散されて使用されていったと考えられる。なお、アイヌや琉球民族の日本人化の場合は、国民国家形成の初期段階で、単一民族としての「国民」への「同化」であったため、「皇民化」とはいわない。

⑥ 1937年の日中戦争勃発とともに、神道による皇民化をはかるため神社参拝が強要され、1面（村）1神社計画が推進された。

- ・心田開発運動が本格始動した1936年より、その中心的な施策として、朝鮮人に対する神社参拝の強要が始まった。一村一神社は、日露戦争後の本国政府における神社行政の基本方針であったため、朝鮮総督府の神社行政もこれを踏襲している。
- ・心田開発運動で、この方針を朝鮮人の村落にも適用することに決定した。結果的に拡大志向の1面1神社・神祠（神社の下級クラス）設置方針となった。なお、人口の少ない日本人移住者に対しては、村落内で乱立する神社施設を整理するために、併合後から一面ごとに一神社・神祠に減らす縮小志向の方針が取られていた。

⑦ 翌39年11月には、天皇家を宗家とする家父長体制に朝鮮人を組み込むために、〈創氏改名〉に関する法律を公布、40年2月から実施された。朝鮮人はついに自分の名さえ日本式に

改めねばならなかった。それは一応任意ではあったが、実際には強制で約80%が日本名に改めた。

- ・近年、創氏改名の研究が進んだので、それらを参照されたい。
- ・確かに創氏改名は「皇民化」政策の一環で実施されたが、政策目的を理解するうえで、法務局が1920年代より進めてきた朝鮮民事令という関係法令の改正も重要な事項である。創氏改名は、「日本的なイエ制度を導入して天皇への忠誠心を植えつけること」（水野氏）が真のねらいであった。そして、日本人風の氏名にする案が登場したのは、徴兵制ではなく志願兵の増員問題と関係がある。それゆえ、この案は1939年2月になって当局で議論され始め、従来案の戸主の姓を氏にする方式と、日本人風の氏名にする方式を併用する内容となり、創氏改名に関わる朝鮮民事令の改正法令が同年11月に公布された（青野）。

（参考文献）水野直樹『創氏改名—日本の朝鮮支配の中で』岩波新書，2008年

青野正明「創氏改名の政策決定過程—朝鮮民事令改正をみる視点から」、『朝鮮史研究会論文集』第50集，2012年10月

⑧同化政策を基本とする日本の朝鮮植民地支配の極限を示すものである。

- ・前述したように、朝鮮の同化政策には時期区分と国民統合の変化があるため、心田開発運動からの継続性ととも、帝国日本という視野の中で同化政策を相対化する必要がある。それゆえ、同化政策の程度で説明しようとする「強化徹底」「極限化」「極限」という表現は、同化政策や「皇民化」政策の本質を見誤るおそれがあるため、その使用を避けるべきである。
- ・むしろ「皇民化」政策を、「東亜」での領土拡大にとまなう、帝国内での国民統合の一環として位置づけ直す研究も必要だと考える。

◎教科書（山川出版社）の「皇民化」政策の記述について

- ・たとえば、「……強制などによって、植民地帝国の国民（臣民）として天皇への忠誠心をもたせる「皇民化」政策や、……」（下線は青野）と修正するのがよいと考える。

【付 記】

本稿執筆に先だって、2025年3月22日に開催された朝鮮史研究会関西西部会の3月例会で報告をして、参加の方々から、貴重なご質問やご指摘をいただいた。それらを参考にして、修正や補足説明を加えながら執筆することができた。参加された皆さまに感謝申し上げます。

【参考文献】

- ・青野正明『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店，2015年
- ・———「植民地朝鮮の神社に祀られなかった神々—宗教的な法的秩序の内と外」，磯前順一・川村覚

- 文編著『他者論的転回—宗教と公共空間』ナカニシヤ出版、2016年
- ・———「植民地朝鮮のアマテラス型—神教—血族ナショナリズムの観点から」, 磯前順一・他(監修), 佐々田悠・他(編)『差別と宗教の日本史—救済の「可能性」を問う』(【シリーズ宗教と差別2】)法藏館, 2022年
 - ・———「帝国日本における神社・宗教関連の法令—帝国内で体系化される宗教的制度」, 『桃山学院大学総合研究所紀要』第50巻第1号, 2024年7月
 - ・伊藤潔『台湾—四百年の歴史と展望』中公新書, 1993年
 - ・林鍾国(著)／反民族問題研究所(編)／コリア研究所(訳)『親日派—李朝末から今日に至る売国売族者たちの正体』御茶の水書房, 1992年
 - ・小熊英二『単一民族神話の起源—〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社, 1995年
 - ・駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店, 1996年
 - ・蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社, 1994年
 - ・반미측문제연구소/편『친일파 99인 (2)』돌베개, 1993년(反民族問題研究所・編『親日派99人(2)』トルベゲ, 1993年)
 - ・洪宗郁『戦時期朝鮮の転向者たち—帝国／植民地の統合と亀裂』有志舎, 2011年
 - ・宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社, 1985年
 - ・———「皇民化政策の構造」, 『朝鮮史研究会論文集』No. 29, 1991年10月

【参考資料】

(1) 宮田節子「皇民化政策(こうみんかせいさく)」の全文

日本の植民地統治の下で①朝鮮人を戦時動員体制に組み込むためにとられた一連の政策。②日本の朝鮮支配の基本方針は同化政策と呼ばれ、③朝鮮人の民族性を抹殺し、〈垂日本人〉化することであった。④満州事変から日中戦争へと侵略戦争の拡大とともに、この政策はより強化徹底され、⑤特に日中戦争以後はその極限化として、朝鮮人を完全なる〈皇国臣民〉たらしめんとする〈内鮮一体〉が提唱されるに至った。そのために展開されたのが皇民化政策である。⑥1937年の日中戦争勃発とともに、神道による皇民化をはかるため神社参拝が強要され、1面(村)1神社計画が推進された。10月には〈私共ハ大日本帝国ノ臣民デアリマス〉という3カ条からなる〈皇国臣民ノ誓詞〉が制定され、学校では毎朝これを斉唱させ、職場や家庭でも強要された。さらに38年2月には徴兵制への地ならしとして、志願兵制度が公布された。またこの段階では直接兵力の補充というよりも、皇民化の推進力としてのねらいが大きかった。また志願兵制度と表裏一体のものとして、〈兵員資源〉の裾野を広げるために、3月には第3次朝鮮教育令を公布し、〈内鮮共学〉を強調、日本と同じ教科書を使い、朝鮮語は正課からなくなり日本語の常用が強要された。生徒は相互に監視させられ、朝鮮語を使った友人を摘発するのが日課となった。⑦翌39年11月には、天皇家を宗家とする家父長体制に朝鮮人を組み込むために、〈創氏改名〉に関する法律を公布、40年2月から実施された。朝鮮人はついに自分の名さえ日本式に改めねばならなかった。それは一応

任意ではあったが、実際には強制で約80%が日本名に改めた。

このような政策の推進体として、38年7月国民精神総動員朝鮮連盟が発足し、総督府の行政機構と一体となった各地方連盟が組織された。またこれとは別に官公署、学校、銀行、会社等の各種連盟も作られ、一人の人が二重に組織された。その基底組織として約10戸を標準とする愛国班が作られ、39年には約35万の班と460万の班員が組織された。班員は世帯主なのでほぼ全人口が網羅されたことになる。これが民衆レベルでの具体的な政策の推進体となり、宮城遙拝、国旗掲揚、勤労貯蓄等の30項目が指示され、日常生活の細部までの皇民化が図られ、防共防諜のために相互に監視させられた。特に物資の配給が愛国班を通して行われたため、民衆は連盟に従わざるを得ず、生活は連盟の手に握られるようになっていった。⑧同化政策を基本とする日本の朝鮮植民地支配の極限を示すものである。

執筆者：宮田節子

出典：『改訂新版 世界大百科事典』平凡社、2007年

初出は『世界大百科事典』の旧版である1988年版

備考：丸数字と下線は引用者による。

(2) 「皇民化政策」解釈の一人歩き

1. 『山川 日本史小辞典 改訂新版』（山川出版社、2016年）

「皇民化政策」

朝鮮人を日本の戦時動員体制にくみこむための植民地政策。日本の朝鮮支配は当初より同化政策を基調としたが、日中戦争の拡大とともに強化され、第7代朝鮮総督南次郎は朝鮮人を完全に「皇国臣民」化させるため、「内鮮一体」を提唱した。神社参拝の強要や「皇国臣民ノ誓詞」の制定、日本語の強制、創氏改名などの政策が打ち出され、その推進体として1938年（昭和13）7月国民精神総動員朝鮮連盟が発足した。

➡これは、前掲した宮田氏の「皇民化政策」を踏襲している。

2. WEBサイト「日本史事典.com」

「【皇民化政策とは】簡単にわかりやすく解説!! 内容や影響・真実など」(2019年9月14日付)

<https://nihonsi-jiten.com/kouminka-seisaku/>

①「皇民化政策とは？わかりやすく解説！」

皇民化政策とは、太平洋戦争時代において、日本が東南アジア各地を占領していくにあたり、統一的に支配するために、日本民族との同化を行った政策を指します。

「皇民」というのは天皇の民を指し、いわゆる日本人のことを指します。

つまり、日本が支配した国の人々を“日本人化”する政策という意味なのです。

②「皇民化政策と同化政策は何が違うの？」

似たような名前で、「同化政策」というワードもあります。

何か違いがあるのかというと、そんなことはなく、皇民化政策も同化政策も同じ意味を指します。

ですが、「皇民化政策」というのは、太平洋戦争中に日本が朝鮮や台湾を併合・植民地化した時の同化政策を指すことが多いです。

沖縄やアイヌ（北海道）に対しては、「同化政策」というワードを使用するほうが正しいようです。

- ➡「同化」「皇民」「皇民化政策」「同化政策」に独自の解釈を入れて、誤った認識をしている。「太平洋戦争中」という時期も意味が通らない。

表1 李覚鍾の解放までの主な経歴

時 期	事 項
1888. 04. 23 ~ 1968. 06. 12	出生地は大邱，創氏改名で「青山覚鍾」
1906. 01. 05 ~ 1908. 02. 01	普成専門学校法科に在学
1909. 04. 01 ~	大韓帝国学部委員として在任
1909. 10. 01	日本の早稲田大学文学部に校外生として入学
	(1910年8月29日，韓国併合)
1910. 10. 25	警務局により著作『高等大韓歴史』の発行が不許可
1911 ~ 1917	朝鮮総督府内務部学務局学務課に属として在任
1917. 09. 26 ~ 1920. 06. 19	京畿道金浦郡守
	(命に関わる大病を患い辞任した。その後，奇跡的に快復して，内務局長・大塚常三郎の縁故で内務局社会課の嘱託になったと思われる (1)。)
1922 ~ 1930	朝鮮総督府内務局社会課に嘱託として在任
1925. 06	雑誌『新民』の発行兼編集人
1929. 02. 14	朝鮮少年軍総本部理事長
1929. 03. 23	農村問題座談会に参席
1933. 07	中央振興協会の発起人
1934	中央振興協会の理事
	(1935年8月と10月，「内地」で国体明徴声明が出される。)
	(1935年8月頃に，李覚鍾は「思想転向者」の「救援輔導」に関心をもち，その「具体的調査研究」を始め，「思想転向者」の「救援並思想転向誘導」を目的とする「機関」の設置を企画する (2)。)

1936. 02	白岳会の主幹 〔白岳会と後述の大東民友会は、「思想転向者」が会員の団体。後述する。〕
1936. 07	白岳会を拡大改編して大東民友会を發起 〔「思想転向者」間で立場の違いによる内紛があり、白岳会の出発点に立ち返った大東民友会として再出発し、1936年の秋に創立大会を仕切り直したと思われる(3)。〕
	〔大東民友会の終身顧問・李覚鍾は、同会の組織宣伝部長・車載貞との共著で、「転向問題ノ検討」という論文を書き、「思想転向」の類型を分析して、京城覆審法院の検事長、京城高等法院の検事、朝鮮総督法務局の各課長、同警務局の各課長、朝鮮憲兵隊司令官など7箇所に送付した。京城警察部長は、「其ノ内容ニ於テ大東民友会コソ真ノ転向ナリト記述セルカ如キハ所謂我田引水の嫌アルモ又一応首肯セラルル点ナシトセサルニ付参考迄」と報告している(4)。〕
	〔その後、警察当局・総督府当局は李覚鍾と大東民友会に利用価値を見出していく。〕
1937～1939	朝鮮総督府学務局社会教育課に嘱託として在任 〔就任時期は不明、日中戦争勃発(7.7)直後と推測される。〕 朝鮮総督府京城保護観察所に嘱託保護司として在任
1937. 07	〔大東民友会主催の「北支事変大演説会」が、7月19日午後7時半から鍾路のキリスト教青年会館で開催(5)〕 〔これを手始めに講演活動を開始する。〕
1937. 08. 22	『時局読本』を新民社から発行 〔これを手始めに出版活動を再開する。〕
	〔この時期に李覚鍾は「皇国臣民の誓詞」を立案した。「皇国臣民の誓詞」は、社会教育課長・金大羽の決裁を経たようで(6)、総督・南次郎が10月2日に決裁し、すぐに各方面に通牒が発せられて実施に至った(7)。〕
1938	『国民精神総動員読本』を新民社から発行 (未確認)
1938. 07. 01	国民精神総動員朝鮮連盟(7月1日に創立)の理事に就任、翌年に常務理事、参事に就任 〔李覚鍾はこの間も、その後も、時局に関わる講演活動と執筆活動を続ける。〕
1939	大東一進会の顧問に就任
1940～1941	朝鮮総督府外事部外務課に嘱託として在任
1940	国民総力朝鮮連盟(国民精神総動員朝鮮連盟の後身)の結成で評議員に就任

備考：『親日反民族行為真相糾明 報告書Ⅳ-11』(親日反民族行為真相糾明委員会, 2009年, ソウル), 「李覚鍾」の項目の「主要経歴」から主要部分を選んでまとめた。〔 〕内は青野による補足説明である。

注(1) 李覚鍾『時局読本』(新民社, 1937年8月22日発行), 巻頭に掲載された追悼文による。

注(2) 京畿道警察部長による警務局長等宛の報告通報(達)「思想善導団体「白岳会」創立ニ関スル件」(京高特秘第339号, 1936年2月19日付)による。

注(3) 京畿道警察部長による警務局長等宛の報告通報(達)「大東民友会組織計画ニ関スル件」(京高特秘第1371号, 1936年6月15日付),

同「大東民友会ノ組織計画ニ関スル件」(京高特秘第1371号-2, 1936年6月23日付),

同「大東民友会発起大会開催ノ件」(京高特秘第1371号-4, 1936年7月8日付),

同「民友会組織ニ関スル件」(京高特秘第1371号-5, 1936年8月11日付),

同「民友会組織後ノ動静ニ関スル件」(京高特秘第1371号-6, 1936年8月13日付),

同「李覚鍾派大東民友会ノ動静ニ関スル件」(京高特秘第1371号-8, 1936年8月22日付)による。

注(4) 京畿道警察部長による警務局長等宛の報告通報(達)「転向問題ノ検討ト題スル印刷物発送ニ関スル件」(京高特秘第15号, 1937年1月9日付)による。同史料には、「転向問題ノ検討」の全文が転記されている。

注(5) 「大東民友会でも時局講演会」, 『京城日報』(市内版, 1937年7月18日付, 夕刊, 1面)による。

注 (6) 林鍾国 (著) / 反民族問題研究所 (編) / コリア研究所 (訳) 『親日派—李朝末から今日に至る売国売族者たちの正体』 (御茶の水書房, 1992年), 173頁による。

注 (7) 「『皇国臣民の誓詞』 / 総督府が新たに制定 / 各学校や団体に朗誦させる」 (『京城日報』 1937年10月5日付, 夕刊, 2面) による。

(2025年4月10日受理)

A Rediscussion of “Subjects of the Imperial Kingdom(皇国臣民)”: In Relation to the Shinden Development Movement (心田開発運動)

AONO Masaaki

In the mid-1930s, the Government-Generals of Taiwan and Korea both envisioned Imperial Japan becoming a multi-ethnic state, in fact a pseudo- multi-ethnic state, and began to search for an image of “imperial subjects”(「帝国臣民」) in the sense of “nationals” of such a new type state. This paper demonstrates that this image of “imperial subjects” became “subjects of the Imperial Kingdom”(「皇国臣民」) in colonial Korea. What is more problematic is that becoming “subjects of the Imperial Kingdom” in Korea gave rise to two different logics of “hierarchy” and “equality” in relations with the Japanese. The latter was the logic of being equal to the Japanese without discrimination, the logic of “conversion,”(「転向」) so to speak. With this logic, the Government-General authorities subjected Korean people to a kind of brainwashing to become “subjects of the Imperial Kingdom”.

Next, I will explain “imperial subjects” from the aspect of assimilation policy. The year 1935, when the Kokutai Meicho Statement (国体明徴声明) was issued, is an indication of the time classification, and changes in national integration occurred before and after that year. The trigger for this change in Korea was the Shinden Development Movement (心田開発運動), a policy of national integration in line with a pseudo-multiethnic-state. The “imperial subjects” who appeared after the change were “subjects of the Imperial Kingdom” planned to be created in pseudo-multi-ethnic Imperial Japan, and these subjects were expected to be integrated with the Japanese in the Kokutai theory (国体論).

Finally, I will organize the terms related to “subjects of the Imperial Kingdom”. I assume that the abbreviation for a slogan to make “subjects of the Imperial Kingdom”(「皇国臣民」化) became “Imperialization”(「皇民化」) in line with the “Imperialization Movement”(「皇民化運動」) in Taiwan. Therefore, the term “Imperialization” as a slogan of those two regions was universal in other colonies of Imperial Japan, and it is thought to have been diffused and used in various colonial regions other than Taiwan and Korea.

2024年度 研 究 所 日 誌

桃山学院大学総合研究所

A. 共同研究

1. 共同研究プロジェクト活動

2 2 共 2 8 5 「日本の社会問題とそれへの対応」(代表者:小島和貴)

- ・ 6月29日 研究会①「短歌を通して見えてくる『社会』とその諸問題」 報告者:松澤俊二 ②「『史料からみる西洋法史』から見えるもの」 報告者:鈴木康文
参加者:天本哲史, 見浪知信, 小島和貴 場所:桃山学院大学 (Web 併用)
- ・ 9月24日 調査①近代日本行政関係資料の調査 参加者:小島和貴 場所:愛知県 名古屋大学
- ・ 10月21日 調査①近代日本行政関係資料の調査 参加者:小島和貴 場所:東京都 慶應義塾大学
- ・ 11月23日 研究会①「情報秩序における公表という手法」 報告者:天本哲史 ②「内務省研究の動向」 報告者:小島和貴 参加者:瀧澤仁唱, 見浪知信, 鈴木康文 場所:桃山学院大学
- ・ 3月26日 調査①近代日本行政関係資料の調査 参加者:小島和貴 場所:愛知県 愛知県公文書館

2 2 共 2 8 6 「実験経済学に関する研究・教育基盤の形成」(代表者:西崎勝彦)

- ・ 6月18日 会合①労働生産性に関する実験の打ち合わせ 参加者:西崎勝彦, 吉田恵子, 米田紘康 場所:桃山学院大学
- ・ 7月16日 会合①労働生産性に関する実験の打ち合わせ 参加者:西崎勝彦, 吉田恵子, 米田紘康 場所:桃山学院大学
- ・ 7月23日 調査①実験実施システムの動作確認・実験経済学に関する授業方法の検討
参加者:西崎勝彦, 「ミクロ経済学02」履修者 場所:桃山学院大学
- ・ 9月11日 会合①労働生産性に関する実験の打ち合わせ 参加者:西崎勝彦, 吉田恵子, 米田紘康 場所:桃山学院大学
- ・ 10月10日 調査①実験実施システムの動作確認・実験経済学に関する授業方法の検討
参加者:西崎勝彦, 「経済学特講—実験で学ぶ経済学」履修者 場所:桃山学院大学
- ・ 10月11日 調査①実験実施システムの動作確認・実験経済学に関する授業方法の検討
参加者:西崎勝彦, 「経済学特講—実験経済学Ⅰ」履修者 場所:桃山学院大学
- ・ 10月15日 会合①労働生産性に関する実験の打ち合わせ 参加者:西崎勝彦, 吉田恵子, 米田紘康, 遠山耀大, 石田智昭, 武田京華, 三田村和音, 藤中理来夢, 大井翔希 場所:大阪府 関西大学梅田キャンパス
- ・ 10月24日 調査①実験実施システムの動作確認・実験経済学に関する授業方法の検討
参加者:西崎勝彦, 「経済学特講—実験で学ぶ経済学」履修者 場所:桃山学院大学
- ・ 10月29日 調査①労働生産性に関する実験の実施 参加者:西崎勝彦, 吉田恵子, 米田

- 紘康, 遠山耀大, 石田智昭, 武田京華, 三田村和音, 藤中理来夢, 大井翔希, 蛭原悠衣 場所: 大阪府 関西大学梅田キャンパス
- ・ 10月30日 調査①労働生産性に関する実験の実施 参加者: 西崎勝彦, 吉田恵子, 米田紘康, 遠山耀大, 石田智昭, 武田京華, 三田村和音, 藤中理来夢, 大井翔希, 多賀井夢乃 場所: 大阪府 関西大学梅田キャンパス
 - ・ 11月7日 調査①実験実施システムの動作確認・実験経済学に関する授業方法の検討 参加者: 西崎勝彦, 「経済学特講—実験で学ぶ経済学」履修者 場所: 桃山学院大学
 - ・ 2月28日 研究会①第十回「テーマ: 社会人を対象とした実験参加者の募集」 発表者: 西崎勝彦 参加者: 吉田恵子, 浅海達也, 米田紘康, 濱村純平, 小松佐穂子, 吉川丈 場所: 桃山学院大学 (Web 併用)
 - ・ 3月4日 研究会①第十一回「テーマ: Closing the Psychological Distance: Theoretical and Experimental Exploration of the Effect of Social Interaction on Team Performance」 講師: 服部圭介 参加者: 西崎勝彦, 吉田恵子, 井田大輔, 齋藤巡友, 濱村純平, 小松佐穂子, 吉川丈, 薬師寺一憲 場所: 桃山学院大学 (Web 併用) ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 西崎勝彦, 吉田恵子, 濱村純平, 小松佐穂子, 吉川丈, 薬師寺一憲, 服部圭介 場所: 大阪府 笠沙
 - ・ 3月11日 研究会①第十二回「テーマ: 本プロジェクトの総括と今後の展望」 発表者: 西崎勝彦 参加者: 吉田恵子, 浅海達也, 井田大輔, 米田紘康, 大田靖, 齋藤巡友, 小松佐穂子, 吉川丈 場所: 桃山学院大学 (Web 併用) ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 西崎勝彦, 吉田恵子, 浅海達也, 米田紘康, 齋藤巡友, 小松佐穂子 場所: 大阪府 焼肉玄

22共287「学生アシスタントと教職員の連携による教育効果」(代表者: 櫻井結花)

- ・ 6月26日 研究会①藤井先生による報告。2022年度, 2023年度のプレップセミナーアンケートの分析手法と結果の妥当性についての検討 報告者: 藤井暢人 参加者: 大田靖, 藤田智子, 櫻井結花 場所: 桃山学院大学
- ・ 9月13日 研究会①共同研究に関わる研究倫理申請書類の内容の検討と作成 参加者: 藤田智子, 櫻井結花 場所: Web による会議
- ・ 10月9日 研究会①関西大学PALの取り組みについての報告 報告者: 櫻井結花 ②2023年度プレップセミナーアンケート結果からの仮説の再検討と10月以降の調査計画の見直し 参加者: 藤田智子, 藤井暢人, 大田靖 場所: 桃山学院大学
- ・ 2月5日 研究会①藤井先生による2022年度, 2023年度のプレップセミナーアンケートの重回帰分析についての検討 ②SAインタビューの役割分担と実施時期 ③報告書の提携先と時期 参加者: 藤井暢人, 大田靖, 藤田智子, 櫻井結花 場所: 桃山学院大学 (Web 併用)
- ・ 2月13日 調査①プレップセミナーにおけるSAの役割についての調査 参加者: 藤田智子, 小佐田那捺美 場所: Web によるインタビュー
- ・ 2月17日 調査①プレップセミナーにおけるSAの役割についての調査 参加者: 櫻井結花, 早川琉稀 場所: Web によるインタビュー
- ・ 3月19日 会合①2022年度, 2023年度のプレップセミナーアンケート分析結果の共有

②SA インタビューの調査結果の共有 ③文献レビュー, 仮説, 分析結果の整合性の確認 参加者: 藤田智子, 藤井暢人, 大田靖, 櫻井結花 場所: 桃山学院大学

2 2 共 2 8 8 「地域経済における持続的な起業・企業エコシステムの形成—時系列分析を加味した起業・後継者育成, 企業成長支援の調査研究」(代表者: 服部繁一)

- ・ 11 月 1 日 調査①大阪産業局担当者へのインタビュー調査 参加者: 服部繁一 場所: Web によるインタビュー
- ・ 11 月 6 日 調査①桃山学院大学担当者へのインタビュー調査 参加者: 稲田優子 場所: 桃山学院大学
- ・ 11 月 8 日 調査①中小機構担当者へのインタビュー調査 参加者: 服部繁一 場所: 京都府 京都経済センター
- ・ 11 月 10 日 調査①中小機構担当者へのインタビュー調査 参加者: 服部繁一 場所: Web によるインタビュー
- ・ 11 月 11 日 調査①桃山学院大学担当者へのインタビュー調査 参加者: 服部繁一 場所: 桃山学院大学

2 2 連 2 8 9 「海外の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究—地域ブランドの輸出促進と産学官連携—」(代表者: 大島一二)

- ・ 4 月 26 日 会合① 2024 年度の活動計画, 現在の状況と今後の進め方について 参加者: 大島一二, 角谷嘉則, 義永忠一, 吉田恵子, 櫻井結花, 室屋有宏, 濱島敦博, 李晨, 内山怜和 場所: Web による会議
- ・ 5 月 23 日 調査① 2024 年度香港フードエキスポへの平和堂および取引企業の出展計画に関する調査を実施 参加者: 大島一二, 嵯峨良祐, 國本英美子 場所: 滋賀県 平和堂
- ・ 6 月 12 日 会合① 2024 年度の香港出張について, 現在の状況と今後の進め方について 参加者: 大島一二, 濱島敦博, 李晨, 内山怜和, 佐藤洋 場所: Web による会議
- ・ 8 月 12 日～16 日 調査①香港における日本産農産物・食品に関する市場調査 参加者: 大島一二, 内山怜和, 濱島敦博, 李晨, 佐藤洋, 孔令君 場所: 香港 香港ジェトロ事務所, 日清食品, 香港シティスーパー, 香港フードエキスポ
- ・ 11 月 17 日～18 日 調査①長野県産農産物・食品輸出に関する調査 2025 年度の長野県製品の海外輸出計画と課題についてヒアリングを実施 参加者: 大島一二 場所: 長野県 長野県庁
- ・ 12 月 23 日～24 日 調査①大手食品企業動向についてのヒアリング調査 2025 年度の明治とアサヒビールの海外輸出計画と課題についてヒアリングを実施 参加者: 大島一二 場所: 東京都 株式会社明治グローバル事業部, アサヒビール株式会社
- ・ 3 月 13 日～14 日 調査①農産物・食品の香港等海外輸出, 販売計画についての調査 参加者: 大島一二 場所: 京都府 京都鯉節, 近畿農政局

2 2 連 2 9 0 「インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (IV)」(代表者: 小池誠)

- ・ 10 月 28 日 研究会①桃山インドネシア研究会「西ティモール, クバン市の戦争遺跡の現

- 在」 報告者：森田良成 ②「ハルク島とビアク島再訪：豊かな海を守る人々」 報告者：鈴木隆史 ③「台湾・台中のインドネシアの移住労働者：金曜礼拝から日曜日の集いまで」 報告者：小池誠 参加者：宮嶋眞，河野佳春 場所：桃山学院大学
- ・ 11月23日 会合①11/24の研究会開催に伴う打ち合わせ 参加者：Rambu L. K. R. Nugrohowardhani, Stepanus Makambombu, Yulius PK Suni, 小池誠, 森田良成 場所：桃山学院大学
- ・ 11月24日 研究会①The Indonesian Seminar: Development and Indigenous Knowledge in Local Societies of East Nusa Tenggara 「Balancing Development: The Intersection of Large-Scale Agriculture and Indigenous Knowledge in East Sumba」 発表者：Rambu L. K. R. Nugrohowardhani ②「Marginalization of Adaptive Local Food on Sumba's Savannah Ecology: A Threat to Food Security in Sumba」 発表者：Stepanus Makambombu ③「Water Supply in West Timor, Indonesia: Lessons Learnt and Options for Drought Mitigation」 発表者：Yulius PK Suni ④「Between Local and National Economies: The Case of the Oecussi Borderland, Timor Island」 発表者：森田良成 ⑤「General Discussion」 討論者：青木恵理子, 堀江正伸 参加者：小池誠, 鈴木隆史, 河野桂春, 松村多悠子, 大沼ナターシャ 場所：桃山学院大学
- ・ 11月25日～27日 調査①山口県周防大島町ミカン畑, 久賀歴史民俗資料館にて日本の農業についての調査 参加者：Rambu L. K. R. Nugrohowardhani, Stepanus Makambombu, 小池誠, 鈴木隆史 場所：山口県 周防大島町, 久賀歴史民俗資料館 調査②広島県広島護国神社, 宮島厳島神社にて神社祭祀の調査 参加者：Rambu L. K. R. Nugrohowardhani, Stepanus Makambombu, 小池誠 場所：広島県 広島護国神社, 宮島厳島神社

23共291 「21世紀の日本の安全保障（Ⅶ）」（代表者：望月和彦）

- ・ 11月2日 研究会①衆院選後の日本政治, 米大統領・議会選挙, 日米関係, 台湾の国内政治, 中台関係, ウクライナ情勢等の現状と今後の展望に関して意見交換を実施 参加者：望月和彦, 松村昌廣, 村山高康, 捧堅二 場所：大阪府ガンコ曾根崎本店
- ・ 11月9日～14日 研究会 ①“Who Owns Culture? On Cultural Ownership in East and Southeast Asia” 発表者：宮原暁 ②“East Asian Approaches to the Study of International Politics in Transition: A Japanese Perspective” 発表者：松村昌廣 ③“Why is Thailand Unable to Develop An Economic Security Regime of Its Own?” 発表者：江川暁夫 場所：台湾 国立政治大学国際関係研究所
- ・ 11月25日～26日 調査①野田牧人氏とトランプ氏当選後の国際知的交流について意見交換, 出張講演について相談を実施 ②内閣官房国家安全保障局2名より今後の日米関係についての意見を聴取 ③Nikkei Asia 評論担当編集員の Andrew Sharp 氏と今後の日本の国内政治と日米同盟関係の展望について意見交換を実施 参加者：松村昌廣 場所：東京都 国家安全保障局, 日本経済新聞社

- ・ 12月 6日 研究会①京都外語大学研究プロジェクト（代表者：竹内俊隆教授）と本プロジェクトの共催で合同セミナー「Japan-Taiwan Relation Seminar」を実施。“Decline of the Taiwanese Democracy and the Risks of Authoritarianism”
発表者：松村昌廣 “On Japanese Military and Civilian Ships Lost in the South China Sea during World War II” 発表者：宮原暁 場所：大阪府大阪学院大学キャンパス
- ・ 2月 25日～26日 研究会①「韓国戒厳令の事例分析における盲点—トランプ勢力が関与か」
発表者：松村昌廣 ②「松村論文の読後感」 発表者：村山高康 ③「なぜ米口間のウクライナ和平交渉が可能になったのか—トランプ革命の意義」 発表者：松村昌廣 ④「『ディープ・ステイト』とは何か？—マイケル・リンドの理論から」 発表者：捧堅二 ⑤「ウクライナ和平後の国際秩序—新たな帝国主義の時代」 発表者：松村昌廣 参加者：望月和彦
場所：兵庫県 シーサイドホテル舞子ビラ神戸

2 3 共 2 9 2 「障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援（Ⅱ）」（代表者：安原佳子）

- ・ 9月 24日 研究会①「桃山学院大学における障がい学生の支援について」 報告者：尾崎博久，今村啓子 参加者：森田政恒，篠原千佳，小松佐穂子，栄セツコ，安原佳子，福嶋理恵子 場所：桃山学院大学
- ・ 10月 15日 調査①障がい者雇用の現状についてのヒアリング調査 ヒアリング対象者：小川修（VALT JAPAN） 参加者：安原佳子 場所：桃山学院大学
- ・ 1月 24日 調査①特例子会社と就労支援事務所の連携の現状についてのヒアリング調査
ヒアリング対象者：小川修（VALT JAPAN） 参加者：安原佳子 場所：桃山学院大学
- ・ 3月 4日 研究会①「精神障がいのある学生の理解と支援について」 講師：中池穂高氏 参加者：金澤ますみ，川井太加子，小松佐穂子，栄セツコ，篠原千佳，信夫千佳子，安原佳子，長谷川陽一，福嶋理恵子 場所：桃山学院大学

2 3 共 2 9 3 「新指導要領とデータサイエンスに対応する大学教育の理論と実践」（代表者：藤間真）

- ・ 8月 28日～30日 調査①内閣府白井参事官にインタビューを実施「コンピテンシーの視点に基づいたカリキュラム・デザイン，また CECD のエージェンシー教育について」 参加者：高良要多 場所：東京都 内閣府 ②他の研究会参加「初年次教育学会」 参加者：藤間真，高良要多 場所：東京都 東京家政大学
- ・ 12月 23日 研究会①旧指導要領での教育を受けた学生の大学でのデータサイエンス教育の受容について 報告者：大田靖，水谷直樹 ②新指導要領での教育を受けた学生へのデータサイエンス教育の検討 報告者：大田靖，水谷直樹，藤間真 ③冬休み及び1月～3月の活動の方向性について 参加者：井田憲計，村上あかね，森下裕三，井口祐貴，高良要多，叶屋真一 場所：桃山学院大学 ④研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：井田憲計，村上あかね，大田靖，森下裕三，井口祐貴，水谷直樹，高良要多，藤間真，叶屋真一 場所：大阪府 ダンニャワードエコールいずみ店
- ・ 2月 18日 調査①留学生向けライティング講座について ②留学生向けの ICT リテラ

- シー教育について ③春休み及び来年度の活動の方向性について 参加者：藤間真 場所：桃山学院大学（Web 併用）
- ・ 2月19日 会合①新指導要領の準拠の教科書について ②「大学生からみるライフコースの社会学」について ③春休み及び来年度の活動の方向性について 参加者：井田憲計，中西啓喜，村上あかね，大田靖，森下裕三，水谷直樹，藤間真 場所：桃山学院大学（Web 併用）
 - ・ 3月13日 会合①2024年度の活動の総括 ②春休み及び来年度の活動の方向性について 参加者：井田大輔，長内遥香，星愛美，藤間真 場所：桃山学院大学

2.3.2.9.4 「災異に関する学際的研究」（代表者：青野正明）

- ・ 6月14日～16日 調査①平取町立二風谷アイヌ文化博物館にてアイヌ民族資料の調査 ②義経史料館にてアイヌに残る義経伝説の調査 ③ウポポイ，国立アイヌ民族博物館にてアイヌの文化とその保存についての調査 ④苫小牧市美術博物館にてアイヌの生活環境についての調査 参加者：青野正明，尾鍋智子，南郷晃子，辻高広 場所：北海道 平取町立二風谷アイヌ文化博物館，国立アイヌ民族博物館，苫小牧市美術博物館
- ・ 7月27日 研究会①「北海道調査旅行の報告—義経伝承を中心に」 報告者：南郷晃子 「矢毒使用にみられるアイヌ文化」 報告者：尾鍋智子 参加者：青野正明，尾鍋智子，南郷晃子，辻高広 場所：Web による会議
- ・ 3月13日 研究会①「関亡と司婆—清末上海の怪異と雑業」 報告者：辻高広 ②「落雷伝承の読み替え—松江藩家老家の家伝から」 報告者：南郷晃子 ③来年度の活動，調査先候補，連絡事項について 参加者：青野正明，尾鍋智子 場所：桃山学院大学 ④研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：青野正明，尾鍋智子，南郷晃子，辻高広 場所：大阪府 笠沙

2.3.2.9.5 「デジタル・ファイナンスによる地域活性化の可能性（Ⅱ）」（代表者：松尾順介）

- ・ 4月7日 調査①「奈良県明日香村空き家活用バンク制度」などの空き家対策や民間の古民家利用事例についてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：奈良県 奈良県高市郡明日香村
- ・ 5月4日 調査①「奈良県明日香村空き家活用バンク制度」などの空き家対策や民間の古民家利用事例についてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：奈良県 奈良県高市郡明日香村
- ・ 5月18日 研究会①「戦前日本における株式買収事例」（証券経済研究会：日本証券経済研究所大阪研究所と桃山学院大学共同研究プロジェクトの共催） 報告者：松尾順介 参加者：他証券経済研究会メンバー 場所：大阪府 グランクリュ北浜（Web 併用）
- ・ 5月23日 調査①明治期の地方取引所および地方鉄道会社に関する資料調査 参加者：松尾順介 場所：大阪府 大阪府立中央図書館
- ・ 6月1日 調査①「奈良県明日香村空き家活用バンク制度」などの空き家対策や民間の古民家利用事例についてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：奈良県 奈良県高市郡明日香村
- ・ 7月25日 調査①「奈良県明日香村空き家活用バンク制度」などの空き家対策や民間の古民家利用事例についてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：

奈良県 奈良県高市郡明日香村

- ・ 9月 5日 調査①「奈良県明日香村空き家活用バンク制度」担当者へのインタビュー、同制度の実績や今後の課題についての調査 参加者：松尾順介，中野瑞彦
場所：奈良県 奈良県高市郡明日香村
- ・ 9月 9日 他の研究会参加①日経 SDGs/ESG 会議「サステナビリティと社会課題解決の融合」への参加 参加者：中野瑞彦 場所：東京都 丸ビルホール
- ・ 9月 13日 調査①株式投資型クラウドファンディングと株主コミュニティ制度の連携についてインタビュー調査 対象者：布施知芳（株式会社 FUNDINNO）参加者：松尾順介 場所：Web による調査
- ・ 9月 16日 調査①奈良県明日香村入谷集落への移住者へコミュニティの場を作る取り組みについてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：奈良県 奈良県高市郡明日香村
- ・ 9月 30日 研究会①「株主コミュニティ制度の新たな展開—運営会員と売買高を中心に—」（証券経済研究会：日本証券経済研究所大阪研究所と桃山学院大学共同研究プロジェクトの共催）報告者：松尾順介 参加者：他証券経済研究会メンバー 場所：大阪府 グランクリュ北浜（Web 併用）
- ・ 10月 4日 調査①株主コミュニティ制度の現状，地方企業の資金調達についてインタビュー調査 対象者：泊啓二（徳島合同証券）参加者：松尾順介 場所：Web による調査
- ・ 11月 20日 会合①「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（金融庁と同協会の共同開催，2025年1月開催予定）の論点などについて意見交換会 参加者：松尾順介，日本証券業協会自主規制本部エクイティ市場部担当者 場所：Web による会合
- ・ 12月 14日 他の研究会参加①「市場の構造と流動性に係わる金融規制の経緯と現状」（日本証券経済研究所主催）参加者：松尾順介 場所：大阪府 グランクリュ北浜
- ・ 12月 15日 調査①阪神淡路大震災後30年の神戸市の中心街の復興・活性化についての調査 参加者：松尾順介 場所：兵庫県 神戸市中央区元町通および三宮町
- ・ 1月 20日 調査①株主コミュニティ制度の現状とデジタル通貨による地域活性化の取り組みについてのインタビュー調査 対象者：武井浩三（株式会社 eumo）参加者：松尾順介 場所：Web による調査
- ・ 1月 27日 研究会①「株主コミュニティ制度の拡大—新規銘柄を中心に—」（証券経済研究会：日本証券経済研究所大阪研究所と桃山学院大学共同研究プロジェクトの共催）報告者：松尾順介 参加者：有岡律子，他証券経済研究会メンバー 場所：大阪府 グランクリュ北浜（Web 併用）
- ・ 2月 3日 調査①奈良県明日香村における観光ビジネスの活性化状況についてのインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：奈良県 奈良県高市郡明日香村
- ・ 3月 6日 研究会①「企業倒産の現状—民事再生案件の減少を中心に—」報告者：四宮章夫 参加者：松尾順介，中野瑞彦 場所：大阪府 コスモス法律事務所
- ・ 3月 24日 調査①株主コミュニティに関するインタビュー調査 参加者：松尾順介 場所：東京都 みらい証券
- ・ 3月 25日 他の研究会参加①「株主コミュニティ制度の拡大について」参加者：松尾

順介 場所：宮城県 東北学院大学

23連296 「地域文化資源の掘り起こしと活用の研究」(代表者：井上敏)

- ・ 4月14日 調査①上原美術館「時の結晶—仏教美術—上原美術館の40年—」「上原コレクション名品選—春の訪れ—」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都上原美術館
- ・ 4月26日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 5月6日 調査①府中市美術館「春の江戸絵画まつり, ほとけの国の美術」展 ②東洋文庫「キリスト教交流史—宣教師のみた日本, アジア—」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 府中市美術館, 東洋文庫
- ・ 5月12日 調査①神奈川県立金沢文庫「国宝文選集注といただきもの!？」展 ②出光美術館「出光美術館の軌跡, ここから先へI 復刻開館記念展」 ③東京芸術大学美術館「大吉原」展の調査 参加者：井上敏 場所：神奈川県 神奈川県立金沢文庫/東京都 出光美術館, 東京芸術大学美術館
- ・ 5月17日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 6月15日 調査①鎌倉歴史文化交流館「鎌倉の廃寺—寺社の興亡」展 ②三井記念美術館「茶の湯の美学—利休, 織部, 遠州の茶道具」展の調査 参加者：井上敏 場所：神奈川県 鎌倉歴史文化交流館/東京都 三井記念美術館
- ・ 6月28日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 6月30日 調査①掛川城天守(日本で初めて本格的な木造天守の復元)の調査, 江戸時代の文久元年再建の御殿の調査を実施 ②出光美術館「出光佐三, 美の交感—波山・放菴・ルオー—」展の調査, コレクター出光佐三美術館との関わりについて調査 参加者：井上敏 場所：静岡県 掛川城/東京都 出光美術館
- ・ 7月19日 調査①彦根城博物館「青根九江—京で花開いた彦根の文人画家—」の調査 参加者：井上敏 場所：滋賀県 彦根城博物館
- ・ 7月29日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 8月11日 調査①東京国立博物館「神護寺—空海と真言密教のはじまり」展の調査 ②東洋文庫ミュージアム「アジア人物伝—歴史を織りなす人々」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 東京国立博物館, 東洋文庫ミュージアム
- ・ 8月14日 調査①初代門司駅の遺構の現状調査 ②出光美術館門司の調査 参加者：井上敏 場所：福岡県 北九州市埋蔵文化財センター, 出光美術館門司
- ・ 8月23日～24日 調査①根津美術館「美麗なるほとけ」展の調査 ②静嘉堂文庫美術館「超・日本刀入門 revive」展の調査 ③千葉美術館「岡本秋暉 百花百鳥に挑んだ江戸の絵師」展の調査 ④日本民芸館「柳宗悦と朝鮮民族美術館」展の調査 ⑤出光美術館「日本・東洋陶磁の精華—コレクションの深まり」展の調査 ⑥東京国立近代美術館「TRIO パリ・東京・大阪 モダンアート・コレクション」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 根津美術館, 静嘉堂文庫美術館, 日本民芸館, 出光美術館, 東京国立近代美術館/千葉

- 県 千葉市美術館
- ・ 8月26日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 8月27日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 9月13日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 9月17日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 10月13日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 10月25日～27日 調査①静嘉堂文庫美術館「眼福一大名家旧蔵, 静嘉堂茶道具の粹」展 ②サントリー美術館「英一蝶」展 ③東京国立博物館「はにわ」展の調査 ④甲府市内の文化財の調査 他の研究会参加 ①日本エコミュージアム研究会「全国大会 in 山梨・都留」に参加。山梨県東部のエコミュージアム活動についての情報収集 参加者：井上敏 場所：東京都 静嘉堂文庫美術館, サントリー美術館, 東京国立博物館/山梨県 甲府城, 甲斐善光寺, 尾県郷土資料館
 - ・ 11月 8日～ 9日 調査①群馬県立歴史博物館「弥生人は二度死ぬ一再葬墓ってなに?」展 ②群馬県立近代美術館「群馬からみる日本の美」展 ③鎌倉国宝館「鎌倉旧国宝」展「鎌倉の伝運慶仏」展 ④鎌倉市歴史文化交流館「北条氏150年 栄華の果て—鎌倉幕府滅亡—」展 ⑤皇居三ノ丸尚蔵館「皇室の美術振興—日本近代の絵画・彫刻・工芸/公家の書—古筆・絵巻・古文書」展の調査 参加者：井上敏 場所：群馬県 群馬県立歴史博物館, 群馬県立近代美術館/神奈川県 鎌倉国宝館, 鎌倉市歴史文化交流館/東京都 皇居三ノ丸尚蔵館
 - ・ 11月25日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 11月30日 調査①青岸渡寺瀧宝殿「金剛界立体曼荼羅」の調査 参加者：井上敏 場所：和歌山県 青岸渡寺
 - ・ 12月 8日 調査①福岡市美術館「博多のみほとけ」「世を観る眼 白醉庵 吉村観阿」「松永耳庵と福岡ゆかりの品々」「東光院のみほとけ」展の調査 参加者：井上敏 場所：福岡県 福岡市美術館
 - ・ 12月15日 調査①九州国立博物館「人吉球磨の玉手箱」「モンゴル襲来の痕跡を探る」展の調査 ②ふくやま美術館「ふくやまの仏さま」展の調査 参加者：井上敏 場所：福岡県 九州国立博物館/広島県 ふくやま美術館
 - ・ 12月22日 調査①出光美術館「トプカブ宮殿博物館・出光美術館所蔵 名宝の競演」展の調査 ②横須賀美術館「運慶展 運慶と三浦一族の信仰」展の調査 参加者：井上敏 場所：東京都 出光美術館/神奈川県 横須賀美術館
 - ・ 12月25日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：梅山秀幸 場所：大阪府 岸和田商工会議所
 - ・ 12月26日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者：島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所：大阪府 岸和田商工会議所

- ・ 1月12日～13日 調査①神奈川県立金沢文庫「運慶—女人の作善と鎌倉幕府—」展 ②静嘉堂文庫美術館「平安文学, いとをかし」展 ③サントリー美術館「儒教のかたち こころの鑑」展 ④根津美術館「古筆切—わかちあう名筆の美」展 ⑤上原美術館「仏像でみる伊豆の平安時代/ものがたりをよむ」展の調査
参加者: 井上敏 場所: 神奈川県 神奈川県立金沢文庫/東京都 静嘉堂文庫美術館, サントリー美術館, 根津美術館, 上原美術館
- ・ 1月26日 調査①福岡市博物館「九州真宗の源流」 ②大野城こころのふるさと館「発掘された日本列島 2024」の調査 参加者: 井上敏 場所: 福岡県 福岡市博物館, 大野城心のふるさと館
- ・ 1月29日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者: 梅山秀幸 場所: 大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 1月30日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者: 島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所: 大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 2月21日 研究会①「和泉市の文化財とその活用について」 講師: 村上絢一 参加者: 島田克彦, 幸山綾子, 鈴木康文, 井上敏 場所: 桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 島田克彦, 幸山綾子, 鈴木康文, 村上絢一, 井上敏 場所: 大阪府 ダンニャワードエコールいずみ店
- ・ 2月27日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者: 島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所: 大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 3月26日 調査①佐々木コレクションの調査 参加者: 梅山秀幸 場所: 大阪府 岸和田商工会議所
- ・ 3月27日 調査①佐々木コレクションの調査 ②佐々木コレクションのこれまでの調査報告 参加者: 島田克彦, 梅山秀幸, 井上敏 場所: 大阪府 岸和田商工会議所

23連297「公共事業に関わるマネジメントの課題と展望」(代表者: 井田憲計)

- ・ 5月27日 研究会①研究会計画について 参加者: 井田憲計, 櫻井雄大, 田代昌孝, 中村恒彦, 吉川丈 場所: 桃山学院大学
- ・ 7月17日 研究会①“Fan club in the ticket market” 講師: 薬師寺一憲 参加者: 吉川丈, 櫻井雄大, 田代昌孝, 井田憲計, 中村恒彦 場所: 桃山学院大学 ②「研究会に係る食事を伴う報告会」 参加者: 吉川丈, 櫻井雄大, 田代昌孝, 井田憲計, 中村恒彦, 薬師寺一憲 場所: 大阪府 ちどり亭
- ・ 10月2日 研究会①“Penalties for Social Concern in a Bilateral Monopoly” 発表者: 吉川丈 参加者: 薬師寺一憲, 櫻井雄大, 井田憲計, 濱村純平, 井上謙仁, 中村恒彦, 田代昌孝 場所: 桃山学院大学 ②研究会に係る食事を伴う報告会 参加者: 吉川丈, 薬師寺一憲, 櫻井雄大, 井田憲計, 濱村純平, 井上謙仁, 中村恒彦, 田代昌孝 場所: 大阪府 みやび
- ・ 12月11日 研究会①“Inter-municipal cooperation and tax enforcement capability” 講師: 野津成希 参加者: 井田憲計, 櫻井雄大, 吉川丈, 中村恒彦, 田代昌孝 場所: 桃山学院大学 ②「研究会に係る食事を伴う報告会」 参加者: 井田憲計, 櫻井雄大, 吉川丈, 中村恒彦, 田代昌孝, 野津成希 場所: 大阪府 ちどり亭
- ・ 3月3日 調査①淡路市都市整備部下水道課のヒアリング調査 参加者: 田代昌孝, 望

- 月和彦, 松村昌廣 場所: 兵庫県 淡路市役所
- ・ 3月 4日 研究会①水道事業の災害対策と下水道ヒアリング調査の振り返り 参加者: 田代昌孝, 望月和彦, 松村昌廣 場所: 兵庫県 亀の井ホテル 調査①野島断層保存館見学 参加者: 田代昌孝, 望月和彦, 松村昌廣 場所: 兵庫県 野島断層保存館
 - ・ 3月 5日 研究会①「市場構造を考慮した気候・経済の動学的総合モデル分析」講師: 皮利雲 参加者: 田代昌孝, 井田憲計, 吉川丈, 栗田健一 場所: Webによる会議

24共298「日本の大学におけるアカデミックライティング科目の指導内容に関する調査」(代表者: 三井規裕)

- ・ 5月 31日 研究会①大学レポート入門履修者を対象としたアンケートの集計結果報告, 今後の学会発表, 成果の公表について意見交換 参加者: 西藤真一, 榑井亜衣, 小林珠子, 長内遥香, 星愛美, 鈴木小春, 林玲穂, 三井規裕 場所: 桃山学院大学
- ・ 7月 26日 研究会①学会発表テーマについての打ち合わせ ②高校までの学習姿勢とライティングに対する意識に関する報告 参加者: 西藤真一, 榑井亜衣, 小林珠子, 長内遥香, 星愛美, 鈴木小春, 林玲穂, 三井規裕 場所: 桃山学院大学
- ・ 9月 2日～ 4日 他の研究会参加①「日本リメディアル教育学会第19回全国大会」参加者: 小林珠子 (9/2～4), 榑井亜衣 (9/2～3), 長内遥香 (9/2～3) 場所: 東京都 実践女子大学渋谷キャンパス
- ・ 9月 24日 研究会①日本の大学のライティング科目の現状についてシラバスに基づく報告を実施 報告者: 小林珠子, 榑井亜衣 ②各メンバーが実践している教育研究成果をどこに発表していくかについての意見交換を実施 参加者: 西藤真一, 三井規裕, 長内遥香, 星愛美, 鈴木小春, 林玲穂 場所: 桃山学院大学
- ・ 11月 9日 他の研究会参加①「日本リメディアル教育学会中国・四国支部大会」参加者: 三井規裕, 長内遥香, 榑井亜衣, 小林珠子, 星愛美 場所: 鳥取県 鳥取大学鳥取キャンパス
- ・ 3月 5日 他の研究会参加①「日本リメディアル教育学会第16回関西支部大会」参加者: 三井規裕, 鈴木小春, 林玲穂, 榑井亜衣, 小林珠子, 星愛美 場所: 大阪府 大手町大学夙川キャンパス

24共299「サステナビリティの政策研究—環境・エネルギー問題を中心に」(代表者: 山川俊和)
活動実績なし

24共300「異文化共生に関する越境的研究」(代表者: 宮脇永吏)

- ・ 5月 29日 研究会①全体としての研究課題の共有及び遂行する為の各メンバーのテーマについての議論「現状のムスリムに対する日本人の誤解・偏見などの問題や戒律による文化様式について」報告者: 今澤浩二「フランス社会の内包するムスリム人口や『リベラルな』イスラムの可能性について」報告者: 宮脇永吏 参加者: 辻高広, 韓娥凜, 土屋祐子 場所: 桃山学院大学

- ②上記研究会に係る食事を伴う報告会 参加者：宮脇永吏，今澤浩二，辻高広，韓娥凜，土屋祐子 場所：大阪府 Rode
- ・ 8月17日～18日 調査①日本最大級のイスラムモスク「東京ジャーミイ」と併設トルコ文化センターを訪問。在日タタール人による東京ジャーミイ設立などの歴史，トルコのイスラム文化の説明を受けた後，礼拝堂およびハラールショップを見学 ②東京におけるイスラムの宗教的・文化的受容の実態と共生の在り方について議論 参加者：宮脇永吏，土屋祐子，今澤浩二 場所：東京都 東京ジャーミイ，トルコ料理ウスキュダル
 - ・ 10月5日 研究会①「東京ジャーミイとパリのモスケ」についての調査報告 報告者：宮脇永吏 ②「インターセクショナルな反人種主義の哲学—エティエンヌ・バリバルとフランスのスカーフ」講演会 講師：太田悠介 参加者：今澤浩二，辻高広，韓娥凜 場所：桃山学院大学
 - ・ 10月26日～29日 会合①次年度申請についての調整・打ち合わせ 参加者：宮脇永吏，土屋祐子，今澤浩二，辻高広，韓娥凜，片平幸，王其莉 場所：桃山学院大学（Web併用）
 - ・ 2月11日 会合①研究報告等の方針についての打ち合わせ 参加者：宮脇永吏，土屋祐子 場所：大阪府 スペインバスク料理エテョラ
 - ・ 2月20日 研究会①2024年度活動の総括 ②「スカーフと女性解放：植民地主義を覆う男性のスカーフ」報告者：宮脇永吏 ③次年度のテーマ，活動方針について 参加者：土屋祐子，辻高広，王其莉 場所：桃山学院大学

24共301「認知症のひとと家族のピアサポートの場の構築」(代表者：杉原久仁子)

- ・ 4月20日 研究会①若年性認知症のひとと家族の交流会を通じた研究実践 参加者：川井太加子，金津春江，白草広江，杉原久仁子，川崎裕香，堂本愛華，樋井星夢，泉谷怜毅，梶原梨々華，竹村友佑，播磨篤，伊藤優史朗，呉迪，呉若愚，鄭展勳，橘伶，于馥嘉，姜尚琳，宋金萱，折田静香，竹内憲一，竹内千草，伊藤ひろみ，間野ひろこ，内田弥生，内田和彦，家村哲也，家村ふゆ美，谷村和子，北川仁美，森本淳 場所：桃山学院大学
- ・ 6月22日 研究会①若年性認知症のひとと家族の交流会を通じた研究実践 参加者：川井太加子，金津春江，白草広江，杉原久仁子，井上舞雪，中井佑樹，日高琴音，藤原優里，手島愛奈，橘伶，于馥嘉，姜尚琳，宋金萱，植田崇太，長崎寛杜，福寛啓人，正岡亮汰，飯坂孝子，竹内憲一，竹内千草，伊藤ひろみ，間野ひろこ，内田弥生，家村哲也，家村ふゆ美，住吉美佐子，北川仁美 場所：桃山学院大学
- ・ 8月17日 研究会①若年性認知症のひとと家族の交流会を通じた実践研究会 参加者：川井太加子，金津春江，白草広江，杉原久仁子，飯坂孝子，竹内憲一，竹内千草，伊藤ひろみ，間野ひろこ，内田弥生，内田和彦，内田彩香，家村哲也，家村ふゆ美，住吉美佐子，善本和弘，金正幸雄 場所：大阪府 (株) ポートフォリオ
- ・ 10月19日 研究会①若年性認知症のひとと家族の交流会を通じた実践研究会 参加者：川井太加子，白草広江，杉原久仁子，内田弥生，内田和彦，内田彩香，平井美穂，飯坂孝子，折田静香 場所：桃山学院大学
- ・ 12月21日 研究会①若年性認知症のひとと家族の交流会を通じた実践研究会 参加者：川

- 井太加子, 金津春江, 白草広江, 杉原久仁子, 井上舞雪, 中井佑樹, 日高琴音, 手島愛奈, 于馥嘉, 姜尚琳, 植田崇太, 長崎寛杜, 福寫啓人, 折田静香, 竹内憲一, 竹内千草, 間野ひろこ, 内田弥生, 内田和彦, 家村哲也, 家村ふゆ美, 住吉美佐子, 北川仁美, 谷村和子 場所: 桃山学院大学
- ・ 1月15日 研究会①「認知症の本人支援, 家族支援を学ぶ」 講師: 幸家勇人, 竹内憲一 参加者: 川井太加子, 白草広江, 杉原久仁子, 飯坂孝子, 折田静香, 竹内千草, 間野ひろこ, 内田弥生, 住吉美佐子 場所: 桃山学院大学
 - ・ 2月15日 研究会④若年性認知症の人と家族の交流会を通じた実践研究会 参加者: 川井太加子, 白草広江, 杉原久仁子, 竹内千草, 間野ひろこ, 内田弥生, 内田和彦, 住吉美佐子, 金津春江, 井上舞雪, 中井佑樹, 日高琴音, 手島愛奈, 植田崇太, 長崎寛杜, 福寫啓人, 竹内憲一, 家村哲也, 家村ふゆ美, 藤原太郎 場所: 桃山学院大学
 - ・ 3月5日 研究会①ピアサポート, 本人の語りについての意見交換 ②今後の研究の方向性について 参加者: 川井太加子, 杉原久仁子, 竹内千草, 栄セツコ 場所: 桃山学院大学
 - ・ 3月19日 研究会①研究会のまとめ, 次年度方針について 参加者: 川井太加子, 黒田隆之, 杉原久仁子 場所: 桃山学院大学

24共302「短時間計測における心拍変動評価の妥当性」(代表者: 松本直也)

- ・ 4月17日 会合①今年度の実行計画, 予算についての打ち合わせ 参加者: 松本直也, 竹内靖子, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 松元隆秀, 川端悠 場所: 桃山学院大学
- ・ 5月22日 会合①先行研究調査の進捗報告と共有 報告者: 川端悠 参加者: 松本直也, 竹内靖子, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 松元隆秀 場所: 桃山学院大学
- ・ 6月26日 会合①先行研究調査の進捗報告と共有 報告者: 川端悠 参加者: 松本直也, 竹内靖子, 井口祐貴, 大西史晃, 杉秋成, 松元隆秀 場所: 桃山学院大学
- ・ 11月27日 会合①研究会実施についての検討会 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 大西史晃, 川端悠 場所: 桃山学院大学
- ・ 3月11日 研究会①「Systematic review と Meta-analysis 論文を読み解くポイント」 講師: 山次俊介 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 竹内靖子, 大西史晃, 松元隆秀, 松本大佑, 川端悠, 小笠原佑衣 場所: Web による会議
- ・ 3月16日 調査①運動前後の脈拍, 心拍変動測定 参加者: 松本直也, 井口祐貴, 竹内靖子, 大西史晃, 松元隆秀, 松本大佑, 川端悠, 小笠原佑衣, 被験者82名 場所: 桃山学院大学

24共303「大学生における生活実態調査研究」(代表者: 井口祐貴)

- ・ 4月10日 会合①今年度の実行計画, 予算, PRE 調査についての打ち合わせ 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑 場所: 桃山学院大学
- ・ 4月11日～24日 調査①春学期 PRE 調査: 睡眠, ストレス(抑うつ), 身体活動時間, 体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑, 測定対象者543名 場所: 桃山学院大学
- ・ 6月20日 会合①分析用データ整理および役割分担についての検討会 参加者: 井口祐

- 貴, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑, 測定データ整理補助担当学生1名 場所: 桃山学院大学
- ・ 6月26日 会合①調査進捗報告と情報共有, POST 調査についての打ち合わせ 報告者: 松元隆秀, 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑 場所: 桃山学院大学
 - ・ 7月16日～22日 調査①春学期 POST 調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑, 測定対象者 482名 場所: 桃山学院大学
 - ・ 9月25日 会合①調査進捗報告と情報共有, 秋学期の実行計画についての調整, 打ち合わせ 報告者: 松元隆秀 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 杉秋成, 松本大佑 場所: 桃山学院大学
 - ・ 9月26日～10月9日 調査①秋学期 PRE 調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑, 測定対象者 511名 場所: 桃山学院大学
 - ・ 12月11日 会合①次年度の実行計画についての打ち合わせ 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑 場所: 桃山学院大学
 - ・ 1月14日～20日 調査①秋学期 POST 調査: 睡眠, ストレス (抑うつ), 身体活動時間, 身体組成, 体力, 各項目の測定 参加者: 井口祐貴, 大西史晃, 松本直也, 松元隆秀, 杉秋成, 松本大佑, 測定対象者 488名 場所: 桃山学院大学

24連304 「学校という場をめぐる諸課題の解決に向けた学際的研究3」 (代表者: 金澤ますみ)

- ・ 8月7日 研究会①「2024年度・研究活動計画案の検討」 参加者: 金澤ますみ, 安原佳子, 清水美穂, 山中徹二 場所: 桃山学院大学 ②「研究会に係る食事を伴う報告会」 参加者: 金澤ますみ, 安原佳子, 清水美穂, 山中徹二 場所: 大阪府 地酒と肴と釜飯のお店橙
- ・ 8月23日～25日 他の研究会参加①「日本学校ソーシャルワーク学会第18回埼玉大会」 参加者: 金澤ますみ, 清水美穂 場所: 埼玉県 文教大学越谷キャンパス
- ・ 11月9日 研究会①第23回学校学勉強会の実施「改正児童福祉法や関連法と学校年代の子どもたちとの接点—スクールソーシャルワーカー, 市区町村のソーシャルワーカーに求められる役割に焦点をあてて—」 参加者: 金澤ますみ, 清水美穂, 水流添綾, 山中徹二, 安原佳子, 岩佐嘉彦, 参加希望者24名 場所: 大阪府 リンク大阪ルームA
- ・ 2月22日 研究会①第24回学校学勉強会の実施「学校年代の子どもの自殺予防を考える2」 講師: 平野孝典, 横井葉子 参加者: 金澤ますみ, 清水美穂, 山中徹二, 参加希望者21名 場所: 大阪府 新大阪丸ビル別館 ②第24回学校学勉強会の振り返り, 情報交換会 参加者: 金澤ますみ, 清水美穂, 山中徹二, 平野孝典, 横井葉子 場所: 大阪府 T's Cafe
- ・ 3月18日 研究会①第13回ソーシャルデザイン検討会の実施「高次脳機能障害のある子どもの学校生活支援の啓発デザインについて」 報告者: 山中徹二 助言者: 中島恵子 参加者: 金澤ますみ 場所: 京都府 京都文教大学

2. 共同研究プロジェクト関連事項

- ・ 3月19日 ・ 2024年度共同研究プロジェクト予算を通知
- ・ 2024年度実行計画書の提出依頼
- ・ 4月 2日 ・ 2024年度共同研究プロジェクト一覧配布
- ・ 6月14日 ・ 共同研究プロジェクト2023年度終了分の「研究活動報告書」提出締切
- ・ 10月 1日 ・ 2025年度共同研究プロジェクト募集開始（学内締切：10月31日）
- ・ 10月31日 ・ 2025年度共同研究プロジェクト募集締切
- ・ 1月17日 ・ 2025年度共同研究プロジェクト審査（申請：新規6件，継続12件，承認：新規6件，継続12件）

B. 国際交流

1. 啓明大学校関係

《敬称略・報告順》

- ・ 11月12日 第45回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー開催（会場：本学）
 - (1) テーマ：What to do about the Local Transport in Japan?: Implications of “Cooperative Management” under the Special Law on Anti-monopoly Act
報告者：西藤真一（桃山学院大学経営学部教授）
 - (2) テーマ：The Impacts of Trade Liberalization on Wage Inequalities and Economic Growth: The Role of Undergraduate and Graduate Education
報告者：浅海達也（桃山学院大学経済学部講師）
 - (3) テーマ：The Impacts of IFRS 16 on the Credit Risk Relevance of Lease Liabilities in Korea
報告者：金楨謨（啓明大学校経営大学会計学科助教授）
 - (4) テーマ：The Impact of the Leading Fast Fashion Industries Towards Sustainable Future
報告者：Chiu, Jason Lim（啓明大学校経営大学経営学科助教授）

2. 外国人研究者を囲む会

- ・ 開催なし

C. 出版部門

1. 紀要類（論集）発行日（ ）内は月/日

- ・ 『経済経営論集』66巻1号（7/23），2号（10/11），3号（1/17），4号（2/14）
- ・ 『社会学論集』58巻1号（9/30），2号（2/20）
- ・ 『人間文化研究』21号（10/11），22号（2/26）
- ・ 『環太平洋圏経営研究』24号（2/10）
- ・ 『桃山法学』41号（10/17），42号（3/3）
- ・ 『総合研究所紀要』50巻1号（7/11），2号（12/13），3号（3/12）

2. 紀要類（論集）関連事項

編集委員

- ・ 経済経営論集（大島一二，齋藤巡友）

- ・社会学論集（杉原久仁子，大野哲也）
- ・人間文化研究（宮脇永吏）
- ・環太平洋圏経営研究（小寫正稔，中村恒彦）
- ・桃山法学（大川済植，軽部恵子）
- ・総合研究所紀要（木原弘恵，土屋祐子）

3. 学術出版助成（2024年度刊行分）

- ・12月10日刊行 大野哲也，竹内靖子，石田あゆ，木島由晶（編著）
『ヘルスリテラシーの諸相—メディア・スポーツ・ウェルネス』晃洋書房
- ・12月25日刊行 吉弘憲介（著）
『アメリカにおける産業構造の変化と租税政策』ナカニシヤ出版
- ・12月26日刊行 村中淑子（著）
『「ののしり」の助動詞でなにが表現されるのか』ひつじ書房

4. 研究叢書

- ・刊行なし

5. ワーキングペーパー

- ・刊行なし

6. ディスカッションペーパー

- ・23号（2024年5月）発行
- ・24号（2024年8月）発行

7. 調査・研究報告シリーズ

- ・刊行なし

D. 企 画

1. 学内発行物

「総合研究所ニュース」No.183（5/8），No.184（10/31），No.185（1/31）

E. 資 料

1. 2024年度受入図書

- ・図書 178冊 定期刊行図書（統計書，年鑑，白書，調査報告書等）
- ・雑誌 92種（雑誌）
- ・新聞 2種

F. その他

1. 2024年度研究所所員総会

- ・第1回 2月19日（水）開催
議題：次期総合研究所運営委員の承認について

2. 2024 年度研究所委員会

第1回 4/17 (オンライン), 第2回 5/15 (持ち回り), 第3回 6/12 (オンライン),
 第4回 7/10 (オンライン), 第5回 9/18 (オンライン), 第6回 10/16 (オンライン),
 第7回 11/20 (オンライン), 第8回 12/18 (持ち回り), 第9回 1/15 (オンライン),
 第10回 3/12 (オンライン)

G. 関連事項

1. 学内学会関係

1) 2024 年度学会役員

経 済 経 営 学 会 [会長]: 室屋有宏 [編集]: 大島一二, 齋藤巡友 [研究会]: 見浪知信 [会計]: 岳理恵 [監事]: 金江亮
 社 会 学 会 [会長]: 小野達也 [編集]: 杉原久仁子, 大野哲也 [研究会]: 中西啓喜 [庶務会計]: 木原弘恵 [監事]: 宮脇かおり
 人 間 文 化 学 会 [会長]: 有川康二 [編集]: 宮脇永吏 [庶務]: 釣井千恵 [会計]: 南郷兒子 [監事]: 松澤俊二
 環太平洋圏経営研究学会 [会長]: 三輪卓己 [編集]: 小嶋正稔, 中村恒彦 [会計]: 藤井暢人 [監事]: 金光明雄
 法 学 会 [会長]: 江藤隆之 [編集]: 大川済植, 軽部恵子 [研究]: 早川のぞみ, 橋本一雄 [庶務]: 塚田鉄也 [監事]: 小西みも恵

2. 研究会

・ 経済経営学会

学内研究会

日 時: 2024 年 5 月 8 日 (水) 16:30 ~ 18:30

場 所: 聖ペテロ館 6・7 会議室 (研究科委員会終了後)

報告 1: 佐藤洋 (経済学部講師) 「大都市圏郊外の地方税収確保に関する地理学的研究—地理的加重回帰分析の応用可能性」

報告 2: 角谷嘉則 (経済学部教授) 「コミュニティビジネスの設立と変容—京都府南丹市美山町を事例として—」

・ 社会学会

竹内真澄先生最終講義

日 時: 2025 年 1 月 20 日 (月) 3 限目 (13 時 20 分 ~ 14 時 50 分)

場 所: 2 号館 205 教室

演 題: 「思想から見た西と東 西洋思想史のアジア論的転回」

講演会・シンポジウム・公開ゼミナール

日 時: 2024 年 10 月 24 日 (木) 3 限目 (13 時 20 分 ~ 14 時 50 分)

場 所: 2 号館 301 教室

演 題: 「国際ボランティアと国内ボランティア」

講演者: JOCA 南部代表・伊藤丈和氏

・法学会
研究会

日 時：2024年11月27日（水）12：40～13：40

場 所：聖ペテロ館5階 第5会議室

テーマ：「行政訴訟における弁護士報酬の片面的敗訴者負担理論の検討」

報告者：杉井俊介准教授

3. 事業計画（2025年度）

1) 学会誌発行計画

経 済 経 営 学 会：年4回発行（67巻1号，2号，3号，4号）

社 会 学 会：年2回発行（59巻1号，2号）

人 間 文 化 学 会：年2回発行（23号，24号）

環太平洋圏経営研究：年1回発行（25号）

桃 山 法 学：年2回発行（42号，43号）

■ 2025 (令和7) 年度 共同研究プロジェクト一覧

2025/4/30

No.	記号	研究テーマ	区分	研究スタッフ												期間
				A	B	C	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
1	23 共 292	障害者差別解消法施行後の大学における合理的配慮と学生支援 (Ⅱ)	A	9	安原 佳子	小松 佐穂子	篠原 千佳	信夫 千佳子	金澤 ますみ	柴 セツコ	辻井 誠人	長谷川 陽一	(清水 美穂)	234 ~ 263 3ヶ年		
			B	3	(森田 政領)	(尾崎 博久)	(永瀬 敦史)									
			C	0												
2	23 共 293	新指導要領とデータサイエンスに対応する大学教育の理論と実践	A	14	藤間 真	櫻井 雄大	井田 大輔	井田 憲計	吉弘 憲介	中西 啓喜	萩原 久美子	村上 あかね	大田 庸	234 ~ 263 3ヶ年		
			B	3	森下 裕三	水谷 直樹	(長内 遥香)	(棚井 亜衣)	(鈴木 小春)							
			C	0	中村 恒彦	井口 祐貴	(高良 要多)									
3	23 連 294	災害に関する学際的研究	A	4	尾綱 智子	辻 高広	青野 正明	南郷 晃子						234 ~ 263 3ヶ年		
			B	0												
			C	1	鈴木 則子											
4	23 連 295	デジタル・ファイナンスによる地域活性化の可能性 (Ⅱ)	A	3	松尾 順介	金光 明雄	中野 瑞彦							234 ~ 263 3ヶ年		
			B	0												
			C	6	四宮 章夫	田頭 章一	大杉 謙一	梅本 剛正	有岡 律子	小野 雅博						
5	23 連 296	地域文化資源の掘り起こしと活用の研究	A	9	井上 敏	鈴木 康文	島田 克彦	村中 淑子	森田 良成	松澤 俊二	(梅山 秀孝)	(秋山 浩三)	(山内 章)	234 ~ 263 3ヶ年		
			B	3	(玉置 栄二)	(橋爪 麻衣)	(岩男 久仁子)									
			C	6	河田 昌之	橋詰 文之	後藤 健一郎	奥野 美和	瀬尾 正人	尾谷 雅彦						
6	23 連 297	公共事業に関わるマネジメントの課題と展望	A	9	伊藤 潔志	福田 晴仁	井上 敏	西藤 真一	(望月 和彦)	(濱村 純平)	(吉川 丈)	(橋本 あかり)	(野田 知彦)	234 ~ 263 3ヶ年		
			B	1	小島 和貴											
			C	6	登り山 和希	小西 杏奈	田村 剛	孟 哲男	栗田 健一	中川 巖						
7	24 共 298	日本の大学におけるアカデミックライティング科目の指導内容に関する調査	A	6	三井 規裕	西藤 真一	藤間 真	(棚井 亜衣)	(鈴木 小春)	(長内 遥香)				244 ~ 273 3ヶ年		
			B	0												
			C	1	星 愛美											
8	24 共 300	異文化共生に関する越境的研究	A	7	宮脇 永吏	土屋 祐子	今澤 浩二	片平 幸	辻 高広	韓 敏暹	王 其莉			244 ~ 273 3ヶ年		
			B	0												
			C	0												
9	24 共 301	認知症の人と家族のピアサポートの場の構築	A	7	杉原 久仁子	川井 太加子	黒田 隆之	柴 セツコ	(金津 春江)	(武田 卓也)	(藤原 太郎)			244 ~ 273 3ヶ年		
			B	4	<馬 天生>	<チョウ イクレイ>	<松川 真也>	<楊 少敏>								
			C	3	家村 哲也	飯坂 孝子	折田 静香									
10	24 共 302	短時間計測における心拍変動評価の妥当性	A	6	松本 直也	竹内 靖子	井口 祐貴	大西 史見	(杉 秋成)	(川端 悠)				244 ~ 273 3ヶ年		
			B	0												
			C	1	小笠原 佑衣											
11	24 共 303	大学生における生活実態調査研究	A	5	井口 祐貴	大西 史見	松本 直也	(杉 秋成)	(松本 大佑)					244 ~ 273 3ヶ年		
			B	0												
			C	1	松元 隆秀											
12	24 連 304	学校という場をめぐる諸課題の解決に向けた学際的研究 3	A	5	金澤 ますみ	平野 孝典	安原 佳子	川口 厚	(清水 美穂)					244 ~ 273 3ヶ年		
			B	0												
			C	3	水尻 謙 織	山中 徹二	長瀬 正子									
13	25 共 305	フィールドワーク教育の学際的研究	A	12	大野 哲也	石田 あゆみ	竹内 靖子	木島 由晶	長崎 昶朗	金 太字	濱田 武士	彭 水成	(生井 達也)	254 ~ 283 3ヶ年		
			B	1	(福田 里美)	(水尻 寛二)	(石田 易司)									
			C	0	(福山 正和)											
14	25 共 306	公共施設の情報公開の現状と課題	A	6	伊藤 潔志	川口 厚	水沼 友宏	中村 恒彦	吉弘 憲介	(橋本 あかり)				254 ~ 283 3ヶ年		
			B	2	藤間 真	井上 敏										
			C	0												
15	25 共 307	日本における福祉国家の形成過程—社会問題とそれへの対応の諸相	A	9	小島 和貴	見浪 知信	永水 裕子	鈴木 康文	島田 克彦	松澤 俊二	(天本 哲史)	(瀧澤 仁唱)	(松本 未希子)	254 ~ 283 3ヶ年		
			B	0												
			C	1	向村 九音											
16	25 連 308	香港の食品展示会を活用した地域産業の活性化に関する研究—地域農産物・食品の輸出促進と産学官連携—	A	13	大島 一二	内山 怜和	角谷 嘉明	菊地 昌弥	櫻井 結花	吉田 恵子	義永 忠一	室屋 有宏	濱島 教博	254 ~ 283 3ヶ年		
			B	12	<孔 令君>	<符 潔>	<口野 直隆>	<大腸 淳一>	<ナリナシ キン>	<馬 洪清>	<キョウ ゲンナ>	<梁 煥熾>	<陳 美希>			
			C	19	金子 あき子											
17	25 連 309	総合的東アジア研究	A	7	松村 昌廣	江川 暁夫	濱島 教博	内山 怜和	(村山 高康)	(望月 和彦)	(伊藤 カンナ)			254 ~ 283 3ヶ年		
			B	1	大島 一二											
			C	12	楊 英	孫 栄貴	翁 覆中	藤 健吾	王 雅洋	邱 炫元	竹内 俊隆	尾上 寛正	宮原 暁			
18	25 連 310	インドネシアとの相互的文化交流に関する総合的研究 (Ⅴ)	A	9	小池 誠	森田 良成	今澤 浩二	片平 幸	小島 和貴	(宮崎 眞)	(鈴木 隆史)	(由比 寿子)	(南出 和余)	254 ~ 283 3ヶ年		
			B	1	(今井 敏子)											
			C	4	堀江 正伸	松村 多悠子	河野 佳春	Nengah Swikrama								

[注] 1) 研究スタッフ欄の各記号等
 ・アマミカ：代表者または会計、A・B：各 A 参加者・B 参加者、()：兼任講師、及び所員以外の学院関係者、< >：院生・学部生。
 2) プロジェクトの記号
 15 共 999 は 2015 年度に活動を始めた通算 999 番目のプロジェクトであり、共は共同研究プロジェクトであることを示す。
 なお、「共」の箇所が「連」と表記されるものは地域社会連携プロジェクトであることを示す。

桃山学院大学総合研究所規程

- 第 1 条 桃山学院大学学則第 12 条に基づいて、本大学に桃山学院大学総合研究所を付置する。
- 第 2 条 本研究所は、人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 共同研究または個人研究による研究調査
 2. 研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行
 3. 官庁、会社その他の依頼による調査・研究
 4. 桃山学院大学の機関誌その他の図書雑誌の編集・刊行
 5. 研究会、講演会および公開講座等の開催
 6. 国内外の大学および研究機関との交流
 7. その他本研究所の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本研究所に、研究所委員会を設ける。
- 2 研究所委員会は、研究所の運営に関する基本方針を協議決定する。
 - 3 研究所委員会は、次の構成員をもって組織する。
 1. 桃山学院大学専任教員の中から選出された若干名の運営委員
 2. 研究所長、専任研究員および事務職員
- 第 5 条 本研究所に、次の職員を置く。
- 所長、運営委員、所員、専任研究員、兼任研究員および事務職員
- 第 6 条 所長は、所員総会において単記無記名投票による過半数得票をもって選出する。第 1 回目の投票で過半数得票者がいない場合は、上位 2 名の決選投票によって過半数得票をもって選出する。
- 2 所長は、研究所の事業を統括し、研究所委員会の議長となるものとする。
 - 3 所長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 所長に事故あるときは、研究所委員会は運営委員の互選により所長代理を選出できるものとする。
- 第 7 条 運営委員は、各学部教授会に所属する所員の中から各 1 名を推薦し、所員総会において承認を得るものとする。
- 2 運営委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 運営委員に事故あるときは、当該学部教授会において所属する所員の中から 1 名を運営委員代理として推薦し、研究所委員会がこれを承認することができるものとする。
- 第 8 条 本大学の専任教員は、すべて所員となる。
- 2 所長は、必要に応じて所員総会を招集することができる。所員総会は、所員の過半数の出席をもって成立するものとする。
 - 3 所員の 3 分の 1 以上の者が、会議の目的事項を示して請求したときには、所長は臨時の所員総会を招集しなければならない。
 - 4 所員総会は、次の事項を審議する。ただし、所員である学長は、第 1 号の事項については審議に参加しないものとする。
 1. 所長、運営委員を新たに選任することに関する事項

2. 研究所の運営に関する事項

3. その他

第 9 条 専任研究員は、本学専任教員中から、別に定める規程により、研究所委員会が推薦した者を学長が任命する。専任研究員の任期は、1年または2年とする。

2 兼任研究員は、研究所の研究調査に参加する本学の専任教員であって、研究所委員会の推薦と所属学部教授会の承認とを得たものを所長が委嘱する。兼任研究員の任期は、1年または2年とし、再任を妨げない。

3 学外研究員は、学外の研究者であって、研究所委員会が共同研究・調査に必要と認められたものを所長が委嘱する。学外研究員の任期は、1年または2年とし、再任を妨げない。

第 10 条 事務職員は、庶務、会計、編集、出版および資料の収集・整理・閲覧・管理等に関する事務を処理する。

第 11 条 本規程の改訂は、研究所委員会における全構成員の3分の2以上の賛成を経て所員総会に提案し、出席者の3分の2の賛成によって決定される。

付 則

この規程は、1975年（昭和50年）4月1日から施行する。

この規程は、1977年（昭和52年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1977年（昭和52年）11月18日から改訂施行する。

この規程は、1983年（昭和58年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1984年（昭和59年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1986年（昭和61年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1987年（昭和62年）11月20日から改訂施行する。

この規程は、1991年（平成3年）1月18日から改訂施行する。

この規程は、1993年（平成5年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2002年（平成14年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2014年（平成26年）10月8日から改訂施行する。

『桃山学院大学総合研究所紀要』投稿規程

1. 本誌に投稿できる者は、総合研究所所員（以下「所員」という）とする。ただし、共同研究プロジェクトに関する投稿については、所員以外であっても、同プロジェクトの参加者である所員の推薦に基づき投稿できるものとする。
2. 所員であった者の投稿については、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
3. それ以外の投稿については、所員の推薦に基づき、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
4. 原稿内容は、論文、研究ノート、翻訳、書誌、資料、書評、その他とする。
5. 原稿は、手書き・ワープロを問わず横書きを原則とする。原稿の分量は、論文および翻訳では、24,000字（欧文の場合は12,000語）、その他では12,000字（欧文では6,000語）を一応の限度とする。この限度を超過するものについては分載することもある。
6. 論文には必ず500語程度の英文抄録を添付するものとする。
7. 投稿者による校正は、三校までとする。
8. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

(2015年4月15日 研究所委員会改訂承認)

執筆者紹介

(掲載順)

大 島 一 二	本学経済学部教授
梁 悦 寧	本学経済学研究科博士後期課程
小 池 誠	本学国際教養学部教授
信 夫 千佳子	本学経営学部教授
安 原 佳 子	本学社会学部教授
藤 井 暢 人	本学経営学部講師
櫻 井 結 花	本学経営学部准教授
藤 田 智 子	本学経営学部教授
大 田 靖	本学経営学部教授
青 野 正 明	本学国際教養学部教授

研究所委員会

所 長 荒 木 英 一
運営委員 辻 洋一郎 ・ 竹 内 靖 子
金 本 伊津子 ・ 土 屋 祐 子
軽 部 恵 子 ・ 大 村 鍾 太
栗 岡 住 子
事務職員 辰 巳 吉 孝 ・ 酒 井 厚 介
小 山 克 年

2025年 7月18日発行

桃山学院大学総合研究所紀要

第 51 卷 第 1 号

編集兼発行人 桃山学院大学総合研究所
〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号
TEL(0725)92-7129

印刷所 友野印刷株式会社
〒700-0035 岡山市北区高柳西町1-23
TEL(086)255-1101(代)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE

Vol. 51 NO. 1 2025. 7

[Collaborative Research Projects]

Articles

- Development and Issues of Japan's Agricultural, Forestry,
Fishery and Food Products Export to Hong Kong OSHIMA Kazutsugu (1)
LIANG Yuening
- Marapu Belief Education in Schools of the
East Sumba Regency, Indonesia KOIKE Makoto (17)
- Employment of People with Disabilities at NTT WEST LUCENT:
Management to Achieve a High Retention Rate of Persons
with Mental Disabilities SHINOBU Chikako (43)
YASUHARA Yoshiko
- Impact of Student Assistants' Behavior on Learners' Intrinsic
Motivation in PBL-Based Classes FUJII Masato (69)
SAKURAI Yuka
FUJITA Tomoko
OTA Yasushi

Article

- A Rediscovery of "Subjects of the Imperial Kingdom (皇国臣民)":
In Relation to the Shinden Development Movement (心田開発運動) AONO Masaaki (85)

Research Institute Journal (143)

The Research Institute
of
St. Andrew's University
1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
